

## 平成30年壱岐市議会定例会12月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び議決結果一覧 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	4
第1日（12月4日 火曜日）	
議事日程表（第1号） .....	5
出席議員及び説明のために出席した者 .....	6
再開（開議） .....	7
会議録署名議員の指名 .....	7
審議期間の決定 .....	7
諸般の報告 .....	8
行政報告 .....	10
議案説明	
議案第66号 平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号） .....	18
議案第67号 長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について .....	29
議案第68号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	29
議案第69号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について .....	30
議案第70号 壱岐市手数料条例の一部改正について .....	33
議案第71号 指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について .....	33
議案第72号 壱岐市自治基本条例の制定について .....	34
議案第73号 平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号） .....	35
議案第74号 平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） .....	38
議案第75号 平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） .....	38

議案第76号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	39
議案第77号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	40
議案第78号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	40

第2日(12月7日 金曜日)

議事日程表(第2号)	43	
出席議員及び説明のために出席した者	44	
議案に対する質疑		
議案第67号	長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増 加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について	45
議案第68号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議 会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ いて	45
議案第69号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正について	45
議案第70号	壱岐市手数料条例の一部改正について	45
議案第71号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の 一部改正について	45
議案第72号	壱岐市自治基本条例の制定について	45
議案第73号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)	50
議案第74号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3 号)	50
議案第75号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	50
議案第76号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	50
議案第77号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	50
議案第78号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	50

委員会付託（議案）	5 0
予算特別委員会の設置	5 0
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託）	
議案第 7 9 号 損害賠償の額の決定について	5 1

第 3 日（1 2 月 1 0 日 月曜日）

議事日程表（第 3 号）	5 5
出席議員及び説明のために出席した者	5 5
一般質問	5 6
3 番 植村 圭司 議員	5 6
4 番 清水 修 議員	6 7
7 番 久保田恒憲 議員	7 6
5 番 赤木 貴尚 議員	8 7

第 4 日（1 2 月 1 1 日 火曜日）

議事日程表（第 4 号）	9 5
出席議員及び説明のために出席した者	9 5
一般質問	9 6
9 番 音嶋 正吾 議員	9 6
1 番 山川 忠久 議員	1 0 6
1 5 番 豊坂 敏文 議員	1 1 7
1 1 番 鵜瀬 和博 議員	1 2 3

第 5 日（1 2 月 1 2 日 水曜日）

議事日程表（第 5 号）	1 3 7
出席議員及び説明のために出席した者	1 3 7
一般質問	1 3 8
2 番 山内 豊 議員	1 3 8
6 番 土谷 勇二 議員	1 5 0
1 3 番 市山 繁 議員	1 5 8

第 6 日（1 2 月 1 8 日 火曜日）

議事日程表（第6号）	171
出席議員及び説明のために出席した者	172
委員長報告、委員長に対する質疑	173
議案に対する討論、採決	
議案第67号 長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について	175
議案第68号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	176
議案第69号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	177
議案第70号 壱岐市手数料条例の一部改正について	177
議案第71号 指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について	177
議案第72号 壱岐市自治基本条例の制定について	177
議案第73号 平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	178
議案第74号 平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	178
議案第75号 平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	178
議案第76号 平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	178
議案第77号 平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	178
議案第78号 平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	178
議案第79号 損害賠償の額の決定について	178
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
同意第2号 壱岐市副市長の選任について	178
副市長の挨拶	180
呼子好議員の議員辞職について	180
議員派遣の件	181

委員会の閉会中の継続調査の申し出の件	181
市長の挨拶	181
議長の挨拶	183
閉会	183
資料	
議員派遣の件	185
委員会の閉会中の継続調査の申し出の件	186

平成30年壱岐市議会定例会12月会議を、次のとおり開催します。

平成30年11月27日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

- 1 期 日 平成30年12月4日（火）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

平成30年壱岐市議会定例会12月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	12月 4日	火	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	12月 5日	水	休 会	○発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
3	12月 6日	木		
4	12月 7日	金	本会議	議案審議（質疑、委員会付託）
5	12月 8日	土	休 会	（閉庁日）
6	12月 9日	日		
7	12月10日	月	本会議	○一般質問
8	12月11日	火		○一般質問
9	12月12日	水		○一般質問
10	12月13日	木	委員会	○常任委員会
11	12月14日	金		○予算特別委員会
12	12月15日	土	休 会	（閉庁日）
13	12月16日	日		
14	12月17日	月		
15	12月18日	火	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○閉会

平成30年壱岐市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第66号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	省 略	原案のとおり可決 (12/4)
議案第67号	長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第68号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第69号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第70号	壱岐市手数料条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第71号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第72号	壱岐市自治基本条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第73号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第74号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第75号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第76号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第77号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第78号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
議案第79号	損害賠償の額の決定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/18)
同意第2号	壱岐市副市長の選任について	省 略	同 意 (12/18)
	呼子好議員の議員辞職について	—	許 可 (12/18)
	議員派遣の件	—	原案のとおり決定 (12/18)
	委員会の閉会中の継続調査の申し出の件	—	原案のとおり決定 (12/18)

平成30年竜崎市議会定例会12月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	5	5			
予算	7	7			
その他	3	3			
報告					
決算認定 (内前回継続)					
計	15	15			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他				
計				
請願・陳情等 (内前回継続)				
計				

平成30年壱岐市議会定例会12月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
12月10日 (月)	1	植村 圭司	「壱岐こどもセンター」の充実について	56～66
			来島旅行者の「欠航延泊費拡大」について	
			観光大使について	
			入札制度改革について	
2	清水 修	壱岐市自治基本条例について	67～76	
		子育て支援について		
		安心・安全のまちづくりについて		
3	久保田恒憲	安全・安心なまちづくりの一つ 防犯パトロールについて	76～86	
		まちづくり交付金の対象となる福祉保健部と自主防災組織の取り組みについて		
		医療に関する相談は専門の窓口があるが市民への周知は		
4	赤木 貴尚	壱岐市職員の事情聴取について	87～94	
		壱岐市職員倫理規程について		
12月11日 (火)	5	音嶋 正吾	海運業を取り巻く課題について	93～106
			瓦解する市政への信頼感	
	6	山川 忠久	事業承継について	106～ 117
			地域おこし協力隊について	
防災について				
7	豊坂 敏文	水産振興について	117～ 122	
8	鵜瀬 和博	福岡事務所について	123～ 135	
		機構改革について		
12月12日 (水)	9	山内 豊	壱岐市観光大使による縄文祭について	138～ 150
			山林火災について	
	10	土谷 勇二	郷ノ浦港整備について	150～ 158
住宅の補助金について				
11	市山 繁	離島の欠航延泊費補償制度について	158～ 170	
		法改正による18歳以上の成人式開催について		
		火葬場建設工事について		

平成30年 壱岐市議会定例会 12月議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成30年12月4日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		13番 市山 繁 14番 牧永 護
日程第2	審議期間の決定		15日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 報告
日程第5	議案第66号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算 (第4号)	財政課長 説明
日程第6	議案第67号	長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について	総務部長 説明
日程第7	議案第68号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第69号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第70号	壱岐市手数料条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第10	議案第71号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第11	議案第72号	壱岐市自治基本条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第12	議案第73号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算 (第5号)	財政課長 説明
日程第13	議案第74号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	保健環境部長 説明
日程第14	議案第75号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	保健環境部長 説明
日程第15	議案第76号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	建設部長 説明
日程第16	議案第77号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第1号)	総務部長 説明

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

---

欠席議員 (1名)

8番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	原田憲一郎君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。本会議場の音響効果向上のため、議場床等の改修工事が完成いたしております。傍聴者の皆様には若干見通しが狭くなったと思われませんが、御了承をお願いいたします。また、議員控室前の会議室につきましては、引き続き工事を行っておりますので、御配慮願います。

長崎新聞社ほか5名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があっており、許可をいたしております。

呼子議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成30年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題といたします。

12月会議の審議期間につきましては、去る11月30日に議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営委員長（町田 正一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成30年壱岐市議会定例会12月会議の議事運営について協議のため、去る11月30日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信いたしておりますが、本日から12月18日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会12月会議に提案されます案件は、条例の制定1件、条例の一部改正4件、平成30年度補正予算関係7件、その他1件の合計13件となっております。

また、陳情2件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、議案第66号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について委員会付託を省略し、本日、審査をお願いいたします。

その後、本日送付されました議案の上程、説明を行います。

12月5日、6日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、12月5日水曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

12月7日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

また、予算について質疑をされる場合においても、特別委員長宛てに質疑の通告を事前に提出されるようあわせてお願いいたします。

12月10日、11日、12日の3日間で一般質問を行います。

12月13日に各常任委員会を開催し、12月14日は予算特別委員会を開催いたします。

12月17日は議事整理日として休会し、12月18日に本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に追加議案が2件提出される予定であります。

以上が、平成30年壱岐市議会定例会12月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。12月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成30年壱岐市議会定例会12月会議に提出され受理した議案は13件、陳情等2件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び定期監査の報告書が提出されており、その写しをタブ

レットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

10月10日から12日にかけて、平成30年度長崎県市議会議長会行政視察に出席をいたしました。1日目の10日は、東京都港区議会において、「港区の観光振興ビジョンについて」、翌11日は群馬県富岡市議会において、「世界遺産の維持保全及び活用等について」、12日は、福島県いわき市議会におきまして、「議会改革及び広報の取り組み状況、被災地の復興状況について」説明を受けました。今後の議会改革を行う上で参考にしていきたいと考えております。

次に、10月25日、東京都において開催された「全国離島振興市町村議会議長会理事会」に出席いたしました。会議では、11月20日開催の第37回全国大会の運営及び提出案件の協議を行いました。理事会終了後に、国土交通省国土政策局の佐藤正一離島振興課長及び笹原特別地域振興官により、「平成31年度離島振興関係予算の概算要求等について」説明が行われました。

次に、10月29日午前11時より長崎県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会と長崎県町村議長会合同による県知事要望を行いました。壱岐市からは、「離島海上高速交通体系の維持について」、「空港の整備について」の要望をいたしたところでございます。また、午後から、合同による「議長・副議長・事務局長研修会」が開催され、平田副知事及び防災システム研究所山村所長より講演が行われました。

次に、10月31日に小値賀町におきまして、長崎県離島3市2町による市長・町長・議長会議が開催され、「国境離島地域の航路と海上国道について」意見交換をいたしました。次年度は五島市における開催が決定されたところでございます。

次に、11月13日、東京都において「全国市議会議長会第163回建設運輸委員会」が開催され、事務報告と委員会に付託されている各部会提出の要望8件及び会長提出4件の決議を行ったところであります。会議に入る前に、国土交通省の國友砂防計画調整官及び丹羽企画調整課長より、「インフラの戦略的な維持管理・更新について」等の講演が行われました。

次に、11月20日、東京都において「第37回離島市町村議会議長全国大会」が開催され、離島振興の促進等14項目の要望事項及び特別決議として2項目が全て原案どおり可決されました。本大会で決議された事項について、政府・国会に対して強力に実行運動を展開していくことを確認されました。

翌21日には、衆議院第2会館において、「長崎県離島振興市町村議会議長会」と「長崎県町村議会議長会」の合同による地元選出国會議員に対して要望活動を行ったところであります。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わります。詳しい資料については事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、10月28日、東京都において開催されました「東京壱岐雪州会」に、壱岐から私を含

め19人が出席をいたしました。本総会では、万谷会長が御勇退され、沼津出身の久原順一氏が第13代会長に就任されました。東京壱岐雪州会の今後益々の御発展と会員皆様の御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

次に、11月12日、長崎県庁におきまして、白川市長並びに山本県議とともに、中村知事に対し、壱岐市及び壱岐市議会の連名で、「空港の整備について」及び「長崎県介護福祉士修学資金貸付事業について」、「九州地方知事会等の離島開催について」ほか7項目の単独要望を行ったところであります。

定例会12月会議において、議案等説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成30年壱岐市議会定例会12月会議にあたり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、中原康壽副市長が、一身上の都合により、10月31日付で辞職したことを御報告申し上げます。

さて、平成30年秋の叙勲において、本市から、元壱岐市消防団副団長の西口千治様が瑞宝単光章を、第31回危険業務従事者叙勲において、元壱岐市消防司令の倉富和男様が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。

また、平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰を、芦辺小学校の学校支援会議「清石の会」が受賞され、平成28年度の筒城小学校の放課後子ども教室「白砂の会」、平成29年度の渡良小学校の学校支援会議「渡良っ子サポート会議」に続く3年連続の受賞となりました。

次に、平成30年度ながさき農林業大賞において、本市からは農産部門で農事組合法人池田仲下様が、しまの農林業経営部門で山石吉彦様、山石知治様が長崎県知事賞をそれぞれ受賞されました。

さらに、本年の県民表彰において、消防・防災功勞として、多年にわたり壱岐市消防団副団長等を務められた大川正伸様が、社会福祉功勞として多年にわたり民生委員及び児童委員を務められている山口邦子様、また、優良団体として多年にわたり沿岸部における各種防犯活動に取り

組んでおられる壱岐地区沿岸警備協力会がそれぞれ受賞されました。

この度、叙勲、表彰の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

次に、**入札に関する長崎県警察本部からの意見について**申し上げます。

長崎県警察本部から、壱岐市の建設業界において、入札に関し問題があるとの情報に基づき、その実態解明の捜査を行ったことについて、11月13日に説明を受けました。その一環として、中原康壽前副市長及び市職員にも事情聴取が行われておりますが、警察本部からは、その結果について、前副市長及び市職員に対して、警察として何らの措置及びコメントはなく、今後行政として、より適正な入札が行われるよう、入札制度のあり方等について、研究してほしいというものであります。

警察本部からの意見を踏まえまして、さらなる適正な入札制度等について研究してまいります。

さて、**長崎県への要望書の提出について**長崎県への壱岐市及び壱岐市議会連名の単独要望を11月12日に行いました。中村知事を初め幹部職員に対応していただき、本市からは山本啓介県議会議員にも同席していただき、10項目の要望書を小金丸議長とともに知事へ提出いたしました。その中で、今年度の重点要望項目として、「空港の整備等について」、「長崎県介護福祉士修学資金貸付事業について」、「九州地方知事会議等の離島開催について」の3項目を御説明申し上げます。

このうち、「九州地方知事会議等の離島開催について」では、来年春の九州地方知事会及び九州地域戦略会議が長崎県での開催であり、本会議を壱岐市で開催する予定である旨の説明がありました。これを受け改めて感謝申し上げますとともに、今後、県と十分なる連携を図り、万全な体制とおもてなしの心で対応してまいります。

各要望書の案件につきましては、本市にとって極めて重要な内容でありますので、御理解をいただくよう引き続き協議を重ねてまいります。

**離島航空路線活性化にかかるシンポジウムの開催について。**

次に、壱岐市国境離島新法制定民間会議空港整備促進期成会主催により、「離島航空路線活性化に係るシンポジウム」が12月15日午後6時30分から壱岐島開発総合センターで開催されます。

これは、現在運行されている航空機の機種ダッシュエイトQ200が更新時期を2020年から2022年までに迎える予定とされる中で、現在、後継機の選定等検討がなされておりますが、こうした現状を市民皆様にも御理解いただき、壱岐市における空路存続に向けた機運を盛り上げることを目的に開催されるものであります。

先に申し上げたとおり、知事へ、「空港の整備等について」を要望いたしましたが、答弁とい

たしまして『現在のところ、来年の更新時期を迎える1機については、同型機種のQ200を後継候補として選定を進めようと考えている。その後は、「持続可能な地域空港のあり方研究会」の動向にも十分留意しながら、機種を選定についても検討を進める。また、滑走路延長には莫大な費用がかかり、公共事業としてしっかりと採択を得ていく必要があるものと考えており、そういった際には、具体的にどういう機種、どのような形で運航していくのかといったことが必要になり、引き続き今後の推移を見きわめながら十分検討を進めていかなければならない』とのことでした。

私は、機種によって離発着ができるできないということは対症療法としか考えられず、将来の壱岐市のために、最低限1,500メートルの滑走路整備を強く要望したところであり、山本県議からも、滑走路の延長という選択肢を排除せずに御支援いただきたいとの後押しをいただいたところでもあります。

いずれにいたしましても、壱岐の空港が機種いかににかかわらず離発着が可能となるよう、滑走路の延長に向けて引き続き要望等を行ってまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、**有人国境離島施策の推進**について申し上げます。

本法律の重要な柱の一つである雇用機会拡充事業につきましては、8月に第2次の審査会を開催し、事業拡大4件を採択いたしました。これによって平成30年度の雇用創出予定数は67人となっております。

また11月11日には、滞在型観光促進を進めるため、谷川弥一衆議院議員、長崎県議会離島・半島地域振興特別委員会委員長宅島寿一県議会議員、山本啓介県議会議員御出席のもと、UIターンの方を中心とした若手による「有人国境離島振興に係る第3回意見交換会」、その後各種団体の代表で構成される「第2回壱岐市有人国境離島法有識者懇話会」を開催いたしました。会議では、活発な意見交換が行われたところでもあります。

今後、さらに離島振興を加速化させるためにも、市民皆様、そして県・市が一丸となり取り組みを進めていく所存であります。

**壱岐市自治基本条例**についてでございますが、自治基本条例は、自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民皆様、市議会、行政等が互いに理解を深め信頼し合う環境を築くことで、市民皆様に主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とした条例であります。

これまで、市民代表の30人で構成される壱岐市自治基本条例審議会において、平成26年11月から計8回にわたり御審議いただき、その後、内容の詳細な部分についての協議をワーキンググループ会議という形で2回開催してまいりました。

本年9月に第3回のワーキンググループ会議と第9回の審議会を開催し、最終的な素案について御協議いただきました。

その後、10月にパブリックコメントを実施し、市民皆様から幅広い御意見を賜り、その御意見について、第10回の審議会にて御協議いただき、11月22日に答申書を受理いたしました。審議会の答申を受け、今回、壱岐市自治基本条例の制定について議案を提出しております。

今後、市民皆様の御理解をいただきながら、少子高齢化や人口減少によるさまざまな課題等に対し、市民皆様、市議会、行政等が一丸となってその解決等に取り組んでいける体制づくりを図ってまいります。

大項目の2といたしまして、**交流人口の拡大**について申し上げます。

本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの8月から10月までの乗降客数累計は、22万9,424人、対前年比108.1%でありました。

開館9年目を迎えた一支国博物館は、10月21日に入館者数90万人を達成し、11月末現在91万2,371人となっており、市民皆様に初め多くの方々に御来館いただいております。

また、壱岐市を幅広くPRしていただくために、タレントの「ちんねんさん」へ、壱岐市観光大使を委嘱いたしました。11月10日の農協まつりの折に、壱岐市観光大使とJA壱岐市農畜産物PR大使のダブル任命式を行い、当日はNCC長崎文化放送による生中継も行われ、翌週の17日も壱岐の特集が組まれるなど、今後壱岐市を積極的にPRしていただけるものと期待をいたしております。

次に、**低炭素のしまづくり**についてでございますが、平成28年度に実現可能性調査と事業化計画策定を行った木質バイオマス資源の再生可能エネルギー導入活用については、前回調査結果の小規模でのエネルギー活用は可能という結論になりました。

これに基づき、公共施設等での自家消費を基本とした木質バイオマスエネルギー設備の平成31年度中の導入実現に向けて、8月末に公益財団法人日本環境協会の100%補助事業に応募しておりましたところ、10月30日に交付決定をいただいたところであり、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、**婚活事業**について、人口減少対策の一環として実施しております婚活事業「第6回イキイキお結び大作戦」は、11月3日と4日に壱岐市内で開催いたしました。女性参加者には事前に壱岐を知っていただくため、9月に福岡市内にある壱岐ゆかりの店において女性向けセミナーを開催し、19名の方々に御参加いただきました。一方、壱岐在住の男性参加者には、10月にコミュニケーション方法や心構えなどを学ぶ事前セミナーを開催いたしました。

当日は、すばらしい秋晴れのもと、福岡からの15名を初め熊本、東京、神奈川から女性参加者を迎え、男性19名、女性19名の大作戦となり、9組のカップルが誕生いたしました。カッ

プル成立者には、3週間後、男女ともフォローアップセミナーを実施したところでございます。

今後、一人でも多くの成婚者、移住者の増加となるよう工夫を凝らし、婚活活動を実施してまいります。

次に、**地域おこし協力隊**についてでございますが、地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢者の進行が著しい過疎地域等において、都市部の人材を積極的に受け入れ、おおむね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発、農林水産業への従事等、地域協力活動を行っていただき、地域に定住・定着を図ることを目的とした制度であります。

本年度は、7月2日に壱岐市観光連盟担当として島居英史さん、7月18日に健康運動プランナーとして市原未湖さん、8月17日にふるさと商社担当として中村陽子さん、10月1日に企業研修等誘致担当として小林伸行さんの4名を委嘱したところであります。

今後は、それぞれの分野で、これまで培ってこられた経験を十分に発揮して、本市の地域活性化に寄与されることを期待いたしております。

さて、10月20日に開催した「神々の島 壱岐ウルトラマラソン2018」は、多くの皆様から御協力いただき、おかげをもちまして事故もなく、盛会に終了することができました。大会運営に御協力いただきました皆様へ改めてお礼を申し上げます。

本大会には、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から、さらには海外からの御参加もいただき、昨年を上回る728人のエントリーをいただきました。大会当日は天候にも恵まれ、100kmに448人、50kmに207人、総勢655人のランナーが出走されました。

沿道の市民の皆様の温かい御声援が、健脚を競うランナーの大きな力となり、完走率は100kmが72.8%、50kmが87%でありました。

ランナーの皆様からは、「次回も友人を誘って参加したい」、「景色も、途切れない沿道の声援もすばらしかった」、「毎年の進化がとまらない大会」、「子供たちの手づくりの、のぼりや手紙に大変元気が出た」など、嬉しい声が寄せられました。

本市の大会は、全国のランナーが集まるインターネットサイトのランネットにおける大会ランキングで、ウルトラマラソン大会の部門で全国2位の評価をいただいております。過去2回の反省点や課題等を検証し、実施した今回の壱岐ウルトラマラソンは、官民連携によるおもてなしがより充実したものとなり、経済効果も考慮すると、まちづくりイベントとして大きな成果を上げたものと捉えております。

長時間にわたる本大会を献身的に支えていただいたボランティアの皆様、沿道からの温かい声援やコース周辺の交通規制等、円滑な大会運営に御理解をいただいた市民皆様、協賛及び支援をいただいた事業所及び各種団体の皆様など、今大会を支えていただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

参加されたランナーの皆様を初め、ボランティアスタッフ、スポンサーや関係機関、団体の皆様の大会運営に対する声を一つ一つ真摯に受けとめ、改善を図り、日本一のウルトラマラソン大会を目指し今後も取り組んでまいります。

次に、**産業の振興**でございますが、まず農業につきましては、本年度の水稻の作況指数は、長崎県全体で104、壱岐市においては107と、平年を上回る発表がなされました。11月14日現在、早期米につきましては、高温の影響により、「コシヒカリ」は全て2等でしたけれども、高温耐性のある「つや姫」については全て1等でありました。普通期米につきましては、出穂期の水不足のため、「ヒノヒカリ」については全て3等でしたけれども、「にこまる」、「なつほのか」については全て1等の好成績となっております。

葉たばこにつきましては、5月上旬の強風や6月下旬の立枯病の発生、7月の台風による落葉等により、壱岐全体の平均収量は10アール当たり206kgと、昨年と比較すると大きく減少となりました。10月10日から16日にかけて行われた葉たばこ販売では、1キロ当たりの代金は2,143円と昨年を上回り、品質レベルは高かったものの、10アール当たり代金は44万2,309円と昨年を下回りました。

畜産につきましては、4年後の全国和牛共進会鹿児島大会を見据え、産地間競争に打ち勝つための牛づくりと、壱岐牛のさらなる銘柄確立を図ることを目的として、10月25日に第9回壱岐市和牛共進会が開催されました。各地区から選考された55頭が集う中、第1部は勝本の豊坂敏文様、第2部は志原の株式会社野元牧場様、第3部は石田の大谷英夫様、第4部は勝本の山口領三様がそれぞれ優秀賞を受賞され、その中で第4部の山口領三様は、グランドチャンピオンを獲得されました。

また、9月18日に福岡食肉市場で開催された肉牛の部には、28頭が出品され、株式会社野元牧場様が見事金賞を獲得されました。本共進会を通じて、さらなる肉用牛農家の生産意欲の高揚と経営安定が図られることを期待するものであります。

肉用牛経営における子牛の販売は、繁殖農家の減少に伴い全国的に高値で推移しておりますが、肥育農家においては厳しい経営を強いられております。12月1日、2日に開催されました子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり2万6,000円高の平均84万8,000円となっております。依然、高値での取引となっております。今後も、産地維持のため、関係機関と連携を図り、繁殖基盤の強化を推進してまいります。

また、緑化推進活動の一環として、11月3日に筒城浜一帯において「森林のつどい」を開催し、市内の緑の少年団や各小学校の児童並びに保護者による植樹活動や育樹活動を行いました。当日午前で開催された壱岐地区緑の少年団地域交流会では、市内4つの緑の少年団の活動発表が行われ、芦辺緑の少年団が優良発表団体に決定され、今月8日に開催される長崎県交流集会へ出

場いたします。これらの活動は、次代を担う子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し緑を守り育て、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的に、意義深い活動となっております。

農地・農業用施設等災害につきましては、平成29年度発生分、国庫補助金交付決定箇所の上10月末現在の発注状況は526地区中241地区で、約46%の発注率、事業費総額5億円で、査定決定額比の55%となっております。現在、発注を進めておりますけれども、その一方で、受注業者においては発注件数が多いため、技術者及び建設資材等が不足し、受注ができない状況となっており、発注計画の見直しを国・県と協議をいたしております。関係農家の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますけれども、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

水産業の振興については、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を去年同期と比較いたしますと、漁獲量は1,709トン、11.8%の増、漁獲高は16億2,200万円、15.0%の増収となっております。漁獲量、漁獲高とも増加をしておりますが、漁場環境の悪化によるスルメイカの不漁や資源管理のためのクロマグロの漁獲抑制等が影響し、依然として漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

クロマグロの漁獲制限につきましては、県に対し資源管理による水揚げ減少に対する支援の充実と代替漁法への転換に対する支援の拡充など、国への働きかけを要望いたしました。

水産業の振興を図るため、今後も漁業者の皆様、そして各漁協を初め関係団体と連携を図り、有人国境離島法による制度を活用した施策など積極的に取り組んでまいります。

教育施設的环境整備につきましては、今年の気象災害とも言われる猛暑を受け、児童生徒等へ健康被害を及ぼさないように、熱中症対策として、小・中学校普通教室へのエアコン設置に向け、早急に必要な機種等の調査を進めることを前回9月会議において報告をいたしました。

その後、平成30年度の国の第1次補正予算で新たな国庫補助制度として「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が創設されました。

今回の臨時特例交付金は、平成30年度補正予算において臨時特例的に創設されたもので、今後、継続的に活用できるものではないことから、普通教室への設置を最優先することとし、次年度、平成31年度の小中学校の普通教室予定数150教室及び幼稚園の保育室数10室について要望を行いました。

今回、補正予算に設計監理業務及び設置工事費について所要の予算、または繰越明許費を計上いたしております。今回、議決をいただきましたならば、来年6月竣工を目途に実施してまいります。

次に、芦辺中学校校舎改築工事及び改修工事は、6月27日に本契約締結後、9月1日から基礎コンクリート杭打ちに着手しております。進捗状況は、約2カ月程度の遅れがあり、毎月2回

の工程会議を重ねておりますけれども、工期内完成が大変厳しい状況になり、関係工事業者の一層の取り組みを強く要望いたしております。

次に、**防災については**、壱岐市市制施行15周年を記念した「防災サミット」を11月17日、長野県諏訪市の金子市長様を初め災害時相互応援協定を締結しております神奈川県秦野市、静岡県伊東市、また協定を通じて交流のある岩手県北上市、新潟県柏崎市、静岡県富士宮市、東京都日野市並びに本市と友好都市を締結しております兵庫県朝来市、友好交流宣言を締結している福島県檜葉町の9市町から市長、副市長等の御参加をいただき、開催いたしました。

人口減少と高齢化が進む社会環境の中での災害対策のあり方を議論し、地域防災とまちづくりと題した基調講演等及び防災サミット宣言を行いました。大変有意義な内容で、盛会裏に終了することができましたことに対し、御参観いただいた方々を初め関係者皆様に厚く御礼を申し上げます。

原子力防災につきましては、県知事及び松浦市長、平戸市長、佐世保市長、佐世保市副市長とともに、原子力災害時の避難対策等の充実を求めて、11月20日、内閣府原子力防災担当の山本政策統括官に要望活動を行いました。本市といたしましては、離島であるがゆえの避難の難しさを訴え、その対策を要望したところでございます。

また、11月22日には、本市で6回目となる原子力安全連絡会が長崎県主催で開催され、県、市、九州電力、各関係機関の代表者16名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策などの情報の共有化と意見交換を行っております。

今年度は、6月に発生した大阪北部を震源とする地震や7月の豪雨、9月に北海道で初めてとなる震度7を観測した北海道胆振東部地震による甚大な被害が発生しており、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

本市におきましては、10月5日に台風接近があったものの、幸い大きな被害は発生しておりません。また、本台風接近に当たっても、早目の警戒体制をとるなど、対策を行ったところであり、今後とも防災対策に万全を期してまいります。

本年1月から11月末までの火災・救急発生状況は、火災33件、救急1,582件となっており、昨年同期と比較いたしますと、火災が13件の増、救急が26件の減となっております。

また、去る11月9日には、勝本中学校及び周辺地域において消防訓練を実施いたしました。中学校における火災発生時の学校職員の初期対応及び消防職員、消防団員の防御技術の向上を図り、各関係機関との連携強化を図ることができました。さらなる火災予防の啓発と消防力の強化に努めてまいります。

これから年末年始にかけては、火災の発生しやすい時期となりますので、市民皆様には、火の取り扱いなどに十分御注意願います。また、インフルエンザにつきましても、手洗い、うがい等

感染対策及び健康管理に注意されるよう、あわせてお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出しております平成30年度補正予算の概要は、一般会計補正額13億6,200万円、各特別会計の補正総額マイナス244万4,000円となり、一般会計、各特別会計の補正額の合計は13億5,955万6,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、294億6,280万円で、特別会計につきましては90億7,337万9,000円となっております。

本日提出した案件の概要は、長崎県市町村公平委員会の規約の変更等に係る案件1件、条例の制定・改正に係る案件5件、予算案件7件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前回以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 議案第66号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、議案第66号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） おはようございます。議案第66号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億6,930万円とします。第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正で、9款2項小学校費から4項幼稚園費の空調設備設置事業3件の事業費総額6億6,439万4,000円につきましては、国の補正予算による財源措置につき、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料に平成30年度12月補正①予算（案）概要の4から5ページに記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1、変更で、教育債は限度額1億470万円を2億6,380万円に、1億5,910万円を増額しております。小中学校、幼稚園の空調設備設置事業について、国の臨時特例交付金の対象事業費の補助残額に対し充当しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源につきまして普通交付税で31万円を増額いたしております。

次に、14款2項7目教育費国庫補助金は、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業について、配分基礎額に対する補助率3分の1の臨時特例交付金7,959万4,000円を追加しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、合併振興基金繰入金は、同じく小中学校、幼稚園の空調設備設置事業の総事業費に対する補助、起債の充当残額について4億2,000万円を充当しております。

次に、20款4項2目雑入は、再生可能エネルギー推進事業で木質バイオマスエネルギーの設備導入事業に係る計画策定につきまして公益財団法人からの100%の助成として949万6,000円を追加しております。

次に、21款市債につきましては、5ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

1 2月補正の主要事業につきましては、別紙資料2の平成30年度1 2月補正①予算（案）概要で説明いたします。

2から3ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費、再生可能エネルギー推進事業で、木質バイオマスエネルギーの設備導入事業に係る計画策定につきまして、概予算計上額の内訳及び充当財源の調整も含め4 10万6,000円を追加しております。

次に、9款2項小学校費から4項幼稚園費につきまして、国の補正予算による臨時特例交付金及び地方債の充当を受け、小学校18校125教室、中学校3校25教室、幼稚園8園10教室への空調設備設置事業で、設計監理業務と設置工事費につきまして、総額で6億6,439万4,000円を追加しております。

以上で、議案第66号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第66号の補足説明をいたします。

空調設備設置事業の補正予算案を本会議初日に提案をし、議決をお願いした理由としましては、9月議会において市長が、6月末までには必ず各学校にエアコンを設置する旨の答弁をされました。また、国の緊急対策でもあることから、設計や工事の発注が遅れると全国的にも品不足が生じ、空調機器等の導入が厳しくなると判断をしまして、11月の議会に提案をしようと考えておりましたが、諸般の事情で開催できないということでありましたので、本会議初日に提案をいたしております。どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算特別委員会の審議ができませんので、この場をかりまして概要を説明させていただきます。

タブレットに2つの資料を載せておりますので、ご覧いただければと思います。

今回、大幅な予算額となった理由としましては、この事業が閣議決定をされた当初は埋め込み型のみが補助対象で、壁かけ型と天井つり下げ型については備品扱いとして対象外というふうにされておりました。

国の交付金要望の取りまとめが10月の25日までで、早急に概算額を算出する必要があり、そのときちょうど中学校のエアコン修理をしていた業者に参考までの見積もりを依頼いたしました。

て、天井埋め込み型の概算額で国のほうに交付金要望基礎額を提出いたしました。それが6億6,439万4,000円でございます。

当然、市の補正予算についても、国への要望額と同額を計上しなければなりません。そういった指導でもありました。そこで、また10月11日付で経済産業省のほうから臨時特例的な補助制度の通達では交付金の算定割合は工事費の3分の1ということで示されておりました。

しかしながら、一方、文部科学省のほうでは、1平方メートル当たり2万5,100円の補助金の空調基準単価が示され、壱岐市に設置する教室の総面積は9,515平方メートルですので、国費は7,959万4,000円になります。したがって、国費は全体事業費6億6,439万4,000円のわずか約12%ということになります。

ここで重要なことは、全体事業費が幾らであっても、教室の総面積が変わらない限り国の補助金は変わらないということになります。その後、国が壁かけ型及び天井つり下げ型であっても工事請負費で発注する場合には補助対象とするよう緩和をされましたので、今回、学校要望調査及び現地調査を実施するとともに、市の財政負担を抑えるためにも、そしてまた将来の維持管理費等を考慮した結果、壁かけ型が適切と判断し、機器を見直すことにしております。

そこで、タブレットに記載しております財源の内訳の説明をさせていただきます。

予算要求額は、天井埋め込み型の6億6,439万4,000円でございます。壁かけ型での、これは実質見込み額、これが3億7,091万6,000円でございます。それで積算をしますと、国庫補助金は空調基準単価1平方メートル当たり2万5,100円です。設置する教室の総面積は9,515平方メートル。よって、交付金の基礎額は2億3,881万4,000円でございます。配分額は、この基礎額の3分の1でございますから、7,959万4,000円ということになります。そこで、壁かけ型で見直した結果、国費は21%ということになります。

起債の上限額は1億5,910万円でございます。その起債の上限額の60%、この9,546万円が後年度に交付税措置をされるということになります。したがって、壱岐市の一般財源は1億3,222万2,000円というふうになります。そのうち1億3,000万円程度の基金を取り崩すことになります。

実施に当たりましては、壁かけ型の概算工事費で設計を発注し、工事費の大幅な不用額が見込まれるため、3月議会において減額補正をさせていただきたいというふうに思っております。

何とぞ御理解賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今、財源内訳説明については理解いたしました。わかりました。

その中で、これは配分率は変わらんわけですけど、ちょっと計算をお尋ねしたいんですが、平米当たりの単価が2万5,100円、そしてそれに乗ずる平米数9,515平米、これを計算しますと2億3,882万6,000円になるわけです。そうすると、ここに書いてある交付金基礎額は2万3,814円で、そこで1万2,000円ぐらいの差があるわけですが、この理由についてちょっとお尋ねしたいと思います。

そして、その3分の1をしますと、7,960万4,000円が、計算では7,960万8,000円、ここで3分の1ですから4,000円の差があるわけですけども。

それと、次の1点目が、次は7,960万4,000円から7,959万4,000円、ここで括弧内と下の配分額に1万円の差があるわけですが、その内容について。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 御質問の国庫補助金の算出根拠でございますが、2万5,100円掛9,515平方メートルは、交付金の基礎額2億3,881万4,000円にならないということでございますか。（「それが1つ」と呼ぶ者あり）

ちょっとそれ確認したつもりでございますが、ちょっともう一度確認させていただきます。

それと、各校の7,960万4,000円というのは、その算式での計算でございますが、この配分額の7,959万4,000円、この1万円合わないというのは、10万かな、10万合わないというのは、1校ずつのそれぞれの端数処理を行っておりますので、全体で見ますと7,959万4,000円ということになります。

○議員（13番 市山 繁君） ちょっともう一回。

その数字をもう一回すみません。ちょっと私、聞き取りそこのうたけん。7,960万8,000円。と、下の7,959万4,000円の10万円の差、もう一度。

○議長（小金丸益明君） いいです。どうぞ。

○教育次長（堀江 敬治君） 再度お答えします。

まず、括弧の7,960万4,000円というのは、算出根拠にあります、これはそれぞれの、この計算でいきますとこれになりますが、配分額の7,959万4,000円、これが10万円少ないということでございますですね。これについては、各学校をこの算出根拠で計算しまして、1校ずつの端数、1校です。1つの学校ごとに計算をいたしておりますので、その端数処理です。10万以下は端数処理しておりますので、その積み重ねますと7,959万4,000円ということですよ。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） この端数の調整かなと思っておりますが、その計算はどうなりますか。計算は、1万2,000円ちょっと違いますけれども、わずかな金額ですけども、こ

ここに交付金基礎額ということがありますから、この1万2,000円はどういうわけで足らんとかなと。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 先ほどの国庫補助金額の2万5,100円掛け9,515平方メートル、これにつきましては、市山議員申されますように、2億3,882万6,000円というふうになります。そこに1万2,000円の端数が出たというのが、9,515平方メートル、これを積み上げる段階で、当初9,513平方メートルでありました。その2平方メートル分をここに加えておりませんので、その分は、市山議員おっしゃるように、違っておりますので、後ほど修正をしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 平米数が2平米違っておったということですね。はい。それはこの計算様式とこれが合わんから質問したわけです。終わります。

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） 財政課長にお伺いしたいと思います。

まず、6億円から3億円になった時点、これがいつの、日付ですね。いつの時点でこういうふうになったのか。3億円になった時点で、要点は、この予算要求をするときに、予算をつくるときに、6億円から3億円になった。3億円の時点が早かったら3億円を補正予算要求すればいいんです。その時点がいつ頃だったのか。それを確認したいと思います。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。（「財政課長に」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。財政課長、答えられますか。松尾財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） この予算要求の額につきましては、ここに上がっておりますように、6億6,439万4,000円で要求が上がったものを、予算書を作成する段階においてはこの額で聞いておりました。この実質の見込み額というのは、11月の30日の議会運営委員会の段階でお聞きいたしました。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） それでは、教育委員会のほうに聞きたいと思えます。

この11月30日に財政、これは議会運営委員会のときにこの資料があったわけですが、実際に3億円の数字が出たのはいつか、それをいつ頃かお聞きしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 豊坂議員の質問にお答えしますが、先ほど説明をしました国の交付金の要望取りまとめ、これが10月25日で行ったので、それから国と県とのやりとりを

する中で、10月の25日、その後に発覚をいたしております。

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） もう内容はわかるわけですが、実際に執行とこれだけの倍の予算要求、予算が出るということ自体がちょっとおかしいという話をしたいんです。

実際、執行予算ですから、一般的にはこういう事例はないわけです。3億7,000万円、これが予算要求されれば別に問題はないんですが、私も、将来的には壁かけがいいと思います。これは教室1室1室にやるわけですが、このほうが後、補修関係でも一番しやすい。天井がけになると校舎全体が1本になってくるわけです。だから、この施工についても、この壁かけのほうが妥当というふうに考えておりますが、特に、それじゃもう一回確認しますが、この執行予算については、3億7,000万円を上回る、予算はそれ以上あるわけですから。絶対この3億7,000万円ですとやるということでは受け取っていいですか。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 豊坂議員の質問でございますが、3億7,000万円で実際にやれるかということでございます。これでやりたいというふうに思っております。執行の際には、実施設計調査等、そういった中で、そういった段階で市の財政負担を極力抑えるような形で努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） もう一点。それじゃここに、1教室に1台か2台か、ないわけですが、一般的には教室の場合は2台空調設備が入ると思う。その点について、1台か2台かだけでいいです。よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 今の質問でございますが、大体、普通教室、これが63平米から68平方メートルが普通教室の普通の大きさでございます。それとあと特別支援、この教室が約この半分ぐらいです。35平方メートルぐらいになっております。そういった部屋の大きさ等で、今おっしゃるように壁かけを1台でやるか2台でやるかというようなことでございます。

それで壁かけ型の1台、これが全体で21でございます。それで壁かけ型2台、これが128教室ありますので、掛け2で、全体で個数は277の壁かけになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） もうこれ以上言いませんが、3月で減額補正があるということですから、その時点でまた質問があれば質問したいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑ありませんか。鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回の補正予算につきましては、本来ならば予算特別委員会の中で十分協議をして結論を出すべきであります。時間的制約もありまして、現在、堀江次長のほうより補足説明がありまして、確認なんですけれども、再度確認します。当初、国へのブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金を申請するときは、天井埋め込みのみの工事が対象だったけれども、その後、計画では、その計算で積算したところ、6億6,400万円を予算を国のほうへ請求したと。その後、要件が緩和されまして、壁かけ型も対象となりまして、また説明でありましたとおり補助金の額も、教室の面積であるために変わらないことと、将来的な維持管理も考慮して、改めて積算をし直したところ、実質見込み額として約3億7,000万円となっております。

本来なら、副議長も御指摘されたとおり、減額をして見込み額で補正をすべきだと私も思っております。しかし、冒頭言われましたとおり、6月までに各学校へのエアコンを設置するためには、国への申請変更手続、そしてその後の議会承認、入札、設計、商品の納入、設置工事などになると時間的制約等により厳しくなるというような説明でしたけれども、そのとおりで間違いなにか、あわせて御質問をします。

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 鵜瀬議員が確認されましたとおり、そのとおりでございます。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回の学校へのエアコンの設置につきましては、我々議会のほうからも早期設置するように要請をしております。しかし、今回の補正のあり方、進め方については、大変、過去にはないまれなケースであると思っております。本来なら、今後の予算執行につきましては、今回の補正額については6億6,400万円ですが、現見込みでは、先ほどからも言うように3億7,000万円ということですが、今後、次長は約3億7,000万円を超えないように努力をしたいというお約束をされましたけれども、本来なら予算特別委員会では、こういったことを、意見を付して採決するところではありますけれども、本会議場でありますので、ぜひ今回の見込み額をオーバーしそうなときは事前に、議会に十分説明をいただくこと。そして、その後、執行すると。

もう一つは、今回の事業額が確定した場合に、速やかに減額補正をあわせてしていただくことをぜひ今、本議会におきまして要請をしておきたいと思っております。

文書として残すことが、我々議会としても今回こういった形ではない補正になっておりますので、十分その辺も御理解いただいて、採決のほうをしていただきたいと、議長、そのように思っ

ております。

○議長（小金丸益明君） 答弁ありますか。久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 次長のほうからあらかじめの説明はしておりますが、少しだけ加えさせていただきます。

今回、6億云々の金額で提示をさせていただいたのは、当初、お話をお聞きになったように、国に要望をしていた金額がそれでございます。その後、概要の説明が国からあっておりますが、その要望金額の修正等の措置はまだあっておりません。そういう中では、国に要望した金額でもってこの老岐市議会の中でも私ども、空調設備の設置事業についての予算計上をさせていただくということが自治体における信義に関する部分としてそうさせていただきました。

ただ、お気づきのように、その金額で設置事業をしていた場合に、かなり減額が見込まれるのではないかというお考えを議員皆様お持ちになるだろうと思い、実質見込み額というのをあらかじめ算定して今お話をさせていただき、そのような方向で取り組むことをお伝えしながら、工事発注をしますと工事費全体がわかってきますので、速やかに、3月議会をめぐり減額補正を提示していくという手法をさせていただいたということで御理解いただければありがたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今回の教育委員会の予算の要求の仕方、御指摘のとおりだと思っております。ただ、今次長が申しました3億7,000万円でおさめたいと。私、それをちょっと、すみませんが撤回していただきたいと思っています。と申しますのは、今の見積もりで積算しているんです。私は、全国の小中学校、幼稚園が一斉にかかるわけです。そうしたときに、私は機材の高騰等、十分考えられる。不測の事態があると思っています。ですから、3億7,000万円で一生懸命そりゃ頑張ります。頑張りますけれども、特殊な環境での入札だということを申し上げておきたいと思っています。努力はいたします。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 十分そのあたりは理解をしております。私が言っているのは、今の提示している金額がそういう不測の事態等で変わる場合、議会に事前に十分御説明をいただきたい、そこだけなんです。議会としては。

そして、6月末までにエアコンをつけていただく。やはり最終的にはそこが結ですから、その部分をしていく間の経過として、そこを十分、市長、教育長に対しては、そのようにぜひ約束をしていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 私は教育委員会のほうじゃなくて、木質バイオマスのほうでお尋ねをしたいと思います。

この予算で、説明を聞きますと、設備の導入を実現するための検討、詳細設計に入るということですが、市長の考えとしては、今まで検討して、大きい規模でやれないけれども、ある程度の公共施設の中でやっていけるかどうか検討するということですが、これを見ると、もう実現を目指してやるということでもいいですか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今おっしゃるように、例えばどこかの庁舎とかどこかの公の建物に木質バイオマスを導入して、どの程度の出力になるかわかりませんが、やりたいと思っています。

今年は計画ですけど、31年度は事業費ということで、今内示を受けておりますので、31年度については機器の導入も考えております。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 100%補助ですから、建設等には全く市の財政は影響はないといいますが、その後の運営についてやらないかんし、保守修繕費も多分かかってくると思います。その辺の計算までやらずに、安易に、もう小さい1つの公共施設だけに大きな金をかけて費用対効果があるのかなというのが非常に心配しております。そういう計算を出していただいて、その後、私たちもそれが適当があるか適当でないかということで決めたいと思いますので、もう100%の補助だからどんどん進めるのではなくて、非常に心配をしております。さっき安定的に、もちろん材料の調達ができるのか、運営がうまくできるのか、費用対効果の面で非常に心配しておりますので、どうせまた実施設計じゃないですけど、事業を始めるときには予算は来るでしょうけれども、その前にいろんな詳細な計算を出していただきたいとお願いをしておきます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 中田議員がおっしゃるように、この計画書というか、出た段階で、おっしゃるような、持続可能なのかということについて、私たちも検討いたしますし、議会とも御相談をいたします。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第66号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第66号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）が可決されました。よって、議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）の補正前予算額等に所要の計数整理を行うことを許可いたしております。整理後の議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）をタブレットに配信いたしておりますので、御確認ください。

日程第6. 議案第67号～日程第17. 議案第78号

○議長（小金丸益明君） 日程第6、議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更についてから、日程第17、議案第78号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上12件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の提案いたしております議案につきましては、担当部長及び課長に説明させますので、よろしく願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第67号、議案第68号及び議案第69号、続けて説明いたします。

議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成31年4月1日から平戸市を加入させ、長崎縣市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めますのでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に平戸市を加えるためでございます。

次のページをお開きください。

長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。

長崎縣市町村公平委員会を共同設置する関係団体に平戸市を追加するものでございます。

これにより、共同設置する組織は、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市の市及び長崎縣市町村総合事務組合の6市1組合の7団体となります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料の1ページに載せております。後もってご覧をいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この規約は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

議案第68号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、国家公務員の特別職等の給与に関する人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を3.35月にするものでありまして、現行の3.25月から0.1月を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、平成30年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を現行12月期1.70月を1.80月に改め、支給済みの6月期1.55月と合わせて、年間3.35月とするものでございます。

第2条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、平成31年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期を1.675月に、12月期を1.675月に、年間計3.35月に改正するものであります。

第3条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものを規定しており、平成30年度の適用分となります。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を現行の12月期1.70月を1.80月に改め、支給済みの6月期1.55月と合わせて年間3.35月とするものであります。現行より0.1月の増加となります。

第4条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものを規定しております。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期を1.675月、12月期を1.675月、年間計3.35月に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料の1の2ページから5ページに載せております。

附則として、第1項、第2項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。第3項については、本年12月に支給される期末手当の支給日は12月10日でありますので、12月10日に支給する期末手当は、改正条例の公布後は改正規定の内払いとなり、差額分については条例公布後の支給となります。

なお、参考までですが、県内他の12市の特別職並びに議員の改定状況でございますが、期末手当の率は全て人事院勧告どおり3.35月に改正予定ということでお聞きをしております。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。

議案第69号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づき、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

この議案第69号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっております。改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条建ての改正方法をとっております。

す。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の6ページから10ページに改正条例の新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。

なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正しようとする箇所でございます。

新旧対照表6ページの第3条、第18条、7ページの第20条第2項、次の8ページの第36条の改正分については、文言の整理を行っております。

7ページをお開き願います。

第28条は、宿日直手当について、勤務1回につき4,200円を4,400円、5時間未満の場合、勤務1回につき2,100円を2,200円に引き上げる旨を定めております。

次に、8ページをお開き願います。

第33条第2項第1号では、正規職員の勤勉手当の支給率を12月分0.9月から0.95月に改め、計0.05月引き上げる旨を定めております。

第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を12月支給分0.425月から0.475月に、計0.05月引き上げる旨を定めております。

次に、議案書2ページから17ページまでは、行政職、海事職、教育職、医療職2から4の給料表について、平均0.2%の引き上げ改定を行っております。

また、それぞれの給料表の最下段に再任用職員の額を規定しております。

次に、議案書18ページをお願いいたします。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものを定めております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表9ページをお開き願います。

第30条第2項は、正規職員の6月と12月に支給する期末手当の支給率を平成30年度は6月が1.225月、これは支給済みでございます。12月を1.375月分の計2.6月分としたところを、平成31年度から、6月分、12月分をそれぞれ1.3月分とし、計2.6月分として定めております。

なお、合計支給率は変わっておりません。

第3項は、再任用職員の期末手当の支給率を平成30年度は6月が0.65月分支給済み、12月を0.80月分の計1.45月分としたところを、平成31年度から6月分、12月分それぞれ0.725月分とし、計1.45月分と定めております。同じく合計支給率は変わっておりません。

次に、10ページをご覧ください。

第33条第2項第1号は、正規職員の6月と12月に支給する勤勉手当の支給率を、平成30年度は6月分が0.9月分支給済み、12月分を0.95月分の計1.85月分としたところを、平成31年度から6月分、12月分それぞれ0.925月分とし、計1.85月分と定めております。同じく、合計支給率は変わっておりません。

第2号は、再任用職員の6月と12月に支給する勤勉手当の支給率を、平成30年度は6月分が0.425月分、これは支給済みでございます。12月分を0.475月分の計0.9月分としたところを、平成31年度から6月分、12月分それぞれ0.45月分とし、計0.9月分と定めております。

次に、議案書18ページをお開き願います。

第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表11ページをお開き願います。

第7条第2項は、特定任期付職員の平成30年12月の期末手当の支給月数を1.65月分から1.7月分に改め、0.05月引き上げる旨を定めております。

また、別表特定任期付職員の給料表につきましても、国に準じて記載しておりますとおり改定をしております。

なお、現在、特定任期付職員は在職をしておりません。

次に、議案書第18ページをお開き願います。

第4条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、平成31年4月1日から適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表13ページをお開き願います。

第7条第2項は、特定任期付職員の期末手当の支給月数を平成30年度は6月が1.65月分、12月を1.7月分の計3.35月分としたところを、平成31年度から6月分、12月分、それぞれ1.675月分とし、計3.35月分と定めております。

議案書の19ページをお願いします。

附則について、第1項、第2項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をしております。第3項については、今回、平成30年4月1日に遡及して適用する手当等については、改正条例の改正後、改正規定の内払いとなり、差額分については条例公布後の支給となります。

なお、参考までに、県内他の12市全てが人事院勧告どおり改定予定となっております。

また、本市の給与体系につきましては、これまで引き上げ、引き下げいずれも人事院勧告に基

づく改定を議会の御承認をいただき行ってきたところでありまして、特に、平成27年の4月1日の改定では、給料表の水準を平均2%、最大で4%の引き下げを行ったところであります。さらに、壱岐市独自の取り組みとして、平成25年4月から給与制度の透明性の確保と年功的要素解消を図るため、職務職責を十分に反映した職務給の原則に基づいた給与格付を行う級別標準職務表の見直しを行い、これにより5年間の激変緩和の経過措置期間が本年3月に終了したことにより、85名の職員が1万円未満から最大で5万円以上の減額となるなど、独自の給与抑制策を行ってきたところであります。

議案第69号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第67号から議案第69号まで、続けて説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第70号、議案第71号を続けて説明させていただきます。

議案第70号壱岐市手数料条例の一部改正について説明いたします。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、法律の名称の改称に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、当条例の別表第1の43の項中、「及び」の次に「管理並びに」を加えます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

別添資料1の議案関係資料の14ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号指定外来種等による生態系等に係る被害防止に関する条例の一部改正について説明いたします。

指定外来種等による生態系等に係る被害防止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、法律の名称の改称に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、当条例の第7条第2項及び第8条中「及び」の次に「管理並びに」を加えます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

別添資料1の議案関係資料の15から16ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第71号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第72号壱岐市自治基本条例の制定について御説明いたします。

壱岐市自治基本条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民の権利を守り、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的として定めるものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市自治基本条例は、前文と第1章から第8章まで、30条で構成しております。

初めに、前文でございます。前文は、本条例の制定に当たって、目指している理想や基本的な考え方をあらわしております。

次のページをお開きください。

第1章、総則につきましては、第1条から第4条までとなっております。第1条では、目的として、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることとしております。

第2条では、この条例を壱岐市の市政運営を行う上で最も尊重すべき条例と位置づけております。

第3条では、用語の定義、次のページ第4条では、第1章に定める目的を遂行するために、市民や市議会、市長等がまちづくりを進めるに当たっての基本的なルールとして4つの原則を定めております。

第2章、市民の権利及び責務につきましては、第5条から第8条までとなっております。第5条、第6条で市民の権利と責務、次のページ第7条で地域コミュニティーの役割等、第8条で子供の権利等について定めております。

第3章、第9条、第10条において、市議会の責務等、議員の責務について定めております。

市議会に関する基本的事項については、議会基本条例で既に定めてありますが、市民、議会、行政の役割を改めて示すため条文に入れております。

第4章、市長等の責務につきましては、第11条で市長の責務、第12条では職員の責務について定めております。

第5章、市政運営につきましては、第13条から第20条までとなっております。第13条で総合計画等、次のページ第14条から20条までは政策法務、財政運営、組織及び人事政策、政策評

価、附属機関等、情報公開、パブリックコメント等手続について定めております。

第4章、市民参画及び協働につきましては、第21条から第27条まで、市民参画、協働、自然環境、歴史及び文化の保全等、地域課題、コミュニティ活動に関する組織、住民投票、危機管理について定めております。

次のページ、第7章、連携につきましては、第28条で市内外との人々との交流及び連携、第29条で、他の自治体及び国との連携について定めております。

最後に、第8章、第30条で、条例の見直しについては総合計画の期間に合わせた5年をサイクルとして、市民参画によって検証を行い、条例を見直す必要があるときは必要な措置を講じると定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第72号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294億6,280万円としております。第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正で、2款1項総務管理費の市役所庁舎耐震改修等事業のほか7件の事業費総額16億6,490万7,000円につきましては、地元地権者等との協議調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内に事業が完了しない見込みであるものにつきまして、翌年度に

繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料3、平成30年度12月補正②予算（案）概要の10から13ページに記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加で、大型タイヤショベル購入事業につきましては郷ノ浦町堆肥センターの既存のタイヤショベルが機能不全により走行不能となったため、早急に新規車両の購入発注を行う必要がありますが、特殊車両につき、年度内での納品が困難であるため、平成31年度での債務負担行為限度額として1,496万6,000円を追加しております。

7から8ページをお開き願います。

第4表地方債補正、1、変更で、辺地対策事業債は限度額2億8,100万円を2億6,460万円に、次の過疎対策事業債は、限度額4億7,520万円を4億7,190万円に、いずれも市道改良整備事業等に係る社会資本整備総合交付金の内示及び起債対象の単独道路整備事業の計画変更などによりそれぞれ1,640万円、330万円の減額をいたしております。

次に、過疎対策事業債（過疎地域自立促進事業）は、限度額5億2,640万円を5億2,870万円に、230万円を増額しております。外出支援サービス事業及び青少年スポーツ大会等出場補助金に充当しております。

次に、土木債は、限度額1億2,360万円を1億2,610万円に、急傾斜地崩壊対策事業に係る補助内示により250万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源につきまして、普通交付税で2,307万円を増額いたしております。

次に、12款1項2目災害復旧費分担金、農地及び農業用施設災害復旧費分担金は、平成29年度の災害復旧工事で、今年度に繰り越して施行することとしておりました農地等災害復旧事業につきまして、入札不調により工期の確保が困難となったため、国・県と協議の上、現年事業に組み替えるもので、既予算計上額に584万9,000円を増額しております。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金は、障害福祉サービスの新規受給者の増加に伴い、4,321万円を増額しております。

次に、14款2項5目土木費国庫補助金7,822万円の減額は、市道改良整備事業等について、社会資本整備総合交付金の内示により事業費の確定がなされたことによるものでございます。

14から15ページをお開き願います。

15款2項4目農林水産業費県補助金は、新構造改善加速化支援事業外5件の内示などにより、総額で881万3,000円を追加しております。

次に、8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金は、分担金でも説明いたしましたとおり、前年度繰り越し事業からの組み替えにより、既予算計上額に1億6,824万9,000円を増額しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、減債基金繰入金は、地方債の繰り上げ償還の財源として4億円を追加しております。

16から17ページをお開き願います。

21款市債につきましては、7から8ページの第4表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

12月補正の主要事業につきましては、別紙資料3の平成30年度12月補正②予算(案)概要で説明いたします。

別紙資料3の2から3ページをお開き願います。

4款2項3目し尿処理費、汚泥再生処理センター費は、保守点検により修繕等が必要とされた主要な機械設備の整備費として2,709万円を増額しております。

次に、4から5ページをお開き願います。5款1項3目農業振興費、新構造改善加速化支援事業は、生産組合や農事組合法人などが行う施設整備や機械導入等に対し、県40%に市の10%を上乗せして補助するもので、今回、2件の追加内示を受け、779万8,000円を増額しております。

次に、6から7ページをお開き願います。

7款7項1目住宅管理費は、公営住宅内部の風呂釜や給湯器などの給排水設備等について、経年劣化による修繕や更新費用が増加したことなどにより1,278万6,000円を増額しております。

次に、10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、歳入のほうでも説明いたしましたが、平成29年度からの繰り越し事業につきまして、入札不調による工期の確保が困難となったため、現年事業に組み替えるもので、既予算計上額に1億8,136万5,000円を増額しております。

そのほか主要事業の詳細につきましては、資料3に記載のとおりでございます。

以上で、議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長(松尾 勝則君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第74号並びに議案第75号を一括して説明させていただきます。

まず、議案第74号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,088万9,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項1目国民健康保険税の一般被保険者保険税を101万円、4款1項1目県支出金の保険給付費等交付金を20万円、それぞれ増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款1項4目退職被保険者療養費に補装具の費用として10万円を、2款1項1目一般被保険者移送費に移植のための骨髄液運搬費用として10万円を、また保険税額が下がったことで年金での仮徴収分に多くの還付が生じたことにより8款1項1目一般被保険者保険税還付金として101万円を追加いたしております。

次に、議案第75号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,800万3,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、7款1項1目事務費として一般会計からの繰入金を64万1,000円を増額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、地域包括支援センターの介護支援専門員1名の増員並びに人事異動による調整と合わせまして、3款地域支援事業費において職員給与費及び諸手当を増額並びに減額をいたしております。

以上で、議案第74号並びに議案第75号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第76号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,232万6,000円とします。

2項及び第2条は記載のとおりです。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。

2、歳入ですが、5款一般会計繰入金を620万8,000円を減額し、8款市債を140万円の増額をしております。

10ページをお開き願います。

3、歳出ですが、1款下水道事業費1項管理費で、職員の異動等に伴う減額補正や実績による光熱水費の増額補正などを行っております。

また、2項施設整備費では、業務委託料が確定したことから、節間の調整を行っております。

2款漁業集落排水整備事業費1項管理費は、職員の異動等に伴う減額補正や実績見込みにより、公課費、光熱水費、公共枴設置工事費等の増額を行っております。

12ページをお願いします。

2項施設整備費では、下水管路を延長するための工事費240万円の補正を行っております。

以上で、議案第76号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第77号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,576万1,000円とする。

第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算補正について御説明いたします。

歳入財源といたしましては、一般会計繰入金金を51万3,000円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明いたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、議案第69号で御説明いたしました壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正を根拠とする給与改定による増及びその他の増減分として給料11万4,000円の減、職員手当63万2,000円の増、共済費5,000円の減、合計51万3,000円を計上しております。

給与費明細書につきましては、12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第77号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第78号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成30年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

収入で1,231万円の減額、支出で2,094万円の減額を行います。

第3条の後段部分になりますが、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。支出で863万円の増額を行っております。

第4条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改めます。

職員給与費を1,085万1,000円減額します。本日の提出です。

10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出ですが、収入で1,231万円の減額をしております。これは職員の異動等によるものでございます。

支出では、水質検査委託料の入札執行残額を減額し、水道施設電気料を増額しております。総係費は、職員の異動等に伴う減額でございます。

修繕料として計上しておりました863万円は、固定資産登録が必要な物件があるため、12ページの資本的収入及び支出の修繕費へ組み替えを行っております。

以上で、議案第78号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月7日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時19分散会

---

---

平成30年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成30年12月 7 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第67号	長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 2	議案第68号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 3	議案第69号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 4	議案第70号	壱岐市手数料条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 5	議案第71号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 6	議案第72号	壱岐市自治基本条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 7	議案第73号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 5 号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第 8	議案第74号	平成 3 0 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 9	議案第75号	平成 3 0 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第76号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第77号	平成 3 0 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第 1 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第78号	平成 3 0 年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第79号	損害賠償の額の決定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第 2 号に同じ)

---

出席議員（15名）

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋 正吾君
10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

欠席議員（1名）

8番	呼子 好君
----	-------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	原田憲一郎君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より、追加議案1件を受理いたしております。

---

### 日程第1. 議案第67号～日程第6. 議案第72号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更についてから、日程第6、議案第72号壱岐市自治基本条例の制定についてまで、6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第68号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。7番、久保田恒憲議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） おはようございます。通告をしております内容は、議案第68号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてということで質疑を申し出ております。

2点ありますけど、まず1点目です。

この議案は、今年の3月議会において否決された議案だと思っております。それを再度提出されたそのお考えをお聞かせいただきたいというのが1点。

2番目は、市長、副市長、教育長の給与と市議会議員の報酬は別々に分けた議案でも出せるというふうに聞いております。じゃ、それをなぜいつも一緒にするのかという、そここのところの根拠をお尋ねします。

といいますのは、御存じのように、市長、副市長、教育長と我々議員というのは立場も違いますし、もちろん給与と報酬、それも違うわけです。そのところを、本来だと別々に分けたほうが当然わかりやすいんじゃないかと思うところが、ずっと一緒に出されているというところに以前から疑問を感じておりましたので、この2点をお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。久保田議員からの質問に対してお答えをいたします。

平成30年3月議会において、同様といいますか、この議案については出したのをまた再度出されたのはどういうことかという質問と思っておりますけれども、平成30年3月議会において御提出させていただきました議案については、2017年平成29年度の人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を現行の3.25月から0.05月上乗せし、3.30月にするものでありました。

2017平成29年度の人事院勧告については、昨年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙が行われた関係等で、国における閣議決定、これが平成29年11月17日に行われてありますけれども、その後に特別国会へ提出をされまして、可決成立したのが12月の15日と遅くなったことなどにより、本市を初め多くの自治体が平成30年3月の議会に提出をしたところでございます。

一方、今回2018平成30年度の人事院勧告については、期末手当の支給率を3.35月にするという内容のものであり、国においては、同じく閣議決定後、これが11月の6日、そして国会へ提出をされ、11月の28日に可決成立をしております。

このような情勢を踏まえ、本議案を今12月会議に提出させていただいたところでございます。

このように、今回の内容は、本年3月会議に提出した内容とは異なる人事院勧告に伴うものでありまして、今回、平成30年の人事院勧告どおりの3.35月にするものでございます。

参考までに、県内他の12市の状況を確認いたしましたところ、全て今回の人事院勧告どおり3.35月で議案提出または提出予定ということでお聞きをしております。

平成30年3月に提出いたしました議案については、否決という御判断をいただきましたが、委員会意見の中で、基本的に人事院勧告を尊重すべきであるが、平成29年12月会議において、壱岐市特別職報酬等審議会の答申の議案を否決し2カ月しか経過していない現時点で、報酬や期末手当の議案審議を行うには時期尚早であるという意見でございました。

昨年12月会議から1年が経過し、今回平成30年人事院勧告を受け、それを尊重し本議案を提出しておりまして、さらに県内13市の中でも特別職、議員の給料、報酬額については一番低い、もしくは2番目に低い状況であり、かつ、期末手当の支給率も一番低い状況にあることから、本議案を提出したところでございます。

次に、市長、副市長、教育長の給与と市議会議員の報酬は別々に分けた議案で提出できるのではないかと御質問についてお答えいたします。

本議案については、期末手当の改正支給率、施行日、提案理由等全く同じであり、技術的に同一の議案で調整することが可能であるため、これまでも同様の議案として提出しているところでございます。

県内では、壱岐市と同じく、特別職、議員を同一議案で提出しているのが壱岐市を含めて8市、議案を市長提出で分けている市が3市、提出者が市長から、議会からと別々に提出している市が2市という状況でございます。よって、提出の仕方はどのような提出の仕方もできるということでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 1点目の説明の中で、3.何5カ月分とか、そういう表現に終始されましたけど、この中には100分の170が100分の80とか、こういう表現をなさっています、説明をなさっているので、そういうような説明をされたほうがわかりやすいです。

それと、事前に私、市役所のほうに聞きました。「これは3月で否決されたものと同じじゃないの」と言ったら、「そうです」という答えがあったので、それ以上深く遡って私自身は調べていないわけです。ですから、その時点で、多分その所管のところに回して、名前までは覚えていませんけど、総務部長でなかったのは確かですけど、そういう答えをいただいたのでこういう質問をさせていただきました。

先ほど言いましたように、この議案に100分の122.5とあるのは100分の155とか、100分の137.5とあるのは100分の180とかいう、非常に数字がややこしいので、とにかく少しでも上がるんだなという確認をしたら、「そうです」ということと、前回否決したものと同一という内容ということで、私は、そしたら、それこそわずか1年までもたっていない。

御存じのように、今非常に市民の間で、市に対する不信感というか、厳しい意見が出てきております。今回の新聞報道等で。私も、先日ある会合に出ましたところ、非常に私の尊敬する先輩から厳しい意見をいただきました。市もそれから市議会も、もうちょっと市民に対しての説明とかそういうものが必要なんではないかと。新聞を読む人ばかりじゃない。新聞を読まない人もいるんだと。新聞を読まない人たちには、それこそ確かな情報は伝わりにくいんじゃないかという御意見というか、お叱りを受けました。

私もそのとおりでなと思ひまして、そのときはこの報酬のことは話しませんでしたけど、こういう雰囲気の中で、果たして可決をできるのか、そういうことも行政側としては考えた上でのことかなと思って、今日、新たに、最近私がお話をした状況も踏まえて今お話をしております。

1番目はそういうことですが、2番目のお答えの中で、ほとんどの他市がこういうふうになっていると。ですから、事務処理上か効率的かわかりませんが、このようにしたって。私は、それは新たなやり方をして、それが少しぐらい手がかかっても、それが多くの人に理解していただけるのであればそちらのほうを採用すべきだと思います。

先ほど言いましたように、私たち議会と執行部では立場が違います。そういう立場の違う人のその給与なり報酬と一緒に諮ろうというのが、私としては非常に判断しづらいというふうに感じております。再度、この点について回答をお願いします。

前例とか、ほかの他市とかいうのにこだわっているのは、それこそ新しいことはできませんからね。ということで御回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 久保田議員の質問にお答えいたします。

議案の提出の方法については、先ほど申しましたように、技術的な部分でございます。提案理由等が一緒ですから、一緒に出させていただいたということで、あくまでも分けることは可能でございますし、分けるのがだめだという理由もございません。今後、議会運営委員会等と相談をさせていただきながら、議会としての方針を出していただけますならば、そのとおりの出し方をしていきたいと思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第69号についての質疑通告がっておりますので、これを許します。3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） おはようございます。議案第69号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

この条例、正職員に適用されるものというふうに理解しているんですけども、正職員と嘱託職員さんの関係がちょっとモチベーションも違ってくるのかなというところがありまして懸念しているところでございます。

それで、そこで、嘱託職員につきまして、今年3月議会の中で、平成32年4月施行の会計年度任用職員制度への移行ということを申されまして、平成31年3月会議までにこの嘱託職員の制度の移行ということで、関連条例を提案するというふうな旨の御説明があったかと思っておりますけれども、その会計年度任用職員制度の準備がどの程度進んでいるのかを確認したいと思ひまして、お伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度への移行の準備がどの程度進んでいるのかという御質問でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布をされ、平成32年4月から会計年度任用職員制度が施行されます。この制度の整備に当たっては、常勤職員との均衡及び国の非常勤職員との均衡に留意した上で、勤務時間、休日、休暇のほか給料、報酬、費用弁償、その他の給付についても検討し、その結果をもとに、必要な条例または規則を制定、または改正する必要があるとされておりまして、平成29年8月23日付で総務省から発出された会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備について、通知及び事務処理マニュアル第1版を参考に、長崎縣市町村課及び県内他市町、そして長崎県町村会等から情報をいただきながら、意見交換をし、制度化に向けた調査研究を行ってきております。

その間、地方公共団体が実施すべき事項として、臨時、非常勤職員の実態の把握、臨時、非常

勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化が求められており、平成30年3月27日総務省自治行政局公務員部公務員課長発出の会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査により、より具体的に、現在の臨時、非常勤職員の実態を調査把握し、報告をしております。

この調査の主な内容は、平成29年度中の非常勤職員の人数、賃金の総額、共済組合、社会保険への加入状況、募集、採用時の勤務条件の明示及び年齢制限のほか、再度任用時の応募制限の有無、また給与の見直しや諸手当の見直しの方向性、休暇等の現状と適正化に向けた検討状況、定期健康診断やストレスチェックの実施の有無、さらには人事評価制度の活用等、これらの項目を平成30年7月時点でどのように検討しているかという調査でございました。

その後、改正法の運用上の留意事項と、新たに整理された事項の追加修正がなされ、事務処理マニュアル第2版が10月の18日付で発出をされたところであります。そのマニュアルをもとに、再度各市町で意見交換を行い、制度化に向けて調査研究を行っておる段階でございます。

県内の制度化、条例の上程時期につきましては、事務マニュアル第1版において総務省の示すスケジュールが平成31年3月までというタイムリミットがあり、長崎県が平成31年2月議会、2市1町が平成31年3月議会に上程予定と伺っておりました。

本市におきましても同様に、平成31年3月までに制度化できるよう進めてきたわけですが、新たに発出をされました事務マニュアル第2版において、各自治体の募集開始時期など、実情に応じて必要な協議を十分に行うことなどが明記されたことにより、3市1町、これが平成31年6月議会、4市5町が遅くとも9月議会、その他3市1町においては12月議会に上程する予定であると伺っております。

こういった状況から、一方的な制度化を進めないこと、現在任用中の非常勤職員に対する説明等に十分な時間をとり、協議を重ねていく必要があると考えておりますので、壱岐市といたしましては、31年度の早い時期に上程し、御審議いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 了解いたしました。

平成31年3月にこだわっていらっしゃるということであれば、協議事項が多数ございまして、またその関係の労使関係、説明協議等ありますので、十分審議された上というふうに思っていたわけなんですけれども、今の御回答をいただきましたところ、その辺考慮されまして、十分協議、準備されました上で条例の提出ということでございますので、その辺を守っていただければ問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第67号ほか5件の質疑を終わります。

---

**日程第7. 議案第73号**

○議長（小金丸益明君） 日程第7、議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

---

**日程第8. 議案第74号～日程第12. 議案第78号**

○議長（小金丸益明君） 日程第8、議案第74号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第12、議案第78号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、5件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第74号ほか4件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更についてから、議案第72号壱岐市自治基本条例の制定についてまで及び議案第74号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第78号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、11件をタブレットに配信しております議案付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例

第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に土谷勇二議員、副委員長に植村圭司議員と決定いたしておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第13. 議案第79号

○議長（小金丸益明君） 日程第13、議案第79号損害賠償の額の決定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第79号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市勝本町の個人でございます。損害賠償額16万1,964円でございます。

損害賠償の理由でございますが、平成30年10月6日午後6時ごろ、勝本町布気触977番地のサンドーム壱岐駐車場内において外灯が倒れ、駐車していた損害賠償の相手方である個人所有の車両を破損させたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回の事故の発生状況についてでございますが、今回、外灯が倒れた要因は、現地は海からの潮風の当たるところであり、また、建設から22年が経過し、外観では腐食の状態が判断しづらい状況ではありましたが、経年劣化により内部腐食が進んでいたことが最も大きな要因であり、管理が不十分な結果でございます。

また、当日は台風25号の通過後であり、暴風雨の影響もあったのではないかと推察しており

ます。

事故による過失割合につきましては、相手方の車両はサンドーム壱岐屋内競技場を使用するため駐車中であったことから、壱岐市が10割であります。損害賠償額全体につきましては、全額、全国自治協会から自動車損害共済金として支払われることとなります。

損害賠償の内容といたしましては、車両の修理代が14万4,464円及び修理期間中7日間に要した代車車両の1万7,500円の合計16万1,964円でございます。

今回の事故につきましては、相手方を含め、市民の皆様にお詫びを申し上げる次第でございます。

なお、残りの同一敷地内の同型の外灯につきましても、現在使用していないことから、安全性を考慮し、全て撤去しております。

今後、同様な案件が発生しないよう、公共施設の適正な維持管理の徹底に努めるとともに、総務部を通じて各部署へ安全対策を講じるよう周知いたしたところでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 何であそこに車が停まっていたのかというのを心配しておりましたが、今の話では、屋内競技場を使ってあったということですが、台風なんかのときは、屋内競技場はもう全然閉鎖とかなんとかいうのは市ではやっていないわけですね。台風接近のときですから、もう今回は閉鎖というのはしていないわけですね。

それともう一つ、こっちのサンドーム大きい施設、前の温泉施設がありますけど、あれは閉鎖しているわけですが、駐車場については、もう今のところフリーというか、オープンにして、皆さんに使ってもらっておるという状況でよろしいですか。

その割には、何年前にもあそこの駐車場の入り口のポールに車を引っかけて損害賠償をやったりしておりますので、非常に駐車場の使い方が難しいと思うとです。その辺、何か制限がないのか。普段でもこっちの屋内競技場を使わんでもあそこに結構個人の車が停まっているのを見るんです。そういうときに事故を起こしてあれしても、結局うちが損害賠償を出す必要はないと思うんです。今回はたまたま屋内競技場を使用中であつたから市の過失もあるということですが、あそこに何もなくて、勝手に停められて、もしそういう事故があつたときも、市のほうが損害賠償をみないかんとかなと思つて。そういうのがあるのであれば、あの辺の駐車場をもう少し使用規程をしていかと、大変なことになるんじゃないかなと思つておりますけれども、その辺、今後のあそこの利用についての、非常に中途半端な状態で皆さん利用してありますので、今後何かお考えがあればお尋ねしたいと思つます。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

サンドーム壱岐につきましては、国民宿舎に指定管理をいたしております。閉館については、そちらの協議になりますが、今回は台風通過後でありましたので、開館していた状況でございます。

駐車場の管理につきましては、議員指摘のとおりと思っております。現在、サンドーム屋内駐車場の駐車場があまりないことから、現在サンドーム前に駐車されている部分がありますので、使用の台数とかも検討いたしまして、駐車場をどう利用してもらうかも検討の必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号損害賠償の額の決定については、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月10日月曜日午前10時から開きます。

なお、12月10日から12日までの3日間は、一般質問となっております。10日、11日はいずれも4名、12日は3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時33分散会

---

議事日程 (第 3 号)

平成30年12月10日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

3 番 植村 圭司 議員

4 番 清水 修 議員

7 番 久保田恒憲 議員

5 番 赤木 貴尚 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1 番 山川 忠久君

2 番 山内 豊君

3 番 植村 圭司君

4 番 清水 修君

5 番 赤木 貴尚君

6 番 土谷 勇二君

7 番 久保田恒憲君

9 番 音嶋 正吾君

10番 町田 正一君

11番 鶴瀬 和博君

12番 中田 恭一君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 豊坂 敏文君

16番 小金丸益明君

---

欠席議員 (1名)

8 番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	白川 博一君	教育長	……………	久保田良和君
総務部長	……………	久間 博喜君	企画振興部長	……………	本田 政明君
市民部長	……………	原田憲一郎君	保健環境部長	……………	高下 正和君
建設部長	……………	永田秀次郎君	農林水産部長	……………	井戸川由明君
教育次長	……………	堀江 敬治君	消防本部消防長	……………	下條 優治君
総務課長	……………	中上 良二君	財政課長	……………	松尾 勝則君
会計管理者	……………	平田恵利子君			

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出がっております。豊坂議員から遅刻する旨の届け出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、3番、植村圭司が壱岐をよくしたいと思ひまして一般質問させていただきます。全部で4つありますので、早速まいります。

まず、1番目の質問でございます。「壱岐こどもセンター」の充実についてということで質問させていただきますと思ひます。

子供の健全な育成及び子育て支援に資する目的で、市は「壱岐こどもセンター」を設置しています。

センターの機能は、大きく2つありまして、まず子供の心身や言葉の発達支援事業としまして、

医療と保育を兼ねた医療と保育ですので療育という事業ですけれども、療育事業というのがあります。それと、お母さん方の子育て相談や交流の場を提供する子育て支援拠点事業というのがございます。

設置条例もありまして、職員定数の規定はないようでございます。現在は不安定のまま運営されている状況と理解をしております。と言いますのも、今年の9月から、いきっこひろばなど一部の子育て支援サービスが無期休止、それと壱岐で唯一の療育サービスが8月と9月、一時期休止になりました。原因は職員の人手不足というもののようですけれども、現在の体制が有資格者とはいえ、嘱託や臨時職員のみでぎりぎりの運営を迫られ、再び休止状態になることもありまして、サービスの低下を懸念される事態も想定されます。

また、作業療法士や言語聴覚士、保健師など専門家の支援も必要となっておりますけれども、現在支援を受けることが極めて困難な状況にあります。

子育てに関する全ての人が安心・安全を感じることができるために、早期対策と長期的支援にたった十分な検討が必要と考えますが、子育ての島を標榜する壱岐市でございますけれども、現況を改善する方策について見解をお伺いします。

○議長（小金丸益明君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） おはようございます。ただいまの3番議員、植村議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のように、こどもセンターで行っております子育て支援に関する事業の一部が、病休などによる職員不足のためにやむを得ず休止状態にあります。

職員の確保については、看護師や保育士という有資格者の募集をここ数年継続して行っておりますけれども、残念ながら応募者がいない状態が続いております。現在も募集要件に教諭資格を加えるなど、募集枠を一部拡大するなどした募集を継続しておりまして、今後も引き続き職員の確保に努力してまいります。

また、作業療法士や言語聴覚士などのセラピストの必要性については十分認識しておりまして、保健所や壱岐病院などからの派遣について相談をいたしましたけれども、なかなか配置ができない状況にあります。

職員の配置については、保育士や児童指導員についての配置基準は設けられておりますけれども、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などといったリハビリテーション専門職であるセラピストの配置は義務づけられておりません。そのためセラピストを常勤で配置している事業所は全国的にも極めて少数と聞いております。

今後、地域おこし協力隊などの活用も含めまして、関係機関と協議しながら配置に努力してま

いりたいと考えております。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 御答弁ありがとうございます。努力をされているということで、私もその辺は承知しております。

それで、募集の件も実際にハローワークに出されてありまして、その実績も確認いたしました。なかなか人が集まらないという状況もございまして、そこは理解をしております。

ただ、人の集め方につきましては、ちょっと私も募集されているということお伺いしましたので、実際に探したところ非常に探しにくい状態でありまして、と言いますのは、ハローワークのホームページに行かないと人を探しているという情報は見つかりませんでした。つきましては、私の希望としまして、壱岐市のホームページのトップページに募集している旨、出していただければ、簡単に見つかるんじゃないかというふうな気もいたしますので、その辺の検討をしていただくと非常にありがたいなというふうに思います。

それと、専門家の配置ということで、地域おこし協力隊の検討ということもありますということでしたので、この辺も壱岐市の子育ての島ということをアピールするために、専門家を配置しようとする意思と言いますのがあらわれてくると思いますので、目玉政策として打ち出していくのは適当だというふうに私も思います。その辺を充実させていけるように、努力していただきたいというふうに感じております。

さらに地域おこし協力隊と言いましても、すぐには解決できない話でありまして、現状既に療育を必要としている、サービスを利用しようとしている方もいらっしゃると思うんですね。そういう方に対するフォローと言いますのが、すぐにできない状態と言いますのは、やっぱり何らかの対策をしないといけないのかなと思いますので。

例えば今年度でありましたら、壱岐市にも健康増進課の保健師さんたちがいらっしゃいますので、そういった方々と連携ができないとか、あとはもしくは島内の専門家、保健所でありますとか県の機関でありますとか、そういった方々と協議するという場を設けることができないのか、そこをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

○市民部長（原田憲一郎君） ただいまおっしゃられました健康増進課、そして保健所、壱岐病院などの関係についても今後努力してまいります。そういうサービスとかの派遣についてですね、その辺も相談してまいりたいと考えております。（「ホームページ」と呼ぶ者あり）ホームページの件については、早速取り組んでまいります。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 前向きなお答えをいただいたということで、私も安心をするまでにはいきませんが、今後より注意をして見てまいりたいと思います。

積極的に子育ての島というのをアピールしているからには、どんどんそういった対策というのを積極的にやっていただきたいと思っております。

この件につきまして、一部お母さんたちのグループの中でアンケートもとっておられまして、実際私も見させていただいたんですけども、これ5センチぐらいですか、500人ぐらいの方の御意見が集まっているものがございました。

やっぱり見ますと、市長に対する子育ての市に対する期待というのが非常に高く、何とかこれ以上悪くならないようにということと、よりよい島になるように、壱岐が子育ての島としてアピールできるように頑張っていたきたいということが書いてありましたので、その辺につきまして市長のお気持ちを教えていただければ助かります。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま市民部長が申し上げましたこと、このことを早急にまず取り組ませるということ。

それから、今のアンケートにつきましては、私も承知しておりませんが、その期待というものはあると思っています。ですから、こどもセンターの組織自体、そういったものの中身を見直すことも含めて取り組みたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 市長からも前向きな御意見をいただきました。さらに子育ての島として充実していきますように私も期待をしておりますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思っております。

この件につきましては、これで終わりたいと思います。

2番目の質問に入ります。

2番目なんですけども、来島旅行者の「欠航延泊費拡大」についてということで御質問いたします。

壱岐と本土を結ぶフェリーや航空機に天候不良で欠航が生じた場合に、一定の条件を満たした旅行者に、旅行費、滞在費を最大2泊分まで実費補償する県の制度が10月から始まりました。現在は、体験型メニューを含む旅行商品を購入者対象に来年2月までの試験期間中だと理解しております。

ただ、来年度も継続されるものと想定をしております。そこで壱岐市はサイクルフェスティバルやウルトラマラソンなど、島外から多くの参加者を集める大きいイベント、スポーツ大会をしております。これらイベント参加者も、この制度を利用できれば、より多くの島外客がより安

心して参加でき、集客が見込めるんじゃないかと考えております。

県にこの制度の改善を求めていただきたいと思いますと思っておりますけども、いかがか御見解をお伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 植村議員の御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、本年度、県事業により有人国境離島法における滞在型観光促進事業を活用し、天候不良等による欠航時の延泊分費用負担に対する不安を払拭し、安心して離島を訪れてもらうための新たな取り組みであり、誘客促進を図ることを目的とした実証事業として、鹿児島県奄美諸島に続き全国2例目として、「長崎しま旅欠航補償制度」を11月22日からスタートし、年明けの2月28日までの期間限定の事業となっております。

この制度につきましては、県事業である「長崎しま旅滞在促進事業」及び「長崎しま旅わくわく乗船券」により、本市にお越しいただいた方を対象として、欠航時の延泊分宿泊費を1人1万円、2泊を上限として補償する制度となっております。本制度は、あくまで試験的な実証事業となっておりますので、利用者負担もなく全額を国、県の負担となっております。

さて、本市で開催しているイベントに対しても、この制度を利用できれば島外からより多くの参加者を期待されるため、県への制度拡大、改善を求めてはとの御提案でございます。

国の交付金を活用する上では、宿泊と体験が必須となっており、単にイベント参加だけでは対象とはできないことも課題としてございます。

また、本制度は、実証事業のため3カ月強の期間となっておりますが、期間が長くなれば当然その分の事業費が増え、また御提案のイベント等まで対象範囲を広げれば、さらに事業費が増えることとなります。

鹿児島県では、地元負担があると伺っており、制度継続となれば次年度以降、本市への負担も求められることも想定されます。本年度の推移、また検証結果を踏まえた判断も必要かと考えますので、誘客に向けた大変すばらしい制度でございますので、県に対して継続、拡大の要望を行ってまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） お答えいただきました。私がなぜこれを考えたかと言いますと、昨年のウルトラマラソンで台風が来まして、非常に多くの方々が島のほうに缶詰状態になって延泊を迫られたというふうなことになりまして、お話を伺ったところ、島だからリスクは考えていたんだという話なんですけども、やっぱり負担になると。お友達の中には、そういったリス

クを抱えて参加するのはちょっと怖いということもあって、ウルトラマラソンの参加を諦めたという人もいたという話でしたので、だったら、そこを補填してあげれば参加しやすくなるだろうというふうに考えたわけなんです。

それで、おっしゃるとおり事業費拡大しますので、のべつなく全部とは言いませんけども、例えばウルトラマラソンだけとか、一番大きい大会だけとか、そういったものの指定イベントというふうにして、限ってやるとかいうふうなこともできるんじゃないかというふうに思いまして、もしくは県にそういった提案ができるようであればというふうなことで考えました。

壱岐市のほうでは、第3期壱岐市観光振興計画ございますけども、この中で基本施策として、壱岐ウルトラマラソンの実施及び船欠航時等へのリスク緩和策検討ということで記載がございます。具体的検討事業というふうに入っておりますので、その辺のことを考慮していただきまして、今後さらに利便性がよくなるように考えていただきたいと思います。

ここについて何か御意見ありましたら、答弁お願いします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの植村議員の質問にお答えいたします。

イベント開催等につきましては、ほかの離島との兼ね合いもありますが、ウルトラマラソン、それからサイクルフェスティバル等、壱岐として重要なイベントでございますので、その辺含めて県のほうに要望等したいと考えています。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） これからのことを期待しまして、この質問を終わりたいと思います。さらに便利になるように、いい制度になるように努力していただければと思っております。

3番目の質問にまいります。観光大使についてということで、事前に通告させていただいております。

観光大使ですけれども、今の壱岐市の観光大使は、現在11名というふうに承知しております。壱岐市観光大使設置要綱では、大使の任期は設けないとなっております、本人から辞退の申し出がない限り、大使が増えつづけていくということになっていると思います。

ほかの自治体を見ますと、任期とか解任条項がありまして、万が一観光大使としてふさわしくない行為があった場合でありますとか、初期の目標を達成した場合は任を解くということがあるようでございます。

最近では、ニュースになりましたカルロス・ゴーン日産会長が逮捕されたりでありますとか、または携帯電話が急に使えなくなってくるといった考えもつかないようなことが起こっておりますし、何があるかわからない世の中になっております。

そこで壱岐市の要綱も何があっても対応できるように、観光大使の任を解くことや任期を設けたりということで要綱を改めておいたほうが現実的に運用できるんじゃないかというふうを考えておりますけども、市の見解について御質問いたします。

いや、もう時間がないので、ここでいいです。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの植村議員の御質問についてお答えをいたします。

観光大使につきましては、壱岐市を積極的にPRしていただくために、壱岐市に愛着を持っている方など壱岐市観光大使設置要綱に基づき委嘱をしております。

観光振興施策の一環として、平成18年に本要綱を制定しており、要綱制定時には未長く壱岐市をPRしていただきたいということから、任期等については設けていないところが実情でございます。

現在10名と1団体の11組の方々に観光大使を委嘱しており、壱岐市を積極的にPRしていただける方なら何人でも委嘱して構わないと考えております。

しかしながら、要綱制定から10年以上経過し、要綱の趣旨は変わらないというところがございますが、議員御指摘のとおり観光大使が増え続けているというのも事実でございます。

今後、観光振興施策として観光大使の制度をどのように運営していけば、より効果的になるものか、任期、解任条項を含め、今年度中に見直すこととしております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 見直しをするということですので、前向きな答弁かというふうに思っておりますけども、どういった方向の前向きな考え方なのか、ちょっとはっきりしなかったんですが、どういうふうに見直すのか、方向性だけでも教えていただければ助かるんですけども。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの任期解任条項を含め、今年度中にも見直すこととしておりますという答弁をいたしました。任期につきましては、現在設けておりませんので、2年、3年とか5年とかあると思いますが、そういう任期を定めて条例を見直したいと思っております。

また、解任条項につきましても今現在ございませんので、どういう条件であったら解任するという条項も含めて、今年度中に見直すこととしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 今年度中に見直しということで、結果を待ちたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後に、4番目の質問にまいります。

4番目の質問でございますが、入札制度改革についてお尋ねをいたします。

12月会議の行政報告の中で、長崎県警から今後行政としてより適正な入札が行われるよう、入札制度のあり方等について研究してほしいという意見があった旨、言及がありました。

そこで、ここは通告してなかったんですけども、まず通告した質問の前にお伺ひしたいのは、この行政報告の内容は、辞職した前副市長と市職員は県警から事情聴取を受けたが、何ら問題ないという認識で構わないのかという確認を一つしたいと思っております。その確認をした上で、1番目に、なぜ県警から入札制度のあり方等について研究するように意見があったとお考えか、一つ教えていただきたいと。

より適正な入札とはどのようにする方向か。さらにどのように研究し、いつまでに結果を出すかということをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 植村議員の4番目の質問でございます。お答えをする前に、今回の件につきまして、市民皆様に多大な御心配をおかけしたことを深くお詫びを申し上げます。

まず、通告以外の御質問でございますけれども、前提の御質問でございますけれども、私は行政報告に書いておりますように、申し上げたように、それ以上のことを県警から伺っておりません。壱岐市に入札に対して問題があるという情報を得たと。その一環として、前副市長を含む職員を事情聴取を行った。その結果について、何ら市職員に対して措置、コメントはございませんでした。

そういった中で、ただ申し上げますように、より適正な入札制度を研究してくれないかということでございました。それ以上のことは私も聞いておりませんので、お話ししようがないということをお理解いただきたいと思っております。

それでは、まず第1点目のなぜ県警から意見があったとお考えかとの質問でございます。行政報告において申し上げましたとおり、入札に関する捜査の一環として、市職員等への事情聴取が行われましたが、結果として市職員に対する警察からの措置及びコメントは何もございませんでした。重ねてこのことを申し上げておきたいと思ひます。

警察といたしましては、市が行う入札について何らかの問題があるとの情報があったことで、その要因が市の入札制度にあるのではないかとされ、意見がなされたものと推察をいたします。

本市の現行の入札制度につきましては、地方自治法及び同施行令また国からの通達、指針等に

基づき独自の制度構築を行ってきておりますが、改善の余地は多少なりともあるかとは思いますが、入札事務の執行そのものに問題があるわけではないことを申し上げておきたいと思っております。

次に、より適正な入札とはどのようにする方向かとの質問でございますが、ただいま申し上げましたとおり、入札の事務自体には何ら問題はございません。ただ、入札の制度に関して言えば、各自治体によってそれぞれ異なっておりまして、この方法が最も適正であると断言できるものはございません。それぞれの地域の実情に合わせた制度を構築されてきたものと考えております。

したがって、長崎県下のみならず、他県の自治体の制度も研究し、本市の実情、環境に適した制度改革を行っていく所存でございます。

議員御承知のとおり、地方公共団体の契約は原則として一般競争入札で行うこととされておりますので、入札公告を行って参加申し込みを募り、一定の資格を有する不特定多数の希望者同士で競争に付し、最も有利な条件価格を提供したものと契約を締結するという方式を基本とし、広く競争性を確保する方針でございます。

しかし、壱岐市においては、全てを一般競争入札としていないことも事実でございます。

また、予定価格の公表につきましても、現在は国、県の運用方針にのっとり、入札後の公表、つまり事後公表を行っておりますけれども、職員に対する不当な働きかけの防止などを理由に、入札前の公表、予定価格を事前に公表することを行っている団体も数多く存在いたします。

そもそも現在の工事価格につきましては、市場調査によって得られた価格、いわゆる市場価格を基準として算出されておきまして、業者においても同様の積算が可能であることから、予定価格を秘密にすること自体に意味がないのではないかという意見もあります。さらには、最低制限価格の有無についても、その取り扱いは自治体によってさまざまございまして、制度そのものを取り入れていない団体もございます。

いずれにしても、それぞれにメリット、デメリットがございますので、どのような方法が壱岐市の実情に適しているのか、より適正な入札制度となるよう協議を重ね、早急にお示しいと思っております。

次に、どのように研究し、いつまでに結果を出す予定かとの質問でございますけれども、今申しましたように、他自治体の入札制度も参考にしながら、どこに問題があり、どのような入札制度がよいのか、壱岐市建設工事等指名審査委員会、これは私の権限の範疇ではございませんので、この審査会に研究を託して検討してもらった上で、来年度当初に向けて見直しを図っていきたくて考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） お答えいただきました。

それで、私も入札の件につきましては、ここで細かい話をしたいというふうには思っていないくて、方針の確認だけしたいと思っております、まず島内業者が大事にさせていただきたいというふうなことがありますので、制限ないという話じゃなくて、やっぱり壱岐島内の業者さんを優先的にできる形のほうが、その中でなおかつ競争性を確保して透明性を確保していくといったほうがいいのではないかとこのように思っております。その辺の工夫というのは、いろいろな方法があると思っておりますので十分検討していただきたいというふうに思っております。

検討の方法なんですけれども、今おっしゃいました中には、審査委員会でやるというふうなことだったんですけども、これは市長の責任においてできるものじゃなくてということですので、副市長がトップになってやるもんだらうと思うんですけども、これは壱岐市内部の委員会というふうな位置づけなのかちょっと確認したかったんですけども。

と言いますのが、私が思うのに、こういった騒動といいますか、10月、11月、いろいろお話がありまして、島民も結構心配したところがございますので、一つの例としまして、いろいろ探しました。そしたら、波佐見町のほうで昨年事件がありまして、波佐見町の内部で検討した結果というのが公表してありました。

その内容といいますのが、ここにあるんですけども、この場合、事件でしたので、「官製談合に係る再発防止対策について」ということがありまして、その中に書いてあります内容が。ここは委員会をつくっております、検討委員会をつくってまして、その中には市役所の幹部の方々のみならず、例えば外部専門家としまして、これは長崎県総合事務組合の行政不服審査会委員でありますとか、あとは長崎県行政振興協議会の情報公開審査会委員であるとか、個人情報保護審査会委員という肩書きの方が入っていらっしゃいます。

ですから、なるべく内部だけじゃなくて、外部の方も入っていただいて、より深く議論していただいたほうがいいんじゃないかというふうに思っております、そういったことも含めまして御答弁いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員御指摘のように、一般競争入札、これを全て行うとなると、やはりいろいろと問題もございます。原則どおり全ていけるというわけにはいきません。その辺をやはり考えながら、そして今、植村議員おっしゃるように、今までは副市長をトップとして部内で指名審査等々をしてまいりました。今、波佐見町の例を申されましたけれども、もしかしてそれは私もよく覚えておりませんが、官製談合の関係だったと思っておりますけれども、今回官製談合ということは全くなかったわけがございます。が、そのことを未然に防ぐためにも、それをぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 参考にしようということでございますので、その方向でなんとか検討していただきまして、十分な回答を得ていただきたいと思っております。

これを見ますと、ある程度の方向性というのが見えてくるわけですが、この検討の内容もそうなんですけども、検討結果を公表していただくということも、あわせてお願いしておきたいと思っております。

と言いますのが、これは2年前ですね、2年前の老岐市内の話ですけども、消防設備の件で入札の問題がありまして、このときは総務文教委員会のほうから改善策を提案していただいていたと思っております。この提案の話を受けて、改善策というのを示されてあったと思うんですけども、示されたと言いますのが、私が聞きましたのが、前回の9月会議のときに対応しておりましたという話を聞いたわけなんですけども。結局2年前に提案がありまして、私が知ったのが去年の——あ、ごめんなさい、前回9月の議会でしたので、それまで何も提示がなかったというふうに理解をしております。

なるべく速やかに、どういうふうな対応したのかということも含めて、結果を公表していただきたいということをちょっとお約束していただきたいというのが、今回の趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいんですが。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） その分については速やかに公表したいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 前向きな答弁でありありがとうございました。

私が何回も常々言っているんですけども、公表するとか説明するという話が大事だと思っております。私の好きな言葉なんですけども、「殺菌は日の光にさらすのが一番だそうさ」というのがあります。「殺菌は日の光にさらすのが一番だそうさ」、これはアメリカの最高裁判事の言葉なんですけども、悪いことをしようと思っても、日の光にさらすということが、それを防止する策になるんだということの言葉でございますので、要は日の光にさらすと言いますのがオープンにするということです。

ですから、なるべく公表できることは公表すると。個人情報であるとか入札情報というのは公表できませんから、しなくても構わないんですけども、公表できるものは進んで公表する、そういった姿勢を持っていただいて行政のほう取り組んでいただきたいという思いを込めまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時50分とします。

午前10時38分休憩

.....  
午前10時50分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 清水 修君） おはようございます。

それでは、4番議員、清水修が、通告に従いまして大きく3点について質問をさせていただきます。

これらの3点、1つ目には壱岐市自治基本条例の制定、壱岐子どもセンターの充実、そして上水道の維持管理を上げさせていただいていますが、この3つは、これからの壱岐市にとりましても大変重要な未来への希望の光を見るという思いで、きょうは質問をさせていただきます。

まず1つ目は、壱岐市自治基本条例についてのお尋ねです。

地元の新聞紙にも答申のことのニュースが大きく取り上げられておりましたので、島民の皆様方もかなりの関心をお持ちだと思います。ただ、この条例は議案として提出されておりますので、常任委員会での審議が詳しくあるかとは思いますが、これからの壱岐市にとって、少子高齢化の壱岐市がこれから先どのようなまちづくりを進められていくのかというのは、誰もが心配している課題だと思っておりますので、代表をして伺わせていただきます。

この基本条例は、極めて重要なよりどころとなる条例になるわけです。市政報告でも経過説明が市長様よりありましたように、市民による審議会の立ち上げを平成26年、年末ぐらいですかね、11月ぐらいに立ち上げられ、4年もの長きにわたり検討されたものを、今年度の10月にパブリックコメントを求められ、11月22日に答申書を受領され、本議会での上程となっております。

素案づくりに約4年を費やし、パブリックコメントには76件のコメントがあったというふうに掲載されていましたが、そのことを取りまとめられ、答申をすぐ経て、この議会に上程されましたので、最後の詰めのところ十分に市民の意見が取り入れられたのかなと思ってみたり、または、答申してすぐ市当局でのこの後、どのように扱って上程して議案にしてという、そういう流れのことなどを思えば、少し最後のほうが、「最後」というか、議会に上げるまでの手順等が性急ではなかったのかなと思う面もありますが、私が見た範囲では、非常に、このよりどころと

なる壱岐市自治基本条例というのは大事なものだということを思ったのは、確かでございます。

次年度に向けて、この条例を具体化させるためには、この議会で可決しなければならないということも、よくわかります。が、事前の周知といいますか、そういったところが、これからもされると思いますけど、十分できていたのかなというのも、改めて感じる面もあります。

ですから、初めに、この条例の制定を急がなければならなかった理由、意図ですね。県内でも3番目の条例制定になるというようなことも載せてありました。その理由、意図をお尋ねいたします。

次に、内容を拝見いたしました。パブリックコメントの前と答申とも見比べてみました。確かに、文言は変わっていたり、その条文はかなり入れかえがあったりしていた条項も見受けられましたが、もうほとんどは素案をもとにした内容であったと思いますし、しかし、現在行われている市政について条例化されているということも感じました。だから、改めて、この条例制定を急がれる理由があるかと思しますので、その辺も含めて、後ほど御答弁をお願いしたいと思います。

何度か読み返してみれば、壱岐市のまちづくりについて「よく、まとめてあるな」とも思い、しかし、具体的にはどのような姿をこれから先、描いておられるのかということに対して、もっと詳しく知りたいなというようなところが「別に定める」と書いてあったりされていますので、その辺も含めて今後の見通しを次にお尋ねします。

そして、この項の3つ目として、聞くところによりますと、次年度から「地域自治協議会」というものを小学校区ごとに立ち上げて推進していくようにも伺っていますので、これまでの壱岐市地域担当職員制度との違いというのがあるのかな。そのことを改善といいますか、発展させるという部分もあるのか。

確かに、「協議会」と「職員制度」ですから全然違うものだということもわかるんですけども、地域担当職員制度は、公民館の課題や活性化に向けて、その方と一緒に進んでいくために設けていただきました。今度の地域自治協議会を、小学校区ごとに、協働の、官民協働のまちづくりができるようにということとされる意図もわかりますが、その辺のことをもっと市民の皆様にもおわかりいただけるように説明をしていただければ幸いですので、この3点について、まず御答弁のほうをよろしくお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 清水議員の自治基本条例について何点か御質問がっておりますので、お答えをいたします。

自治基本条例は、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務を明らかにし、市民を主体

としたまちづくりの実現を図るものでございます。

これまでの行政が行うまちづくりは、一律公平な行政運営であるため、多様化する地域ごとの課題に対応することが極めて難しい状況となってきました。そのため、課題解決を行う手段の1つとして、地域社会を構成する市民の方が地域づくりに積極的に参画する協働型社会を目指し、市民との協働の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した壱岐市の将来推計では、2040年で1万6,475人となっており、5年前の推計より約2,000人も減少が進むとされております。人口減少対策は市の最重要課題として取り組んでおり、有人国境離島法の有効活用などにより社会減の抑制につながっておりますが、抜本的な解決策までとは至っておりません。

このような中、少子高齢化や人口流出などの人口構造の変化により、地域活動などに影響が出ており、今は大丈夫であっても、5年、10年先の将来を見据えた対策を今から講じておかなければ、そのときが来た時点では手おくれとなると考えております。

今回、答申があり、本議会に上程をしたところでございます。そのため、今回、自治の基本を明文化し、新たな地域コミュニティを形成し、みずからの町はみずからの手で作るという意識のもと、市民・市議会・市長等がみずからの責務を自覚し、参加と協働のまちづくりを積極的に進めるため、自治基本条例を制定するものであります。

次に、新たな地域コミュニティと壱岐市地域担当職員制度との違いでございますが、地域担当職員制度は、地域と行政の相互の橋渡し役となり、支援するものであり、地域組織を直接運営するものではありません。反面、新たな地域コミュニティは、主役である市民が、みずからの責任により、まちづくりを主体的に行うための地域組織となります。

今後につきましては、これまでの自治公民館制度はそのまま残し、行政区設置検討委員会の中で一定の区域を定め、その区域内にあるさまざまな団体などで構成される新たなコミュニティを形成し、共助による地域運営を進めていき、地域内の課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 簡潔に3つの点についてお答えいただき、ありがとうございました。本当に、壱岐の将来、少子高齢化がますます進むという予測のもと、この条例制定は急ぐんだということを本当によくわかるつもりです。

私も一昨日、公民館大会で地元の公民館の実践事例発表をさせていただきました。沼津地区も高齢化率が44%を超えていて、壱岐市はまだ36%なんですけど、もう、その差も8%もありま

すし、自分の所属の公民館も48%になっていますので、60歳で分けると、もう、とうに半分を過ぎている、いわゆる限界集落に、もうほぼというぐらいの状況ですから、大変、公民館活動が厳しいというか、現状維持をするのが大変な中、皆様には御協力をいただいて、その中で、これまでは市民力事業というまちづくりの施策を活用させていただきました。

そのことの発表をさせていただいたわけですが、その成果として、それまでは、地域のお年寄りの皆様方が沼津地区として集まる機会がなかったわけですが、その市民力事業のおかげで、学校の子供さんや老人会、地域の方々と参加者の方々と一緒に、グラウンドゴルフをしました。それを継続して、してきたんですけれども、そのことで、お年寄りの皆様が「自分たちも、じゃあ、やってみようか」というふうに言われて、お試しの、集まる、そういったグラウンドゴルフをする機会をつくられて、結果的には20名以上、30名近くのお年寄りの方々が集まったの同好会ができて、今盛んに活動をしていただいております。

やはり、そういった市の施策と地域の私たちが一緒になって、いろんな協働の活動ができるようになれば、この人口減少・高齢化の地域を、何とか食い止めながら頑張っていきたいなというふうには思っていますけれども、ほかの地域では、先ほどもちょっと話題にしました地域担当職員制度というのは、かなり利用されているのかもしれませんが、私の地域では、なかなかそこまでお呼びして、会とかにお呼びして「こうこう、こうがあるから相談に乗ってください」とかいふことまでは、正直なところ手が回らないといえますか、現状の維持活動をすることで精いっぱいであったり、今の公民館体制が2年ごとの大体もう順送りの役員決めだったりしていますので、なかなか、「じゃあ、自分たちの地域をよくしていこう」という、「まず、地元からそういう機運を起こそう」という意識がなかなか出てこないのが現状かなと思っておりますので、この地域自治協議会というものに、もう大いに私は期待をいたします。

ただ、市政方針の中で言われたように、学校には今、地域学校協働活動というのを——いわゆる、学校支援会議がずっと熟して、地域でそういう活動が広がって、文部科学大臣表彰を3年連続で受けるほどの学校と地域の御努力があられると思いますので、当然そういったことも含めて、その地域自治協議会が運営されていくんだろうとは思いますが、どうしても、市がこういう条例が決められると、何か「上から言われたから、する」みたいな意識が……。

やっぱり、皆さん仕事をしたり、いろんな面で、もうぎりぎりの——ですね、生活と申しますか、精神的に、そういう、そこまでまた新しいことをするまで手が回らないみたいなのがどうしてもあるものですから、これからの、いわゆる周知と、そしてその具体的な進め方というのが上から目線にならないようにしていただきたいので、少しお尋ねを追加させていただきます。

それは、1つ目に、この自治基本条例のことを、例えば周知のために校区ごとの説明会をしようとか、またはそのモデル地区の指定とか募集とか、そういったものはあられるのか。

そして、条例の中に「別表に定める」という箇所が4カ所あります。議会や議員については、協働の活動については、その「別表」というのは議会条例とか議員のそういった条例を見てくださいということだったんですけれども、あと2つの、地域割のこととか参画の進め方とかいうことについては、「これから定めますよ」というようなお答えは何ったんですけれども、その辺のことも含めて、この説明会またはモデル地区等についてのお考えがあるのかどうかを教えてください。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの清水議員の御質問にお答えをいたします。

この基本条例それから自治協議会等を説明するために、校区ごとの説明会を年明け以降に計画をしております。ぜひ市民の方々に御参加をお願いしたいと思っております。

次に、モデル地区につきましては、現在、小学校区単位を基本として設置するようにはしておりますが、そのモデル地区につきましては、校区でこの交付金を活用した事業をしたいというところにつきましては、積極的に参画して、できたところからモデル地区として手を挙げていただいて、この事業を進めていただきたいと思いますと考えております。

3点目の、「別に定める」という3項目ほどありますが、行政区設置委員会につきましては、年明けからその会議を進め、どのような校区にするかを決定したいと思っております。また、参画につきましても、必要に応じ条例を定めるように検討しております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） お答え、ありがとうございます。

本当に、先ほど最初にも言いましたように、この条例を希望の光にぜひできるように協力をしていきたいとは思いますが。

最後に一点気になるのは、校区ごとのその協議会ですけれども、先日の研修会の中でも部会で話が出ましたけれども、やはり校区といいましても、非常に状況が、実情が、差があります。広い地域のところもあるし、集落の密集した地域であったり、人口が多かったり少なかったり、産業が——とか、いろいろそういう面での違いが結構あるから、なかなか十分どころができにくいのではないかなというような御意見もあったわけなんですけれども、今言われましたように「できるところから手を挙げていただいて」ということでございますので、課題の多い私たちの地域あたりが、しっかり、模範までにはいかなくとも、何かのそういった活路になるようなことができるように努めていきたいなというふうに思います。

このことについてのお願いですけど、本当に、周知という部分についてはしっかりしていただいて。やはり、なかなか見とって見えてなかったり、いろいろしてあっても目にとまってなかつ

たり聞こえてなかったり、いろんなことがあっていきますので、これまでもいろんな事業や方針については周知はなされているんですけども、特にこの自治基本条例については大事なことだと思います。その地区でのスタートの時点が、何か重いものを背負うような、そういう雰囲気では、なかなか狙っていることが十分進まないのではないかと。

とにかく、言い方は悪いですけど、「言われていることをすればいいんでしょう」みたいになると、もう本当に、せっかくのものが壱岐の未来のために役に立たないことになりかねませんので、その周知のことを最後をお願いをして、次に進ませていただきます。

2点目は子育て支援についてということで、壱岐こどもセンターについてのお尋ねです。

先ほど同僚の議員からも私の聞いたかったことと同じような趣旨の質問がありましたので、重複は避けたいと思いますし、また市長様からも、もう「前向きに検討される」という御答弁もいただき、壱岐市のホームページのトップにもそういう求人を上げてくださるといようなことを伺いましたので、さらにどうということは言いがたいのですけれども、質問を上げていましたので、一言だけお願いといたしますか、させていただきます。

それは、いろいろお声を聞いたり、その「こどもセンター」に行ってみ学をさせていただいたりしましたが、この壱岐こどもセンターは、島外から来られた転勤の方とかIターンの方々、いわゆる若い世代のお母さん方に非常に好評だというふうに聞いています。でも、いろんな事情でそういう広場ができなくなったり療育のほうが十分手が届かなかつたりというふうな現状に、非常に嘆かれて、御相談を受けたりもしました。

先ほどの自治基本条例の中にも、「教育のしま・壱岐」というのをつくり上げるための条例ですよというふうに前文でも載せられていますので、この壱岐こどもセンターというのは、壱岐に移住される皆さん方にとって、大事な情報の場所になると思います。この場所が、例えば「こういう状態で、なかなか十分活用できない」、「今まではこうだったんだけど、もう今はできないんですよ」というのは、まあ怖い話ですけど、SNSなどではすぐ広まっていくんじゃないかということ私なりに心配をしたものですから、今回は上げさせていただきました。

その中で一点は、この専門職の方々の確保というのが難しい、厳しいという状況というのはよくわかるんですが、それは、とりもなおさず、もう雇用条件が非常に、他と比べて、やはり差があるのではないかと。

確かに、日本中もう人手不足ですので、なかなかその募集に対する反応というのは厳しいものがあるかと思いますが、ぜひ、この専門職の方々の勤務条件といたしますか雇用条件をやはり見直されて、少しでもいい条件の中で確保ができますように御努力をしていただければ。

まあ、こういう言い方は非常に変ですけども、壱岐の皆様方の思いとしては、市長、副市長、議員等の給与云々ということを行うのであれば、そっちのほうをどうかしてよ、しなきゃいけない

いんじゃないの——ぐらいのお気持ちを感じます。

私たちも、確かに、壱岐市のそういった部分でのものは、私たちも最低かもしれませんが、もしっかりそこで頑張って、この未来の子供たち、または親御さんたちが安心して壱岐に帰ってこられる島づくりに検討していただきたいなど、専門職の方の確保をお願いしてみたいんですけども、何かその件について、もし、ちょっと通告にはなかった部分になりますけれども、ありましたら、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） ただいま清水議員のほうから質問がございました、専門職の確保というところで、雇用条件の差があるのではないかとこの御心配をいただいております。

そういうところで、現在まで、嘱託職員で募集をかけておりました。そこら辺のところを見直すということも含めまして、現在、平成30年度壱岐市職員採用試験案内を、受け付け期間が12月7日金曜日から31年の1月4日の金曜日まで、今募集をかけております。試験日が31年の1月の27日ということで、なかなか該当者がいないものですから、社会人経験者枠を設けまして「一般事務等」という中で、今回、「作業療法士」をその中に含めております。

ですから、応募があるかどうかは今のところわかりませんが、正規職員として、そういう採用の仕方も今行っておるところであります。

ただ、配置につきましては、連携を保つという中で健康増進課等に置くのか、どこに置くのかは、全体的なバランスをとりながら対応していきたいと思っております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） ありがとうございます。1人でも多くの専門職の方が募集に応募され、壱岐市の子育て支援の活動がしっかりできますことを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

最後の質問は、上水道の維持管理ということで、今、国会のほうでは、もう可決をされましたけれども、水道法の改正にかかわっての民間委託などの報道がよくなされているので、「壱岐市はどうやろうかねえ」というお気持ちを持たれている市民の皆様方も多いのではないだろうかと思ひまして、確認というような気持ちで質問をさせていただきます。

私も、壱岐市には、水は豊富だし、水道事業もそう問題——まあ、漏水かれこれ、いろいろあっていて、応急処置を何かされているとは思いますが、何分、年数がたっておりますので、いろんな面で課題は抱えておられると思いますが、まだ大丈夫だろうというふうに思っている

んですけど、一番大事な、この「水」というライフラインのことですので、これからは、いわゆる世帯数も減る、人口減少または配管の老朽化などは大きな課題として持っておられると思います。

学校にちょっと勤めていたときに、かなり年数のたった学校の配管でした。腐食が非常にひどかったようで、時々、さびのたまりとといいますか、塊が出てきたりとかいうようなこともあったので、非常に毎日の水質検査とか、学校のほうでも欠かさずやって、安全な水ということで、していたんですけども、そういうのを見れば、職員でも保護者でも子供たちでも「この水、飲んでも大丈夫」というようなことになり、特に夏場についてはもう水筒持参というのが今、小中学校では多くがなされていると思いますが、そのときも、その当時の校長先生は「いや、壱岐市の水は大丈夫。生で飲んでも大丈夫」というふうに言われていたのを思い出します。

普通の一般家庭はそんなに言わないかもしれませんが、やっぱりそういった施設、特に学校施設というところは、子供たちが毎日かかわる、貴重な水でございますので、配管の老朽化対策または高架槽の設備等についても点検などをしていただきたいなというふうな気持ちもありますので、今後の上水道の見通しについて、いわゆる民間委託とか何とかはせずに壱岐市で管理されるだろうというふうには思いますが、皆様方の不安を払っていただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 4番、清水修議員の御質問にお答えをいたします。

安全・安心のまちづくりについて、水道事業の現状課題と今後の見通しについてでございます。まず、水道を取り巻く背景について御説明を申し上げます。

水道事業につきましても、施設等の老朽化等に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少等による経営環境の悪化といった課題に直面をいたしております。住民生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取り組みと経営健全化が、喫緊の課題となっております。

議員御質問の内容につきましては、国会で審議され、つい先日、12月6日に成立しました水道法の改正に伴う御質問であろうかと思っております。

ここで、今回の水道法の改正内容について、若干御説明を申し上げます。

改正内容は大きく5つの点がございます。

1つ目に「関係者の責務の明確化」、2つ目に「広域連携の推進」、3つ目に「適切な資産管理の推進」、4つ目に「官民連携の推進」、5つ目に「給水指定工事事業者制度の改善」でございます。

中でも、「官民連携の推進」が国会や報道で注目されているものでございまして、その内容といたしまして、地方公共団体が、水道事業としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入するというものでございます。

これは「コンセッション方式」と申しますが、簡潔に申しますと、水道施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、料金徴収を含む、施設の運営権を民間事業者へ売却・委託するという民営化手法の1つでございます。

さて、議員御質問の壱岐市の現状での見通しでございますが、現在、壱岐市の水道事業につきましては、平成29年の4月1日より、市内9つございました簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合し、運営を行っております。また、本年4月1日からは、水道施設の運転監視・保守点検業務を3年契約にて民間委託をしております。

今後は、委託をしております業務内容等を精査しながら、本契約満了後の包括委託を含めて、研究をしていきたいというふうに考えております。

なお、先ほど御説明申し上げましたコンセッション方式の導入につきましては、県内、他市町の動向等を勘案しながら、これも研究をしてまいりたいというふうに思います。

また、広域連携につきましては、壱岐市にとっては非常に難しい課題ではございます。本年度より、現在、県が主体となって検討会を開催しておりますが、その中で、県内をブロック分けをし、広域連携の内容を検討するようになっております。本市は、離島広域圏の壱岐・対馬ブロックとして設定をされておまして、今後、両市においてブロック会議を行っていく予定でございます。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 御答弁ありがとうございました。

改正法のポイントを、言おうと、私も準備をしていたんですけども、もうきちんと5つの点について言っただき、その中で、できること、コンセッション方式や県との広域連携等についても見通しを言っただきましたので、本当に、今後の壱岐市の上水道の維持管理ということについても安心をいたしますが、何分、老朽化等もありますので、十分な対応はできますように、よろしく願いいたします。

先ほどの蛇足になりますけれども、学校施設は屋上に高架槽タンクがあります。もう潮風で、もう、いろんなボルトとか何とかが錆びて、業者の方が点検に毎年来られるんですけども、回らなかったり、「これ、ちょっと無理して回したら外れるけん、もうやめますよ」とか言われた

りしたことが、自分が前、一緒に管理させていただくときに、ありました。

ブロック塀のことも、ああいう形で国の事業として市町でも点検や補修ができるようになりました。また、こういった水道のそういった施設のことについても、十分いろんな面での点検があつていることは承知はしておりますが、なかなか対応し切れていない部分もあるかもしれませんので、その件も、いわゆる子供たちの安全を守るためにも、確認といいますか、していただければ幸いです。

以上で、私の3つの質問は終わります。

が、冒頭に申し上げましたように、壱岐への希望の光ということで、自治基本条例、そして子育て支援、水の課題ということの質問をさせていただきました。

最後に、私、先ほども公民館大会のことを言いましたが、実は、沼津地区に、非常に誰もが知っている岩とか石があるんですけれども、「東風岩」と言いますが、その石を実際見たことがなかったんです。その「東風岩」を、この発表を機に見に行ったんですけど、いわゆる60年、ああいう地域で住んでいても知らないことがたくさんある。そのきっかけは、発表だったんですけれども、発表をするまでの準備として、先輩の方々との話し合いの機会を持つことができました。それまでは、もう挨拶だけだったりとか、会での必要事項の話の伝達とか、具体的にどうしようか、こうしようかというような話はしても、自分の住んでいる地域の思いとか、そういったことについての情報交換なり意思疎通ができていなくて、とても新鮮だったし、「いや、頑張らないかな」という気持ちが起こったことも、事実です。

この――戻りますけれども、地域自治協議会も、そういった場で、まずはスタートはあってほしいなというふうに思います。確かに、この条例の説明なり見通しなり手順なり、何かそういったことも、当然、最も大事なことなんだと思いますけれども、何かそういうことも、とっても大事だなというふうに感じましたので、最後のまとめとさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、7番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 久保田恒憲君） 午後からと思って、ちょっと安心していましたが、早速、一般質問に移りたいと思います。

私は今回、大きく3点ほど質問をしております。

1点目、安全・安心なまちづくりの取り組みの1つである防犯パトロールについてということ

で、1点目を、その事項として上げております。

要旨として、私の地区では、昨年を引き続きまして、ことしも公民館長の呼びかけで各戸を訪問しまして、長崎県と長崎県警が呼びかけております安全な生活を目指すための取り組み、「犯罪なく3ば運動」というのがあるんですけど、それをうまく伝えようということで、この「犯罪なく3ば運動」、御存じだと思いますけどね、一応ここでお知らせをします。

「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」というような内容です。これを地域の人たちに伝えようということで、防犯パトロールを行いました。そのときに、こういう帽子をかぶって——これ、その防犯パトロールの申請をしますと、3個か4個か、いただけます。これをかぶって、各戸を訪問しました。各戸を訪問することで、やはり、皆さんと久しぶりに顔を合わせたり、家庭の状況が少しだけわかったり、実際に回って声をかけることによって、安全な生活をされているだろうか、お元気だろうかというような確認もできてくるわけですね。では、これは非常にいいなと感じました。去年も、そしてことしも。

じゃあ、せっかくこういう防犯パトロールということが呼びかけられているのであれば、壱岐市としても、パレードなんかには参加されているようですので、それ以外に、このような防犯対策といたしますか、このようなものに取り組んでおられるのかということと、地域で、ひょっとしたら、もっと私たちの地域よりも参考になるような取り組みがされているのではないかとということで、1点目に、この防犯パトロールについて質問しております。

先日の防災サミットでも、講師の方が「防災は防犯にもつながるんだよ」というようなことを言われました。現実的に、私たちみたいに活動していれば、ああ、そうだな、見守りになって、あるいは防犯にもなる、あるいは防災にもなるというようなことを実感した次第です。

ということで、まず第1点目の質問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 久保田恒憲議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 久保田恒憲議員の御質問にお答えさせていただきます。

安全・安心なまちづくりの1つ、防犯パトロールについてというところでございます。

本市では、壱岐市防犯協会、壱岐警察署、長崎県及び地域の関係機関と連携して、防犯に係る取り組みを実施をしております。

大きな取り組みの1つが、久保田議員にも御参加いただきました県内一斉防犯パトロールでございます。

これは、「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」、今年は10月の11日から20日まででございました。地域ぐるみの自主防犯活動の輪を広げていくということを目的として行っております。

今年度は、本市では8団体、90人の参加をいただいております。この循環の初日に、青パト隊——「青色回転灯装備車」と言いますけども、それによるパトロールと関係機関によるチラシ配布などのキャンペーンを実施しております。

次に、それぞれの地域での連帯感の醸成や自主防犯活動の活性化を図ることにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」を行う団体を募集しております。

壱岐市内では、10の自治公民館等に宣言を行っていただいております。この中で、すぐれた活動を行った団体については県知事表彰が行われておりまして、平成29年度には、壱岐市柳田地区公民館が「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞」を受賞をされております。

さらに、長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業として、犯罪のない安全・安心まちづくりと交通安全に関する活動に取り組んでもらえる事業所を登録をさせていただきまして、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の3項目の活動に取り組んでいただいております。

本市では、3事業所に登録をさせていただいております。

また、少年補導員の方と市役所で青色パトロールカーを管理をしております、日ごろから地域でのパトロールを実施をさせていただいております。

このほかにも、特殊詐欺事件、不審者情報などの警戒情報については、告知放送や防犯メールで早急にお知らせするなど、対策を行っております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 8団体、90人に参加いただいていると。その8団体の中に、私たちの地区も入るんですか。

じゃあ、その8団体がどのような活動をしているのかというのを、お聞きしたかったんですよ。宣言もいいですけど、私たちのような活動をしていく中で、手のすいた消防団の人たちにも加わっていただいたり、公民館長・副公民館長……、そうすると、「ああ、季節によっては「火の用心」も言えるな」とか、そういう思いがあるわけですよ。

じゃあ、要するに、地域の安全・安心の中にいろんなことが見つけられるわけです。私たちは、さっき言いました、県警とか県がやっている「犯罪なく3ば運動」を自分たちでコピーして回りましたが、もし来年も続けるのであれば、また違う、もっといい形がないかなと思って質問をしましたので、その8団体の具体的な活動内容をお教え願いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 先ほど8団体の活動につきましては、統一の防犯パトロールという

ところで、イオンで集合をしていただきまして、そしてチラシの配布、その後、解散をしながらパトロールをして帰るといふ、その部分で申し上げておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

独自の活動の中で、特に表彰を受けられました柳田地区につきましては、受賞の理由として、見守り活動では「子ども110番の家」活動を中心に活動を行っておられまして、QRコードを使用した地図を作成するなどの工夫が見られたということ。そして、パトロール活動では、地域内の危険箇所マップを作成するため、子供等へのアンケートを実施し、その結果をもとにした危険箇所パトロールを行うなどの独創性が認められたというような講評をいただいております。

彦根市といたしまして、防犯まちづくりの考え方といたしましては、防犯パトロールによって、犯罪発生数の減少と犯罪不安の緩和に効果を期待をしております。不審者や犯行現場を発見することはほとんどないと思ひますけれども、潜在的な犯罪者に対するデモンストレーションの効果は大きいと思っております。そしてまた、防犯パトロールの参加者は、地域に対する責任感が強く、地域の住民の連帯感を高めるための活動として有効であると思っております。

さらに、これ、久保田議員さんがホームページのほうに載せてありますけれども、パトロール実施において、久保田議員さんの場合は、道路の木の繁茂しているところが通行障害となっており、その辺も確認できるというようなことを示されておりました。パトロールの実施において、防犯灯の点検や道路に面した樹木の通行障害、あるいは迷惑駐車の状態なども防犯診断ができるかと思っております。

彦根市といたしましては、県・関係機関及び地域住民の皆様と一体となった防犯活動の取り組みができるよう、積極的に推進してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 私が言いたかったのは、防犯パトロール、毎年毎年集まって、悪いことではない。もちろんいいことですが、そこから先に踏み出せないかと。

少なくとも、私の地域では、公民館長さんが主体となって、どんなことをしようか、まず、じゃあ地域を回ってみよう、戸別を回ってみようやというところから、「一歩踏み出している」というふうに思っているわけです。

そういう私たちのところでさえ、そういうふうに一歩踏み出しているのであれば、ほかの地域であれば、それこそ防犯パトロールに参加されている人たちだったら、毎年そういうことをしていれば、「これでいいんだろうか」というようなことに気づいて、具体的な活動につなげてあるところも、そういう地域団体とかいうようなところもあるのではないだろうかと思っております。今回質問をさせていただきました。

それは、今後このような場所で、このような質問をして、行政の取り組みをお知らせいただく

ことで、多分、各地域も「ああ、じゃあ、うちもこのくらいだったらできる」とか、そういうふうに広がるのではないかと思って、今回、本当に身近なことですけど、地域のことを地域の人たちがしっかりと見て回って、守らなくちゃいけない時代に当然突入しておりますので、その1つとして、私たち、平人と言うたんですけど、地域でやっている防犯パトロールを広めたいと。それから、いろんな形でもっと中身のあるものが出てきてこないかなということで質問をしましたので、ぜひ御理解をいただいて、防犯パトロールから一步踏み出していきたいと思っております。

この件は、これで終わります。

それと、追加ですけど、取り組む団体がふえると多分、この帽子を無料で配付はできなくなる可能性もあるかと思っておりますので、その点は、主催者のほうなどと打ち合わせをして実施していただきたいと思っております。

1点目は、これで終わります。

次に2点目の、まちづくり交付金の対象となる福祉保健部と自主防災組織の取り組みについて。公民館に福祉保健部と自主防災組織が設置されました。しかし、先ほどの同僚議員の中にもありましたように、公民館の役員というのは2年程度で交代してしまいます。その中で、どのような取り組みをすればいいのか。

第一段階の組織はできた、あるいは防災でいえば、機材ですね、必要な備品みたいなのは購入した。健康づくりでいえば出前講座はやったとか。そういう一歩目は踏み出したので、じゃあ、この後は、どういう取り組みをすることで、そのまちづくり交付金の対象になるんだろうかということや役員さんたちも本当に心配されていますし、周囲の人たちも「どんなことをすればいいのか」という声が私にも聞こえてきておりますので、このあたりについて、壱岐市からの助言というか、そういうものをいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 続きまして、まちづくり交付金の対象となる福祉保健部と自主防災組織の取り組みについてという御質問にお答えさせていただきます。

自治公民館で、福祉保健部及び自主防災組織を設置をしているけれども、2年程度で役員が交代する現状では具体的な取り組みが難しいという御質問をいただいておりますので、担当部署が保健環境部、消防本部、総務部にまたがっておりますので、まとめて私のほうから回答させていただきます。

まず、福祉保健部における交付金の交付条件といたしましては、①福祉保健部を設置し、会員に対し、各種検診の推進や地域での見守りを行う。②市が主催する福祉保健部の研修会へ参加す

る。③管理施設や自治公民館の完全禁煙化。④健康づくり活動となっております。

この「健康づくり活動」の活動例といたしましては、市の出前講座を活用した健康教室の開催や健康に関する回覧をする、または、自治公民館の定例会等における健康体操をするなどの実施が挙げられております。

市といたしましても、これらの活動の取り組みの内容がわかりにくいという声もお聞きをしておりますことから、自治公民館の福祉保健部につきましては、平成27年度から全体的な説明会を開催し、平成29年度より、4町の4会場におきまして、自治公民館長様、福祉保健部長様を対象に、健康増進課・市民福祉課と合同で年に1回、福祉保健部研修会を開催をしております。この研修の中で、福祉保健部のまちづくり交付金の対象となる活動や対象とならない活動など、事例を交えて説明をさせていただいております。

以上のような状況において、福祉保健部の役員さんについては、むしろ毎年、説明を受ける機会を得ているという点では、役員が変わることで、みずからの検診の意欲を高めるためには効果的であるというような意見も伺っております。

しかし、どの方法がベストであるか、難しい問題でございます。公民館の実情に応じた取り組みをお願いしたいと存じます。

次に、自主防災組織の活動については、消防本部、総務部危機管理課及び地域担当職員で対応させていただいております。

自主防災組織の育成という面では、まず自主防災の大原則は、自分の身は自分で守る、そして家族、地域を守るということでございます。この精神なくして、自主防災組織の充実は図れません。

加えて、行政の押しつけだけでは限界があります。

また、自主防災組織の充実を図っていく中で、各組織の計画書においては、役割分担がなされ、部等が設けてあります。ほとんどの組織は、自治公民館の役員さんが部の長に充てられるというのが現状でございます。自治公民館の総会、役員会の折に、その確認もされておるとは思いますが、議員御指摘のとおり、自治公民館の役員は、ある一定期間が来たら交代となります。そこで、自主防災組織としての役員の継続性を重視されている事例を紹介をさせていただきます。

古城自治公民館につきましては、自主防災組織設立に向けての説明会の協議において、自主防災組織の果たす役割が、平常時、災害時を問わず、極めて重要であること、自治公民館長の負担軽減を図ること、安定的かつ持続的な活動を進めていく必要があることなどの意見がございまして、自主防災組織の会長職については、自治公民館長とは別の方で、一定期間固定したほうがよいとの結論のもと、自主防災組織を設立されたところでございます。

また、現在、初山地区防災訓練の実施に向けまして、地区内の各自治公民館長及び各自主防災

組織役員との準備のための協議が進められておりますが、その中でも、既に設立されている現在の自主防災組織の体制について見直しをなされ、一定期間固定した役員に変更された組織もございます。

このように、自主防災組織の活動が円滑となるよう自治公民館との関係を工夫しながら、それぞれの地域の実情に合わせて体制づくりを見直していくことも一つの方法だと考えております。

また、今後も危機管理課、消防本部及び地域担当職員が連携を図りながら、自主防災組織についての説明会、地域防災訓練の実施等を通じて、自主防災組織の強化に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） それで、具体的に、例えば先ほど言った防犯パトロール。防犯パトロールを、この防犯強化月間——「週間」か「循環」かわかりませんが、そうじゃなくて、年数回、防犯パトロールを行いながら、防火意識ですね、そういうものも皆さんに伝えて回るとか、あるいは、現実的にやっているんですけど、私たちのほうでは、集団で草切りとかやりますね。そういうときに、消防の人に来ていただいて、消火訓練をやるとか。そういう複合したものが、このまちづくり交付金の対象になるのかどうかというものは、具体的に、事前にどこにお尋ねすれば、これは「なる」「ならない」というのは教えていただけますかね。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 大枠としての訓練と、その他研修、訓練の実施等とか出前講座の分で交付金の上乗せ部分がございます。交付金関係全般については企画振興部の政策企画課が担当をしておりますけども、それぞれの訓練の実施、そしてその取り組みの内容、具体的については、総務部危機管理課のほうに確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 多分、今の防犯と絡めたことだと思うんですけど、防犯と例えば健康づくりとか、あるわけですね。そういう場合は、両方にお尋ねすれば一番ベターですね、はい。

例えば私が考えているのは、防犯パトロールと一緒に回るときに消防団の人がいれば、それは、それこそ防災ですね。私だったら、健康づくりとそういうのもできますので、そういうのも伝えて回る、あるいは集合しているところでそういう話をする、あるいは実技をするという、そういう——どうしても、何回もやるというのは時間的な制約があるので、集まったときに、公民館の総会でやるとか。それも、しかし1回だけは対象外だよ、少なくとも2回以上とか、そういう一つの目安をつくっていただければ、ぜひ、みんなが「それぐらいだったら取り組める」、「ああ、

これだったら足りない」というようなことになると思いますので、ここで回答は要りませんが、ぜひそういうものを検討していただければと思っております。

検討というか、前向きに検討するということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 回答はしなくていいというか難しゅうございますけども、市としては、その効果を求めています。その効果が出るような取り組みをコミュニティーでしていただけるのであれば、それに沿うような内容で皆さんにわかりやすくまとめたものを今後お示ししていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） それでは、3番目の質問に移ります。

今、健康寿命の延伸とか生活習慣病とか、あるいは子供たちの病気であるとか、いろいろなもので当然、健康——人間にとって一番大切な命を守るということでは、医療は避けて通れない、必要なものです。

医療に関する相談は専門の窓口がありますが、市民への周知はされていますかという大枠の中で、医療に関する患者、家族等の苦情や相談を受ける壱岐地域医療安全相談センターが壱岐保健所内にありますが、余り知られていないように思います。保健所は、御存じのように県の管轄ですが、県に任せるだけでなく、壱岐市としても周知に努めるべきではないでしょうかという質問です。

実は、私、長崎県の医療安全相談センター協議会委員ということで、公募委員として、その会議に出席しました。2017年の8月の末にです。そこで初めて、各市にそういう相談窓口があるというのを、まあ私自身の勉強不足だったかもしれませんが、知ったんですよ。「壱岐にもあったとか」ということで、しかし、もうその場で、その会の中で「いや、多分、私も知らないし、壱岐市民も知らないと思いますよ」と。県としての周知はしっかりされているんですかというような意見を、そこで出した次第です。

次に、ことし2018年10月10日に、またこの会議がありまして、そうした中で、県のその協議会は、「以前、壱岐市の公募委員の久保田氏から提案がありました。この件については、早速、県としての周知をさせていただきました」という回答をいただきました。

それがどのように周知されて、あるいは壱岐市の人にも届いているかということで、ちょっと私も不安だったんで、今回、このような質問をさせていただきました。壱岐市として、これを積極的にお知らせをされているかどうかということで、お答えをお願いします。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 7番、久保田議員の、医療に関する相談窓口の周知についての御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの経緯と、そして今の啓発状況等について御説明を申し上げます。

本窓口は、国におきましては平成18年の6月に公布をされました医療法の改正によりまして、医療安全支援センターの設置が義務化をされております。

しかしながら、長崎県では改正前の平成15年に、県内の保健所に医療安全相談センターとして既に設置をされておりました。

このセンターの主な業務といたしましては、患者、家族等からの苦情や相談への対応、そしてその相談に適切に対応するための関係機関の紹介、また医療の安全と信頼を確保するための情報の収集及び提供などとなっております。

毎年、国におきましては11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と定めておられることから、長崎県におきましては、この期間に合わせまして、センターを県民へ周知する啓蒙活動が実施をされております。内容といたしましては、県内の病院や関係機関へのポスター・パンフレットの配布、そして長崎県のホームページへの掲載が行われております。

また、壱岐保健所内に設置をされております壱岐地域医療安全相談センターとしての啓蒙活動といたしましては、広報「いき」への掲載、本年は5月号に掲載をいたしております。そして、壱岐保健所のホームページへの掲載などで実施をされておりますが、今後は、壱岐市ケーブルテレビでも周知をされるよう計画がなされております。

議員御指摘のように、市としての周知につきましては、これから壱岐市といたしましても、壱岐保健所と連携をして啓発に取り組むとともに、市への問い合わせがあった場合、迅速に対応ができるよう職員への周知にも努めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 先ほど言われました広報紙の5月号への掲載というのは、だから、私が昨年8月に、県で「壱岐市民は余り知らないよ」ということで手を打ったのが、その5月号の掲載なんです。

私も、実は、その箇所を見ていませんでした。しかし、今度の会議で「壱岐市報に掲載をさせていただきました」ということで、じゃあ壱岐市報を改めて見まして、じゃあ、これが、市民もそうですけど、壱岐市の職員でしっかりとこのような内容が伝わっているか、確認させていただきました。壱岐市役所、郷ノ浦ですね、市民福祉課かな。それから、芦辺の健康増進課ですかね。

すぐに答えは出ないんですよ。それをうるさく言うんじゃないくて、やはり、市報に掲載されたものは、誰——そういう内容が、県も、壱岐市に「今回、こういうことで掲載させていただきます、掲載をお願いします」というような、多分、内容で掲載をすると思います。

ただ、それを受けて、じゃあ、壱岐市の関係職員などは、こういうものが要請があつて掲載されたよというようなことを、いち早く情報として知り得て、いきなりそれを担当窓口職員が把握せろというのは難しい話ですが、いろんな窓口でそういう、医療に関する相談の人が訪れたとしたら、「ちょっとお待ちくださいね」と言って、上司であつたり、そういう人たちは、すぐに、ああ、これは、お話の内容は専門の保健所の窓口がありますからというようなことを案内できるような体制はぜひつくっていただきたいというふうに思って、今回質問に上げさせていただきました。

で、壱岐市として、保健所への相談の件数というものは、共通認識で情報として県から来ていますか。来ていますか、はい。（発言する者あり）はい。

じゃあ、実は、私も「えらい少ないな」と思ったのは、その周知不足じゃないかなと思ったのは、その最初の2017年8月31日に、資料の中で、各市とか何かの相談件数がもう10年間ぐらいのトータル統計が出ていました。その近隣の一番3年間だけのちょっと数をお知らせしたいと思います。相談件数ですね。

26年度、壱岐0件、対馬1件、五島10件、上五島3件。27年度、壱岐4件、対馬10件、五島10件、上五島2件。28年度、壱岐市3件、対馬6件、五島9件、上五島3件。この3年間だけの合計をしても、壱岐7件、対馬17件、五島29件。上五島ですら8件、壱岐よりも1件多い。

ということは、壱岐は、医療体制が充実して、ほとんど悩み事がないということも予想はできるんですけど、そうだろうか。ひょっとしたら、周知が足りないから、やはり相談ができないでいるんじゃないかなというような見方もできるわけですね。

今までのお話を聞いていると、やはり、県と市の情報の共有はできたとしても、それに対する県の取り組みに、壱岐としての、それをもっとわかりやすくするような取り組み、それが薄いように私はいつも感じているんです。「これは県の取り組みだから」とか、「これは市の取り組みだから」。しかし、それは最終的には市民に伝えるべきなので、「県」「市」と言っていられないわけですね。

ですから、先ほど言いましたように、今回、医療に関することでも、患者というのはやはり弱い立場なんですよ。医療機関に当然、相談ができない部分があります。そういうところの人たちのよりどころとしての医療安全相談センターなので、もう本当に、もっと広く。

壱岐市の職員も例えば知らないんであれば、当然、市民の方はもっと知らない。じゃあ、もっ

と私たちも、県に任せるだけではなくて、市としても取り組もうよという、そういうことはぜひ進めていていただきたい。逆に、そのくらいの気遣いは、行政として、やるべきじゃないかというふうに思っております。どうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） この件で長崎県壱岐病院のほうにも問い合わせをいたしましたところ、病院につきましては、独自の相談担当を設けられて、相当数の相談があっているようでございます。

このセンターの周知ができれば、もう直接じゃなくて、相談しにくい部分についてはその保健所の相談窓口のほうに行っていただけケースもあると思いますので、これからさらに啓発を続けていきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） ぜひ、市としての取り組みも進めていただきたいと。

今回も、私、一般質問で取り上げたのは、本当に身近な活動あるいは身近な悩み、そのようなものを、どうかして解決をしていかなくちゃいけない、先に進めなくてはいけないということで、質問をさせていただきました。

先ほど同僚議員からの質問もありましたけど、壱岐市自治基本条例というものが制定されようとしています。でも、どんな立派な条例だろうと取り決めだろうと、実行するのは市民ですからね。壱岐島民なんで、やはり、その島民が納得して、そして、そういう取り組みに移ることが、大切なんですよね。

行政の取り組みに信頼ができて初めて市民は団結力も生まれて、さまざまな取り組みも積極的に行うのではないかと思っているわけです。残念ながら、いろんな情報が今度の談合疑惑とかいうようなことで流れまして、本当、市民も疑心暗鬼の状況もあると思います。ただ、そういう状況の中でも当然、時間は過ぎていきますので、各地域とかそのような人たちが、自分たちの取り組みをとめるわけにはいかないんですよね。

だから、私たちも、あるいは公民館も、老人クラブ、婦人部あるいはいろんな人たちも、ぜひ、地域のために今できることをしっかりと取り組んでいくことが大切ではないかと思って、今回3点の質問をさせていただきました。

以上で終わります。

[久保田恒憲議員 一般質問席 降壇]

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時15分とします。

午後0時18分休憩

午後1時15分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 赤木 貴尚君） 通告に従いまして、5番、赤木貴尚が一般質問をさせていただきます。

今回、一般質問を改めて行うに当たり、一般質問の役割というのを少し考えてみました。一般質問の役割というのは、市政のあらゆることに対して、所管の委員会に所属していなくても、議案にかかわっていないことも問いただすことができる、自由な意見の表明もできるのが一般質問だと思います。

10月から11月に地元紙にも記事として記載されている壱岐市政の疑義について、私も含め市民や職員の方々の疑問を公の場で質問させていただき、市民の不安を少しでも取り除くためにこの場を通じて情報を発信する場となることを希望します。

それでは、通告しておりました大きく2点の、まず1点目の質問をさせていただきます。

壱岐市職員の事情聴取についてということで、このたび長崎県警から壱岐市建設業界入札に関しての問題で、壱岐市職員が事情聴取されたが、壱岐市として長崎県警が市職員を事情聴取したことをどのように理解したかということについて、まず1点目、御質問させていただきます。答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 赤木議員の質問にお答えいたします。

長崎県警からの壱岐市職員の事情聴取についてとの質問でございますので、率直に総務部長である私に関する一連の経過を説明させていただきます。

私は、長崎県警本部の捜査の中で、昨年10月に実施しました長島地区放射線防護対策施設整備工事（建築主体工事）の入札等に関して、本年10月に複数回、任意の事情聴取を受けました。

警察の事情聴取において、私は当該入札に関し参考人として呼ばれたと思っておりまして、取り調べであることを告げられました。もちろん私は全て真実を供述し、入札への不適正な関与について、事実無根であることを終始説明しました。

結果として、11月10日の午前に警察署に呼ばれ、県警本部の捜査官より、「あなたの件に

については、本日をもって捜査を完結する。何もありません」と、言い渡されました。その他のことについては言えないとのことでした。

その間の事情聴取において、捜査官より捜査全体が長引く可能性を示唆され、あわせて関係者との接触、証拠隠滅等の行為があれば、あなたにとって不利な状況をつくることになることと告げられたため、10月16日に白川市長に当該内容を報告し、登庁すれば、他の職員等にも捜査の範囲が広がり混乱を招くおそれがあること。他職員を指導する立場にある総務部長に嫌疑がかけられていることは、市政に与える影響ははかりしれないこと。捜査が長期化すれば、業務継続に支障を来すことから、一身上の都合による退職願を申し出ました。しかしながら、白川市長は「私を信頼している」と述べられ、退職の願い出を強く拒否され、受理されませんでした。

その後、市より、登庁しない期間は年次有給休暇で処理すること、業務継続のため10月17日より中原副市長に総務部長事務取扱を発令することの連絡を受けましたので、全て市にお任せすることを承諾いたしました。

11月10日土曜日に、捜査官からの説明を受けた後、私についての捜査は何もなく完了したことを白川市長に報告し、11月12日、月曜日から登庁の命令を市長より受けたところであります。

一旦は前述のとおり、退路を断つことも考えましたが、市政への業務継続と今回の件についての説明責任を果たさなければならないこと、そして白川市長を初め私に絶対の信頼を寄せていただいた方々の思いに応えるためにも、こうして今、登壇させていただいております。

この間、壱岐市幹部職員として20日間もの長期休暇をとり、市民の皆様にご不安を与え、少なくとも壱岐市のイメージに負の印象を与えましたことに深くおわびを申し上げます。

なお、今回を契機に、入札制度の適正化等には万全の対策をもって、よりよい制度改革の取り組みを行ってまいりたいと存じます。

その他のことについては、警察からの公表もあっておりませんし、私の知り得ないところであります。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問にお答えいたします。

壱岐市職員の事情聴取について、長崎県警が市職員を事情聴取したことはどのように理解したかということでございます。

ただいま久間部長から自身の聴取のことについて発言がありましたが、このことにつきまして

は、本会議の12月4日、行政報告で申し上げましたとおりでございまして、改めて申し上げますが、長崎県警察本部から壱岐市の建設業界において入札に関し問題があるとの情報に基づき、その実態解明の捜査を行ったことについて、11月13日に説明を受けたところであります。

その捜査の一環として、中原康壽前副市長及び市職員にも事情聴取が行われておりますが、警察本部からはその結果について、前副市長及び市職員に対して警察として何らの措置及びコメントはございませんでした。ただ、今後行政として、より適正な入札が行われるよう入札制度のあり方等について研究してほしいというものでございました。

警察本部からの意見を踏まえまして、さらなる適正な入札制度等について研究してまいりたいと考えております。

このたびの事実といたしまして、前副市長及び市職員にも事情聴取が行われておりますが、結果的には前副市長及び市職員に対して、警察として何らの措置及びコメントはない。つまり何もなかったと私は理解をいたしております。

本議会の一般質問、また報道等でも、市長は説明責任を果たすべきという御指摘も受けておりますけれども、私が県警から受けた説明は、ただいま申し上げましたことが全てでありまして、それ以上のことはございませんでした。したがって、本内容について、これ以上申し上げようがないことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） まず、1点目の私の質問に対して、当事者である久間総務部長のお答えと市長の答弁、しっかり理解いたしました。

市民においては、いろんな報道やうわさ等で不安に思われた方もおられると思いますが、当事者であられる久間総務部長のお答えと市長のお答えを聞いて理解していただきたいなと思いますし、やはり事情聴取を受けるということは、疑われつつもしっかり、その措置はないというところで、黒か白かというところであれば白であるというところで、非常に事情聴取を受けられたときには大変な思いをされたと思いますが、しっかり御自分の潔白を証明されたというところで、その点をしっかり理解した上で、今後壱岐市の市政に御尽力いただきたいなと思います。

いろいろ聞きたい方もおられると思いますが、市長の答弁のとおり受けとめた上で、あえて苦言というか呈させていただきたいと思っております。

市民の付託に応えていかなければならない職にある者が、長崎県警から事情を聴取され、壱岐市の入札に関して疑われたことは、市民の信頼を裏切るばかりでなく市政全体の信用をおとしめ、さらには市のイメージを損なうことにつながることから、このようなことは断じてあってはならないことです。

今回の件において、自治体の首長、議員、そして職員に至るまで市民の信頼を裏切ることは許されない職務にあるものの、人格、資質、そのものが問われることは申すまでもありません。さらに不正を疑われない環境を一層強化し、拡充していくことが大切ではないかなと思います。

今後このようなことが起こらないように襟を正して、壱岐市発展のために今以上の力を注いでいただきたいということを強く希望しまして、1点目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

司法の判断においては、白ということは何の措置もございませんでしたが、壱岐市の中には、みずからの職員を規定した職員倫理規程というものがございます。2番目に、その職員倫理規程について質問させていただきます。

この職員倫理規程は目的があり、その中に違反をすれば措置があるという職員倫理規程ですので、そのことについて7点質問させていただきます。

まず1点目に、職員倫理規程を設けた目的は何か。

2点目に、第6条にある関係事業者等との会合等へ出席等に関する届け出に関して、訓令施行後、何枚提出しているのか、どこが管理をしているのか。

3番目に、第8条にある「総括サービス管理者は副市長」となっているが、それに関して現在不在であるが、早急に任命されるべきではないか。

4番目に、11条に、「この訓令の徹底を図るため、サービス管理者会議を置く」とあるが、会議実績はあるのか。

また、このたびの職員への疑義の対応として、サービス管理者会議を開催すべきと考えるが、開催の予定はあるのか。

5番目に、第12条に、「市長は、この訓令——壱岐市職員倫理規程の実効性を高めるために、他の任命権者の意見を聞くことができる」とあるが、このたびの職員への疑義に対して、壱岐市職員倫理規程の実行性を高めるために、他の任命権者に意見を聞くことを考えているのか。

6番目に、壱岐市職員倫理規程研修は合併後の平成21年、22年、24年と行われているようだが、平成25年度以降倫理に関する研修は行われていないが、この5年間なぜ倫理に関する研修を行っていないのか、研修を行う予定はあるのか。

7番目に、壱岐市職員倫理規程を条例化してはどうかという7点について御質問させていただきます。理事者の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の2点目の御質問、壱岐市職員倫理規程について、7項目の御

質問でございます。

まず第1点目の老岐市職員倫理規程を設けた目的は何かということでございます。

老岐市職員倫理規程につきましては、平成16年3月1日に制定をしております、その目的としては第1条に掲げておりますように、「関係業者等との接触等に関し、遵守すべき事項等を定めることにより、職務の遂行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する信頼を確保する」ことでございます。

2点目は、第6条にある届け出が何枚提出されているか、どこで管理しているのかとの御質問であります。このことは第5条の関係業者等との接触に当たっての禁止事項、第1項第1号から第11号の接待を受けること、会食または旅行をすること等の行為をしてはならないと定められているところであります。第6条では、これらの禁止事項の例外となる行為に関する手続が定められており、その手続である届け出を何枚、何人の職員が手続をしているかとの御質問と理解いたします。

訓令施行後におきましては、提出された実績はありません。これは第5条のただし書きで、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係ないものは除くと規定されております。市職員であっても公民館やPTA、その他地域活動におけるさまざまな役を持つことはあろうかと思ひますし、このことは建設業者の皆様も同様のことと思ひます。そういった地域活動の際に会食することまでは届け出の必要はございません。つまり本規程に反するような個人的な接待を受けることや会食等はなかったと考えております。

3点目の総括サービス管理者は副市長に関して、現在不在であると、早急に任命すべきじゃないかとの御質問でございます。

総括サービス管理者の任務につきましては、規程第9条に定められておりますが、次に掲げるとおりであります。

1、綱紀肅正に関し、サービス管理者会議を通じてサービス管理者と密接な連携を図るとともに、必要に応じて、部長等であるサービス管理者に対して助言または指示を行うこと。2、サービス管理者からの報告を受け、必要に応じ、実情調査を行い、その結果を任命権者に報告すること。3、この訓令の遵守及びサービス規程の徹底に関して講ずべき措置等について任命権者に意見を述べることであります。

現在副市長が不在でありますので、本12月会議におきまして、追加議案として副市長の選任について提出し、御審議いただくことといたしております。

4点目は、この訓令の徹底を図るために、サービス管理者会議を置くところがあるが、会議実績は。このたびの職員への疑義の対応として、サービス管理者会議を開催すべきと考えるが、会議開催予定はあるのかという御質問でございます。

服務管理者会議につきましては、第11条におきまして、この訓令の遵守及び服務規律の徹底に関して必要な事項について審議する場として位置づけられており、必要に応じて総括服務管理者が招集することとなっております。新たな副市長が選任された後、開催については必要に応じて判断してまいりたいと考えております。

また、本規程に基づきまして、飲食の機会が多くなる年末年始や大型連休時における綱紀肅正、また各選挙における服務規律の確保、さらには他の自治体も含め大きな不祥事が発生した場合における綱紀肅正など、状況に応じて部長会で確認を行うとともに、全職員に対し、周知徹底を図っているところであります。

なお、今回の案件に際しましては、民間委員を含めた壱岐市分限懲戒審査委員会に諮問し御審議をいただいたことを申し添えます。

5点目は、このたびの事案について他の任命権者の意見を聞くことを考えているのかとのことでございます。

今回確かに市職員に対し事情聴取が行われておりますけれども、その結果としては何度も申し上げますけれども、警察として何らの措置及びコメントはないということでありました。

このたびは結果として何もなかったと理解をしておりますけれども、今後も真偽はともかくさまざまな情報にさらされ、翻弄されることが想定されます。今回のようなことを未然に防ぐためにも、最も身近な命令権者であります小金丸議長を初め代表監査委員、選挙管理委員会委員長に御意見を拝聴することが当然であろうかと思っております。

6点目の、この5年間、なぜ倫理に関する研修を行っていないのか、行う予定はあるのかということですが、公務員倫理、コンプライアンス研修につきましては、この規程の目的に照らし、市制施行後職員に対しては研修等を4回行っております。ここ数年は人事評価研修や公会計研修など法改正等に伴う研修、財務規則を中心として財務事務全般について理解を深めることを目的に契約事務研修及び財務会計実務研修などを重点的に実施してまいりましたけれども。

今年度公務員倫理コンプライアンス研修を計画し、一般社団法人日本経営協会専任講師で滋賀県健康福祉部長、総務部長等を歴任され、多くの自治体で同内容の研修の講師をされてある漣藤寿先生を講師としてお迎えし、全職員を対象に先日12月3日、4日の2日にわたり公務員倫理コンプライアンス研修を開催いたしました。

今後も時期を見て、この内容の研修会について実施してまいりたいと考えております。

7点目の壱岐市職員倫理規程を条例化してはどうかという御提案でございます。

私も特別職、また市議会議員については、壱岐市政治倫理条例において定めておりますけれども、私は、職員については現状のとおり規程で定めることでいいのではないかと考えております。仮にこれに違反するようなことがあれば、条例、規程の定めにかかわらず、何らかの処分等

の措置を行うこととなります。

今後も本規程に沿って、綱紀肅正等の徹底を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

御参考でございますけれども、県内では長崎市が長崎市職員倫理条例を制定しているところがございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 2番目の質問としては、壱岐市職員倫理規程というところについて質問させていただきました。

改めて、こういう規程がありながら、やはり職員の皆さん全て、こういう規程にのっとった上で公務員としてどうあるかということを経々市長もよくおっしゃいますが、「365日公務員であれ」ということでおっしゃいますが、やはりこういう規程があつて、この規程を皆さんそれぞれしっかり理解して日々行動していただきたいなと思つております。

今回、やはり新聞報道にもありましたが、疑われたことは事実として認め、改めてこの職員倫理規程の幾つかの質問において、市長もいろんな研修等を行うということもおっしゃいましたし、改めてこのことを職員の皆さんもしっかり理解をする機会だと思つますので、先ほども言いましたが襟を正すというところで規程を守っていただきたいなと思つております。

改めてちょっとパネルのほうを用意させていただきますが、目的ということで、先ほども市長がおっしゃいました第1条に、「この訓令は、職員と関係業者との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより、職務遂行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する信頼を確保することを目的とする」という目的があります。

この倫理規程を目的として設けた理由はやはり、公務員は公務遂行に当たり公正・公平な立場であつて、常に襟を正して市民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むべきであるという意識を、壱岐市職員は常に持ち続けるべきであるというふうに思つます。こういう姿勢を職員が再確認するとともに、壱岐市のこういった姿勢を市民に、また内外に示すことがやはり市民の信頼を得て、より強力な壱岐市の今後の発展につながることだと思つます。

職員はやはり、そしてその実行性を高めるためにも、内部規範的なものではあります、地方公務員法では、職員に対して法令、条例、地方公共団体の規則等に従う義務を課してあり、係る義務違反に対しては懲戒処分等の対象となることが明定されております。

この規程においては、職員がしてはならない行為をより具体化に規定し、職員がこの行為をした場合は懲戒処分の対象となることが第7条に記載してあります。改めて、この処分にどうこうではないですが、研修もしっかり行われているということで、今回のことをしっかり肝に銘じて

いるということもしっかり明言されましたので、壱岐市民もそのことをしっかり理解した上で、私たち議会もそれをしっかり監視する役目を必要としています。そして議員も、その倫理をもとに行動して活動していかなければいけないことも理解しております。

今回このような、久間部長もおっしゃいましたが、壱岐市のよくない面がちょっと表に出てしまったというところも私も理解しておりますし、平成もこれで終わりますので、しっかり今後は、本当に何回も言いますが、襟を正して壱岐市が本当にこれからよくなるように、前を向いて進めたいと思っております。

市長、改めて、今後また平成も終わりますが、その点に関して壱岐市が今後どのように前を向いて進んでいくかということを変更して言葉として出していきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど来、赤木議員からも、るる御指摘ございました。また、他の議員さんからもございました。

今回の事案を教訓として、二度と再びそのようなことがないように、職員、全職員一丸となって、このことについて取り組みたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 市長からのお言葉をしっかり受けとめた上で、私たちもしっかり監視をしていきたいと思っております。

短いようですが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす12月11日火曜日、午前10時から開きます。

なお、あすも一般質問となっております、4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時45分散会

---

議事日程 (第 4 号)

平成30年12月11日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 9 番 音嶋 正吾 議員  
1 番 山川 忠久 議員  
15 番 豊坂 敏文 議員  
11 番 鵜瀬 和博 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 4 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君  |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君  |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鵜瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 豊坂 敏文君 |
| 16番 小金丸益明君 |            |

---

欠席議員 (1名)

- 8 番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	原田憲一郎君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。西日本新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可いたしておりますので御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、9番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、9番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。

大きくは2点、一般質問をいたします。理事者側の明快なる答弁を期待をいたしております。

まず1点目として、海運業を取り巻く課題についてお尋ねをいたします。

現在、市内には、壱岐地区海運組合、壱岐地区汽船組合という2組合がございます。そして、2組合は現在38隻所有し、大体1隻当たり5名の乗員で、現在、船員が198名乗船をされております。その船員の内訳といたしまして、島内乗船者が165名、島外乗船者が33名という内訳であります。

当汽帆船組合の皆さん方は、壱岐市の経済において外貨を稼いでいただいて、壱岐市の経済に

大きく寄与をしていただいておりますことは、皆さん御承知のとおりであります。バブル崩壊、そして失われた20年、日本の経済が減少する中において、今日まで懸命に自助の努力をして経営を継承されておるところであります。

そうした中、今日におきましては、船員の高齢化並びにコスト削減等々によりまして、非常に厳しい環境に強いられておられます。

去る11月24日でしたね、この2社の組合の垣根を越えて、若い経営者の皆さんが大所高所的な立場に立たれ、壱船会という若手の経営者のグループを発足をされました。その会に、私たちの思いを皆さん共有していただきたいということで、会にお招きをいただきましたので、私も出席をさせていただきました。

その中で、皆さん方述べられたことは、まず第1に船員不足であると。私たちは、島内の皆さんにぜひとも就労の場を与えたいと。島内の皆さんで、この汽帆船組合の経営をやっていききたいんだと。しかし、時代の流れでしょうか、若い後継者の船員不足が顕著になっております。

現在、中学校を卒業し、海員学校というのがございます。そうしたところへ就職をし、船員の養成をするために奨学金制度の拡充、適応はできないかと。そしてまた、昨今の漁業の不振等で、結構船員の方が島外の船員として出稼ぎに行かれているケースも耳にするところでもあります。そうした皆さん方の転職時の免許取得の支援対策はできないものかという切実な訴えがございました。

そしてまた、バブル当時におきましては、199、すなわち199トンの小型船舶が多い現状でした。現在においては、499、いわゆる499トン、500トンになれば税があれですから、499トン型の船が増えております。大型化しております。そうしますと、空船時の喫水は約3メートルほどであります。満船時になりますと約、喫水が入るのであれば5.3メートルぐらいになる船もございます。

そうしますと、干満の差がひどい大潮のときには、満船時には、主に久喜・石田地区に、そして芦辺に1隻おりますが、船が集中しております。そうした関係で、印通寺港に寄港、停泊をするときに、どうしてもかじが当たるということでございます。

私が振興局に尋ねましたところ、フェリーが着岸する印通寺港付近は約5メートルであると。ほかのところは約4メートル程度であると、泊地が。ですが、昨今の河口からの土砂の流出等々がございまして、水深が現在どれだけあるのかということが定かではございません。まず、そのことにつきまして、水深調査をする必要はあるというふうに私は考えております。

一朝一夜にできることではございません。印通寺港の場合は地方港湾であります。ですので、県当局と連携を図る必要があると考えております。どうか、みずから汽帆船組合の皆さんは自助共助はなさっております。公助を求めておられます。公助として何ができるのか、理事者の明快

なる見解を賜りたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 音嶋議員の海運業を取り巻く課題についての御質問の1項目め、2項目めにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の奨学金制度でございます。

本市の海運業の状況につきましては、ただいま音嶋議員が言われたとおりでございます。船員に対する奨学金制度につきましては、全日本海員組合において、船員職業を志す学生、生徒が利用できる奨学金制度、また本市にも奨学金制度があり、両制度とも条件を満たせば利用可能となっております。本市の奨学金制度につきましては、過去にも海員学校に利用されたケースもございます。

一方、奨学金制度ではございませんが、事業者が利用できる支援といたしまして、船員の雇用促進対策として、国土交通省において、船員の確保、育成を目的とした日本船舶船員確保計画の認定制度に基づいた船員計画雇用促進助成金がございます。この計画につきましては、本市でも認定を受けている企業が7社ございます。認定企業につきましては、当該助成金の利用も可能となっております。

彦根市の独自の就職に関する利用可能な制度といたしましては、若者等ふるさと就職支援制度もございます。本制度は、市内の新規高卒者等を採用した企業と地元企業に就職した若者等それぞれに支援を行い、新卒者等の地元企業への就職を促進するものであり、企業には採用者1人当たり24万円、就職者には7万円、もしくは10万円を支給しております。

本制度は、あらゆる業種で利用いただける制度でございますので、当然、海運事業者の皆様にも御活用していただくことは可能でございます。

次に、2点目の転職者等就業支援対策の免許取得支援策についてでございます。

海運業界におきましては、海技士の資格取得の支援策につきましては、一般財団法人全日本海員福祉センターにおいて、例年、海技資格取得研修補助事業等が実施されております。海員組合の組合員が対象となっており、受講料や受講に関する交通費などの助成がございます。

本市におきましては、海技資格の取得に特化した支援制度はございませんが、海運事業者様の人材育成の支援として、さきに述べましたふるさと就職支援制度等が活用できるものと考えております。

また、船員の方の移住定住につきましても、本市の移住定住関係の補助金で引っ越し費用や家賃補助等も活用できます。

全国的にも船員不足が深刻な状況であることは認識しておりますが、本市においては、まず既存の活用可能な支援制度について周知徹底を図り、活用していただきたいと考えております。

資格取得の支援策の実施につきましては、海運関係の船員のみならず、ほかの職業についての支援策も含めて検討も必要と考えております。財源等につきましても検討も必要となりますので、今後、現状の把握に努め、必要な支援策を見きわめたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 音嶋議員の3項目めの質問にお答えいたします。

船舶の大型化による着岸施設、泊地の現況調査及び浚渫整備についての御質問でございます。

議員が言われております印通寺港は県管理であり、印通寺港は、現在では唐津一壱岐間を結ぶフェリーが就航しておりますとともに、運搬船の基地として発展しております。

今回の御質問の船舶の大型化による岸壁泊地の現況調査及び浚渫整備でございますが、マリンパル壱岐の前の印通寺港岸壁につきましてはマイナス4.5メートル岸壁であり、フェリーが着岸しております岸壁はマイナス5メートルとなっております。また、港内の泊地はマイナス3メートルからマイナス5メートルとなっております。

現在、海運業の皆さんから、当該施設等が浅く、使いにくいとの御意見があるようでございますが、当該施設の水深につきましては、振興局に問い合わせましたところ、平成16年に深淺測量を行った際には規定の水深は保たれていたとのことであります。

また、大型船舶の着岸施設につきましては、同じ印通寺港の祝町岸壁がマイナス6メートル岸壁でありますので、利便性、静穏度等の問題はございますが、利用可能であると考えております。

なお、前回の調査から14年経過しており、土砂等の流入で泊地が浅くなっていることが想定されますので、壱岐地区海運組合、壱岐汽船海運組合とも協議をし、県へ調査につきまして要望をしていきたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 企画振興部長のほうから答弁がございましたが、既存の国の制度を利用していただきたいということで理解をいたします。

しかし、こうした問題に関心をもっと深めていただきたい。そのことをお願いをいたしておきます。汽帆船組合や汽船組合の皆さん方にもそのことは一応お伝えをいたします。

そして、水産部長のほうからございましたが、水路調査はなお、ある程度前調査から時間がたっておりますので、再度県のほうに要請をして、調査の必要性を訴えていただきたい。できれば、

安全に泊地として停泊できるのは、マリナルの前が一番適地であります。祝町岸壁はわかっておるんです。砂上げ場になっておりますが、しかし、あそこにはなかなかアンカーがかりが非常に悪いわけですね。縦つなぎするわけです。そうした関係で、汽帆船組合の皆さんは、どうしてもマリナルの前に縦つなぎをしたいという意向をお持ちですので、ひとつ県とも協議をして、できる方向で今後推進していただきたいということをお願いし、次の質問に移ります。

次は、瓦解する壱岐市への信頼性ということでございます。

昨日からも同僚議員のほうから質問がございましたが、今回、長崎県警捜査2課の捜索を受けるに至りました。私は、火のないところに煙は立たずと申します、全く根拠がなければ、県警が捜査に入るとかいうことは、まず私はないのではないかと考えております。

音嶋議員はまたかと、また重箱の隅をつつくようなことを言うのかという思いの方もいらっしゃるかと思いますが、私は、政治において常に申し上げておるのは、政治と市民の信頼感の醸成であると考えているからであります。

まず、1点目の捜査のポイントについて尋ねたいと思います。

私は、壱岐市長選挙がございました、壱岐市政による工事入札の異常事態に県警が着目をして、捜査に着手したものと考えております。市長選挙で現職の白川市長と戦い、落選した候補を応援した業者が、市長の裁量権で指名から除外された事件。

また、長島地区放射線防護対策工事で、建築本体における特殊工事であるのに、異常に高い落札率、99.65%。特殊単価を公表、資材単価を公表しないのに非常に高い落札率である。発注実績、そしてまた、明許繰り越しをして年度末に終わらないということで、天候の不良を理由に事故繰り越しを行ったこと。

もう一つ、平成30年6月30日の完成工期であります。これに、工期内に果たして終わったのかということ。そしてこれは、みしまの運航管理者でありますので、運航の総務部長にお尋ねいたします。フェリーみしまを定期航路、定期便以外に、工事資材搬入またはその他の目的で運航した事実はあるかないか、これをお尋ねをいたします。

また、壱岐葬斎場建設をめぐる談合情報、私のところも寄せられました。それは定かであるかは別であります。寄せられたのは事実であります。入札を辞退する業者が多数に及んだ。2回目の入札のときは2社しか応札しない、そして超過であると。いまだ平成30年度の工事が、建設工事本体施工業者が選定できない、入札を実施できない異常な事態である。

嫌疑不十分による不起訴となっているが、検察庁に告発された、本市の市長、副市長、教育長が告発されるという異常事態。私は、こうした異常事態に対し、県警はその真偽を調べるために捜査に着手したと私は思わざるを得ない。

今回の市長の行政報告によりますと、建設業者の談合に対して捜査に着手したとありますが、

私は到底それだけではないというふうに思います。昨日も赤木議員の説明の中で、住民に確かな事実を伝えるということで、久間総務部長、そして市長からお答えがありました。その中で、これ以上は何もないということでありましたので、それが今も変わらないのか、そして市長が言われます、また11月15日、前消防団長が事情聴取を受け、11月12日に辞意を表明されております。

そして、10月13日、久間総務部長が事情聴取され、その経緯は昨日説明がありましたので、私からは申し上げません。それは結構であります。

10月26日に副市長も事情聴取を受けられております。そして、説明によりますと、27日に市長のほうに辞表が提出され、10月31日付をもって一身上の都合で退職をするという申し出があったということで、議会のほうにも報告がなされております。

私は、このことについて、本当に皆さんがきのうの説明で不安を、信頼感を払拭されたのかどうか、私は定かではないと思います。私は、こうした中、合併をして15年の既に歳月がたちます。行政が考えることと、住民が合併をして考えることには乖離があるのではないかと考えております。ですから、本当に市民協働の自治を推進するのであれば、合併15年を機に、住民満足度調査をされてはいかがかと思えます。

以上の件に関して、市長の答弁を求めます。市長じゃなくて、理事者側の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

瓦解する市政への信頼感ということで、まず4点ございますが、まず申し上げておきたいのは、音嶋議員の推測の範囲によることにはお答えをする気持ちはございません。真実のみをお答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の今回の長崎県警捜査2課の捜査を受けるに至った原因の総括をただすということでございます。

このことにつきましては、本会議の12月4日の行政報告で申し上げ、また、昨日の植村議員、赤木議員の一般質問でもお答えしたとおりでございます。長崎県警本部から、壱岐市の建設業界において入札に関し問題があるとの情報があったことが発端だと聞かされましたけれども、この中で、警察としてもこれらの情報に基づき、市職員に対し何らかの事情聴取を行わなければならない理由があったのだろうと理解をいたしております。

それがどういう内容であったのか、警察からの説明もございませんでしたので、私には知る由はございません。この間、私は職員が法に違反するようなことはない、絶対の信頼を寄せておったところでございます。その結果は、何度も申し上げておりますとおり、前副市長及び市職員

は、警察として何らの措置及びコメントはなく、つまり何もなかったということになります。

今後、真偽はともかく、さまざまな情報にさらされ、翻弄されることが想定されますが、昨日も申しましたように、今回の事案を教訓といたしまして、全職員一丸となって、今後このようなことがないよう対応してまいります。

また、警察から意見のあった、より適正な入札が行われるよう、入札制度のあり方等について研究してまいりたいと考えております。

2点目の住民に対して疑念を抱かせる行政執行、予算執行は、散見された事案を真摯に反省すべき、見解をただすということでございます。

これまで、具体的に申しますと、消防設備改修工事等の入札について、事務執行上問題があるとの厳しい御指摘をお受けしたところでございます。これらについては、適正な入札制度について研究し、取り組んできたところであります。今回は、そのような入札執行に対する疑義ではなく、特に建設業界における入札対応のあり方を問われているものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、警察本部からの意見を踏まえまして、さらなる適正な入札制度等について研究してまいりたいと考えております。

3点目の副市長辞任、総務部長辞表提出、組織のトップとして、任命権者としての責任の所在を明確に市民に証明すべきとの御質問でございます。

昨日、総務部長が自身の事情聴取について、ありていに御報告申し上げました。このことからもおわかりのように、前副市長及び市職員については、警察として何らの措置及びコメントはないということであります。つまり法令に違反するようなことはなかったということになります。

音嶋議員は責任の所在と申されますけれども、確かに前副市長が辞職をし、現在空白になっていることについて、議会、市民皆様に大変御心配をおかけしているところでありまして、このことについては率直におわびを申し上げる次第であります。また、職員が疑義を持たれたことについても、今後このようなことがないように反省をするところでございます。

しかしながら、今回の前副市長の辞職の理由は、法令に違反し、責任をとったというものではなく、あくまでも一身上の都合であります。思いますに、辞職前に一時的に手術を要する入院等で休暇もとっておりましたし、少なからず体調面のこともあったのではないかと考えております。仮に法令に違反しておれば、私も任命権者として当然責任がございまして。しかし、今回はそういうことはなかったとの結果であります。このことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

4点目の合併15年が経過する、住民満足度調査の実施を進言するというところでございますが、市が提供するサービスについて、市民皆様がどれだけ満足しているか、どんなことを重視しているか等、市民皆様の声を把握する一つ的手段として、こうした住民満足度調査があるものと理解

をいたしておりますけれども、他の一部の自治体において、こうした調査が行われていることも認識しております。

本市におきましては、これまで市民皆様の声をお聞きする手段として、さまざまな個別の計画等について意見をお聞きする機会、パブリックコメントと申しますが、こうした機会を設定していることや、場合によってはアンケート調査等も実施しているところであります。

また、市民皆様からの御意見や御提案を広くお聞きするため、壱岐市希望の箱を各庁舎に設置するとともに、ホームページでも随時受け付けております。また、年度初めには自治公民館長会を開催し、市の取り組み等について御説明し、また、市政に対する御意見等をいただいているところであります。

さらに申しますと、平成29年4月から実施している地域担当職員制度により、職員が地域に入り、一緒になって地域の課題や振興策等について協議を行うとともに、実際の活動も行っております。

私も、それぞれの自治公民館の会合や各種団体等の会議等に出席し、意見交換も行っております。一方、議会においても、毎年、議会報告会を開催され、市民の皆様からさまざまな御意見をいただいておりますが、そのことについても情報を共有し、対応を図っているところであります。

そして、本議会に議案として自治基本条例を提出しておりますが、この自治基本条例は、市民皆様の主体としたまちづくりの実現を図ることを目的に制定するもので、地域コミュニティーをさらに充実、発展させるためのもので、まさに住民満足度を高めるためのものであり、ぜひ可決いただきたいと思っております。

満足度とは、心になんか、不平不満がないこと、心が満ち足りることです。市民皆様のニーズについては、多種多様であり、100%の満足はありませんので、満足度とは相対的なものとなると考えております。

私は、今満足しておりますかとお聞きするよりも、今まで申し上げておりますように、いろいろな御意見に耳を傾け、一つでも解決をしていく、そのような前向きな姿勢で、市民皆様の満足度を向上させたいと考えております。

このようなことから、現在のところ、住民満足度調査については考えておりませんが、ただいま申し上げますように、住民の満足度を高めるため、市民皆様の代表者たる議員各位とも議論を重ねながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

質問された内容は、フェリーみしまで建築資材を運んだかどうかということで、運航管理者である私にお尋ねをしたいということでございます。（「資材を運んだというのはね、定期の便ではいいんですよ。定期外で」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

運航管理者は、まず船長でございます。そして、安全統括管理者が総務課長でございます。私が把握している部分でお答えをさせていただきますが、定期便以外で資材を運んだことはないと思っております。定期便の中で車両の予約等はあっております。資材につきましては運搬船をチャーターをしております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 市長にもう一点お尋ねをいたします。

11月13日に県警から説明を受けたということを経行政報告でお述べになられましたね。誰が、誰から、どこで説明を受けたのか、お尋ねをいたします。

そしてもう一点、総務部長は、定期便以外でチャーターみたいな感じで運んだことはないということをおっしゃいましたね。それもう一回確認をします。

そして、この工事は、6月30日が工期であります。附帯設備を含めて本体工事に入っておりますので、6月30日が工期であります。それからして、7月、危機管理課長によりますと、2週間以内に検査をするということでもあります。7月13日に検査をしたと覚えています。6月30日は工期でありますので、この工事が終わったのかどうかの確認をいたします。

以上、市長と総務部長にお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私が県警の捜査官から説明を受けましたのは、11月13日午前10時から壱岐警察署において説明を受けました。その間、私とその捜査官、この方は今回の事件について、私が責任者ですとおっしゃいました。その方と2人で、他の人は入っておりません。その時間は約5分ぐらいだったと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員の再質問のほうにお答えをいたします。

フェリーみしまで定期便以外で資材を運んだかという御質問でございますけれども、建築資材は運んでおりません。トラック等については臨時運航で運航したということは聞いています。

（「臨時運航でも、トラックも資材も一緒でしょう」と呼ぶ者あり）いえいえ、資材は運んでおりません。トラックは臨時運航で、正規の申し込みがあって料金をいただいておりますという報告を伺っております。

以上です。

次に、6月30日の工期内に完成したかということでございます。

工事完了につきましては、請負人からの工事完了届の提出をもって判断をいたします。検査におきましては、音嶋議員が言われましたように、2週間以内の7月の13日に検査を完了しております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 11月13日、壱岐署において担当者から10時、5分間の説明を受けたということで、市長が行政報告で述べられたことに信憑性があるというふうに私も理解をいたしました。ありがとうございました。

そして、総務部長ですが、私は車を臨時で運ぶということが、定期航路であります、そして国境離島新法の補助枠でもあります。そうしたことが許されるんですか。

そして、6月13日の私は写真を撮っております。まだ工事をしております。いいですか、これは壱岐市のタブレットですよ。皆さんに見せます。いいですか、6月30日が工期なんですよ。工事をしているんですよ。非常に危機管理課長も答えに詰まりました。課長補佐も、録音しなさいと言いました、僕は。録音をしなさいと言いましたら、おろおろして、録音しなさいと、君たちは録音できるだろうと。録音しませんでした。ちょっと待ってください、課長に聞きます。検査は終わったのか、ちょっと待ってください。随行した課長補佐が動転しているんです。

私は、何度も言います。重箱の隅をつつくようなことはしたくない。しかし、論功行賞的なことが、本当に自治の公平性を担保するのかということを問題にしたいのであります。自治の公平公正、これが原則であると思うわけであります。組織には権限はあります。組織を権力化したらどうなるのか。それは独裁的な恐ろしい政治体質になりはしないかと、私は危惧しておるのであります。

もうこんなことを、市長、来年からは言いたくない。もっと産業振興、そして壱岐市の住民の福祉の向上施策を語りたいのであります。それは、私も市長も同じであろうと思っております。偽らざる気持ちであります。しかし、不安な要素、やはり不可解な要素は、赤木議員が言いましたように払拭して、そしてわびるところはわび、謙虚に正すことは正す。そうすることにより、やはり住民の信頼性を勝ち取ることになるかと考えるのであります。

私はいつも申し上げますが、市長にお尋ねをいたしたい。市長が孔子であります、僕がしりょ

であります。市長、兵と食と民と、どういう形でつき合えばいいですかと、非常時になったときに。どうされます。多分市長は「兵を捨てる、食を捨てる、いにしえより皆死あり、民、信なくば立たず」と、私は申されると確信をいたしております。市民と政治の信頼関係が崩れたらどうなるのか。私は、今さらのごとく自分に自問自答しております。どうなるのかなと。

もうこんな質問は、この12月議会でやめたい、おさらばしたい。2019年の新しい年は、市民と行政が一体となった輝かしい新年を迎えたいという気持ちで、今回の一般質問に立っております。本当に申しわけない。私も本当に先ほど言いますように、重箱の隅をつつくようなことをしたくない。火のないところに煙は立たず、火の粉は誰が、火の粉をまき散らしたのは誰かということも、自分で胸に手を当てて考えることも必要ではないかと思えます。

私からの提言、質問は以上であります。最後に、市長の御見解を賜り、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員から為政者としてあるべき論語の史書をお聞きをいたしました。心して臨みたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。理事者の皆さん、またともにいい壱岐市をつくるために頑張っていこうではありませんか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 山川 忠久君） おはようございます。それでは、1番議員、山川忠久が、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな項目の1つ目、事業承継について。

以前にも、この場で小規模企業振興基本法のことをお話しさせていただきました。この法律がどれだけの意義を持つのか、当の小規模事業者にはさえ知られていないし、壱岐市でも中小企業・小規模振興基本条例が昨年3月に施行されていることも余り重要なことと思われていないかもしれません。

かつて障害者基本法が、障害者の自立及び社会参加の支援を目指し成立した後、ノーマライゼーションのいまだ道半ばとはいえ、障害者に対する差別用語は聞かれなくなっていると思います。小規模企業も一昔前までは零細企業と呼ばれていましたが、これも差別用語として使われなくなっています。

こうして小規模企業を国力の維持に欠かせない存在として、国が後押ししようという状況が整いつつある中で、壱岐市においても小規模事業者の多くが後継者問題に直面しているということは、以前にもお話をさせていただいたとおりです。そして、この事業承継の最大の問題は、経営者と後継者の意思疎通ができていないことであり、もっぱら親子関係の問題です。

行政が直接家族の問題に関与しようとすることは難しいことではありますが、壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例第3条に定められているとおり、「中小企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県、その他関係機関との連携を図り、中小企業等の成長発展及びその持続的発展が図られること」を旨として推進することの文言がありますので、壱岐市が果たす役割を明確にしたいとの思いから次の2点の質問をさせていただきます。

1点目、親子の問題の解決自体が困難なこともあると思います。例えば、後継者候補の方は働き盛りの年代ですので、現在の仕事を投げ出すことをリスクと考え承継できないといった場合です。こうした場合は、血縁関係ではない第三者承継の可能性も見出していかななくてはならないだろうと思います。その掘り起こしと支援策について。

2点目、大多数の小規模事業者が加入している商工会などでは、それぞれ事業承継に関するものから経営革新、マーケティングなど、多様なセミナー、講演会が開催されています。これらのセミナー、講演会は、誰でも参加できるものが多いので、ぜひ担当課職員さんにも参加をさせていただいて、壱岐市の事業者の実情、思いを感じていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

以上2点について、回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 山川議員の御質問についてお答えをいたします。

まず1点目、第三者承継の可能性とその掘り起こしの支援についてでございます。

山川議員が言われるように、今や自営業だけではなく農業、漁業についても事業者の高齢化が進んでいる中、世襲による事業承継が難しくなっており、後継者不足が全国的な問題となっております。

各産業の衰退は地域の衰退に直結しており、高齢者の確保は大変重要な課題と捉えております。この課題に対処すべく平成27年6月に後継者不足などで事業の存続に悩みを抱える事業者や経営資源を引き継ぐ意思のある事業者への事業提供やマッチングにつながる支援を無料で行う公的相談窓口として長崎県事業引継ぎ支援センターが設置されております。

また、平成30年5月には、県と県商工会議所が中心となって、事業承継全般に関するニーズの掘り起こしから、それぞれの実情に応じた個別支援まで切れ目のない支援を無料で行う長崎県事業承継ネットワークが立ち上げられており、事業承継を後押しするこれらの支援機関に関する情報提供等を商工会と連携して行うことで、問題解消に努めたいと考えております。

中小規模事業者は、地域の経済のみならず消防団やPTA活動、各種イベント等への協力等地域づくりになくってはならない存在であり、本市といたしましても事業承継の問題のみならず、創業や事業の持続的発展についても商工会やイキビズを初めとした関係機関と連携して支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の商工会などが開催する各種講演会やセミナーへの市職員の受講についてでございますが、開催に関する情報を御提供いただければ回覧等で職員に周知し、業務に支障のない範囲で受講するよう促してまいりたいと思っております。

行政ニーズが複雑高度化、多様化し、その変化のスピードも早くなっている中で、住民の期待に応え、真に住民本位の良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくためには、その担い手である市職員のスキルアップに加え、住民ニーズの的確な把握が必要と考えますので、各種セミナー等への参加促進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。

ただいま御答弁の中で、事業引継ぎ支援センターのお話が出ましたが、ここで事業引継ぎ支援センターについて少し掘り下げてお話をさせていただきます。

経済産業省と総務省が事業承継を促進するために事業引継ぎ支援センターと、この後、大きな項目の2つ目でも質問する予定ですが、地域おこし協力隊との連携を開始しています。

つい1カ月前の11月9日に、宮崎県川南町で全国初の地域おこし協力隊による引き継ぎが成約しています。これはおもちゃとスポーツ用品を扱う、このお店を継いでもらった人というのが実は私の知り合いでもあります川南町議会議員の方なんですけど、まだ若くて45歳でいらっしや

います。どうしてその若さで引き継ぎをしたかと言うと、その方自身が親戚の経営する旅館を事業承継したという経緯があったそうです。これは極端な例かもしれませんが、そうした事業承継の連鎖と呼べるようなことが実際に起こっているということは、この場で知っておいていただきたいと思います。

そして、2点目の質問にも御回答いただきました。公務員の業務量もふえている現状も理解しておりますので、おっしゃるとおりできる範囲、業務に支障のない範囲で壱岐市の事業者の支援の実態を知る機会を持っていただきまして、職員のスキルアップにつなげていただきたいと思います。

2つ目の質問をした理由は、誰もが同じような悩みを持っているため話し合っても同じ議論の繰り返しになってしまって、結局は親は親たちで子供の頼りなさを嘆き、そして子供たちは子供たちで親の頑固さを嘆くという、世代間の隔たりがいつまでたっても埋まらないと感じるからです。そこで第三者の意見が聞けるような状況をつくり、コミュニケーションの円滑化を図るところから始めてはどうかと考えたのがきっかけです。

ここで一つ企画を考えており御提案させていただきます。市長初め市役所からもたくさんの参加をお願いしたいことがあります。ローカルアソシエイト・イン・松浦党という、この「ローカルアソシエイト」という単語で検索していただければ出てくるとは思いますが。

これは長崎県の北部から佐賀県にまたがり、その地域の青年経済人を中心としたシンポジウムが、これまで松浦市で最初の準備委員会をした後、第1回佐々町、第2回伊万里市、第3回波佐見町で開催され、事業承継などについて盛んに議論をされる場となり、またネットワークづくりの場にもなっています。そして、その会に参加し、父と子で参加され、事業承継についてより深く会話を促すような場面も見られました。

このローカルアソシエイトという活動は、もともと岡山県で始まった活動で、商工会青年部など地域の青年経済人たちが自分たちで参加料を集めて開催しており、国も注目する活動に成長しています。

私は、この長崎北部で行われておりますローカルアソシエイト・イン・松浦党の全4回全てに参加し、前回11月17日波佐見町で開催された大会でも、その場で壱岐大会を開催したいと名乗りを上げ、参加者たちの賛同をいただきました。

また、本家である岡山のローカルアソシエイトが今週土曜日に開催され、そちらでも壱岐大会をするならぜひPRをしてほしいと、主催者側から参加の要請をいただきましたので、ことしの西日本集中豪雨の被災地でもあります岡山県矢掛町に行って、岡山からも多くの参加者を呼びかけてまいります。

開催は新元号となった5月に予定をしておりますが、詳しく決まりましたらまた御案内をいた

しますので、事業承継に悩む事業者と後継者、また市長初め職員の皆様方、同僚議員の皆さんからも多くの参加をお願いしたいと思っています。

まとめますと、まず事業承継には、継ぐ覚悟、継がせる覚悟が必要だということ。その覚悟は当事者の主体的な態度が必要で、そしてそれを支援する側がもし覚悟が決まっていれば、いつでも支援策を提示しますという安心感、さらに事業承継に成功した多くの人のアドバイスを聞くことができる環境が必要だと思っています。そうした環境整備に、ぜひ行政にも御尽力をいただきたいと思っています。

以上のローカルアソシエイトについて、御意見をいただきたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの山川議員の提案についてでございますが、非常に素晴らしい大会と、今ちょっとネットで見ましたが、いい大会と思っております。壱岐大会が開催されるということであれば、市としても支援をしていきたいと思っております。開催について全力で支援したいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 前向きな御答弁をありがとうございます。

最後に市長にお伺いします。きのう、きょうと連日職員の倫理観にスポットが上がっている状況で、先ほど本田部長からもお話がありました、業務の支障がない範囲でというお話があり、公共入札にかかわる業者も参加する可能性が高い場に職員の参加を促すのは抵抗を感じるという場面もあるかもしれませんが、こうした流れで事業者と行政との間に凶らずも溝が生まれてしまっただけでは、事業承継の機会もどんどん失われる事態を心配しております。

逆に、正しく倫理規程にのっとり日のもとにさらされた公正かつ健全な、そして緊張感を持った交流が図られることにより、職員の倫理観も育んでいく必要があると考えておりますが、どう思われますか。答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、山川議員がおっしゃったようないろいろなイベント等々には、壱岐のこれだけの人口でございますし、それぞれいろんな役職をお持ちです。そういったイベントあるいは集会等々に思うことが、たまたまそういった利害関係者と同じ席を持つということに、これはしょっちゅうあるかと思っております。しかしながら、おっしゃるように、それは当然そういった機会はいろいろあるわけでございますけれども、しっかりとした倫理観を持って、今まで答えてまいりましたように、いろんなそういった疑義が、疑惑が持たれないようなことを今回の案件を教訓として、それぞれ職員とともに研究してまいりたいと思っております。

したがいまして、そういったもろもろのイベント等については、積極的に職員を参加をさせていきたいと思っております。そのことが行政マンとしていろんな角度から周囲を見れる。常に壱岐市のことを考えなさいと私は言っておりますが、そういったものの一助となると思っておりますし、今回のイベント、ローカルアソシエイトの壱岐開催については、これはまた私はいつも言っておりますように、壱岐市を全国にPRできる本当に素晴らしいチャンスであります。ぜひ市としても応援してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 積極的な関与をよろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

今回さらに地域おこし協力隊を増員され、隊員の個性に応じたさまざまな分野での活躍に大いに期待しているところです。しかしながら、ネットで「地域おこし協力隊」と検索すると、ネガティブな記事も数多く見受けられ、自治体と職員との組み合わせによっては問題が出た例もあるようです。

またまた商工会青年部の話で大変恐縮ですが、現在全国的に商工会青年部員が続々と地方議会に進出し、独自のネットワークを築いています。

そうした中で勉強会も開催されており、6月になりますが、有志で東京に集まり総務省の職員を講師として、第1回目は地域おこし協力隊についての勉強会が開催され、自分も参加してきました。そこでほかの自治体の地域おこし協力隊について意見交換をしてきました。

そこで、壱岐市での現状について、以下の3点について質問します。

1点目、協力隊員がそれぞれどのような業務に携わっているかをお伺いします。

2点目、協力隊員はそれぞれ壱岐に好印象を持って赴任先に選ばれたと思いますが、壱岐に来る前に思い描いたことと現実との間に大きな隔たりは感じていないのでしょうか。

3点目、任期終了後に定着・定住をしてもらうことが目標だと思いますが、どのような支援をお考えか。

以上の点について御回答申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 山川議員の地域おこし協力隊についての御質問にお答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持、強化にも資する取り組みであり、平成25年度から本年度まで壱岐市においては14名の

方を委嘱しております。

任期は3年以内で、これまで任期満了者が5名、途中退任者が3名、任期中の方が6名であり、任期満了者及び途中退任者8名のうち5名の方が定住されております。

まず1点目の、それぞれどのような業務に携わっているのかとの御質問でございます。

保険課の健康運動プランナーの方につきましては、ヨガのインストラクターとして老人クラブやサロンなどの通いの場において、ヨガを通じて要支援や要介護にならないための実践につながる運動指導を行っていただいております。

地域振興推進課の企業研修等誘致担当者の方には、テレワークセンターを活用して島外の企業研修や大学生等のインターンシップを誘致し、交流人口、関係人口の増加につながる活動をしていただいております。

観光商工課関係は4名いまして、3名の方には滞在型観光促進に向け、体験事業者のサポート業務、企画、開発業務、誘客に向けた営業業務、壱岐市PR等情報発信などを行っていただいております。

また、1名の方には、壱岐市ふるさと商社で活動していただいております、主に通販サイトの運営管理、各種商談会、催事等への出店業務などを行っていただいております。

2点目の赴任する前に思い描いたことと、現実との大きな隔たりはないかとの御質問でございますが、それぞれの方に聞き取りを行いました、思いと現実の間に大きな隔たりはないという御意見でございました。

しかし、行政には決まり事が多く、成約が多く、一つのことをするために幾つもの段階を踏まなければならない、時間がかかることにもどかしさを感じられたり、着任直後の不安のある中で市側のサポート、フォロー不足等を感じられてあるなど、受け入れ側として改善の必要もあると感じております。

今後はより充実した、また活発な活動ができるよう環境整備に努めてまいります。

次に、3点目の任期終了後の隊員にどのような支援をお考えかとの御質問でございますが、地域おこし協力隊最終年次または任期満了翌年に起業する方には、1人当たり100万円の上限で壱岐市地域おこし協力隊起業支援補助金という制度がございます。

また、平成29年から施行されております有人国境離島法による雇用拡充事業の中でも創業に対する支援もございますので、隊員の方へ制度の周知を十分行い、定住につながるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。

2点目の質問で、理想と現実ギャップはなかったかということで、それほどギャップは感じていないということで安心をいたしました。しかしながら、フォロー不足もあったという認識が出てきたということは、これは一つ質問した意味があったかなと思っております。今後の地域おこし協力隊の受け入れに対して、十分なフォローをしていただけるようによろしく願います。

こうした理想と現実のギャップについてお伺いした理由は、先ほどの勉強会でも例えばですが、指定管理を委託している農産物の直売施設のようところでレジの業務をさせられているといった隊員もいるとお聞きしたので、壱岐市でもそういうことがないかという確認をしたかったということです。

また、任期終了後の支援につきましても、100万円を上限にして起業支援があるということで、ぜひとも積極的に活用していただきたいと思います。

先ほどのローカルアソシエイトに参加したときに、地域おこし協力隊の人がいらっしゃいましたのでお話をさせていただきました。川棚町と小値賀町の方だったんですけども、小値賀町の方は、ことしの郷ノ浦祇園山笠でカレーを出していたということをお伺いしました。その小値賀町の方は任期を終えて、小値賀町を離れる決断をしたようですが、川棚町の方は川棚町に残り起業されると聞きました。

その起業の内容は、空き店舗を借りて2階は全国の御当地の缶詰と缶ビールを提供する簡易なバーを。そして1階は空き家管理士という資格を取得して、川棚町でも深刻化している空き家を所有者のかわりに換気や通水などを代行し、将来的には所有者と移住者の仲介も目指しているということです。全くこのとおりにやれとは言いませんが、ぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

1点目の質問、それぞれの業務をお伺いしましたが、これは再質問させていただきますけども、それぞれの業務が1人で抱えきれないほどの業務内容になっているということはないでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの山川議員の業務量についてでございますが、各担当ごとに地域協力隊もおりますので、私の担当部署で答えさせていただきますと、毎月1カ月に1回程度業務の内容等確認をしておりますので、業務量が大幅に隊員にかかっているとは思っておりません。その都度、隊員と協議をさせていただいておるところでございます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。これは地域おこし協力隊に限りません。職員の方にもそうですが、1人でたくさんの業務を抱え込むことのないように御配慮をお願いし

たいと思います。

先ほどの勉強会で、総務省の方に挨拶をしましたところ、壱岐から来たと言うとすぐに、「ああ、海女さんですね」と言っていたきました。地域おこし協力隊を広く世間に知らしめていただいたと言ってもらいました。

また、現協力隊員の方にもお話を聞く機会がありましたけども、家族が定住を希望していらっしゃるようで、ぜひ今後も地域おこし協力隊の成功事例がたくさん出ますようにサポートをよろしく願いまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、防災について。

3月議会では、市のフェイスブックページについて質問をし、早速ページを開設していただきました。

初めは、せっかく写真など使えるにもかかわらず機械的な投稿のように感じ心配をしておりましたが、最近はお知らせごとに大きなテキストですぐに目に入る画像とともに投稿されており、コメントは受け付けず、一方通行の状況が少し寂しいところではありますが、それぞれの投稿をシェアしていただける市民もあり、情報の厳選として大いに貢献されていることにまずは感謝をいたします。

さて、質問の防災についてですが、これこそが市が正確な情報を適切なタイミングで発信することが何よりも大切だと思います。近年の災害は大規模化、複雑多様化していると言われ、地球温暖化の影響もあり、もちろんそういった側面もあるかとは思いますが、一方でスマートフォンの普及により歴史上これほどまでに人類がカメラとスクリーンを持ち歩くことはないことから、情報が容易に共有され拡散される状況もまた、災害が大規模かつ複雑で多様な様相を呈しているとも言えるのではないのでしょうか。

インターネット上に、特にSNSではデマの情報が一定数あり、これをゼロにすることはほぼ不可能です。玉石混交の情報が入りまじる中、行政が正確な情報を把握し、適切なタイミングで発信することの重要性はますます高まっています。

そこで1点目、壱岐市では6月28日の豪雨で避難勧告が出されましたが、そのタイミングは適切であったとお考えでしょうか。

また、2点目、避難勧告よりもさらに危険が切迫した状況で出されるのが避難指示ですが、この場合、実質的に命令に近い意味合いですので、避難指示ではなく避難命令と強い言葉で発令するほうが住民が危機感を持って行動できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、2点の回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 山川議員の御質問にお答えいたします。

防災についてということで、本市では6月28日の大雨で避難勧告が出されたが、そのタイミングについて適切だったか。次に、避難指示ではなくて避難命令の言葉を使用できないかという、2点について御質問いただいております。

本市では、地域防災計画で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人名、身体の保護または災害の拡大防止のために特に必要と認められる場合には、住民に対して避難の勧告及び指示を行うと規定をしております。

また、これに沿って、土砂災害に係る避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準を定めております。実際の避難勧告等は長崎県や長崎気象台から情報を収集し、この発令基準等により市長が判断をし発令をいたします。

さて、6月28日の大雨の際の対応等を時系列に御説明をさせていただきます。

午後4時25分に気象庁から大雨注意報が発表され、午後6時ごろから雨が降り始め、午後8時35分に大雨警報が発表されましたので、市は、私総務部長を本部長とする災害警戒本部を立ち上げるとともに、各支所に警戒配置職員を待機をさせました。

その後、気象情報や現場情報等を勘案して、午後9時9分に高齢者等で避難に時間を要する方の早めの避難を促すために、各町1カ所ずつの避難所を開設し、避難準備情報を発令し、告知放送、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、ツイッター、フェイスブックで市民にお知らせをしております。

午後10時に土砂災害警戒情報が発表されたため、市長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、午後10時5分に気象庁の情報等をもとに勝本町を除く地域に避難勧告を発令し、先ほどと同じ方法でお知らせを行っております。

午後10時25分には、勝本町を含む市内全域に避難勧告を拡大をして市民へお知らせをいたしました。

このように避難準備情報で早めのお知らせを行うとともに、発令基準に沿った適時の避難勧告を発令をしております。

また、大雨の中、夜中に避難所に避難することがかえって危険である場合、家の2階や崖の反対側に移動するなど、その避難行動についても同時に放送等でお知らせをいたしました。

いずれにしても、災害の発生が危惧される状況においては、空振りを恐れない発令等が必要であると考えております。

なお、この雨に係る土砂災害警戒情報は、翌29日の午後2時33分、大雨警報は午後3時16分に解除され、最大時間雨量79ミリ、連続雨量241ミリを記録し、この一連の大雨が西日本大豪雨となり、全国で甚大な被害をもたらしております。

さて、この避難勧告等については、国が避難勧告等に関するガイドラインを作成をしております。この中で避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）という語句を示しております。これは今までの全国で発生した災害で大きな被害をもたらされたものなどが考察をされまして、最も的確に伝わる語句として提示されているものです。

したがって、本市でも同様の語句を使用して避難勧告等のお知らせをしております。加えて、この語句等につきましても、それぞれ防災計画書、法律等により根拠規定があるということを示し添えておきます。

市民皆様に、ぜひお願いをしたいのは、自然災害に対してはみずからの判断で避難行動をとることが原則であり、議員が言われるように玉石混交の膨大な情報が同時に流れる状況で正しい判断をとるためには、避難勧告等の語句がどういうときに出され、自分はどのような対応をすればよいのかを確認しておいていただきたく存じます。

また、日ごろから災害に対して関心を持ち、家の周りの地形や危険箇所を把握し、避難方法等を想定しておいていただきたいということでございます。よろしくお願いをいたします。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 避難情報がどのような時系列で出されたか、そしてまたどのような国のガイドラインに沿って発令されているかということ詳しくお話いただきましたので、理解をいたしました。

今議会に提出された自治基本条例の版の中にも危機管理の項目があり、まとめると、自助・共助・公助がそれぞれスムーズに機能するように、市民・コミュニティー・行政がそれぞれの役割を果たすことの重要性がうたわれていると解釈をいたしました。今回の質問内容を真剣に受けとめ、市民とともに自分の身は自分で守るという意識を持っていきたいと考えております。

最後になりますが、防災というテーマで質問をするということで、市民の方からこの話をしてくれと言われましたので、お話をさせていただきます。

11月18日に、壱岐な未来づくりプロジェクトのテーマ出しがありました。そこで一般参加した市民が高校生による防災活動を提案したところ、壱岐高生2名が活動したい意思を示したため、高校生2名を主体に市民2名がサポートする形で防災活動に取り組んでいると聞いています。各学校へのハザードマップ掲示を当面の目標に、可能であれば高校生が防災士の資格を取り、小中学校への防災講話など活動を広げていきたいと伺いました。

また、サポートする市民が九州電力の方と話す機会があり、原子力安全連絡協議会の際、九州電力が説明した非常時対応などについて高校生にも話してほしいとお願ひしたところ、九州電力

側もぜひ高校生にも話をしたいと回答があったと、その市民から伺いました。

1月29日には商工会女性部主催の「今日からできる防災備蓄食」の講演があるなど、防災意識の高まりがあるのではないかと感じております。

ただ、先ほどの市民から伺ったところでは、高校生は勉強、部活動ともに忙しく、講演も夜にやる時は参加できないと言われていました。壱岐市には高校生も参加できる防災講演の実施など市民活動のサポートもお願いしたいと考えております。

また、2月22日には、壱岐な未来づくりプロジェクトの発表会があります。市長には、もちろんこれは出席されると思いますが、ぜひ高校生がどんな活動をしたのか、これからどんな取り組みを進めていこうと考えているのか、ぜひ発表の場で聞いて上げてほしいと思います。

以上のお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって山川忠久議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、15番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 豊坂 敏文君） それでは、15番、豊坂が一般質問を行います。今回は水産振興について質問したいと思います。

まず、水産振興の中で近年、漁業の現況は特に厳しい状況下に対するとして、市としての課題解決の取り組み状況について質問したいと思います。

まず、1番から2番、3番まで、これについてはマグロの漁獲量の制限に対して、市として県、農林水産省に対して、漁業関係者のわかりやすい評価と、それから今の振興策、現況、これについて、るる説明をするように要望をされたほうがいいと思います。

今回この質問に対しても、本音は壱岐市として、市長として、国・県に強くマグロの問題、漁業の問題についても同じ振興策の中である以上、強力的にこの発言をしていただきたい、取り扱いに重視していただきたいということを重ねて質問していきます。

2番目には、操業自粛による——これはマグロの件ですね、漁獲収入の減に対して、どのような国の対策があるのか、これについても国としての補填的な策が早急に必要だという意味から、県もあわせ早急に要望すべきではなからうか。現業の水産業のマグロなり、今漁獲量は特に厳しいものがあります。

3番目に、まき網や定置網によるクロマグロの小型魚、これは魚ですね、これは大量に漁獲されている。共同管理の中で漁獲枠の遵守には行政の指導が十分でないということも見受けられま

す。これについても関係本庁に対しても、市としての意見具申もすべきだというふうに考えております。

4番目には、一般的に今の現状の藻場の対策ですが、この藻場の対策については、前回もこの課題については質問をしております。

現在勝本の天ヶ原のところでも、勝本地区でも10カ所の藻場対策の試験がなされております。その結果についてもわかっていこうがとうが、現在、ことしからやっておりますから、結果はわからないと思いますが、現在いろいろ藻場の研究もされております。

その効果について、これは既に郷ノ浦なり、ほかの地区ではされている状況もあります。わかっているれば、その状況等もお聞かせ願いたいと思います。

5番目に、今の漁業の漁協なりあるいは漁家なり、こういうところに対して、農業も既に法人化をしながら、地方創生、国境離島新法の活用を図って、雇用の拡大等を進めております。これについても今後、漁業についても漁家のために法人化をする必要がある、もう自分で、漁家だけで漁船の管理をすべきでない。協業化も必要だろうということも併せながら、これは市の考え方として、市長の考え方として現在どのように考えているか、それについてお伺いしたいと思います。

きょうはちょっと声がおかしいですが、後でまた水を（……）ますからよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 豊坂敏文議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 15番、豊坂議員の質問にお答えいたします。

1項目めの質問、マグロの漁獲量制限に対し、市として県、農林水産省に対し、漁業関係者にもわかりやすい評価と説明をするよう要望すべきとのことでございます。

国は、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋マグロ類委員会での国際約束に基づき、平成22年度より管理強化に取り組んでいます。

平成27年1月から30キログラム未満の小型魚につきましては、平成14年から平成16年までの平均漁獲量から半減させるように管理する措置を実施しています。

併せて、平成30年7月から30キログラム以上の大型魚につきましても、平成14年から平成16年までの平均漁獲量から増加させないよう管理する措置を実施しています。

これまでの評価といたしましては、クロマグロの加入量モニタリング速報によりますと、南西諸島で生まれた加入群が平成27年以降3年連続加入動向は上向きとなっており、平成26年度と比較し、約4倍の水準となっていると報告がっております。

それを受け、国は中西部太平洋マグロ類委員会に対して、漁獲枠の増加を要望しましたが、第

4 管理期間での漁獲枠の増加には至りませんでした。

また、国・県からの説明につきましては、本市において第3管理期間の平成30年2月6日に、水産庁主催で太平洋クロマグロ小型魚の沿岸漁業における操業自粛に係る説明会が開催され、第4管理期間の平成30年7月27日には、クロマグロ資源管理に係る水産庁との意見交換会が開催されております。

そのほかにも、ことあるごとに漁協、漁民に対して国・県より説明がなされております。

今後とも市といたしましては、国・県に対しまして、漁業者に対し十分な説明を行うよう引き続き要望をしまいたいと考えております。

次に、2項目めの質問、操業自粛による漁獲収入の減に対して、どのような対策があるのか。検討策は。国として補填策が得られるよう、早急な見直しも県と併せて早急に要望すべきとのことですが、現在、資源管理による収入減少に対する補填につきましては、漁業収入安定対策事業、（漁業共済積立プラス）加入推進がなされ、加入者には補填されております。

本年7月には、さらに加入要件の見直しがなされ、加入しやすくなっておりますが、さらなる支援の充実が必要であると考えております。

また、漁業者の水揚げを確保するため、他の漁業種類への転換等に取り組まれておられますが、代替漁法への転換に対する支援につきましては、国には支援制度はございませんが、県においては新水産業経営力強化事業にて実施されております。

さきの県知事要望の折には、資源管理による水揚げ減少に対する支援の充実と代替漁法への転換に対する支援拡充を要望いたしております。

また、国では水産改革による資源管理強化で減船や休業を余儀なくされる漁業者に対し、廃船費や休業時の船の維持管理費などを支援する基金を新設することが検討されており、このような基金が新設されることにより、漁業者の収入安定に資することを期待いたしております。

今後引き続き、国・県に対し、漁業者に対する支援強化につきまして要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、3項目めの質問、定置網によりクロマグロの小型魚が大量に漁獲されている共同管理の中で、漁獲枠の遵守に対し行政指導が十分でない。県と壱岐市として本省に対し、意見を具申すべきとの質問でございます。

平成29年7月から平成30年6月までの第3管理期間におきまして、一部都道府県で平成29年7月から10月にかけて定置網により大幅な漁獲超過がありました。その後、全体の漁獲枠を超過する恐れが著しく大きくなったため、平成30年1月13日、全ての沿岸漁業者に対して、6月30日まで太平洋クロマグロの30キログラム未満の小型魚の漁獲に係る操業自粛要請が出されました。

壱岐海域におきましても、操業自粛要請期間中には定置網に小型クロマグロが入り、逃がさなければならぬため、他の魚が逃がし大きな損害を受けたとお聞きいたしております。

議員がおっしゃいます漁獲枠の遵守に対し、行政指導が十分でないとのことではありますが、議員も御存じのとおり、市には行政指導の権限がございません。国は、大幅な漁獲超過のあった都道府県に対し、第4管理期間の漁獲枠配分におきまして漁獲枠の大幅減というペナルティーが科せられております。

今後も取り得とにならないように管理し、実行することが必要であると考えておりますので、管理期間内の指導につきましても公正・適正に行われるよう、国・県に対し要請してまいりたいと考えております。

次に、4項目めの質問、藻場対策の改善策と現状の対応、その効果についてでございますが、本市水産業の大きな問題であり、水産業のみならず他産業にも影響を与えている問題であると考えております。

磯焼けの要因といたしましては、植食性動物の食害、台風等による藻場の破壊、高水温の影響によるカジメ類の流出減少等考えられており、多くの要因が重なり、磯焼けが発生しております。

磯焼けにつきましては、全国的な問題であり、全国各地におきまして磯焼け対策が講じられております。

本市の磯焼け対策につきましては、国の事業であります離島漁業再生支援交付金事業によりまして、市内各漁業集落で漁業者皆様がイスズミ、ガンガゼ等の植食性動物の駆除、母藻の設置などの磯焼け対策に取り組んでいただいているところではあります。自然相手であり、目に見えないような効果が上がっていない状況でございます。

市といたしましても、さらなる磯焼け対策を検討する必要があると考えておりますが、現状では全国各地の成果事例等の情報収集、周辺海域の藻場状況の把握程度にとどまっております。

本年8月に、周辺海域の18ポイントを県総合水産試験場担当者及び専門家により潜水調査された状況でございますが、勝本地区は海藻がほとんどない状況、壱岐東部、箱崎地区では海藻が多少ある程度、郷ノ浦、石田地区は一部では海藻がない場所があるものの他地区よりよいとの報告がありました。全体的に磯焼けが進んでいるとのことでした。

磯焼けの原因と考えられているイスズミが、本年度に入り定置網に大量に入ることが多く、イスズミを販売しても売れないことから、大半のイスズミを逃がされたときいております。

現在、壱岐周辺海域は藻場が少なく植食性動物が多いという生態系のバランスが崩れており、藻場の回復ができないのではないかと考えておりますので、今後、イスズミ等の植食性動物対策についても検討してまいりたいと考えております。

また、藻場造成につきましては、これまで県事業等によりまして実施されておりますが、植食

性動物の食害等により、藻場の回復に至っておりません。藻場造成につきましては、植食性動物の食害を大きく影響しておりますので、藻場造成と植食性動物対策と同時に行うことが重要であると考えております。

今後も国・県・各漁協・漁業者等と連携を密にし、磯焼け対策、藻場造成を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5項目めの質問、地方創生、国境離島新法を活用し、雇用の拡充策について具体的企画の発掘を実現すべきとの御提案でございますが、平成29年4月1日に特定有人国境離島法が制定され、その後、水産関係では特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の雇用拡充事業におきましては、平成29年度に事業拡大が1件、平成30年度に事業拡大が4件となっており、水産庁所管であります特定有人国境離島漁村支援交付金におきましては、平成29年度に起業が2件、平成30年度に起業が12件、事業拡大が2件となっております。今後も引き続き事業内容を周知し、事業の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） マグロの現況について、国のほうの説明も島内で数回やられております。ただ、この今の現況では、これは日本だけの問題じゃない。漁獲量の問題もあるんですが、現況は国内全体でも厳しい状況下にありますが、特に老岐の漁獲量、これについては問題があります。この漁獲について、例えば30キロ以上の漁獲の問題、これについてまだいろいろできる課題があると思う。水産庁ができない、できない、それじゃあ魚家は黙っておけという話じゃないわけです。これについては、市も仲介役として、県内、市のほうにいろいろと打開策を進め、解決策を進めていかなければならないと思います。

それから今、藻場の対策がありました。これはイスズミだけの問題じゃない、気温の問題、海水の温度の問題があります。これは、現在の藻場がここに生息できないなら、高温のインドネシアあたりの海藻をこっちに持ってきて植えつけるというのも一つの課題と思います。そういうことも検討していただきたい。

それから、漁業組合の事業についても、今特に長崎県は漁業県ですから、まだ進んでいるはずですが、えんこ事業なりいろいろな事業がまだ十分に効果が上がっておりません。この対策については、県のほうも漁業県としてのまだ箔、格があるんですから、従来の振興策が今落ち目にあります。県としてもう少し漁業に対する振興策を、これは県単じゃなくていいです。国の対策として、やはり今対策をすべきだというふうに考えております。

今現状、課題の解決に向けて、市長の決断をよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 5番、豊坂議員の質問でございますけれども、今、るる御質問されたように、漁業の関係、本当に水産関係の、国もちろんそうですけど研究者ももろもろやっぱり考えていらっしゃると思います。

壱岐の現状を見ましたときに、先ほど部長が申しあげましたように、漁協の定置網にマグロが入る。そうすると、その管理期間中は揚げたら死にますから、揚げずに逃がさなくちゃいけない。そういった中で、他の魚もいっぱい入っているのに逃がした。何回もあるんだということをお聞きして、大変な損害だなと思っておるところであります。

それからまた、藻場の問題でございますけれども、特に、確かにイスズミだけの問題でございますけれども、イスズミを今どうして捕獲しようかという、研究というか実証をされておるにもかかわらず、こちらには個人の定置網ですけど、イスズミが大量に入る。そうすると、それを揚げても金にならないどころか処分にどうするかということ。ですから、その処分も今焼却処分ができるのか、あるいは島外に持ち出して処理をしてもらうのか。いずれにしても金はかかるわけですけども、やはりせっかくかかったいわゆる害魚といいますか、イスズミについては、ぜひ揚げていただいて、それに対してその経費等々について、やはり市が考えなきゃいかんと思っている次第であります。

いずれにしても、こういった身近な問題について、インドネシアなどからのその藻を持ってくると、じゃあブリがそれを食べるのという問題もございまして、それは抜きにいたしましていろんな問題を解決するために、漁協等と力を合わせて、あるいは県にも力をいただいて、県にも申し上げますけれども国に対してぜひ力を合わせて物申す体制をとっていきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） 今、市長からの決断を聞きましたが、きょうは声も悪いですからこれぐらいで一般質問を終わります。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、11番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。

大きく2点。

まず1点目、福岡事務所についてお尋ねをいたします。

有人国境離島法による施策や観光振興事業等の取り組みの効果によりまして、交流人口も前年と比べ増加をしており、ますます福岡事務所の存在意義も重要となつてきていると感じております。

今後の交流人口拡大に向け、さらなる強化が必要と考え、その体制について質問をいたします。

1点目、福岡事務所は平成23年4月、壱岐の玄関口であるベイサイドプレイス博多に開設しました。福岡事務所長として、福岡市内や九州一円、広島、山口、関西など、旅行者への営業に加えまして、福岡市や近郊の県・市での壱岐のPRイベントブースの出店等、さまざまなアプローチから壱岐の情報発信、誘客拡大を行いながら、平日・週末を問わず、壱岐へのお客様の観光案内窓口として、また、出迎え・見送りなど直接お客様に対し対応をしており、大変好評だったと伺っております。

その後、平成29年4月に博多駅前のオフィス街の好位置の4階に移転し、引き続きさまざまな活動を行っておりますが、ベイサイドのときと比べ、移転立地による効果と、来訪者がどのように変わっているのかお尋ねをいたします。

2点目、現福岡事務所の人員は、所長1名、嘱託2名の配置となっております。平日・週末を問わず、営業を初めイベントや物産展の協力支援等、忙しく活動をしているようでございますが、それぞれの事務分掌はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

日々の営業努力に加え、市長のトップセールスもあり、サポートショップも年々増加、そして、壱岐市ふるさと商社と合同の営業も実施をし、以前に増して仕事量は確実にふえているのではと感じております。

これまで所長1名体制のため、各これまでの所長が培った人脈も、所長が変わるたびに引き継ぎはしているものの、次の異動先の仕事も待ち構えているため、時間的余裕がなく、人脈形成も大変苦慮しているのではと危惧をしております。

ちなみに、ほかの自治体の福岡事務所は正職員2名体制で配置をされ、2名一緒に異動はなく、どちらかの1名が異動をし、培った人脈等も引き継ぎはスムーズに行われているようです。特に旅行者、企業、学校への訪問を含めた営業を重視しており、そのため土日の事務所は休みとなっているようです。

昨年、市長は私の一般質問に対しまして、平成30年度については交流人口拡大のためにも、第一のステップとして、その効果を発揮できる組織体制を考慮し、常駐の所長を平成30年4月より配置をされております。

次に、第2のステップとして、本市もほかの自治体と同じように、さらに営業力を強化し、さらなる交流人口拡大に向け、正規職員2名体制にすべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

3点目、現在、長崎県が中心となり、福山雅治さんを起用した青いぜ！長崎ブルーアイランズプロジェクトを展開しております。きのう、福山雅治さんのもっと長崎の島々に、なる！壱岐篇、五島列島編、対馬編のPR動画、ユーチューブの第2弾がアップをされており、大変反響があっているようです。

今後、有人国境離島法の活用やRe島プロジェクト、イベント等、強力にPR、展開するためにも、将来的には長崎県や対馬、五島市と一緒に事務所を開設し、青いぜ！長崎ブルーアイランズプロジェクトの拠点として、離島間の情報、意見交換、あとイベント協力ができると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

4点目、12月7日付の西日本新聞によりますと、このたび3選をされた高島福岡市長の構想の中には、福岡市が博多・天神に次ぐにぎわいの第3の核と位置づけているクルーズ船寄港地日本一の博多港中央埠頭ウォーターフロント地区の再整備事業が計画をされております。

特に博多駅周辺との、この地区をロープウェイなどで結び、周辺には商業施設を備えたクルーズターミナルや、コンサートや大型コンベンション機能を持つ新ホールの建設、解体予定となっております福岡サンパレス跡地に250室以上の高級ホテルを誘致するなど、壱岐市への窓口となるベイサイドに近いことから、本市にとっても大変チャンスであると考えております。

大型クルーズ船などインバウンドを初め、観光客の増加が見込め、先日、防災サミットが開催されましたが、協定地は遠隔地であるため、万が一のときには地理的にも近い災害支援協力など、今後も福岡市とのネットワークを太く長くすることが重要と考えております。

現在、これまでの10年間、壱岐市職員を福岡市に派遣をしておりましたが、現在引き揚げておりません。このようなチャンスを見逃すわけにはいきません。途切れた人事交流を復活する考えがないのかお尋ねをします。

ないとすれば、今後、福岡事務所の人員配置等による機能向上に加え、市長のトップセールスなど、高島市長を初め、福岡市との連携はどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

以上、4点について市長の考えをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 鶴瀬議員から、福岡事務所について4点の質問が上がっておりますので、お答えをいたします。

壱岐市福岡事務所は、福岡都市圏における情報発信の拠点として、平成23年4月にベイサイドプレイス博多に開設して、ことしで8年目を迎えたところでございます。

また、昨年4月には、壱岐市のさらなるPR強化と営業活動推進のため、交通アクセスにもすぐれる博多駅前へ事務所を移転し、現在もさまざまな事業の推進を図っているところでございます。

まず、1点目の移転立地による効果と対象来訪者の違いはどのこととでございます。

ベイサイドで事務所を構えておりましたときには、壱岐から来られた市民の方や、旅行等で壱岐を訪れる方が事務所を訪ねられるケースが特に多く、中でも壱岐の方の訪問が割合として多かった状況であります。

移転後の現在の事務所につきましては、壱岐への旅行に対する窓口相談件数は少なくなっている状況にあります。

しかし、交通アクセスのよさから、メディア系などの業者の方の訪問が以前に比べ増加しており、業者訪問時に得られる情報量や質の高さが増したことは、事務所移転効果の一つと捉えているところでございます。

また、対馬市、五島市の各福岡事務所とは、事務所間の距離が非常に近くなったことから、本市事務所において合同で会議を開催し、いつでも意見交換や打ち合わせができるなど、ベイサイドの事務所と比べ現事務所は4倍弱の広さがあり、非常に有効活用できており、利便性は向上したものと考えております。

2点目の所長及び嘱託職員の事務分掌とのお尋ねでございます。

所長の事務といたしましては、観光客の誘致や物産の販路拡大、販売の促進、その他イベントに関する事業、また、外部との交渉も含め、所長が直接窓口としてとり行い、必要な営業や訪問活動を展開しているところでございます。

嘱託2名につきましては、ラジオ、SNSを活用した情報発信、サポートショップ制度の登録、壱岐人会等各種団体との調整、経理や庶務に関する事務を、正副担当を決め、それら全てを所長が総括する形をとっております。

土日の事務所の開所につきましては、ベイサイドでの案内業務があったことから、事務所移転後もしばらくの間は様子見の面もあり、現在も土日の開所をしているところでございます。しかし、現在の来所者数を見る限りでは、費用対効果も含め、土日の開所につきましては検討の段階にあると考えております。

次に、職員の2名体制についての御提案でございます。

対馬市や五島市の福岡事務所におきましては、職員2名を配置して各事業の推進に当たられていることは承知をしております。ふるさと商社と連携した壱岐産品の販路拡大強化など、以前に比べて業務量がふえていることや、2名体制のメリットなど、御指摘の部分は十分理解できているところでございます。

また、福岡事務所長は、市の出先機関の長として、時には想定外の対外的な対応や重要な判断、決定事項が迫られるなど、外部に対する信頼度もつなげる職責を担う場合もあることは承知しております。

今後は、事務量や事務分掌を改めて見直し、職員2名体制が福岡事務所の機能向上につながるかどうか、行財政改革を実施していく中で2名体制が可能かを含め、早急に研究を図りたいと考えております。

3点目の対馬市、五島市、離島3市で事務所を開設してはとの御提案でございますが、対馬市は平成20年から、五島市は平成26年から開設と、開設時期や目的、今後の事業計画など三市三様でございます。

昨年12月にも同様の質問をいただいており、五島、対馬の福岡事務所にお尋ねをしておりますが、借り受けている各事務所の契約や家賃の件など、それぞれの事情もあるというところがございます。すぐという対応は大変厳しいものがあるのではなかろうかと思っております。

今後、3市で歩調を合わせた形で進めていく機運になれば、合同の事務所開設も現実的なものとなってくるのではなかろうかと考えております。

4点目の市長トップセールスと福岡市の連携についてですが、これまでもRe島プロジェクト等を通じ、福岡市観光ブランド推進課と連携をさせていただいているところです。九州の玄関口である福岡市と連携を強化することにより、より観光客、インバウンド誘客等、効果が上がるものと考えております。

また、御提案の有事に備えた災害支援協定など、必要に応じて、その都度スピード感を持って市長のトップセールスなど実施していきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 福岡事務所のベイサイドから博多駅前に移転した効果としましては、個人客は少なくなったけども、メディア関係、または旅行関係者が多く訪れるようになったことと、五島、そして対馬の事務所も近隣にあるために、その中で意見交換ができていて、情報交換ができていて、要は博多駅前に設置をしてよかったような印象を受けました。

そしてまた、人員の配置につきましては、特に私の指摘するような内容については理解をいただいておりますので、今後、事務所機能向上も図り、早急に研究をしたいということでしたので、費用対効果という部分で、特に営業の場合は、もちろん仕事だけではなくて、そのことによって波及効果、交流人口拡大によって、その効果というのはかなり大きいものがあるかと思えます。

人間一人置くことによって、さらに守備範囲も広くなりまして、先ほど部長が言われたような会議、そして、営業も含め、さまざまな面でいい影響が出てくるんじゃないかならうかと思えます。

多分、来年の春には庁舎内の人事異動もあるようですので、いつまでこの件について研究をするのか、その期日を再度お尋ねします。

また、あわせて、経費の面で、土日の事務所開所についても、ベイサイドと比べて来場者が少ないということで、事務所の休みを含めた中でも検討をしていきたいと言われましたので、ぜひ、その点について、いつまでに検討をするのか。

また、先ほど言いました五島、対馬、壱岐、長崎県との事務所の合同設置については、なかなか、将来的にという意味で、今現在、青いぜ！長崎ブルーアイランズプロジェクトというのをしていますけども、余り周知されていないようにお聞きをします。

例えば、福岡市の広告代理店も含めてお聞きすると、だから、ぜひ対馬、五島、壱岐の福岡事務所を初め、本所のほうから長崎県のケツをたたいて、もっともっとPRしていただいて、離島ブームを起こすぐらいの気概を持って頑張っていたらいいと思いますし、また、積極的に情報発信、そして、イベントを実施していただくようお願いをしたいと思います。

また、福岡市との連携については、今後とも太く長く連携をしていきたい、強化していきたいということでしたので、1点、人事交流について復活する気はないのか、改めて市長のほうにお尋ねをいたします。

また、場面場面を捉えて、市長のトップセールスもして、福岡市とのトップセールスも行うということでしたので、今後そういった博多港中央埠頭ウォーターフロントの再開発を前に、市長のお考えもお聞きしたいと思いますので、あわせて2点お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 福岡への人員派遣、職員派遣、それについては今のところ考えておりません。と申しますのも、本田部長が説明をいたしましたように、今、R e 島プロジェクト、一応、R e 島プロジェクトで福岡市と非常に連携プレーを行っておりますし、私も当然、会長として出ておりますし、その場所には県の部長も出てまいります。

したがって、係以上の話をしておるところでございまして、しばらくこのR e 島プロジェクトでの福岡市との連携を図っていきたく思っております。

それから、福岡事務所の2人体制、いつまでかということでございますけど、それはここでお話しするようなことではないと思っております。いずれにしましてもそう長くはかかりませんけれども、いつまでにとすることは、ここでは申し上げられないと思っております。

それから、博多港の再開発プロジェクトでございますが、これは以前、西日本新聞に大きく出ました。

私たちは普通、地下鉄を港までという考えを持っておったところでございますけれども、画期的な構想で、博多駅から直線でサンパレスまで、そして、サンパレスを壊して、そこにロープウェイを、例えば3分おきとか、常に回すんだと、地下を通すよりも、今、交通分離帯がございます。アメリカワシントン市か何かおいていると思っておりますが、あそこをロープウェイの道にすれば、極端に言えば1年間ででき上がると、そういったことまでも書いてございました。

私は、ぜひそれを期待したいと思っておりますし、また、この博多港再開発プロジェクトの中に、国際センターに今、駐車場として貸しております壱岐所有の土地がございます。そこが実は、その構想の中に入っておりませんでした、エリアの中には。それを福岡市に、そのエリアに入れてくれということをお願いしまして、その構想のエリア内に入っているところでございます。

いずれにいたしましても、福岡とのパイプ、これは今から構築をしていきますし、私もトップセールスとして福岡にしょっちゅう足を運びたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 最初言われました人事交流については、今のところRe島プロジェクトをきっかけとして、要は市長同士、そして部長同士、緊密な意見交換会をしているので、しないということ。それで、そのまま引き続きぜひ、市長が言われましたとおり太いパイプをこのまま継続していただくように今後もしていただきたいと思っております。

また、2名体制については、期日を切らないで、早急に、近いうちに判断をしたいということです。ですので、これだけの業務量、仕事量がふえています。そして、1人ではなかなかできない状況にもなってきておりますので、ぜひ、その分については善処していただきたいと思っております。

そうすることによって、さらに営業力も強化をされまして、壱岐市への交流人口拡大につながるものと確信をしておりますので、市長の判断を期待したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、2点目に移りたいと思っております。

機構改革につきまして、福岡市事務所についても機構改革の一つではあると思うんですけども、機構改革と人事案件につきましては、かねがね市長の専権事項であることは重々承知をしております。

合併から15年を経過をしておりますので、ここで再度立ちどまって見直す必要があるのじゃ

なかろうかと思ひまして、機構改革の一部について御提案をさせていただきたいと思ひます。

人口減少、少子高齢化の中、持続可能で健全な行政運営を継続していくためには、行政組織のスリム化や効率化を推進する行政改革が重要であります。一方で、多種多様な市民ニーズへの対応が求められておひまして、時代の変化に柔軟に対応できる市民サービスの低下を招かないための組織体制にすべきと考へておひます。

行政の最大の行政改革は庁舎を一つにすることと私は思ひておひます。しかし、市長は住民投票の結果を尊重されまして、新庁舎は建設をせず、現分庁方式のまま、耐震診断の結果を受けて、現在、耐震長寿命化を実施をしておひます。

それぞれの庁舎に各課が配置をされておひますが、住民にとってわかりづらく、不便であるとの声をよく聞きます。そのような声を受けて、過去これまでも何度となく御提案をさせていただいておひます。分庁方式の推進や時代の変化を受けて再度御提案をさせていただきます。

きのうの一般質問でも子育て支援や療育への人的等、課題解消に向けた取り組みについての質問がありました。現在、郷ノ浦庁舎にある市民福祉課、こども家庭課、保護課と、芦辺庁舎にある健康保健課、教育委員会を一緒に配置をすれば、介護計画などの策定からサービス提供、子育て環境整備までかわりが多く、ゆりかごから墓場まで一貫した市民サービスの提供ができ、仮に問題が発生した場合でもワンストップ窓口的な庁舎になるのではと考へておひます。

また、現在、芦辺庁舎には環境衛生課があるわけですが、下水道等も含めた建設部に移転配置をしてはどうかと考へますが、それについて市長のお考へをお聞かせさせていただきたいと思ひます。

2点目、たび重なる自然災害や漁業環境の悪化、資源管理のため、先ほども質問ありましたが、クロマグロの漁獲制限等の影響に加え、TPPの発動や、約70年ぶりに水産改革法が見直され、漁場を適切かつ有効に利用している場合を除き、地元の漁業者や漁協に漁業権を優先的に割り当てることを廃止することとなっております。基幹産業である第1次産業も大変厳しい状況が続いておひます。

一方では、水産物の輸出については、中国が改革開放政策を始めまして40年、習近平国家主席が今後15年間で中国の物とサービスの輸入額は4,500兆円を超えると表明をしておひ、全国の活鮮魚対中輸出も国内で圧倒的なシェアを長崎県が誇っておひ、追い風となっております。

現在、人事異動についてはおおむね3年をめどに多くの経験をさせ、人材育成としておひますが、国の方針も頻繁に変わり、じっくり腰を据えて産業振興に取り組む専門職を育成することも重要と考へておひます。

例えば、農業や水産業専門職を土木技術者とあわせ今後採用をしてはどうかと考へますが、また、県の産業振興財団等、県との交流人口をあわせてしてはどうかと考へておひますが、市長の考へをお聞かせさせていただきたいと思ひます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鶴瀬議員の2番目の御質問、機構改革についてお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、議員御指摘のように、郷ノ浦庁舎の市民福祉課、こども家庭課、福祉事務所、保護課と芦辺庁舎の保険課、健康増進課を一体化すれば、議員おっしゃるように、ゆりかごから墓場までとは大げさだと思いますけれども、市民皆様の利便性は相当高まりますので、大賛成であります。私もずっとそのことを考えております。

しかしながら、私は、それを実現したときの庁舎は、芦辺庁舎ではなく、郷ノ浦庁舎でなければならないと考えています。

それは、新庁舎の建設計画において、庁舎の位置をどうするかを検討した際、人口重心、つまり、現在の壱岐市における人口分布の中心地付近にすべきということで大谷ゲートボール場付近を提案したところでございます。

人口重心、これは柳田小学校付近になるわけですが、市民の多くが集まりやすい場所ということになるわけです。商業施設の進出がそのことを如実に証明をいたしております。

そのようなことから、住民皆様が最も利用される住民福祉、健康担当課を合わせた場所の庁舎は、芦辺庁舎にはならないと思っている次第であります。なぜならば、市民部に関することについて、現郷ノ浦庁舎を利用されている非常に多くの市民の方々が芦辺庁舎まで移動を余儀なくされるからであります。

では、郷ノ浦庁舎にそれらを配置するとどうなるか。市役所の中核である総務課や企画振興部を他の庁舎に移さなければなりません。これが不可能なことは説明には及ばないと思っております。鶴瀬議員の御提案も十分理解いたしますけれども、これらのことを考慮したときに、市民部を芦辺庁舎に配置することは現実的ではないと考えております。

また、環境衛生課を関連ある建設部に移転配置にしてはとの御質問でございますけれども、環境衛生課では一般廃棄物処理対策、公害、地球温暖化対策などの環境分野を主とする事務事業を行っておりますけれども、ごみ処理、火葬場運営、墓地業務や狂犬病予防での犬の登録や野犬対策など、市民生活と密着しておる市民部との関連が高い面もございます。

他方では一般廃棄物処理の中ではし尿処理を行っており、建設部の上下水道課での下水道事業、漁業集落排水事業や合併処理浄化槽推進事業の生活排水対策にし尿が含まれていることから、業務においては共通性を持っております。

こうした多面的なところから、環境衛生課を全て勝本庁舎にとはならないと思っておりますけれども、例えば、一般廃棄物に係る業務のみを建設部に移転配置を行おうとした場合、分掌事務の見直しも必要となります。

それぞれの庁舎における事務室スペースや利便性を考慮した上で、総合的に検討して判断してまいりたいと思っております。

2点目の人事についての御質問でございます。

じっくりと腰を据えて産業振興に取り組む専門職を育成することも重要だと、例えば、農業や水産業技術者を土木技術者とあわせ今後採用してはどうかという御意見、そして、県の産業振興財団や県との人事交流をしてはどうかということでございます。

第1次産業の振興につきましては、農林水産部が中心となりまして、また、観光等企画振興部とも連携を図りながら鋭意取り組んでいるところであります。

議員お話のとおり、国の方針や制度が変わることもありますが、これまで職員が適切かつ柔軟に対応を図ってきたところであります。こうした中で、今後、専門職の育成について、技術者の採用等御提案をいただきました。

市政については多岐にわたる業務内容を各職員が担当しておりますが、第1次産業のみならず、福祉や保健の分野等においても国の制度や施策が大きく変化する中で、その都度、その内容を理解し、適正な対応をとっているところであります。それに特化した専門職の育成ということも一つの手法と考えております。

しかしながら、例えば農業や水産業であってもさまざまな形態があります。例えば農業であれば、米や施設園芸、畜産等多岐にわたり、それぞれ取り組み方が異なります。

また、水産業についても魚種によって取り扱いが異なります。漁業の種類も多岐にわたり、その取り組み方法は違ってまいりますので、農業技術者とか水産技術者とか大きく区切った技術者での対応は難しいことも事実でございます。

こうしたことから、専門職についてはその内容が絞られてくるものと考えておりますし、それぞれの分野においては民間の取り組み、活用によって発展する場合もあります。そうしたノウハウを生かすことが産業の振興には極めて重要なものになると考えているところであります。

やはり、行政と農協・漁協といった専門機関との守備範囲を明確にした上で、関係機関と協働して取り組むことがより重要になると考えております。

農業について申し上げますと、県農業普及センターがその技術面を担当しており、JAにおきまして、各作目ごとに営農指導員、まさに営農のプロが配置されております。その中で本市におきましては、農業部門において、昨年設置されました壱岐市担い手サポートセンターにおいて、県、農協、市が共同で相談窓口を設置するなど、連携を深め対応をいたしております。

また、水産部門におきましては、石田庁舎において県水産課とワンフロア化がなされておりますが、その中に水産普及技術センター職員として3名の技術者が配置をされております。このように、専門技術においては県、農協、漁協と連携し、指導を仰ぎつつ人材育成を行ってまいりた

いと考えております。

また、県との人事交流につきましては、産業振興に限らず、人材育成の部分でも必要であると  
考えております。今後、最小限の職員でSDG sを初め、地域協議会の対応など、新しい取り組  
み等も行ってございまして、人力的には大変厳しい面もございますけれども、今後、状況に応じて  
柔軟に対応をしてみたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 機構改革について、ゆりかごから墓場までの考え方については、  
市長も理解をして賛同をするけども、市民サービスの上からすれば、芦辺ではなく郷ノ浦に置い  
たほうがいいと、現実、その郷ノ浦に置くにしても、新たなスペースも含めたことも再度検討を  
しないといけないので、現実的ではないということの御答弁だったと思います。

逆に言えば、芦辺庁舎にそれぞれの課を集めたときに、今にある郷ノ浦庁舎の窓口を、通常は  
例えば3人ぐらいの対応を5人体制にするとか、そういうやり方があるかと思うんです。

市長もその内容については理解し賛同をするのであれば、できない理由を考えるんじゃなくて、  
できる理由を考えていくのが私の考え方だといつも言われております。

ただ、現実的にすぐにといいわけにはいかないと思います。今後、この福祉のあり方について  
は十分研究をされて、どのような体制にするかという部分を考えていただきたいと思います。

また、専門職の採用については、要は県、市、そして、JA、JFにそれぞれの専門家がいる  
ので、その専門家の御指導を仰ぎながら、基幹産業である農林水産業の振興発展に今後とも力を  
入れていきたいということでありました。

また、県との人事交流については、人的制約もあるので、最小限の人数で交流をしていきたい  
ということでした。

今までは、確かに市の小さい単位での専門職を設置するのは、今までじゃ考えられなかったよ  
うです。ほとんど技術者は県にいますので、県の、今、市長が言われたようなことで、県と意見  
交換をしながら進めていってはおります。

しかし、これからの時代については、壱岐オリジナルのいろんな取り組みも、SDG sも含め  
た形もあるわけですから、今後、専門職の採用はなかなか難しいかもしれんけども、専門職をあ  
わせて育成することは大切であると思っておりますので、その点について再度お尋ねをいたしま  
す。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 最初の、どうしたらできるか、当然です。私はいつもそう考えておりま  
す。しかし、私が申し上げておるのは、私は、健康保健部門と市民部門を合わせるのがいいと思

っています。しかし、それを利用する市民の方のことを考えると、それは芦辺じゃなくて郷ノ浦ですよと申し上げているんです。

ですから、そのことを、じゃ、郷ノ浦の庁舎にそれを持ってきたときに、どうしたらできるのか、私の頭ではどう考えてもできないんです。そのことを申し上げておきたいと思います。

それから、私は水産のことはわかりませんが、農業のことはかなり私は知っているつもりです。

そういう中で、今言いますように、どんどん新しい作物ができてくる、そして、新しい、今、アスパラというのが本当に壱岐で、このアスパラを本当に産地となりました。これまでに相当の年月がかかっております。そういった中で、では、アスパラにもっと技術者をふやして充てるのか、いやいや、メロン、イチゴもあるぞ、牛もあるぞ、そういった議論が出てまいります。

そういった中で、先ほどから言いますように、農業の技術者、そういう人はいないんです。そのターゲットに対する技術者、それが今から求められていくわけでございまして、私は、それは行政の守備範囲ではないと思っておるわけです。

やはり、JAとかJFとか、それから、県とか、そういった、水産試験場とか、そういったこととお願いをする。そして、そういったことのサポートを市としてやっていく、そういう守備範囲を私は明確にすべきだと、そういう気持ちでおります。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の件なんですけども、郷ノ浦に持ってこいとかじゃなくて、そのほうが物理的に、総合的に判断して市長は厳しいと言われておりますので、それであれば、逆にそういった課の意見交換会、情報交換会を頻繁にぜひしていただきたいと、そうすることが課が移動をせずに、例えばかぎられた人的配置がありますので、これは福祉だよ、これは健康増進課だよとか、そういう線引きをせずに、ぜひ横のつながりを持って解決をしていただくように、横の連携をさらに強化していただくことを強くお願いをしておきます。

そして、専門職につきましては、技術者を置けと言っているんじゃないかと、基本的に人材育成を目的として、おおむね3年をめどに人事異動をされておりますので、その中にはそういう農業とか水産を専門にするような人事異動もあってもいいんじゃないかという考え方にのっとり、市長が言われます民間の後押しをするというのは、それは当然でございますし、技術者である県の関係者と意見交換をしながら進めていくのは当然であります。

長引くこの不況を打開するためには、少しでもそういった横のつながりを連携を持ってしていくことが大事じゃなかろうかと、ただ、その意識を持つためには多少なりとも専門職に充てるような人事育成も必要じゃなかろうかということを御理解いただきたいと思います。その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今の専門職については、そういうことで理解をいたします。また、芦辺庁舎の保健部と、そして市民部については、最低一月に一遍、多いときは1週間に一遍ぐらいそれぞれ会議を持っておるようでございます。頻繁に今連携をしております。どうぞその辺も理解いただきたいと思いますと思っております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） いろんな面で総合的に市長が判断をされるでしょうから、ぜひ、市民サービスの低下がないような形で今後、意見交換も含めて人員配置をしていただきたいと思います。

今回、自治基本条例の中にもありますとおり、組織及び人事政策につきましては、市長等は社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については組織横断的な柔軟な対応を図らなければならない。また、市長等は職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう効果的かつ計画的な職員の採用、人材育成、適切な職員の配置等、適正な人事政策を運用するものとなっております。

さらには、市長等は人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮するものと、今回、自治基本条例で提案をされております。

ぜひ、この条例に沿った内容でされるとは思いますが、さらに強化をしていただくようお願いをしておきます。

今回については、福岡事務所についても、機構改革についても、市長の専権事項であります、特に福岡事務所については、これからの交流人口拡大についてはキーポイントとなる事務所と思っております。

先ほど来より地域おこし協力隊が出ておりましたけども、今回、福岡市の民間企業で営業をされておりました方が観光連盟に配置をされておまして、主な業務として、滞在型商品や旅行商品の企画販売、情報発信、営業活動などを行われておるようでございますので、さらにそういった方々との協力を持って、来る来年、ぜひ市長がいい判断をしていただいて、福岡事務所の営業力強化に向けた体制がとれることを御期待を申し上げます。

これからの時代は大変先行きがわからないような時代に入っていきます。ぜひ、行政、そして議会、そして、市民の皆さんがタッグを組んで、ぜひ、これからもオール壱岐で強く進めていくことを期待を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思っております、最後に市長のお気持ちをぜひお聞きして終わりたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 大変期待をされておると思っておりますし、御意見を参考にさせていただ

だきます。ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ぜひ、我々初め、市民の皆さんの期待に応えられるよう市長の御活躍を御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議はあす12月12日水曜日、午前10時から開きます。

なお、あしたも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後1時46分散会

---

議事日程 (第 4 号)

平成30年12月11日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 9 番 音嶋 正吾 議員  
1 番 山川 忠久 議員  
1 5 番 豊坂 敏文 議員  
1 1 番 鵜瀬 和博 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 4 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君  |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君  |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鵜瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 豊坂 敏文君 |
| 16番 小金丸益明君 |            |

---

欠席議員 (1名)

- 8 番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	原田憲一郎君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。西日本新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可いたしておりますので御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、9番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、9番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。

大きくは2点、一般質問をいたします。理事者側の明快なる答弁を期待をいたしております。

まず1点目として、海運業を取り巻く課題についてお尋ねをいたします。

現在、市内には、壱岐地区海運組合、壱岐地区汽船組合という2組合がございます。そして、2組合は現在38隻所有し、大体1隻当たり5名の乗員で、現在、船員が198名乗船をされております。その船員の内訳といたしまして、島内乗船者が165名、島外乗船者が33名という内訳であります。

当汽帆船組合の皆さん方は、壱岐市の経済において外貨を稼いでいただいて、壱岐市の経済に

大きく寄与をしていただいておりますことは、皆さん御承知のとおりであります。バブル崩壊、そして失われた20年、日本の経済が減少する中において、今日まで懸命に自助の努力をして経営を継承されておるところであります。

そうした中、今日におきましては、船員の高齢化並びにコスト削減等々によりまして、非常に厳しい環境に強いられておられます。

去る11月24日でしたね、この2社の組合の垣根を越えて、若い経営者の皆さんが大所高所的な立場に立たれ、壱船会という若手の経営者のグループを発足をされました。その会に、私たちの思いを皆さん共有していただきたいということで、会にお招きをいただきましたので、私も出席をさせていただきました。

その中で、皆さん方述べられたことは、まず第1に船員不足であると。私たちは、島内の皆さんにぜひとも就労の場を与えたいと。島内の皆さんで、この汽帆船組合の経営をやっていききたいんだと。しかし、時代の流れでしょうか、若い後継者の船員不足が顕著になっております。

現在、中学校を卒業し、海員学校というのがございます。そうしたところへ就職をし、船員の養成をするために奨学金制度の拡充、適応はできないかと。そしてまた、昨今の漁業の不振等で、結構船員の方が島外の船員として出稼ぎに行かれているケースも耳にするところでもあります。そうした皆さん方の転職時の免許取得の支援対策はできないものかという切実な訴えがございました。

そしてまた、バブル当時におきましては、199、すなわち199トンの小型船舶が多い現状でした。現在においては、499、いわゆる499トン、500トンになれば税があれですから、499トン型の船が増えております。大型化しております。そうしますと、空船時の喫水は約3メートルほどであります。満船時になりますと約、喫水が入るのであれば5.3メートルぐらいになる船もございます。

そうしますと、干満の差がひどい大潮のときには、満船時には、主に久喜・石田地区に、そして芦辺に1隻おりますが、船が集中しております。そうした関係で、印通寺港に寄港、停泊をするときに、どうしてもかじが当たるということでございます。

私が振興局に尋ねましたところ、フェリーが着岸する印通寺港付近は約5メートルであると。ほかのところは約4メートル程度であると、泊地が。ですが、昨今の河口からの土砂の流出等々がございまして、水深が現在どれだけあるのかということが定かではございません。まず、そのことにつきまして、水深調査をする必要はあるというふうに私は考えております。

一朝一夜にできることではございません。印通寺港の場合は地方港湾であります。ですので、県当局と連携を図る必要があると考えております。どうか、みずから汽帆船組合の皆さんは自助共助はなさっております。公助を求めておられます。公助として何ができるのか、理事者の明快

なる見解を賜りたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 音嶋議員の海運業を取り巻く課題についての御質問の1項目め、2項目めにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の奨学金制度でございます。

本市の海運業の状況につきましては、ただいま音嶋議員が言われたとおりでございます。船員に対する奨学金制度につきましては、全日本海員組合において、船員職業を志す学生、生徒が利用できる奨学金制度、また本市にも奨学金制度があり、両制度とも条件を満たせば利用可能となっております。本市の奨学金制度につきましては、過去にも海員学校に利用されたケースもございます。

一方、奨学金制度ではございませんが、事業者が利用できる支援といたしまして、船員の雇用促進対策として、国土交通省において、船員の確保、育成を目的とした日本船舶船員確保計画の認定制度に基づいた船員計画雇用促進助成金がございます。この計画につきましては、本市でも認定を受けている企業が7社ございます。認定企業につきましては、当該助成金の利用も可能となっております。

彦根市の独自の就職に関する利用可能な制度といたしましては、若者等ふるさと就職支援制度もございます。本制度は、市内の新規高卒者等を採用した企業と地元企業に就職した若者等それぞれに支援を行い、新卒者等の地元企業への就職を促進するものであり、企業には採用者1人当たり24万円、就職者には7万円、もしくは10万円を支給しております。

本制度は、あらゆる業種で利用いただける制度でございますので、当然、海運事業者の皆様にも御活用していただくことは可能でございます。

次に、2点目の転職者等就業支援対策の免許取得支援策についてでございます。

海運業界におきましては、海技士の資格取得の支援策につきましては、一般財団法人全日本海員福祉センターにおいて、例年、海技資格取得研修補助事業等が実施されております。海員組合の組合員が対象となっており、受講料や受講に関する交通費などの助成がございます。

本市におきましては、海技資格の取得に特化した支援制度はございませんが、海運事業者様の人材育成の支援として、さきに述べましたふるさと就職支援制度等が活用できるものと考えております。

また、船員の方の移住定住につきましても、本市の移住定住関係の補助金で引っ越し費用や家賃補助等も活用できます。

全国的にも船員不足が深刻な状況であることは認識しておりますが、本市においては、まず既存の活用可能な支援制度について周知徹底を図り、活用していただきたいと考えております。

資格取得の支援策の実施につきましては、海運関係の船員のみならず、ほかの職業についての支援策も含めて検討も必要と考えております。財源等につきましても検討も必要となりますので、今後、現状の把握に努め、必要な支援策を見きわめたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 音嶋議員の3項目めの質問にお答えいたします。

船舶の大型化による着岸施設、泊地の現況調査及び浚渫整備についての御質問でございます。

議員が言われております印通寺港は県管理であり、印通寺港は、現在では唐津一壱岐間を結ぶフェリーが就航しておりますとともに、運搬船の基地として発展しております。

今回の御質問の船舶の大型化による岸壁泊地の現況調査及び浚渫整備でございますが、マリンパル壱岐の前の印通寺港岸壁につきましてはマイナス4.5メートル岸壁であり、フェリーが着岸しております岸壁はマイナス5メートルとなっております。また、港内の泊地はマイナス3メートルからマイナス5メートルとなっております。

現在、海運業の皆さんから、当該施設等が浅く、使いにくいとの御意見があるようでございますが、当該施設の水深につきましては、振興局に問い合わせましたところ、平成16年に深淺測量を行った際には規定の水深は保たれていたとのことであります。

また、大型船舶の着岸施設につきましては、同じ印通寺港の祝町岸壁がマイナス6メートル岸壁でありますので、利便性、静穏度等の問題はございますが、利用可能であると考えております。

なお、前回の調査から14年経過しており、土砂等の流入で泊地が浅くなっていることが想定されますので、壱岐地区海運組合、壱岐汽船海運組合とも協議をし、県へ調査につきまして要望をしていきたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 企画振興部長のほうから答弁がございましたが、既存の国の制度を利用していただきたいということで理解をいたします。

しかし、こうした問題に関心をもっと深めていただきたい。そのことをお願いをいたしておきます。汽帆船組合や汽船組合の皆さん方にもそのことは一応お伝えをいたします。

そして、水産部長のほうからございましたが、水路調査はなお、ある程度前調査から時間がたっておりますので、再度県のほうに要請をして、調査の必要性を訴えていただきたい。できれば、

安全に泊地として停泊できるのは、マリンパルの前が一番適地であります。祝町岸壁はわかっておるんです。砂上げ場になっておりますが、しかし、あそこにはなかなかアンカーがかりが非常に悪いわけですね。縦つなぎするわけです。そうした関係で、汽帆船組合の皆さんは、どうしてもマリンパルの前に縦つなぎをしたいという意向をお持ちですので、ひとつ県とも協議をして、できる方向で今後推進していただきたいということをお願いし、次の質問に移ります。

次は、瓦解する壱岐市への信頼性ということでございます。

昨日からも同僚議員のほうから質問がございましたが、今回、長崎県警捜査2課の捜索を受けるに至りました。私は、火のないところに煙は立たずと申します、全く根拠がなければ、県警が捜査に入るとかいうことは、まず私はないのではないかと考えております。

音嶋議員はまたかと、また重箱の隅をつつくようなことを言うのかという思いの方もいらっしゃるかと思いますが、私は、政治において常に申し上げておるのは、政治と市民の信頼感の醸成であると考えているからであります。

まず、1点目の捜査のポイントについて尋ねたいと思います。

私は、壱岐市長選挙がございました、壱岐市政による工事入札の異常事態に県警が着目をして、捜査に着手したものと考えております。市長選挙で現職の白川市長と戦い、落選した候補を応援した業者が、市長の裁量権で指名から除外された事件。

また、長島地区放射線防護対策工事で、建築本体における特殊工事であるのに、異常に高い落札率、99.65%。特殊単価を公表、資材単価を公表しないのに非常に高い落札率である。発注実績、そしてまた、明許繰り越しをして年度末に終わらないということで、天候の不良を理由に事故繰り越しを行ったこと。

もう一つ、平成30年6月30日の完成工期であります。これに、工期内に果たして終わったのかということ。そしてこれは、みしまの運航管理者でありますので、運航の総務部長にお尋ねいたします。フェリーみしまを定期航路、定期便以外に、工事資材搬入またはその他の目的で運航した事実はあるかないか、これをお尋ねをいたします。

また、壱岐葬斎場建設をめぐる談合情報、私のところも寄せられました。それは定かであるかは別であります。寄せられたのは事実であります。入札を辞退する業者が多数に及んだ。2回目の入札のときは2社しか応札しない、そして超過であると。いまだ平成30年度の工事が、建設工事本体施工業者が選定できない、入札を実施できない異常な事態である。

嫌疑不十分による不起訴となっているが、検察庁に告発された、本市の市長、副市長、教育長が告発されるという異常事態。私は、こうした異常事態に対し、県警はその真偽を調べるために捜査に着手したと私は思わざるを得ない。

今回の市長の行政報告によりますと、建設業者の談合に対して捜査に着手したとありますが、

私は到底それだけではないというふうに思います。昨日も赤木議員の説明の中で、住民に確かな事実を伝えるということで、久間総務部長、そして市長からお答えがありました。その中で、これ以上は何もないということでありましたので、それが今も変わらないのか、そして市長が言われます、また11月15日、前消防団長が事情聴取を受け、11月12日に辞意を表明されております。

そして、10月13日、久間総務部長が事情聴取され、その経緯は昨日説明がありましたので、私からは申し上げません。それは結構であります。

10月26日に副市長も事情聴取を受けられております。そして、説明によりますと、27日に市長のほうに辞表が提出され、10月31日付をもって一身上の都合で退職をするという申し出があったということで、議会のほうにも報告がなされております。

私は、このことについて、本当に皆さんがきのうの説明で不安を、信頼感を払拭されたのかどうか、私は定かではないと思います。私は、こうした中、合併をして15年の既に歳月がたちます。行政が考えることと、住民が合併をして考えることには乖離があるのではないかと考えております。ですから、本当に市民協働の自治を推進するのであれば、合併15年を機に、住民満足度調査をされてはいかかかと思えます。

以上の件に関して、市長の答弁を求めます。市長じゃなくて、理事者側の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

瓦解する市政への信頼感ということで、まず4点ございますが、まず申し上げておきたいのは、音嶋議員の推測の範囲によることにはお答えをする気持ちはございません。真実のみをお答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の今回の長崎県警捜査2課の捜査を受けるに至った原因の総括をただすということでございます。

このことにつきましては、本会議の12月4日の行政報告で申し上げ、また、昨日の植村議員、赤木議員の一般質問でもお答えしたとおりでございます。長崎県警本部から、壱岐市の建設業界において入札に関し問題があるとの情報があったことが発端だと聞かされましたけれども、この中で、警察としてもこれらの情報に基づき、市職員に対し何らかの事情聴取を行わなければならない理由があったのだろうと理解をいたしております。

それがどういう内容であったのか、警察からの説明もございませんでしたので、私には知る由はございません。この間、私は職員が法に違反するようなことはない、絶対の信頼を寄せておったところでございます。その結果は、何度も申し上げておりますとおり、前副市長及び市職員

は、警察として何らの措置及びコメントはなく、つまり何もなかったということになります。

今後、真偽はともかく、さまざまな情報にさらされ、翻弄されることが想定されますが、昨日も申しましたように、今回の事案を教訓といたしまして、全職員一丸となって、今後このようなことがないよう対応してまいります。

また、警察から意見のあった、より適正な入札が行われるよう、入札制度のあり方等について研究してまいりたいと考えております。

2点目の住民に対して疑念を抱かせる行政執行、予算執行は、散見された事案を真摯に反省すべき、見解をただすということでございます。

これまで、具体的に申しますと、消防設備改修工事等の入札について、事務執行上問題があるとの厳しい御指摘をお受けしたところでございます。これらについては、適正な入札制度について研究し、取り組んできたところであります。今回は、そのような入札執行に対する疑義ではなく、特に建設業界における入札対応のあり方を問われているものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、警察本部からの意見を踏まえまして、さらなる適正な入札制度等について研究してまいりたいと考えております。

3点目の副市長辞任、総務部長辞表提出、組織のトップとして、任命権者としての責任の所在を明確に市民に証明すべきとの御質問でございます。

昨日、総務部長が自身の事情聴取について、ありていに御報告申し上げました。このことからもおわかりのように、前副市長及び市職員については、警察として何らの措置及びコメントはないということであります。つまり法令に違反するようなことはなかったということになります。

音嶋議員は責任の所在と申されますけれども、確かに前副市長が辞職をし、現在空白になっていることについて、議会、市民皆様に大変御心配をおかけしているところでありまして、このことについては率直におわびを申し上げる次第であります。また、職員が疑義を持たれたことについても、今後このようなことがないように反省をすることでございます。

しかしながら、今回の前副市長の辞職の理由は、法令に違反し、責任をとったというものではなく、あくまでも一身上の都合であります。思いますに、辞職前に一時的に手術を要する入院等で休暇もとっておりましたし、少なからず体調面のこともあったのではないかと考えております。仮に法令に違反しておれば、私も任命権者として当然責任がございまして。しかし、今回はそういうことはなかったとの結果であります。このことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

4点目の合併15年が経過する、住民満足度調査の実施を進言するというところでございますが、市が提供するサービスについて、市民皆様がどれだけ満足しているか、どんなことを重視しているか等、市民皆様の声を把握する一つ的手段として、こうした住民満足度調査があるものと理解

をいたしておりますけれども、他の一部の自治体において、こうした調査が行われていることも認識しております。

本市におきましては、これまで市民皆様の声をお聞きする手段として、さまざまな個別の計画等について意見をお聞きする機会、パブリックコメントと申しますが、こうした機会を設定していることや、場合によってはアンケート調査等も実施しているところであります。

また、市民皆様からの御意見や御提案を広くお聞きするため、壱岐市希望の箱を各庁舎に設置するとともに、ホームページでも随時受け付けております。また、年度初めには自治公民館長会を開催し、市の取り組み等について御説明し、また、市政に対する御意見等をいただいているところであります。

さらに申しますと、平成29年4月から実施している地域担当職員制度により、職員が地域に入り、一緒になって地域の課題や振興策等について協議を行うとともに、実際の活動も行っております。

私も、それぞれの自治公民館の会合や各種団体等の会議等に出席し、意見交換も行っております。一方、議会においても、毎年、議会報告会を開催され、市民の皆様からさまざまな御意見をいただいておりますが、そのことについても情報を共有し、対応を図っているところであります。

そして、本議会に議案として自治基本条例を提出しておりますが、この自治基本条例は、市民皆様の主体としたまちづくりの実現を図ることを目的に制定するもので、地域コミュニティーをさらに充実、発展させるためのもので、まさに住民満足度を高めるためのものであり、ぜひ可決いただきたいと思っております。

満足度とは、心にながって、不平不満がないこと、心が満ち足りることです。市民皆様のニーズについては、多種多様であり、100%の満足はありませんので、満足度とは相対的なものとなると考えております。

私は、今満足しておりますかとお聞きするよりも、今まで申し上げておりますように、いろいろな御意見に耳を傾け、一つでも解決をしていく、そのような前向きな姿勢で、市民皆様の満足度を向上させたいと考えておるところであります。

このようなことから、現在のところ、住民満足度調査については考えておりませんが、ただいま申し上げますように、住民の満足度を高めるため、市民皆様の代表者たる議員各位とも議論を重ねながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

質問された内容は、フェリーみしまで建築資材を運んだかどうかということで、運航管理者である私にお尋ねをしたいということでございます。（「資材を運んだというのはね、定期の便ではいいんですよ。定期外で」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

運航管理者は、まず船長でございます。そして、安全統括管理者が総務課長でございます。私が把握している部分でお答えをさせていただきますが、定期便以外で資材を運んだことはないと思っております。定期便の中で車両の予約等はあっております。資材につきましては運搬船をチャーターをしております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 市長にもう一点お尋ねをいたします。

11月13日に県警から説明を受けたということを行政報告でお述べになられましたね。誰が、誰から、どこで説明を受けたのか、お尋ねをいたします。

そしてもう一点、総務部長は、定期便以外でチャーターみたいな感じで運んだことはないということを申されましたね。それもう一回確認をします。

そして、この工事は、6月30日が工期であります。附帯設備を含めて本体工事に入っておりますので、6月30日が工期であります。それからして、7月、危機管理課長によりますと、2週間以内に検査をするということであります。7月13日に検査をしたと覚えています。6月30日は工期でありますので、この工事が終わったのかどうかの確認をいたします。

以上、市長と総務部長にお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私が県警の捜査官から説明を受けましたのは、11月13日午前10時から壱岐警察署において説明を受けました。その間、私とその捜査官、この方は今回の事件について、私が責任者ですとおっしゃいました。その方と2人で、他の人は入っておりません。その時間は約5分ぐらいだったと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員の再質問のほうにお答えをいたします。

フェリーみしまで定期便以外で資材を運んだかという御質問でございますけども、建築資材は運んでおりません。トラック等については臨時運航で運航したということは聞いています。

（「臨時運航でも、トラックも資材も一緒でしょう」と呼ぶ者あり）いえいえ、資材は運んでおりません。トラックは臨時運航で、正規の申し込みがあって料金をいただいておりますという報告を伺っております。

以上です。

次に、6月30日の工期内に完成したかということでございます。

工事完了につきましては、請負人からの工事完了届の提出をもって判断をいたします。検査におきましては、音嶋議員が言われましたように、2週間以内の7月の13日に検査を完了しております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 11月13日、壱岐署において担当者から10時、5分間の説明を受けたということで、市長が行政報告で述べられたことに信憑性があるというふうに私も理解をいたしました。ありがとうございました。

そして、総務部長ですが、私は車を臨時で運ぶということが、定期航路であります、そして国境離島新法の補助枠でもあります。そうしたことが許されるんですか。

そして、6月13日の私は写真を撮っております。まだ工事をしております。いいですか、これは壱岐市のタブレットですよ。皆さんに見せます。いいですか、6月30日が工期なんですよ。工事をしているんですよ。非常に危機管理課長も答えに詰まりました。課長補佐も、録音しなさいと言いました、僕は。録音をしなさいと言いましたら、おろおろして、録音しなさいと、君たちは録音できるだろうと。録音しませんでした。ちょっと待ってください、課長に聞きます。検査は終わったのか、ちょっと待ってください。随行した課長補佐が動転しているんです。

私は、何度も言います。重箱の隅をつつくようなことはしたくない。しかし、論功行賞的なことが、本当に自治の公平性を担保するのかということを問題にしたいのであります。自治の公平公正、これが原則であると思うわけであります。組織には権限はあります。組織を権力化したらどうなるのか。それは独裁的な恐ろしい政治体質になりはしないかと、私は危惧しておるのであります。

もうこんなことを、市長、来年からは言いたくない。もっと産業振興、そして壱岐市の住民の福祉の向上施策を語りたいのであります。それは、私も市長も同じであろうと思っております。偽らざる気持ちであります。しかし、不安な要素、やはり不可解な要素は、赤木議員が言いましたように払拭して、そしてわびるところはわび、謙虚に正すことは正す。そうすることにより、やはり住民の信頼性を勝ち取ることになるかと考えるのであります。

私はいつも申し上げますが、市長にお尋ねをいたしたい。市長が孔子であります、僕がしりょ

であります。市長、兵と食と民と、どういう形でつき合えばいいですかと、非常時になったときに。どうされます。多分市長は「兵を捨てる、食を捨てる、いにしえより皆死あり、民、信なくば立たず」と、私は申されると確信をいたしております。市民と政治の信頼関係が崩れたらどうなるのか。私は、今さらのごとく自分に自問自答しております。どうなるのかなと。

もうこんな質問は、この12月議会でやめたい、おさらばしたい。2019年の新しい年は、市民と行政が一体となった輝かしい新年を迎えたいという気持ちで、今回の一般質問に立っております。本当に申しわけない。私も本当に先ほど言いますように、重箱の隅をつつくようなことをしたくない。火のないところに煙は立たず、火の粉は誰が、火の粉をまき散らしたのは誰かということも、自分で胸に手を当てて考えることも必要ではないかと思えます。

私からの提言、質問は以上であります。最後に、市長の御見解を賜り、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員から為政者としてあるべき論語の史書をお聞きをいたしました。心して臨みたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。理事者の皆さん、またともにいい壱岐市をつくるために頑張っていこうではありませんか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 山川 忠久君） おはようございます。それでは、1番議員、山川忠久が、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな項目の1つ目、事業承継について。

以前にも、この場で小規模企業振興基本法のことをお話しさせていただきました。この法律がどれだけの意義を持つのか、当の小規模事業者にはさえ知られていないし、壱岐市でも中小企業・小規模振興基本条例が昨年3月に施行されていることも余り重要なことと思われていないかもしれません。

かつて障害者基本法が、障害者の自立及び社会参加の支援を目指し成立した後、ノーマライゼーションのいまだ道半ばとはいえ、障害者に対する差別用語は聞かれなくなっていると思います。小規模企業も一昔前までは零細企業と呼ばれていましたが、これも差別用語として使われなくなっています。

こうして小規模企業を国力の維持に欠かせない存在として、国が後押ししようという状況が整いつつある中で、壱岐市においても小規模事業者の多くが後継者問題に直面しているということは、以前にもお話をさせていただいたとおりです。そして、この事業承継の最大の問題は、経営者と後継者の意思疎通ができていないことであり、もっぱら親子関係の問題です。

行政が直接家族の問題に関与しようとすることは難しいことではありますが、壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例第3条に定められているとおり、「中小企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県、その他関係機関との連携を図り、中小企業等の成長発展及びその持続的発展が図られること」を旨として推進することの文言がありますので、壱岐市が果たす役割を明確にしたいとの思いから次の2点の質問をさせていただきます。

1点目、親子の問題の解決自体が困難なこともあると思います。例えば、後継者候補の方は働き盛りの年代ですので、現在の仕事を投げ出すことをリスクと考え承継できないといった場合です。こうした場合は、血縁関係ではない第三者承継の可能性も見出していかなくてはならないだろうと思います。その掘り起こしと支援策について。

2点目、大多数の小規模事業者が加入している商工会などでは、それぞれ事業承継に関するものから経営革新、マーケティングなど、多様なセミナー、講演会が開催されています。これらのセミナー、講演会は、誰でも参加できるものが多いので、ぜひ担当課職員さんにも参加をさせていただいて、壱岐市の事業者の実情、思いを感じていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

以上2点について、回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 山川議員の御質問についてお答えをいたします。

まず1点目、第三者承継の可能性とその掘り起こしの支援についてでございます。

山川議員が言われるように、今や自営業だけではなく農業、漁業についても事業者の高齢化が進んでいる中、世襲による事業承継が難しくなっており、後継者不足が全国的な問題となっております。

各産業の衰退は地域の衰退に直結しており、高齢者の確保は大変重要な課題と捉えております。この課題に対処すべく平成27年6月に後継者不足などで事業の存続に悩みを抱える事業者や経営資源を引き継ぐ意思のある事業者への事業提供やマッチングにつながる支援を無料で行う公的相談窓口として長崎県事業引継ぎ支援センターが設置されております。

また、平成30年5月には、県と県商工会議所が中心となって、事業承継全般に関するニーズの掘り起こしから、それぞれの実情に応じた個別支援まで切れ目のない支援を無料で行う長崎県事業承継ネットワークが立ち上げられており、事業承継を後押しするこれらの支援機関に関する情報提供等を商工会と連携して行うことで、問題解消に努めたいと考えております。

中小規模事業者は、地域の経済のみならず消防団やPTA活動、各種イベント等への協力等地域づくりになくってはならない存在であり、本市といたしましても事業承継の問題のみならず、創業や事業の持続的発展についても商工会やイキビズを初めとした関係機関と連携して支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の商工会などが開催する各種講演会やセミナーへの市職員の受講についてでございますが、開催に関する情報を御提供いただければ回覧等で職員に周知し、業務に支障のない範囲で受講するよう促してまいりたいと思っております。

行政ニーズが複雑高度化、多様化し、その変化のスピードも早くなっている中で、住民の期待に応え、真に住民本位の良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくためには、その担い手である市職員のスキルアップに加え、住民ニーズの的確な把握が必要と考えますので、各種セミナー等への参加促進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。

ただいま御答弁の中で、事業引継ぎ支援センターのお話が出ましたが、ここで事業引継ぎ支援センターについて少し掘り下げてお話をさせていただきます。

経済産業省と総務省が事業承継を促進するために事業引継ぎ支援センターと、この後、大きな項目の2つ目でも質問する予定ですが、地域おこし協力隊との連携を開始しています。

つい1カ月前の11月9日に、宮崎県川南町で全国初の地域おこし協力隊による引き継ぎが成約しています。これはおもちゃとスポーツ用品を扱う、このお店を継いでもらった人というのが実は私の知り合いでもあります川南町議会議員の方なんです、まだ若くて45歳でいらっしや

います。どうしてその若さで引き継ぎをしたかと言うと、その方自身が親戚の経営する旅館を事業承継したという経緯があったそうです。これは極端な例かもしれませんが、そうした事業承継の連鎖と呼べるようなことが実際に起こっているということは、この場で知っておいていただきたいと思います。

そして、2点目の質問にも御回答いただきました。公務員の業務量もふえている現状も理解しておりますので、おっしゃるとおりできる範囲、業務に支障のない範囲で壱岐市の事業者の支援の実態を知る機会を持っていただきまして、職員のスキルアップにつなげていただきたいと思えます。

2つ目の質問をした理由は、誰もが同じような悩みを持っているため話し合っても同じ議論の繰り返しになってしまって、結局は親は親たちで子供の頼りなさを嘆き、そして子供たちは子供たちで親の頑固さを嘆くという、世代間の隔たりがいつまでたっても埋まらないと感じるからです。そこで第三者の意見が聞けるような状況をつくり、コミュニケーションの円滑化を図るところから始めてはどうかと考えたのがきっかけです。

ここで一つ企画を考えており御提案させていただきます。市長初め市役所からもたくさんの参加をお願いしたいことがあります。ローカルアソシエイト・イン・松浦党という、この「ローカルアソシエイト」という単語で検索していただければ出てくると思いますが。

これは長崎県の北部から佐賀県にまたがり、その地域の青年経済人を中心としたシンポジウムが、これまで松浦市で最初の準備委員会をした後、第1回佐々町、第2回伊万里市、第3回波佐見町で開催され、事業承継などについて盛んに議論をされる場となり、またネットワークづくりの場にもなっています。そして、その会に参加し、父と子で参加され、事業承継についてより深く会話を促すような場面も見られました。

このローカルアソシエイトという活動は、もともと岡山県で始まった活動で、商工会青年部など地域の青年経済人たちが自分たちで参加料を集めて開催しており、国も注目する活動に成長しています。

私は、この長崎北部で行われておりますローカルアソシエイト・イン・松浦党の全4回全てに参加し、前回11月17日波佐見町で開催された大会でも、その場で壱岐大会を開催したいと名乗りを上げ、参加者たちの賛同をいただきました。

また、本家である岡山のローカルアソシエイトが今週土曜日に開催され、そちらでも壱岐大会をするならぜひPRをしてほしいと、主催者側から参加の要請をいただきましたので、ことしの西日本集中豪雨の被災地でもあります岡山県矢掛町に行って、岡山からも多くの参加者を呼びかけてまいります。

開催は新元号となった5月に予定をしておりますが、詳しく決まりましたらまた御案内をいた

しますので、事業承継に悩む事業者と後継者、また市長初め職員の皆様方、同僚議員の皆さんからも多くの参加をお願いしたいと思っています。

まとめますと、まず事業承継には、継ぐ覚悟、継がせる覚悟が必要だということ。その覚悟は当事者の主体的な態度が必要で、そしてそれを支援する側がもし覚悟が決まっていれば、いつでも支援策を提示しますという安心感、さらに事業承継に成功した多くの人のアドバイスを聞くことができる環境が必要だと思っています。そうした環境整備に、ぜひ行政にも御尽力をいただきたいと思っています。

以上のローカルアソシエイトについて、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの山川議員の提案についてでございますが、非常に素晴らしい大会と、今ちょっとネットで見ましたが、いい大会と思っております。壱岐大会が開催されるということであれば、市としても支援をしていきたいと思っております。開催について全力で支援したいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 前向きな御答弁をありがとうございます。

最後に市長にお伺いします。きのう、きょうと連日職員の倫理観にスポットが上がっている状況で、先ほど本田部長からもお話がありました、業務の支障がない範囲でというお話があり、公共入札にかかわる業者も参加する可能性が高い場に職員の参加を促すのは抵抗を感じるという場面もあるかもしれませんが、こうした流れで事業者と行政との間に凶らずも溝が生まれてしまっは、事業承継の機会もどんどん失われる事態を心配しております。

逆に、正しく倫理規程にのっとり日のもとにさらされた公正かつ健全な、そして緊張感を持った交流が図られることにより、職員の倫理観も育んでいく必要があると考えておりますが、どう思われますか。答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、山川議員がおっしゃったようないろいろなイベント等々には、壱岐のこれだけの人口でございますし、それぞれいろんな役職をお持ちです。そういったイベントあるいは集会等々に思うことが、たまたまそういった利害関係者と同じ席を持つということに、これはしょっちゅうあるかと思っております。しかしながら、おっしゃるように、それは当然そういった機会はいろいろあるわけでございますけれども、しっかりとした倫理観を持って、今まで答えてまいりましたように、いろんなそういった疑義が、疑惑が持たれないようなことを今回の案件を教訓として、それぞれ職員とともに研究してまいりたいと思っております。

したがいまして、そういったもろもろのイベント等については、積極的に職員を参加をさせていきたいと思っております。そのことが行政マンとしていろんな角度から周囲を見れる。常に壱岐市のことを考えなさいと私は言っておりますが、そういったものの一助となると思っておりますし、今回のイベント、ローカルアソシエイトの壱岐開催については、これはまた私はいつも言っておりますように、壱岐市を全国にPRできる本当に素晴らしいチャンスであります。ぜひ市としても応援してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 積極的な関与をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

今回さらに地域おこし協力隊を増員され、隊員の個性に応じたさまざまな分野での活躍に大いに期待しているところです。しかしながら、ネットで「地域おこし協力隊」と検索すると、ネガティブな記事も数多く見受けられ、自治体と職員との組み合わせによっては問題が出た例もあるようです。

またまた商工会青年部の話で大変恐縮ですが、現在全国的に商工会青年部員が続々と地方議会に進出し、独自のネットワークを築いています。

そうした中で勉強会も開催されており、6月になりますが、有志で東京に集まり総務省の職員を講師として、第1回目は地域おこし協力隊についての勉強会が開催され、自分も参加してきました。そこでほかの自治体の地域おこし協力隊について意見交換をしてきました。

そこで、壱岐市での現状について、以下の3点について質問します。

1点目、協力隊員がそれぞれどのような業務に携わっているかをお伺いします。

2点目、協力隊員はそれぞれ壱岐に好印象を持って赴任先に選ばれたと思いますが、壱岐に来る前に思い描いたことと現実との間に大きな隔たりは感じていないのでしょうか。

3点目、任期終了後に定着・定住をしてもらうことが目標だと思いますが、どのような支援をお考えか。

以上の点について御回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 山川議員の地域おこし協力隊についての御質問にお答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持、強化にも資する取り組みであり、平成25年度から本年度まで壱岐市においては14名の

方を委嘱しております。

任期は3年以内で、これまで任期満了者が5名、途中退任者が3名、任期中の方が6名であり、任期満了者及び途中退任者8名のうち5名の方が定住されております。

まず1点目の、それぞれどのような業務に携わっているのかとの御質問でございます。

保険課の健康運動プランナーの方につきましては、ヨガのインストラクターとして老人クラブやサロンなどの通いの場において、ヨガを通じて要支援や要介護にならないための実践につながる運動指導を行っていただいております。

地域振興推進課の企業研修等誘致担当者の方には、テレワークセンターを活用して島外の企業研修や大学生等のインターンシップを誘致し、交流人口、関係人口の増加につながる活動をしていただいております。

観光商工課関係は4名いまして、3名の方には滞在型観光促進に向け、体験事業者のサポート業務、企画、開発業務、誘客に向けた営業業務、壱岐市PR等情報発信などを行っていただいております。

また、1名の方には、壱岐市ふるさと商社で活動していただいております、主に通販サイトの運営管理、各種商談会、催事等への出店業務などを行っていただいております。

2点目の赴任する前に思い描いたことと、現実との大きな隔たりはないかとの御質問でございますが、それぞれの方に聞き取りを行いました、思いと現実の間に大きな隔たりはないという御意見でございました。

しかし、行政には決まり事が多く、成約が多く、一つのことをするために幾つもの段階を踏まなければならない、時間がかかることにもどかしさを感じられたり、着任直後の不安のある中で市側のサポート、フォロー不足等を感じられてあるなど、受け入れ側として改善の必要もあると感じております。

今後はより充実した、また活発な活動ができるよう環境整備に努めてまいります。

次に、3点目の任期終了後の隊員にどのような支援をお考えかとの御質問でございますが、地域おこし協力隊最終年次または任期満了翌年に起業する方には、1人当たり100万円の上限で壱岐市地域おこし協力隊起業支援補助金という制度がございます。

また、平成29年から施行されております有人国境離島法による雇用拡充事業の中でも創業に対する支援もございますので、隊員の方へ制度の周知を十分行い、定住につながるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。

2点目の質問で、理想と現実ギャップはなかったかということで、それほどギャップは感じていないということで安心をいたしました。しかしながら、フォロー不足もあったという認識が出てきたということは、これは一つ質問した意味があったかなと思っております。今後の地域おこし協力隊の受け入れに対して、十分なフォローをしていただけるようによろしく願います。

こうした理想と現実のギャップについてお伺いした理由は、先ほどの勉強会でも例えばですが、指定管理を委託している農産物の直売施設のようところでレジの業務をさせられているといった隊員もいるとお聞きしたので、壱岐市でもそういうことがないかという確認をしたかったということです。

また、任期終了後の支援につきましても、100万円を上限にして起業支援があるということで、ぜひとも積極的に活用していただきたいと思います。

先ほどのローカルアソシエイトに参加したときに、地域おこし協力隊の人がいらっしゃいましたのでお話をさせていただきました。川棚町と小値賀町の方だったんですけども、小値賀町の方は、ことしの郷ノ浦祇園山笠でカレーを出していたということをお伺いしました。その小値賀町の方は任期を終えて、小値賀町を離れる決断をしたようですが、川棚町の方は川棚町に残り起業されると聞きました。

その起業の内容は、空き店舗を借りて2階は全国の御当地の缶詰と缶ビールを提供する簡易なバーを。そして1階は空き家管理士という資格を取得して、川棚町でも深刻化している空き家を所有者のかわりに換気や通水などを代行し、将来的には所有者と移住者の仲介も目指しているということです。全くこのとおりにやれとは言いませんが、ぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

1点目の質問、それぞれの業務をお伺いしましたが、これは再質問させていただきますけども、それぞれの業務が1人で抱えきれないほどの業務内容になっているということはないでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの山川議員の業務量についてでございますが、各担当ごとに地域協力隊もおりますので、私の担当部署で答えさせていただきますと、毎月1カ月に1回程度業務の内容等確認をしておりますので、業務量が大幅に隊員にかかっているとは思っておりません。その都度、隊員と協議をさせていただいておるところでございます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。これは地域おこし協力隊に限りません。職員の方にもそうですが、1人でたくさんの業務を抱え込むことのないように御配慮をお願いし

たいと思います。

先ほどの勉強会で、総務省の方に挨拶をしましたところ、壱岐から来たと言うとすぐに、「ああ、海女さんですね」と言っていたきました。地域おこし協力隊を広く世間に知らしめていただいたと言ってもらいました。

また、現協力隊員の方にもお話を聞く機会がありましたけども、家族が定住を希望していらっしゃるようで、ぜひ今後も地域おこし協力隊の成功事例がたくさん出ますようにサポートをよろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、防災について。

3月議会では、市のフェイスブックページについて質問をし、早速ページを開設していただきました。

初めは、せっかく写真など使えるにもかかわらず機械的な投稿のように感じ心配をしておりましたが、最近はお知らせごとに大きなテキストですぐに目に入る画像とともに投稿されており、コメントは受け付けず、一方通行の状況が少し寂しいところではありますが、それぞれの投稿をシェアしていただける市民もあり、情報の厳選として大いに貢献されていることにまずは感謝をいたします。

さて、質問の防災についてですが、これこそが市が正確な情報を適切なタイミングで発信することが何よりも大切だと思います。近年の災害は大規模化、複雑多様化していると言われ、地球温暖化の影響もあり、もちろんそういった側面もあるかとは思いますが、一方でスマートフォンの普及により歴史上これほどまでに人類がカメラとスクリーンを持ち歩くことはないことから、情報が容易に共有され拡散される状況もまた、災害が大規模かつ複雑で多様な様相を呈しているとも言えるのではないのでしょうか。

インターネット上に、特にSNSではデマの情報が一定数あり、これをゼロにすることはほぼ不可能です。玉石混交の情報が入りまじる中、行政が正確な情報を把握し、適切なタイミングで発信することの重要性はますます高まっています。

そこで1点目、壱岐市では6月28日の豪雨で避難勧告が出されましたが、そのタイミングは適切であったとお考えでしょうか。

また、2点目、避難勧告よりもさらに危険が切迫した状況で出されるのが避難指示ですが、この場合、実質的に命令に近い意味合いですので、避難指示ではなく避難命令と強い言葉で発令するほうが住民が危機感を持って行動できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、2点の回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 山川議員の御質問にお答えいたします。

防災についてということで、本市では6月28日の大雨で避難勧告が出されたが、そのタイミングについて適切だったか。次に、避難指示ではなくて避難命令の言葉を使用できないかという、2点について御質問いただいております。

本市では、地域防災計画で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人名、身体の保護または災害の拡大防止のために特に必要と認められる場合には、住民に対して避難の勧告及び指示を行うと規定をしております。

また、これに沿って、土砂災害に係る避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準を定めております。実際の避難勧告等は長崎県や長崎気象台から情報を収集し、この発令基準等により市長が判断をし発令をいたします。

さて、6月28日の大雨の際の対応等を時系列に御説明をさせていただきます。

午後4時25分に気象庁から大雨注意報が発表され、午後6時ごろから雨が降り始め、午後8時35分に大雨警報が発表されましたので、市は、私総務部長を本部長とする災害警戒本部を立ち上げるとともに、各支所に警戒配置職員を待機をさせました。

その後、気象情報や現場情報等を勘案して、午後9時9分に高齢者等で避難に時間を要する方の早めの避難を促すために、各町1カ所ずつの避難所を開設し、避難準備情報を発令し、告知放送、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、ツイッター、フェイスブックで市民にお知らせをしております。

午後10時に土砂災害警戒情報が発表されたため、市長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、午後10時5分に気象庁の情報等をもとに勝本町を除く地域に避難勧告を発令し、先ほどと同じ方法でお知らせを行っております。

午後10時25分には、勝本町を含む市内全域に避難勧告を拡大をして市民へお知らせをいたしました。

このように避難準備情報で早めのお知らせを行うとともに、発令基準に沿った適時の避難勧告を発令をしております。

また、大雨の中、夜中に避難所に避難することがかえって危険である場合、家の2階や崖の反対側に移動するなど、その避難行動についても同時に放送等でお知らせをいたしました。

いずれにしても、災害の発生が危惧される状況においては、空振りを恐れない発令等が必要であると考えております。

なお、この雨に係る土砂災害警戒情報は、翌29日の午後2時33分、大雨警報は午後3時16分に解除され、最大時間雨量79ミリ、連続雨量241ミリを記録し、この一連の大雨が西日本大豪雨となり、全国で甚大な被害をもたらしております。

さて、この避難勧告等については、国が避難勧告等に関するガイドラインを作成をしております。この中で避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）という語句を示しております。これは今までの全国で発生した災害で大きな被害をもたらされたものなどが考察をされまして、最も的確に伝わる語句として提示されているものです。

したがって、本市でも同様の語句を使用して避難勧告等のお知らせをしております。加えて、この語句等につきましても、それぞれ防災計画書、法律等により根拠規定があるということを示し添えておきます。

市民皆様に、ぜひお願いをしたいのは、自然災害に対してはみずからの判断で避難行動をとることが原則であり、議員が言われるように玉石混交の膨大な情報が同時に流れる状況で正しい判断をとるためには、避難勧告等の語句がどういうときに出され、自分はどのような対応をすればよいのかを確認しておいていただきたく存じます。

また、日ごろから災害に対して関心を持ち、家の周りの地形や危険箇所を把握し、避難方法等を想定しておいていただきたいということでございます。よろしくお願いをいたします。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 避難情報がどのような時系列で出されたか、そしてまたどのような国のガイドラインに沿って発令されているかということ詳しくお話いただきましたので、理解をいたしました。

今議会に提出された自治基本条例の版の中にも危機管理の項目があり、まとめると、自助・共助・公助がそれぞれスムーズに機能するように、市民・コミュニティー・行政がそれぞれの役割を果たすことの重要性がうたわれていると解釈をいたしました。今回の質問内容を真剣に受けとめ、市民とともに自分の身は自分で守るという意識を持っていきたいと考えております。

最後になりますが、防災というテーマで質問をするということで、市民の方からこの話をしてくれと言われましたので、お話をさせていただきます。

11月18日に、壱岐な未来づくりプロジェクトのテーマ出しがありました。そこで一般参加した市民が高校生による防災活動を提案したところ、壱岐高生2名が活動したい意思を示したため、高校生2名を主体に市民2名がサポートする形で防災活動に取り組んでいると聞いています。各学校へのハザードマップ掲示を当面の目標に、可能であれば高校生が防災士の資格を取り、小中学校への防災講話など活動を広げていきたいと伺いました。

また、サポートする市民が九州電力の方と話す機会があり、原子力安全連絡協議会の際、九州電力が説明した非常時対応などについて高校生にも話してほしいとお願ひしたところ、九州電力

側もぜひ高校生にも話をしたいと回答があったと、その市民から伺いました。

1月29日には商工会女性部主催の「今日からできる防災備蓄食」の講演があるなど、防災意識の高まりがあるのではないかと感じております。

ただ、先ほどの市民から伺ったところでは、高校生は勉強、部活動ともに忙しく、講演も夜にやる時は参加できないと言われていました。壱岐市には高校生も参加できる防災講演の実施など市民活動のサポートもお願いしたいと考えております。

また、2月22日には、壱岐な未来づくりプロジェクトの発表会があります。市長には、もちろんこれは出席されると思いますが、ぜひ高校生がどんな活動をしたのか、これからどんな取り組みを進めていこうと考えているのか、ぜひ発表の場で聞いて上げてほしいと思います。

以上のお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって山川忠久議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、15番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 豊坂 敏文君） それでは、15番、豊坂が一般質問を行います。今回は水産振興について質問したいと思います。

まず、水産振興の中で近年、漁業の現況は特に厳しい状況下に対するとして、市としての課題解決の取り組み状況について質問したいと思います。

まず、1番から2番、3番まで、これについてはマグロの漁獲量の制限に対して、市として県、農林水産省に対して、漁業関係者のわかりやすい評価と、それから今の振興策、現況、これについて、るる説明をするように要望をされたほうがいいと思います。

今回この質問に対しても、本音は壱岐市として、市長として、国・県に強くマグロの問題、漁業の問題についても同じ振興策の中である以上、強力的にこの発言をしていただきたい、取り扱いに重視していただきたいということを重ねて質問していきます。

2番目には、操業自粛による——これはマグロの件ですね、漁獲収入の減に対して、どのような国の対策があるのか、これについても国としての補填的な策が早急に必要だという意味から、県もあわせ早急に要望すべきではなからうか。現業の水産業のマグロなり、今漁獲量は特に厳しいものがあります。

3番目に、まき網や定置網によるクロマグロの小型魚、これは魚ですね、これは大量に漁獲されている。共同管理の中で漁獲枠の遵守には行政の指導が十分でないということも見受けられま

す。これについても関係本庁に対しても、市としての意見具申もすべきだというふうを考えております。

4番目には、一般的に今の現状の藻場の対策ですが、この藻場の対策については、前回もこの課題については質問をしております。

現在勝本の天ヶ原のところでも、勝本地区でも10カ所の藻場対策の試験がなされております。その結果についてもわかっていこうがとうが、現在、ことしからやっておりますから、結果はわからないと思いますが、現在いろいろ藻場の研究もされております。

その効果について、これは既に郷ノ浦なり、ほかの地区ではされている状況もあります。わかっているれば、その状況等もお聞かせ願いたいと思います。

5番目に、今の漁業の漁協なりあるいは漁家なり、こういうところに対して、農業も既に法人化をしながら、地方創生、国境離島新法の活用を図って、雇用の拡大等を進めております。これについても今後、漁業についても漁家のために法人化をする必要がある、もう自分で、漁家だけで漁船の管理をすべきでない。協業化も必要だろうということも併せながら、これは市の考え方として、市長の考え方として現在どのように考えているか、それについてお伺いしたいと思います。

きょうはちょっと声がおかしいですが、後でまた水を（……）ますからよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 豊坂敏文議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 15番、豊坂議員の質問にお答えいたします。

1項目めの質問、マグロの漁獲量制限に対し、市として県、農林水産省に対し、漁業関係者にもわかりやすい評価と説明をするよう要望すべきとのことでございます。

国は、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋マグロ類委員会での国際約束に基づき、平成22年度より管理強化に取り組んでいます。

平成27年1月から30キログラム未満の小型魚につきましては、平成14年から平成16年までの平均漁獲量から半減させるように管理する措置を実施しています。

併せて、平成30年7月から30キログラム以上の大型魚につきましても、平成14年から平成16年までの平均漁獲量から増加させないよう管理する措置を実施しています。

これまでの評価といたしましては、クロマグロの加入量モニタリング速報によりますと、南西諸島で生まれた加入群が平成27年以降3年連続加入動向は上向きとなっており、平成26年度と比較し、約4倍の水準となっていると報告がっております。

それを受け、国は中西部太平洋マグロ類委員会に対して、漁獲枠の増加を要望しましたが、第

4 管理期間での漁獲枠の増加には至りませんでした。

また、国・県からの説明につきましては、本市において第3管理期間の平成30年2月6日に、水産庁主催で太平洋クロマグロ小型魚の沿岸漁業における操業自粛に係る説明会が開催され、第4管理期間の平成30年7月27日には、クロマグロ資源管理に係る水産庁との意見交換会が開催されております。

そのほかにも、ことあるごとに漁協、漁民に対して国・県より説明がなされております。

今後とも市といたしましては、国・県に対しまして、漁業者に対し十分な説明を行うよう引き続き要望をしまいたいと考えております。

次に、2項目めの質問、操業自粛による漁獲収入の減に対して、どのような対策があるのか。検討策は。国として補填策が得られるよう、早急な見直しも県と併せて早急に要望すべきとのことですが、現在、資源管理による収入減少に対する補填につきましては、漁業収入安定対策事業、（漁業共済積立プラス）加入推進がなされ、加入者には補填されております。

本年7月には、さらに加入要件の見直しがなされ、加入しやすくなってはおりますが、さらなる支援の充実が必要であると考えております。

また、漁業者の水揚げを確保するため、他の漁業種類への転換等に取り組まれておられますが、代替漁法への転換に対する支援につきましては、国には支援制度はございませんが、県においては新水産業経営力強化事業にて実施されております。

さきの県知事要望の折には、資源管理による水揚げ減少に対する支援の充実と代替漁法への転換に対する支援拡充を要望いたしております。

また、国では水産改革による資源管理強化で減船や休業を余儀なくされる漁業者に対し、廃船費や休業時の船の維持管理費などを支援する基金を新設することが検討されており、このような基金が新設されることにより、漁業者の収入安定に資することを期待いたしております。

今後引き続き、国・県に対し、漁業者に対する支援強化につきまして要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、3項目めの質問、定置網によりクロマグロの小型魚が大量に漁獲されている共同管理の中で、漁獲枠の遵守に対し行政指導が十分でない。県と壱岐市として本省に対し、意見を具申すべきとの質問でございます。

平成29年7月から平成30年6月までの第3管理期間におきまして、一部都道府県で平成29年7月から10月にかけて定置網により大幅な漁獲超過がありました。その後、全体の漁獲枠を超過する恐れが著しく大きくなったため、平成30年1月13日、全ての沿岸漁業者に対して、6月30日まで太平洋クロマグロの30キログラム未満の小型魚の漁獲に係る操業自粛要請が出されました。

壱岐海域におきましても、操業自粛要請期間中には定置網に小型クロマグロが入り、逃がさなければならぬため、他の魚が逃がし大きな損害を受けたとお聞きいたしております。

議員がおっしゃいます漁獲枠の遵守に対し、行政指導が十分でないとのことではありますが、議員も御存じのとおり、市には行政指導の権限がございません。国は、大幅な漁獲超過のあった都道府県に対し、第4管理期間の漁獲枠配分におきまして漁獲枠の大幅減というペナルティーが科せられております。

今後取り得とにならないように管理し、実行することが必要であると考えておりますので、管理期間内の指導につきましても公正・適正に行われるよう、国・県に対し要請してまいりたいと考えております。

次に、4項目めの質問、藻場対策の改善策と現状の対応、その効果についてでございますが、本市水産業の大きな問題であり、水産業のみならず他産業にも影響を与えている問題であると考えております。

磯焼けの要因といたしましては、植食性動物の食害、台風等による藻場の破壊、高水温の影響によるカジメ類の流出減少等考えられており、多くの要因が重なり、磯焼けが発生しております。

磯焼けにつきましては、全国的な問題であり、全国各地におきまして磯焼け対策が講じられております。

本市の磯焼け対策につきましては、国の事業であります離島漁業再生支援交付金事業によりまして、市内各漁業集落で漁業者皆様がイスズミ、ガンガゼ等の植食性動物の駆除、母藻の設置などの磯焼け対策に取り組んでいただいているところではありますが、自然相手であり、目に見えらるような効果が上がっていない状況でございます。

市といたしましても、さらなる磯焼け対策を検討する必要があると考えておりますが、現状では全国各地の成果事例等の情報収集、周辺海域の藻場状況の把握程度にとどまっております。

本年8月に、周辺海域の18ポイントを県総合水産試験場担当者及び専門家により潜水調査された状況でございますが、勝本地区は海藻がほとんどない状況、壱岐東部、箱崎地区では海藻が多少ある程度、郷ノ浦、石田地区は一部では海藻がない場所があるものの他地区よりよいとの報告がありました。全体的に磯焼けが進んでいるとのことでした。

磯焼けの原因と考えられているイスズミが、本年度に入り定置網に大量に入ることが多く、イスズミを販売しても売れないことから、大半のイスズミを逃がされたときいております。

現在、壱岐周辺海域は藻場が少なく植食性動物が多いという生態系のバランスが崩れており、藻場の回復ができないのではないかと考えておりますので、今後、イスズミ等の植食性動物対策についても検討してまいりたいと考えております。

また、藻場造成につきましては、これまで県事業等によりまして実施されておりますが、植食

性動物の食害等により、藻場の回復に至っておりません。藻場造成につきましては、植食性動物の食害を大きく影響しておりますので、藻場造成と植食性動物対策と同時に行うことが重要であると考えております。

今後も国・県・各漁協・漁業者等と連携を密にし、磯焼け対策、藻場造成を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5項目めの質問、地方創生、国境離島新法を活用し、雇用の拡充策について具体的企画の発掘を実現すべきとの御提案でございますが、平成29年4月1日に特定有人国境離島法が制定され、その後、水産関係では特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の雇用拡充事業におきましては、平成29年度に事業拡大が1件、平成30年度に事業拡大が4件となっており、水産庁所管であります特定有人国境離島漁村支援交付金におきましては、平成29年度に起業が2件、平成30年度に起業が12件、事業拡大が2件となっております。今後も引き続き事業内容を周知し、事業の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） マグロの現況について、国のほうの説明も島内で数回やられております。ただ、この今の現況では、これは日本だけの問題じゃない。漁獲量の問題もあるんですが、現況は国内全体でも厳しい状況下にありますが、特に老岐の漁獲量、これについては問題があります。この漁獲について、例えば30キロ以上の漁獲の問題、これについてまだいろいろできる課題があると思う。水産庁ができない、できない、それじゃあ魚家は黙っておけという話じゃないわけです。これについては、市も仲介役として、県内、市のほうにいろいろと打開策を進め、解決策を進めていかなければならないと思います。

それから今、藻場の対策がありました。これはイスズミだけの問題じゃない、気温の問題、海水の温度の問題があります。これは、現在の藻場がここに生息できないなら、高温のインドネシアあたりの海藻をこっちに持ってきて植えつけるというのも一つの課題と思います。そういうことも検討していただきたい。

それから、漁業組合の事業についても、今特に長崎県は漁業県ですから、まだ進んでいるはずですが、えんこ事業なりいろいろな事業がまだ十分に効果が上がっておりません。この対策については、県のほうも漁業県としてのまだ箔、格があるんですから、従来の振興策が今落ち目にあります。県としてもう少し漁業に対する振興策を、これは県単じゃなくていいです。国の対策として、やはり今対策をすべきだというふうに考えております。

今現状、課題の解決に向けて、市長の決断をよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 5番、豊坂議員の質問でございますけれども、今、るる御質問されたように、漁業の関係、本当に水産関係の、国もちろんそうですけど研究者ももろもろやっぱり考えていらっしゃると思います。

壱岐の現状を見ましたときに、先ほど部長が申しあげましたように、漁協の定置網にマグロが入る。そうすると、その管理期間中は揚げたら死にますから、揚げずに逃がさなくちゃいけない。そういった中で、他の魚もいっぱい入っているのに逃がした。何回もあるんだということをお聞きして、大変な損害だなと思っておるところであります。

それからまた、藻場の問題でございますけれども、特に、確かにイスズミだけの問題でございますけれども、イスズミを今どうして捕獲しようかという、研究というか実証をされておるにもかかわらず、こちらには個人の定置網ですけど、イスズミが大量に入る。そうすると、それを揚げても金にならないどころか処分にどうするかということ。ですから、その処分も今焼却処分ができるのか、あるいは島外に持ち出して処理をしてもらうのか。いずれにしても金はかかるわけですけども、やはりせつかくかかったいわゆる害魚といいますか、イスズミについては、ぜひ揚げていただいて、それに対してその経費等々について、やはり市が考えなきゃいかんと思っている次第であります。

いずれにしても、こういった身近な問題について、インドネシアなどからのその藻を持ってくると、じゃあブリがそれを食べるのという問題もございまして、それは抜きにいたしましていろんな問題を解決するために、漁協等と力を合わせて、あるいは県にも力をいただいて、県にも申し上げますけれども国に対してぜひ力を合わせて物申す体制をとっていきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 豊坂議員。

○議員（15番 豊坂 敏文君） 今、市長からの決断を聞きましたが、きょうは声も悪いですからこれぐらいで一般質問を終わります。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、11番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。

大きく2点。

まず1点目、福岡事務所についてお尋ねをいたします。

有人国境離島法による施策や観光振興事業等の取り組みの効果によりまして、交流人口も前年と比べ増加をしており、ますます福岡事務所の存在意義も重要となつてきていると感じております。

今後の交流人口拡大に向け、さらなる強化が必要と考え、その体制について質問をいたします。

1点目、福岡事務所は平成23年4月、壱岐の玄関口であるベイサイドプレイス博多に開設をしました。福岡事務所長として、福岡市内や九州一円、広島、山口、関西など、旅行者への営業に加えまして、福岡市や近郊の県・市での壱岐のPRイベントブースの出店等、さまざまなアプローチから壱岐の情報発信、誘客拡大を行いながら、平日・週末を問わず、壱岐へのお客様の観光案内窓口として、また、出迎え・見送りなど直接お客様に対し対応をしており、大変好評だったと伺っております。

その後、平成29年4月に博多駅前のオフィス街の好位置の4階に移転し、引き続きさまざまな活動を行っておりますが、ベイサイドのときと比べ、移転立地による効果と、来訪者がどのように変わっているのかお尋ねをいたします。

2点目、現福岡事務所の人員は、所長1名、嘱託2名の配置となっております。平日・週末を問わず、営業を初めイベントや物産展の協力支援等、忙しく活動をしているようでございますが、それぞれの事務分掌はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

日々の営業努力に加え、市長のトップセールスもあり、サポートショップも年々増加、そして、壱岐市ふるさと商社と合同の営業も実施をし、以前に増して仕事量は確実にふえているのではと感じております。

これまで所長1名体制のため、各これまでの所長が培った人脈も、所長が変わるたびに引き継ぎはしているものの、次の異動先の仕事も待ち構えているため、時間的余裕がなく、人脈形成も大変苦慮しているのではと危惧をしております。

ちなみに、ほかの自治体の福岡事務所は正職員2名体制で配置をされ、2名一緒の異動はなく、どちらかの1名が異動をし、培った人脈等も引き継ぎはスムーズに行われているようです。特に旅行者、企業、学校への訪問を含めた営業を重視しており、そのため土日の事務所は休みとなっているようです。

昨年、市長は私の一般質問に対しまして、平成30年度については交流人口拡大のためにも、第一のステップとして、その効果を発揮できる組織体制を考慮し、常駐の所長を平成30年4月より配置をされております。

次に、第2のステップとして、本市もほかの自治体と同じように、さらに営業力を強化し、さらなる交流人口拡大に向け、正規職員2名体制にすべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

3点目、現在、長崎県が中心となり、福山雅治さんを起用した青いぜ！長崎ブルーアイランズプロジェクトを展開しております。きのう、福山雅治さんのもっと長崎の島々に、なる！壱岐篇、五島列島編、対馬編のPR動画、ユーチューブの第2弾がアップをされており、大変反響があっているようです。

今後、有人国境離島法の活用やRe島プロジェクト、イベント等、強力にPR、展開するためにも、将来的には長崎県や対馬、五島市と一緒に事務所を開設し、青いぜ！長崎ブルーアイランズプロジェクトの拠点として、離島間の情報、意見交換、あとイベント協力ができると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

4点目、12月7日付の西日本新聞によりますと、このたび3選をされた高島福岡市長の構想の中には、福岡市が博多・天神に次ぐにぎわいの第3の核と位置づけているクルーズ船寄港地日本一の博多港中央埠頭ウォーターフロント地区の再整備事業が計画をされております。

特に博多駅周辺との、この地区をロープウェイなどで結び、周辺には商業施設を備えたクルーズターミナルや、コンサートや大型コンベンション機能を持つ新ホールの建設、解体予定となっております福岡サンパレス跡地に250室以上の高級ホテルを誘致するなど、壱岐市への窓口となるベイサイドに近いことから、本市にとっても大変チャンスであると考えております。

大型クルーズ船などインバウンドを初め、観光客の増加が見込め、先日、防災サミットが開催されましたが、協定地は遠隔地であるため、万が一のときには地理的にも近い災害支援協力など、今後も福岡市とのネットワークを太く長くすることが重要と考えております。

現在、これまでの10年間、壱岐市職員を福岡市に派遣をしておりましたが、現在引き揚げておりません。このようなチャンスを見逃すわけにはいきません。途切れた人事交流を復活する考えがないのかお尋ねをします。

ないとすれば、今後、福岡事務所の人員配置等による機能向上に加え、市長のトップセールスなど、高島市長を初め、福岡市との連携はどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

以上、4点について市長の考えをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 鶴瀬議員から、福岡事務所について4点の質問が上がっておりますので、お答えをいたします。

壱岐市福岡事務所は、福岡都市圏における情報発信の拠点として、平成23年4月にベイサイドプレイス博多に開設して、ことしで8年目を迎えたところでございます。

また、昨年4月には、壱岐市のさらなるPR強化と営業活動推進のため、交通アクセスにもすぐれる博多駅前へ事務所を移転し、現在もさまざまな事業の推進を図っているところでございます。

まず、1点目の移転立地による効果と対象来訪者の違いはどのこととでございます。

ベイサイドで事務所を構えておりましたときには、壱岐から来られた市民の方や、旅行等で壱岐を訪れる方が事務所を訪ねられるケースが特に多く、中でも壱岐の方の訪問が割合として多かった状況であります。

移転後の現在の事務所につきましては、壱岐への旅行に対する窓口相談件数は少なくなっている状況にあります。

しかし、交通アクセスのよさから、メディア系などの業者の方の訪問が以前に比べ増加しており、業者訪問時に得られる情報量や質の高さが増したことは、事務所移転効果の一つと捉えているところでございます。

また、対馬市、五島市の各福岡事務所とは、事務所間の距離が非常に近くなったことから、本市事務所において合同で会議を開催し、いつでも意見交換や打ち合わせができるなど、ベイサイドの事務所と比べ現事務所は4倍弱の広さがあり、非常に有効活用できており、利便性は向上したものと考えております。

2点目の所長及び嘱託職員の事務分掌とのお尋ねでございます。

所長の事務といたしましては、観光客の誘致や物産の販路拡大、販売の促進、その他イベントに関する事業、また、外部との交渉も含め、所長が直接窓口としてとり行い、必要な営業や訪問活動を展開しているところでございます。

嘱託2名につきましては、ラジオ、SNSを活用した情報発信、サポートショップ制度の登録、壱岐人会等各種団体との調整、経理や庶務に関する事務を、正副担当を決め、それら全てを所長が総括する形をとっております。

土日の事務所の開所につきましては、ベイサイドでの案内業務があったことから、事務所移転後もしばらくの間は様子見の面もあり、現在も土日の開所をしているところでございます。しかし、現在の来所者数を見る限りでは、費用対効果も含め、土日の開所につきましては検討の段階にあると考えております。

次に、職員の2名体制についての御提案でございます。

対馬市や五島市の福岡事務所におきましては、職員2名を配置して各事業の推進に当たられていることは承知をしております。ふるさと商社と連携した壱岐産品の販路拡大強化など、以前に比べて業務量がふえていることや、2名体制のメリットなど、御指摘の部分は十分理解できているところでございます。

また、福岡事務所長は、市の出先機関の長として、時には想定外の対外的な対応や重要な判断、決定事項が迫られるなど、外部に対する信頼度もつなげる職責を担う場合もあることは承知しております。

今後は、事務量や事務分掌を改めて見直し、職員2名体制が福岡事務所の機能向上につながるかどうか、行財政改革を実施していく中で2名体制が可能かを含め、早急に研究を図りたいと考えております。

3点目の対馬市、五島市、離島3市で事務所を開設してはとの御提案でございますが、対馬市は平成20年から、五島市は平成26年から開設と、開設時期や目的、今後の事業計画など三市三様でございます。

昨年12月にも同様の質問をいただいており、五島、対馬の福岡事務所にお尋ねをしておりますが、借り受けている各事務所の契約や家賃の件など、それぞれの事情もあるというところがございます。すぐという対応は大変厳しいものがあるのではなかろうかと思っております。

今後、3市で歩調を合わせた形で進めていく機運になれば、合同の事務所開設も現実的なものとなってくるのではなかろうかと考えております。

4点目の市長トップセールスと福岡市の連携についてですが、これまでもRe島プロジェクト等を通じ、福岡市観光ブランド推進課と連携をさせていただいているところです。九州の玄関口である福岡市と連携を強化することにより、より観光客、インバウンド誘客等、効果が上がるものと考えております。

また、御提案の有事に備えた災害支援協定など、必要に応じて、その都度スピード感を持って市長のトップセールスなど実施していきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 福岡事務所のベイサイドから博多駅前に移転した効果としましては、個人客は少なくなったけども、メディア関係、または旅行関係者が多く訪れるようになったことと、五島、そして対馬の事務所も近隣にあるために、その中で意見交換ができていて、情報交換ができていて、要は博多駅前に設置をしてよかったような印象を受けました。

そしてまた、人員の配置につきましては、特に私の指摘するような内容については理解をいただいておりますので、今後、事務所機能向上も図り、早急に研究をしたいということでしたので、費用対効果という部分で、特に営業の場合は、もちろん仕事だけではなくて、そのことによって波及効果、交流人口拡大によって、その効果というのはかなり大きいものがあるかと思えます。

人間一人置くことによって、さらに守備範囲も広くなりまして、先ほど部長が言われたような会議、そして、営業も含め、さまざまな面でいい影響が出てくるんじゃないかならうかと思えます。

多分、来年の春には庁舎内の人事異動もあるようですので、いつまでこの件について研究をするのか、その期日を再度お尋ねします。

また、あわせて、経費の面で、土日の事務所開所についても、ベイサイドと比べて来場者が少ないということで、事務所の休みを含めた中でも検討をしていきたいと言われましたので、ぜひ、その点について、いつまでに検討をするのか。

また、先ほど言いました五島、対馬、壱岐、長崎県との事務所の合同設置については、なかなか、将来的にという意味で、今現在、青いぜ！長崎ブルーアイランズプロジェクトというのをしていますけども、余り周知されていないようにお聞きをします。

例えば、福岡市の広告代理店も含めてお聞きすると、だから、ぜひ対馬、五島、壱岐の福岡事務所を初め、本所のほうから長崎県のケツをたたいて、もっともっとPRしていただいて、離島ブームを起こすぐらいの気概を持って頑張っていたいただきたいと思えますし、また、積極的に情報発信、そして、イベントを実施していただくようお願いをしたいと思います。

また、福岡市との連携については、今後とも太く長く連携をしていきたい、強化していきたいということでしたので、1点、人事交流について復活する気はないのか、改めて市長のほうにお尋ねをいたします。

また、場面場面を捉えて、市長のトップセールスもして、福岡市とのトップセールスも行うということでしたので、今後そういった博多港中央埠頭ウォーターフロントの再開発を前に、市長のお考えもお聞きしたいと思いますので、あわせて2点お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 福岡への人員派遣、職員派遣、それについては今のところ考えておりません。と申しますのも、本田部長が説明をいたしましたように、今、R e 島プロジェクト、一応、R e 島プロジェクトで福岡市と非常に連携プレーを行っておりますし、私も当然、会長として出ておりますし、その場所には県の部長も出てまいります。

したがいまして、係以上の話をしておるところでございまして、しばらくこのR e 島プロジェクトでの福岡市との連携を図っていきたく思っております。

それから、福岡事務所の2人体制、いつまでかということでございますけど、それはここでお話しするようなことではないと思っております。いずれにしましてもそう長くはかかりませんけれども、いつまでにとすることは、ここでは申し上げられないと思っております。

それから、博多港の再開発プロジェクトでございますが、これは以前、西日本新聞に大きく出ました。

私たちは普通、地下鉄を港までという考えを持っておったところでございますけれども、画期的な構想で、博多駅から直線でサンパレスまで、そして、サンパレスを壊して、そこにロープウェイを、例えば3分おきとか、常に回すんだと、地下を通すよりも、今、交通分離帯がございます。アメリカワシントン市か何かおいていると思っておりますけど、あそこをロープウェイの道にすれば、極端に言えば1年間ででき上がると、そういったことまでも書いてございました。

私は、ぜひそれを期待したいと思っておりますし、また、この博多港再開発プロジェクトの中に、国際センターに今、駐車場として貸しております壱岐所有の土地がございます。そこが実は、その構想の中に入っておりませんでした、エリアの中には。それを福岡市に、そのエリアに入れてくれということをお願いしまして、その構想のエリア内に入っているところでございます。

いずれにいたしましても、福岡とのパイプ、これは今から構築をしていきますし、私もトップセールスとして福岡にしょっちゅう足を運びたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 最初言われました人事交流については、今のところRe島プロジェクトをきっかけとして、要は市長同士、そして部長同士、緊密な意見交換会をしているので、しないということ。それで、そのまま引き続きぜひ、市長が言われましたとおり太いパイプをこのまま継続していただくように今後もしていただきたいと思っております。

また、2名体制については、期日を切らないで、早急に、近いうちに判断をしたいということです。ですので、これだけの業務量、仕事量がふえています。そして、1人ではなかなかできない状況にもなってきておりますので、ぜひ、その分については善処していただきたいと思っております。

そうすることによって、さらに営業力も強化をされまして、壱岐市への交流人口拡大につながるものと確信をしておりますので、市長の判断を期待したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、2点目に移りたいと思っております。

機構改革につきまして、福岡市事務所についても機構改革の一つではあると思うんですけども、機構改革と人事案件につきましては、かねがね市長の専権事項であることは重々承知をしております。

合併から15年を経過をしておりますので、ここで再度立ちどまって見直す必要があるのじゃ

なかろうかと思ひまして、機構改革の一部について御提案をさせていただきたいと思ひます。

人口減少、少子高齢化の中、持続可能で健全な行政運営を継続していくためには、行政組織のスリム化や効率化を推進する行政改革が重要であります。一方で、多種多様な市民ニーズへの対応が求められておひまして、時代の変化に柔軟に対応できる市民サービスの低下を招かないための組織体制にすべきと考へておひます。

行政の最大の行政改革は庁舎を一つにすることと私は思ひておひます。しかし、市長は住民投票の結果を尊重されまして、新庁舎は建設をせず、現分庁方式のまま、耐震診断の結果を受けて、現在、耐震長寿命化を実施をしておひます。

それぞれの庁舎に各課が配置をされておひますが、住民にとってわかりづらく、不便であるとの声をよく聞きます。そのような声を受けて、過去これまでも何度となく御提案をさせていただいておひます。分庁方式の推進や時代の変化を受けて再度御提案をさせていただきます。

きのうの一般質問でも子育て支援や療育への人的等、課題解消に向けた取り組みについての質問がありました。現在、郷ノ浦庁舎にある市民福祉課、こども家庭課、保護課と、芦辺庁舎にある健康保健課、教育委員会を一緒に配置をすれば、介護計画などの策定からサービス提供、子育て環境整備までかわりが多く、ゆりかごから墓場まで一貫した市民サービスの提供ができ、仮に問題が発生した場合でもワンストップ窓口的な庁舎になるのではと考へておひます。

また、現在、芦辺庁舎には環境衛生課があるわけですが、下水道等も含めた建設部に移転配置をしてはどうかと考へますが、それについて市長のお考へをお聞かせさせていただきたいと思ひます。

2点目、たび重なる自然災害や漁業環境の悪化、資源管理のため、先ほども質問ありましたが、クロマグロの漁獲制限等の影響に加え、TPPの発動や、約70年ぶりに水産改革法が見直され、漁場を適切かつ有効に利用している場合を除き、地元の漁業者や漁協に漁業権を優先的に割り当てることを廃止することとなっております。基幹産業である第1次産業も大変厳しい状況が続いておひます。

一方では、水産物の輸出については、中国が改革開放政策を始めまして40年、習近平国家主席が今後15年間で中国の物とサービスの輸入額は4,500兆円を超えると表明をしておひ、全国の活鮮魚対中輸出も国内で圧倒的なシェアを長崎県が誇っておひ、追い風となっております。

現在、人事異動についてはおおむね3年をめどに多くの経験をさせ、人材育成としておひますが、国の方針も頻繁に変わり、じっくり腰を据えて産業振興に取り組む専門職を育成することも重要と考へておひます。

例えば、農業や水産業専門職を土木技術者とあわせ今後採用をしてはどうかと考へますが、また、県の産業振興財団等、県との交流人口をあわせてしてはどうかと考へておひますが、市長の考へをお聞かせさせていただきたいと思ひます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の2番目の御質問、機構改革についてお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、議員御指摘のように、郷ノ浦庁舎の市民福祉課、子ども家庭課、福祉事務所、保護課と芦辺庁舎の保険課、健康増進課を一体化すれば、議員おっしゃるように、ゆりかごから墓場までとは大げさだと思いますけれども、市民皆様の利便性は相当高まりますので、大賛成であります。私もずっとそのことを考えております。

しかしながら、私は、それを実現したときの庁舎は、芦辺庁舎ではなく、郷ノ浦庁舎でなければならないと考えています。

それは、新庁舎の建設計画において、庁舎の位置をどうするかを検討した際、人口重心、つまり、現在の壱岐市における人口分布の中心地付近にすべきということで大谷ゲートボール場付近を提案したところでございます。

人口重心、これは柳田小学校付近になるわけですが、市民の多くが集まりやすい場所ということになるわけです。商業施設の進出がそのことを如実に証明をいたしております。

そのようなことから、住民皆様が最も利用される住民福祉、健康担当課を合わせた場所の庁舎は、芦辺庁舎にはならないと思っている次第であります。なぜならば、市民部に関することについて、現郷ノ浦庁舎を利用されている非常に多くの市民の方々が芦辺庁舎まで移動を余儀なくされるからであります。

では、郷ノ浦庁舎にそれらを配置するとどうなるか。市役所の中核である総務課や企画振興部を他の庁舎に移さなければなりません。これが不可能なことは説明には及ばないと思っております。鵜瀬議員の御提案も十分理解いたしますけれども、これらのことを考慮したときに、市民部を芦辺庁舎に配置することは現実的ではないと考えております。

また、環境衛生課を関連ある建設部に移転配置にしてはとの御質問でございますけれども、環境衛生課では一般廃棄物処理対策、公害、地球温暖化対策などの環境分野を主とする事務事業を行っておりますけれども、ごみ処理、火葬場運営、墓地業務や狂犬病予防での犬の登録や野犬対策など、市民生活と密着しておる市民部との関連が高い面もございます。

他方では一般廃棄物処理の中ではし尿処理を行っており、建設部の上下水道課での下水道事業、漁業集落排水事業や合併処理浄化槽推進事業の生活排水対策にし尿が含まれていることから、業務においては共通性を持っております。

こうした多面的なところから、環境衛生課を全て勝本庁舎にとはならないと思っておりますけれども、例えば、一般廃棄物に係る業務のみを建設部に移転配置を行おうとした場合、分掌事務の見直しも必要となります。

それぞれの庁舎における事務室スペースや利便性を考慮した上で、総合的に検討して判断してまいりたいと思っております。

2点目の人事についての御質問でございます。

じっくりと腰を据えて産業振興に取り組む専門職を育成することも重要だと、例えば、農業や水産業技術者を土木技術者とあわせ今後採用してはどうかという御意見、そして、県の産業振興財団や県との人事交流をしてはどうかということでございます。

第1次産業の振興につきましては、農林水産部が中心となりまして、また、観光等企画振興部とも連携を図りながら鋭意取り組んでいるところであります。

議員お話のとおり、国の方針や制度が変わることもありますが、これまで職員が適切かつ柔軟に対応を図ってきたところであります。こうした中で、今後、専門職の育成について、技術者の採用等御提案をいただきました。

市政については多岐にわたる業務内容を各職員が担当しておりますが、第1次産業のみならず、福祉や保健の分野等においても国の制度や施策が大きく変化する中で、その都度、その内容を理解し、適正な対応をとっているところであります。それに特化した専門職の育成ということも一つの手法と考えております。

しかしながら、例えば農業や水産業であってもさまざまな形態があります。例えば農業であれば、米や施設園芸、畜産等多岐にわたり、それぞれ取り組み方が異なります。

また、水産業についても魚種によって取り扱いが異なります。漁業の種類も多岐にわたり、その取り組み方法は違ってまいりますので、農業技術者とか水産技術者とか大きく区切った技術者での対応は難しいことも事実でございます。

こうしたことから、専門職についてはその内容が絞られてくるものと考えておりますし、それぞれの分野においては民間の取り組み、活用によって発展する場合もあります。そうしたノウハウを生かすことが産業の振興には極めて重要なものになると考えているところであります。

やはり、行政と農協・漁協といった専門機関との守備範囲を明確にした上で、関係機関と協働して取り組むことがより重要になると考えております。

農業について申し上げますと、県農業普及センターがその技術面を担当しており、JAにおきまして、各作目ごとに営農指導員、まさに営農のプロが配置されております。その中で本市におきましては、農業部門において、昨年設置されました壱岐市担い手サポートセンターにおいて、県、農協、市が共同で相談窓口を設置するなど、連携を深め対応をいたしております。

また、水産部門におきましては、石田庁舎において県水産課とワンフロア化がなされておりますが、その中に水産普及技術センター職員として3名の技術者が配置をされております。このように、専門技術においては県、農協、漁協と連携し、指導を仰ぎつつ人材育成を行ってまいりた

いと考えております。

また、県との人事交流につきましては、産業振興に限らず、人材育成の部分でも必要であると  
考えております。今後、最小限の職員でSDG sを初め、地域協議会の対応など、新しい取り組  
み等も行ってございまして、人力的には大変厳しい面もございますけれども、今後、状況に応じて  
柔軟に対応をしてみたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 機構改革について、ゆりかごから墓場までの考え方については、  
市長も理解をして賛同をするけども、市民サービスの上からすれば、芦辺ではなく郷ノ浦に置い  
たほうがいいと、現実、その郷ノ浦に置くにしても、新たなスペースも含めたことも再度検討を  
しないとイケないので、現実的ではないということの御答弁だったと思います。

逆に言えば、芦辺庁舎にそれぞれの課を集めたときに、今にある郷ノ浦庁舎の窓口を、通常は  
例えば3人ぐらいの対応を5人体制にするとか、そういうやり方があるかと思うんです。

市長もその内容については理解し賛同をするのであれば、できない理由を考えるんじゃなくて、  
できる理由を考えていくのが私の考え方だといつも言われております。

ただ、現実的にすぐにといいわけにはいかないと思います。今後、この福祉のあり方について  
は十分研究をされて、どのような体制にするかという部分を考えていただきたいと思います。

また、専門職の採用については、要は県、市、そして、JA、JFにそれぞれの専門家がいる  
ので、その専門家の御指導を仰ぎながら、基幹産業である農林水産業の振興発展に今後とも力を  
入れていきたいということでありました。

また、県との人事交流については、人的制約もあるので、最小限の人数で交流をしていきたい  
ということでした。

今までは、確かに市の小さい単位での専門職を設置するのは、今までじゃ考えられなかったよ  
うです。ほとんど技術者は県にいますので、県の、今、市長が言われたようなことで、県と意見  
交換をしながら進めていってはおります。

しかし、これからの時代については、壱岐オリジナルのいろんな取り組みも、SDG sも含め  
た形もあるわけですから、今後、専門職の採用はなかなか難しいかもしれんけども、専門職をあ  
わせて育成することは大切であると思っておりますので、その点について再度お尋ねをいたしま  
す。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 最初の、どうしたらできるか、当然です。私はいつもそう考えておりま  
す。しかし、私が申し上げておるのは、私は、健康保健部門と市民部門を合わせるのがいいと思

っています。しかし、それを利用する市民の方のことを考えると、それは芦辺じゃなくて郷ノ浦ですよと申し上げているんです。

ですから、そのことを、じゃ、郷ノ浦の庁舎にそれを持ってきたときに、どうしたらできるのか、私の頭ではどう考えてもできないんです。そのことを申し上げておきたいと思います。

それから、私は水産のことはわかりませんが、農業のことはかなり私は知っているつもりです。

そういう中で、今言いますように、どんどん新しい作物ができてくる、そして、新しい、今、アスパラというのが本当に壱岐で、このアスパラを本当に産地となりました。これまでに相当の年月がかかっております。そういった中で、では、アスパラにもっと技術者をふやして充てるのか、いやいや、メロン、イチゴもあるぞ、牛もあるぞ、そういった議論が出てまいります。

そういった中で、先ほどから言いますように、農業の技術者、そういう人はいないんです。そのターゲットに対する技術者、それが今から求められていくわけでございまして、私は、それは行政の守備範囲ではないと思っておるわけです。

やはり、JAとかJFとか、それから、県とか、そういった、水産試験場とか、そういったこととお願いをする。そして、そういったことのサポートを市としてやっていく、そういう守備範囲を私は明確にすべきだと、そういう気持ちでおります。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の件なんですけども、郷ノ浦に持ってこいとかじゃなくて、そのほうが物理的に、総合的に判断して市長は厳しいと言われておりますので、それであれば、逆にそういった課の意見交換会、情報交換会を頻繁にぜひしていただきたいと、そうすることが課が移動をせずに、例えばかぎられた人的配置がありますので、これは福祉だよ、これは健康増進課だよとか、そういう線引きをせずに、ぜひ横のつながりを持って解決をしていただくように、横の連携をさらに強化していただくことを強くお願いをしておきます。

そして、専門職につきましては、技術者を置けと言っているんじゃないかと、基本的に人材育成を目的として、おおむね3年をめどに人事異動をされておりますので、その中にはそういう農業とか水産を専門にするような人事異動もあってもいいんじゃないかという考え方にのっとり、市長が言われます民間の後押しをするというのは、それは当然でございますし、技術者である県の関係者と意見交換をしながら進めていくのは当然であります。

長引くこの不況を打開するためには、少しでもそういった横のつながりを連携を持ってしていくことが大事じゃなかろうかと、ただ、その意識を持つためには多少なりとも専門職に充てるような人事育成も必要じゃなかろうかということを御理解いただきたいと思います。その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今の専門職については、そういうことで理解をいたします。また、芦辺庁舎の保健部と、そして市民部については、最低一月に一遍、多いときは1週間に一遍ぐらいそれぞれ会議を持っておるようでございます。頻繁に今連携をしております。どうぞその辺も理解いただきたいと思いますと思っております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） いろんな面で総合的に市長が判断をされるでしょうから、ぜひ、市民サービスの低下がないような形で今後、意見交換も含めて人員配置をしていただきたいと思います。

今回、自治基本条例の中にもありますとおり、組織及び人事政策につきましては、市長等は社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については組織横断的な柔軟な対応を図らなければならない。また、市長等は職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう効果的かつ計画的な職員の採用、人材育成、適切な職員の配置等、適正な人事政策を運用するものとなっております。

さらには、市長等は人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮するものと、今回、自治基本条例で提案をされております。

ぜひ、この条例に沿った内容でされるとは思いますが、さらに強化をしていただくようお願いをしておきます。

今回については、福岡事務所についても、機構改革についても、市長の専権事項であります、特に福岡事務所については、これからの交流人口拡大についてはキーポイントとなる事務所と思っております。

先ほど来より地域おこし協力隊が出ておりましたけども、今回、福岡市の民間企業で営業をされておりました方が観光連盟に配置をされておまして、主な業務として、滞在型商品や旅行商品の企画販売、情報発信、営業活動などを行われておるようでございますので、さらにそういった方々との協力を持って、来る来年、ぜひ市長がいい判断をしていただいて、福岡事務所の営業力強化に向けた体制がとれることを御期待を申し上げます。

これからの時代は大変先行きがわからないような時代に入っていきます。ぜひ、行政、そして議会、そして、市民の皆さんがタッグを組んで、ぜひ、これからもオール壱岐で強く進めていくことを期待を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思っております、最後に市長のお気持ちをぜひお聞きして終わりたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 大変期待をされておると思っておりますし、御意見を参考にさせていただ

だきます。ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ぜひ、我々初め、市民の皆さんの期待に応えられるよう市長の御活躍を御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議はあす12月12日水曜日、午前10時から開きます。

なお、あしたも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後1時46分散会

---

---

平成30年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

---

議事日程 (第 5 号)

平成30年12月12日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 2 番 山内 豊 議員  
6 番 土谷 勇二 議員  
13 番 市山 繁 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 5 号に同じ)

---

出席議員 (14名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君  |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君  |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鶴瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 16番 小金丸益明君 |

---

欠席議員 (2名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 8 番 呼子 好君 | 15番 豊坂 敏文君 |
|-----------|------------|

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

- |       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 事務局長  | 米村 和久君 | 事務局次長 | 村田 靖君 |
| 事務局係長 | 折田 浩章君 |       |       |

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	白川 博一君	教育長	……………	久保田良和君
総務部長	……………	久間 博喜君	企画振興部長	……………	本田 政明君
市民部長	……………	原田憲一郎君	保健環境部長	……………	高下 正和君
建設部長	……………	永田秀次郎君	農林水産部長	……………	井戸川由明君
教育次長	……………	堀江 敬治君	消防本部消防長	……………	下條 優治君
総務課長	……………	中上 良二君	財政課長	……………	松尾 勝則君
会計管理者	……………	平田恵利子君			

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

豊坂議員、呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、2番、山内豊議員の登壇をお願いします。

〔山内 豊議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 山内 豊君） おはようございます。2番、山内豊が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2点、細かくは質問の通告書に従って述べさせていただきます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目です。壱岐市観光大使——ハッピーさんのことですが——による縄文祭についての御質問でございます。

定例会9月会議では、私は観光大使について質問をさせていただきました。その中で、10月13日から14日にかけて行われたハッピーさんの特大イベント縄文祭についても少しだけ触れさせてもらいましたが、内容や方法、その他、答弁ですね、本当にこれではいけないなという考えのもと、今回は縄文祭に特化して質問をさせていただきます。

このイベントが行われて、壱岐市の観光大使という項目がやっと市民の方に知らされてきまし

た。その背景はともかく、知らされたことに私は、ある意味よかったのではないかと考えております。しかし、問題は、縄文祭に関する情報の薄さにあったと思います。

壱岐市は、今回のイベントが有料であるということから、後援にとどめました。何が起きているのか何も知らない市民の方々は、一体誰がこんなことをしているのか、困惑し切っていました。筒城浜ジョギングコースの中に設置中であったステージを私も視察に行きました。駐車場には入れませんでした。ふれあいの体育館のほうから歩いていく途中で地元の夫婦の方にお会いしました。その中でお話をお伺いしましたら、一体何ができていんだと、全く御存じありませんでした。私もそのときに知り得る範囲内で、こういうのがあっていきますという情報をお話ししました。すると、男性の方は、それならば、市もしっかり宣伝しないとだめだ、お客さんも来てくれるのに、何をしようかな、市長は、この方は市長の支援者の方であったとお見受けしました。

私は本当にこの数分間の会話の中で、今回、縄文祭について質問しますが、情報の薄さ、おろし不足というのが明らかになったと思います。そして、9月会議の市長の答弁に、こういうイベント、PRすると大変なことになるのではないかと。今回は、主催者のPRにとどめようかなと内部で協議したとあります。やはりこれでは情報公開の薄さを指摘されてもしょうがないことではないかと考えております。最低でも、行政は周囲が混乱しないようにするため、ましてや公平・公正・公開を表にうたっているのであれば、私は行政の情報発信は、いかなる場合でも必要であると思います。

このことを受けてのネットの反応もさまざまですが、よく目立つ書き込みが、縄文祭に関しては批判的な書き込みが多かったように思われます。初日に同僚議員からも質問があったと思いますが、詳しくは今回の質問で答えていただけるものと確信をしております。何とぞ詳しい御答弁をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問を9項目上げておりますので、質問させていただきます。

1、観光大使のハッピーさんとは、どういうお方ですか。なりわい、肩書など具体的にお願いいたします。

2、縄文祭での経済効果はどのくらいあったのでしょうか。

3、そもそも、国定公園——自然公園ですが——の収益事業は行ってよいのでしょうか。

4、ハッピーホールディングスというのは、ハッピーさんの所属する会社のことですが、から壱岐市へ正式な情報が回ってきたのはいつのことでしょうか。

5、PRしないと決め込んだ壱岐市としては、相手側に、今回のイベントに関してどこまでの周知をお願いされましたか。

6、我々議員にも招待はありましたが、市長にも御案内はありましたか。あったとするならば、それはいつのことですか。お答えください。

7、イベント民泊の募集があり、そして中止。その経緯をお願いいたします。市内宿泊施設を確認してのことでしたか。

8番目、市長が任命した大使が行った今回の特大イベントを、総括的にどのように感じてられますか。

9番目、同僚議員の質問にもございましたが、観光大使設置要綱の見直しは検討されておりますでしょうか。御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山内豊議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。  
〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 山内議員の老岐市観光大使における縄文祭について、9項目の御質問が上がっておりますので、順次お答えをいたします。

まず、1点目のハッピーさんの生業、肩書等についてでございます。本名、前田沙智さん、東京在住でございます。株式会社ハッピーホールディングスで取締役をされており、物品販売業、イベントの企画・運営等をされております。昨年の12月、郷ノ浦町片原触にゲストハウス「t s u k i n o u t s u w a（月の器）」をオープンされております。アメーバブログの公式ブロガーであり、フォロワー数約7万5,000人のブロガーでいらっしゃいます。

2点目の縄文祭での経済効果はどのくらいであったかということでございます。今回のイベントにつきましては、縄文祭実行委員会からの報告によりますと、チケット販売数量1,762枚となっており、有料区域外で観覧された方や関係者等も含めると、2,000人程度の方が来島されております。船会社、バス・タクシー会社、宿泊施設、お土産店、食事どころ等に経済効果が出ております。

宿泊に関しては、イベント関係者、ステージの設置業者等約100名の方々が1週間程度、また、イベントに参加した来島者の一部が宿泊施設を利用されております。イベント会場では多くの飲食の出店があり、かなりの売り上げがあったと聞き及んでおります。

また、イベント会場へは、船の時間帯ごとに送迎バスが用意されており、バスだけでも延べ70台が稼働したと伺っております。

お土産店や温泉経由でのコースも設けられ、今回のイベント開催により、島内の各所に相当の経済効果があったと思われまます。

効果額につきましては、2,000人規模のイベントでありますので、1人2万円の場合、4,000万円、もし1人3万円の場合は6,000万円の経済効果があったものと推測されます。

3点目の国定公園で収益事業を行ってよいかとのことでございますが、事業決定を受ければ、収益事業を行うことは可能です。例といたしまして、市内では海の家、マリンスポーツ事業等が当たります。

本イベントの開催に当たり、メインステージが置かれた場所は県有地であり、使用については、長崎県から縄文祭実行委員会に対し承認をされているところでございます。

4点目のハッピーホールディングスから壱岐市へ正式な情報が回ってきた時期についてでございます。5月30日に関係者が集められ、壱岐島縄文祭キックオフミーティングの会議が開催されました。その際、イベントを計画しているということをお聞きしたところでございます。

当初は、9月1日土曜日に予定されておりましたが、諸事情により延期されております。8月10日、市役所に来庁され、10月13日土曜日にイベントを開催されるということをお聞きしたところでございます。その後、8月21日に関係者の方にお知らせになっております。

5点目のPRをしないことについて、ハッピーホールディングス側にどこまで周知したのかということでございますが、市では、広報紙や公共放送でのイベント告知はしないということ、後援名義等使用承認書を渡す際に、縄文祭実行委員会に説明してそれを理解してもらっております。

また、市からの告知はしないので、イベントに関する周知は、縄文祭実行委員会で全て行うようお願いをしております。特に周辺住民には、イベント開催について徹底して説明し、理解を得るようにお願いをしたところでございます。

6点目の市長への案内はあったのか。それはいつなのかについてでございます。縄文祭が開催される2日前に正式な案内状が参りました。当日の10月13日は既に出張の予定が入っており、そちらに出向いたところでございます。

7点目のイベント民泊の募集、中止の経緯、また、市内宿泊施設を確認したかとのことでございます。当初、約3,000人の方が島外からイベントに参加されるという話で、壱岐島内の宿泊施設の収容可能人員は約2,600人なので、ほかの観光客が宿泊されることを考慮し、約1,000人という要望書が届いたところでございます。

そこで、宿泊施設の不足を解消するため、イベント民泊開催を検討するようにしました。イベント民泊をするに当たって、壱岐市観光連盟協力のもと、主要な宿泊施設の空き状況を確認しました。その結果、縄文祭実行委員会が押さえている部屋も含めて、イベント当日はほとんど空きがないことの確認がとれました。

そこで、イベント民泊を実施する方向で市として意思決定をしたところでございます。その後、壱岐保健所、壱岐消防署、壱岐警察署、壱岐振興局等、関係部署と情報共有しながら、イベント民泊開催の準備を進めてまいりましたが、イベント民泊募集期間が終わった後に、縄文祭実行委員会より、参加者のほとんどが、筒城浜での寝袋を使用しての野宿を希望している旨の話を受け、イベント民泊開催の条件を満たさなくなるため、急遽、イベント民泊の中止をせざるを得なくなりました。

8点目の観光大使が行った今回のイベントを、総括的にどのように感じているかとのことです。今回のイベントである縄文祭に関しては賛否両論あり、イベントで来島された方から、今度、プライベートでも壱岐に必ず行きます。観光して回り、食べ物も楽しみたいといった電話もいただいております。壱岐の魅力に気づいてもらえるいい機会だと思っております、これは、壱岐市の交流人口に大きく寄与しているものと考えられ、今後の経済効果につながるのではと感じております。

一方で、さまざまな批判的な意見もいただいております。今回のような大型イベントを行う際には、やはり地元住民の理解は必要であろうとも考えております。縄文祭実行委員会側でも、地元への説明は実施されたと伺っておりますが、イベントに至るまでの準備期間が短く、広く周知されなかったことがさまざまな憶測を呼び、不安視する声に変わったのではないかと感じております。

今回のイベントを通じて寄せられた皆様の意見を次に生かして、壱岐市の活性化につなげていきたいと考えております。

最後の9点目の観光大使設置要綱の見直し検討についてでございますが、先日の植村議員の御質問にお答えしたとおりであり、任期、解任条項を含め、今年度中に見直すこととしております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 御答弁いただきました。情報の薄さということを私は指摘させていただきますが、実は、同じような案件がことしの5月ですかね、5月9日から24日の無人航空機の実証実験でも行われたと思いますが、あのとき、私は情報が薄い薄いと言われながらも、しっかり地元の公民館を回られたというふうに向っております。やはり何ができているのかなど、本当に不安に思う地元の住民の方というのは、おろしてくれたほうが早いんですよ、情報というのは。私はこの無人航空機の件、これは市長にも個人的にお話もしましたけども、大変成果の高い事業だと思っております。こういうことを言うと、たたかれるとは思いますが、私はそれだけこのガーディアンのことに関しては、それぞれ思いを持って、壱岐市のためになるんだという思いを持って、また、NBCでも放送されましたが、子供たちがネイティブな英語に接して、将来の一つの選択肢として新しい道が開けたと。私はこれは評価します。高く評価します。しかしながら、さっき部長の答弁にもありましたが、今回のイベント、情報の薄さというのは、明らかに露呈をしていると思います。

私が一番懸念するのは、いろいろ報道では、芝が焦げた、公園がおかしくなったぞ、いろいろ耳にします。中でも、ハッピーさんとは本当はどういう人なのということをよく聞きますし、これをオフィシャルでやられている行政は、一体何を考えているんだと。

というのは、ハッピーさん、アメーバブログのオフィシャルブロガーと言われておりましたが、

スピリチュアルブロガーという名前もちらほらというか、主に出てきます。スピリチュアルブロガーというのは、霊的とか宗教的とかそういう意味合いもございまして、やはり本人さんも突然何かがおりにきたというふうなブログを書いております。

私は、経済効果のお話ししましたけども、これだけ多くのお客さんが壱岐に見えられた。後に交流人口の拡大にもなるとおっしゃられたんですが、今回、12月会議の市長の行政報告の中には、一言すら触れられていません。壱岐市観光大使でありながらも、なぜ行政報告に一言も触れられなかったのか。再質問ですが、市長にお答えいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山内議員の御質問でございますが、9月会議で壱岐市としてはPRしないというようなことを申し上げました。それは先ほど申されましたけれども、有料だということでございます。今後、この有料で行う、しかも後援をする、そういったときの市の対応ということについて協議をして、そういう場合はこうするんだというはっきりした指針を持たなければいけないと思っております。今のところ、その指針が内部でないということが、一つ、今回の私のはっきりした態度しなかったという大きな原因でございまして、その点は反省をしておるところであります。ところで、その有料であるということで積極的にPRしなかったということが、まず第一。そのことも含めて、やはり行政報告に上げるというところまで至らなかったということをお理解いただきたいと思っております。

ただ、地元の方々にちゃんとお知らせしてくれということは、十分申しておりました。そういった中で実行委員会としても、公民館長さん方に御説明をいたしております。そこで、実はこのイベントがありましてから2週間後ぐらいに、筒城地区の公民館長さん全てと地区協議会の会長さんと、私のところにお見えになりました。それは別な用事でお見えになったんです。そこで私は、今回は非常に地元には大変な思いをおかけしましたと、いかがでしたでしょうかということをお聞きして、素直に言ってくださいと申し上げました。そこで出てまいりました。私は厳しい意見が出るのじゃないかと思っておったんですけれども、実はちゃんとした説明もなかったんじゃないですかと申し上げましたところ、それについては公民館長を集めて説明があったと。そしてパンフレットもいただいたと。しかし、公民館長さんも同じような意見で、この有料なものを公民館長が各戸に回す。これについては非常に抵抗があったと。ですから、ある公民館では会議があったんでしょうけれども、そのとき、そういうことがあります。パンフをここに置いてありますから、要る人はとってくださいと。そのくらいの周知しかなかったということもございました。そして、意見としては、やはり花火の音が大きくて牛が驚いたと。でも花火はきれいかったよというようなことでもございました。そういった中で、公民館長さん方については厳しい意見はいただかなかったということをお聞きして、筒城地区の公民館長さん方には厳しい意見はお受けしなかったと理解をいた

しております。十分な答えになっていないかもしれませんが、そういう気持ちでおります。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） その公民館長さんの方、すごく懸命な方だと思います。やっぱりちゃんとした判断をされたのかと思いますが、いい方向ばかりとるのではなくて、やっぱりいろんな意見があります、今回、実際ですね。本当にさっき言いました、イベント民泊においてでも、やはり観光大使なんですよ、ハッピーさんは。市長が任命されているんです。やはりお互いの信頼関係、ハッピーホールディングスじゃなくてハッピーさん、前田沙智さんと市長は観光大使を任命されているわけですから、そこは個人の信頼関係が生まれてくると思います。

私、なぜイベント民泊を突然出したかなと思ったんですね。お宿さんにいろいろお聞きしました。今回の件に関して、どうでしたかと。一気に満席になったよと。けど、キャンセルばかり出たよと。これじゃあ、壱岐のためにはなっていないと。おいしいものを提供しようとするお宿さんの気持ちと、勝手にキャンセルをされるお客さん。今回、縄文祭に関してのお客さんでしたが、それはやっぱりイベント民泊をするべきではないなと思いますし、やはり観光連盟としっかり議論をした上で、ここに泊まってくださいねとかという方向性もあったのではないかと思います。やっぱり経済効果云々かんぬん言いますが、1人2万円で4,000万円、3万円で6,000万円、多分それ以上だと思うんですけど、今回の件に関しては。やはり寝袋じゃなかったら、もっと経済効果生まれたはずだと。それをなぜ観光大使ハッピーさんに、壱岐で泊まってくださいよと、なぜ言えなかったのかなというのが、すごい不思議ではないです。その辺御回答いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。どちらでも結構です。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 宿泊の件につきましては、当初は宿のほうに泊まるということでイベント民泊の申し出がありました。その後、先ほど申しましたように、寝袋を使用して、それが入場料に含まれているということで、参加者の方がそちらのほうに回った状況で、イベント民泊も中止せざるを得なかった状況でございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 提言してもよかったんじゃないでしょうか。先ほど壱岐島内2,600人ぐらいが収容できると言われていましたが、これは相部屋に押し込んでの計算だと思います。大体シングルユースで考えると、お一人様利用ということですけど、約1,000人弱ぐらいじゃないかと私は思うんですけど、一応これ調べたんですけど。その程度の規模でも、私は今回の縄文祭、よかったんじゃないかと思います。観光大使さんがするビッグイベントだから、行政はもちろんうれしいはずなんです、経済効果もあるうれしいはずなんです、やはり観光大使とうたっている以上は、壱岐市、行政のほうにも、市長のほうにも、それなりの責任はある

と思います。普通のアーティストがやられるのであれば、ずっと前から壱岐公演とかっていうふうにされていますけども、今回は情報が突然変わったり、収容人数も変わったり、突然イベント民泊を打ち出したりとかっていうふうに二転三転していますもんね。やっぱりそれはよくないことだと、はっきりいって思います。

いろいろ私、今回のことに関して、いい方向に考えようかなとも思ったんですが、やはりガーディアンのおときは、基地を組むのは島内業者にお任せしますよと。やはりそういうところでも効果は生まれる。そういうところまで至らなかったのは、やはりすりかえられた感じがするんですね。ハッピーさんが観光大使なのに、ハッピーホールディングスさんが全てをやっているという。有料ということはわかります。有料だからタッチできないという気持ちも幾ばかりわかります。しかし、やはり観光大使としては私は壱岐市はやるべきだったと思いますし、こういう方が観光大使なのであれば、逆にこちらから結構な、今回芝生の件もありますけども、いろんな口論の問題とかでやっぱ住民の方は苦慮しています。何だこりゃと。やっぱそういう見えないところの責任もあるのではないかと思いますし、私ははっきり申し上げまして、ハッピーさん、前田沙智さんという観光大使の方は、壱岐市にとってはふさわしくないと思っております。

それも踏まえた上で、観光大使設置要綱の見直しの件ですが、初日の日、任期を設けるとか解任要項をつくるかということもございました。今、10名と1団体の方が大使としておられますが、1つ申し上げます。ちんねんさんは今回、ダブル任命式をされましたが、大切にしていただきたいと思います。しっかり、このハッピーさんという方が、私は今回、ここまでされるとは思っていませんでした、実際。しかし、ふたをあけてみると、やはりいろんなところに混乱を招いたと思いますし、私ははっきり申し上げましてふさわしくないと思っております。その辺の考えも踏まえて、市長、これから設置要綱の見直し、これは市長のトップダウンでも僕はいいと思います。解任要項を設けていつまでにつくられるのか、市長の口からよろしく願いたいします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど部長も申しましたけども、今回のイベントを総括いたしまして次に生かしたいと思っておる次第であります。今、観光大使のそのもののふさわしいか、ふさわしくないか。確かに、私も前田沙智さんという人を十分な調査といいますか、そういったことに怠っておったことも事実であります。

ただ、3月、壱岐は古事記というのに5番目に生まれた島だということで載っておりますし、そのことについて非常にPRしていただいた。「天の河伝説」、3月にもミュージカルをしていただいた。そして今回もまた古事記の伝説を大事にして壱岐をPRしていただいている。そういった面を大変そっちにばかり注視をしたということも一つございます。

観光大使の任期、それから解任条項等々含めまして、先ほど部長も申し上げましたけれども、

年度内に、この観光大使の任命について、要綱を見直すようにいたします。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） どうぞよろしく願いいたします。それから、あと、二転三転情報が変わってきたという点でちょっと戻りますが、質問をさせていただきます。

今回、筒城浜ふれあい広場でのステージではございましたが、チラシが飛び込んできたときに花火という項目が上がってきておりました。花火、あそこで花火をするんだらうな。当然、海のほうでやるんだらうなと思っておりましたら、どうも違ったようでございます。私も別件で行けなかったんですけども。花火をあの辺でするということは、すみません、消防長にお伺いしたいんですけども、安全面とかいうことに関して、事前にそういう説明があられたんでしょうかね、消防署のほうには。

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

○消防長（下條 優治君） 煙火、花火を打ち上げるということで事前に相談にお見えになりました。そのときに、こちらからも火災予防についての指導もしておりますし、花火を上げる場合に周囲の方への説明をするように指導はしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。もう一点だけすみません。防火防災の専門家から見て、あそこで花火を行うということは、どういうふうに思われましたかね。すみません、結構、消防団の方にお伺いしたりとか、万事に備えているんなところに配置をするとか、水利の確保するとかというのは大前提だと思うんですけども、それはもう打ち上げてしまったものはしょうがないんですけども、安全性の面で、あそこで花火を上げて火災に至らないかというふうに考えたことはございませんでしたか。

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

○消防長（下條 優治君） これ予防課のほうを担当しておりますけども、話がありまして、十分に火災予防には注意するようにと指導しておりますし、議員おっしゃるように、陸地ということで火災の検討もあろうかと思っておりますけども、十分に距離等も考慮して、警備員等も配置するようには指導はしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。ありがとうございます。消防署はそれなりの対応されたということで理解しました。突然回ってくる情報に即座に対応するというのは、やっぱり難しいと思います。今回の縄文祭の件に関しても、5月30日、9月1日等々で、やっぱり前も

って企画性はあったんだろうなと思いますが、中身に関しては、結構、空白の状態だったと。やはりさっきも申しましたけども、ハッピーホールディングスさんにお任せしているのであれば、もっともっと早く情報を回していただきたいということも大事ですし、突然我々の目に飛び込んできた花火とか、壱岐の方は無料ですよ、シャトルバス用意しますよとかというのは、事前におわかっておれば、もうちょっと理解もできた島民の方もいらっしゃるんじゃないかと思います。やっぱり全ては情報の薄さにあったと思いますし、やはり観光大使として任命しているのであれば、それなりのけじめはつけていただきたいと、私は行政には強くそこだけをお願いをしたいと思います。

6番目の質問で、議員に招待もありましたけども、市長のほうはいかがでしたかということで、出張があったから行けなかった。しかも、10月11日ですかね、2日前といたら10月11日に突然案内が来た。本当にちょっと言葉悪いですけど、ばかにされているような気すら覚えます。やはり任命された市長のところに表敬訪問とかなかったんですかね。そういうこともあって、事前に、やります、よろしくお願ひしますとかというのも筋じゃないかと思いますが、その中で市長の挨拶の後に我々議員の中にもコメントをいただきますというふうに書いていたけども、そういうことすらわかっていられない相手側の会社というのは、私は許しがたいなと思います。御懸命な設置要綱の見直しも含めて、判断をどうかよろしくお願ひいたします。

最後に、私たち行政と議会というのは両輪でやっていかなければいけません。もちろん批判もやります。しかしながら、動かしていかなければいけないので、私は今回の質問で、これに関しては一切を口を閉じます。そのかわり行政に関しては情報の公開という部分に関しては、しっかりとこれからも監視を続けていきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移ります。山林火災について質問させていただきます。ちょっと時間がありませんので早口で申し上げます。

最近、ほぼ年内ですけども、市内で野焼きをされているのをよく見かけます。大規模な海外では山火事もあっておりますが、本市では消防署と消防団の連携によってそこまでは至っておりませんが、消防団においては、人口減少による団員の減少など、中長期的にその懸念がないとは言いきれません。発生しては出動しなくてはならないという考えと、仕事のある方はどうするかという葛藤があらわれてきます。

野焼きをされる方は、あらかじめ消防署に連絡をしていただくようお願いをしてあるということは伺ったことがあります。それがどの程度浸透しているものなのか。消防団は生業の傍ら活動をしております。昼間はなかなか出動できずに、申しわけなさを抱えている団員も少なくはありません。これから年末年始を迎えるに当たり、火災予防を市民の皆さんに徹底していただくためにも、含めて質問させていただきます。

1 点目です。火災現場——これ山林ですが——に出動する消防団員の数は、平均で結構です。

(2) 発生から鎮火までの平均出動時間は。

(3) 野焼きの事前連絡があった場所でも、通報があれば出動をされますか。

(4) 事前連絡を受けてからの消防署の対応はどのようにされておりますか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 2番、山内議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の火災現場、山林に出動する消防団員の数ということですが、過去3年間の平均で約35人です。

次に、2点目の発生から鎮火までの平均出動時間ということですが、これも過去3年間で平均約17分となっております。

次に、3点目の野焼きの事前連絡があった場所でも、通報があれば出動されますかとの御質問ですが、火災通報があれば火災出動いたします。ただ、煙が出ています、においがしますなど、火災通報以外については、届け出者に連絡を取り確認を行っておりますが、連絡がとれない場合は、調査出動いたします。

次に、4点目の事前連絡を受けてからの消防署の対応はどのようにされておりますかとの御質問ですが、議員御質問の事前連絡というのは、竜崎市火災予防条例第45条に、「火災と紛らわしい煙又は火煙を発生おそれのある行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない」となっております。通称火煙上昇届と言っております。

平成28年が855件、平成29年が967件、本年が11月末現在で785件の届け出がっております。

届け出があった場合、実施日時、場所、焼却内容、届け出者の氏名、連絡先の電話番号をお聞きしております。また、注意事項として、必ず消火の準備をすること、火が消えるまでその場を離れないこと、周囲の安全を確認すること、一度に何カ所も火をつけないこと、日没以降は焼却しないこと、以上のことなどを指導しております。また、気象条件によっては、焼却日を変更していただくように指導することもあります。届け出があった焼却行為については、ほとんど火災が発生しておりません。

今後も市民皆様には、火の取り扱いには十分注意をお願いいたします。

以上です。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（２番 山内 豊君） わかりました。先輩団員の方からよく聞きます。山林は昼間が多いと、夜は建物が多い。これは感覚なんでしょうけど、一概には言えないと思いますが。やっぱり昼間は消防団員の方は仕事をされています。やはりなかなか私もそうですが、火事の現場に行くということをためらうときもありますし、その辺も考慮していただきたいと思っております。団員の出動範囲も、山林とか建物に関しては結構見直しがされて、今スムーズに行けるようにと、あと余り混雑しないような緩和策がとられていると思えますし、それでも３年平均で３５人の団員の方はしっかりやられておられるということです。

今回、私ちょっと申し上げたいというのが、発生から鎮火までの平均時間が１７分ということですね。これはその場所にいる時間帯が１７分なのかなとは思いますが、違うんですか、ですね。やはり団員の方は仕事をやっているところから行ったり、自宅から行ったりとかされますし、それに要する時間とそれに対する出動手当というの也被含まれると思えます。いろいろお金のこと、消防団のことも言われたりしますが、今回、しっかりやられて、野焼きをします、野外焼却をしますという情報を市民の方は相当数知っておられるみたいで、本当ありがたいと思っております。やっぱりまずもって火災を予防しないために、しっかりされていない方もおられるとは思いますが。その中でやっぱり近くに空き家等あったら、それが延焼して大惨事になる可能性もありますし、団員の減少もあります。そしていろいろなしがらみも葛藤もありながら、消防団の方というのは出動されていますので、条例も含めた上でのそういう野焼きに対する制度化というのも、今回必要じゃないかと思っております、ちょっと御提言を申し上げます。消防団長も新しくかわりましたし、いろんな議論を重ねて、また意見交換をしながら、現状と理想のギャップを少しでも埋めれるようにこれからやっていきたいと思っております。

そして、他の自治体では、結構、野焼き禁止とかいうふうに法律で定められていますよね。これは多分、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律か何かなんだろうけど、そこまではされる必要はないかとは思いますが、やはりしっかり届け出る。ちゃんとそこにはずっと見届ける。消防署の方は、そこには巡回はされないんですかね。届け出があったところに巡回はされないんでしょうか。１つ。

○議長（小金丸益明君） 下條消防長。

○消防長（下條 優治君） 山内議員の御質問にお答えいたします。

消防としましては、通常の状態では焼却の許認可というのはありません。消防としては、あくまでも焼却をする場合は、安全な場所で安全に焼却をしてくださいということになります。届け出があった場所に事前に調査に行くということはしておりません。あくまでも安全な場所で焼却をしてくださいということです。

それで、あと一つ、市民の方が誤解してあるのが、結局、消防に届け出をしたことによって、

焼却そのものを許可されたと思われている方がおられると思いますが、これはあくまでも火災と間違わないようにしてくださいという届け出で、その届け出をしてもらうことによって、火災予防のための注意喚起、先ほども申し上げましたけども、そういうことでほとんど火災は届け出があった場合は、発生していないということでもあります。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） よくわかりました。これからも火を取り扱う時期が今からやってきます。まずは火災を発生させないこと、そして起こる可能性があるなら、しっかりと消防署のほうに届け出をするということを徹底していただくということですよ。わかりました。

今回、2点質問させていただきました。前段、後段、やっぱり任命ということもあります。そして、新しい消防団長も任命をされました。この任命をされるという責任の重さを重々承知された上で、これからの壱岐市行政、2019年新しい年号も変わります。邁進してやっていただるように心からお願いを申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔山内 豊議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山内豊議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 土谷 勇二君） おはようございます。

それでは、あと2名となっております。私も通告に従いまして、6番、土谷が大きく2点、一般質問をさせていただきます。

一つ目といたしまして、郷ノ浦港の整備についてでございます。

①として、郷ノ浦港の浮き桟橋の設置についてお尋ねいたします。

平成28年の6月に一度、一般質問をさせていただきました。そのときは「港湾が狭く、浮き桟橋の設置はできない。無理である」との回答だったと記憶しております。

前回は申しましたが、郷ノ浦港は、干満の差で昇降口が1階と2階と変わります。郷ノ浦発のジェットfoilは、時間的にも利用しやすく、福岡への通院も多く乗られます。壱岐で2階から乗り、福岡で1階でおり、逆に1階から乗り、おりるときに2階からおりる、そういうことが多く、健常者の私たちはいいのですが、障がい者の方、老人の方、妊婦の方など、2階から1階へおりるのはとても大変であります。

また、担架の方や患者さんや、車椅子の方など、あの階段を九州郵船の方や消防署の人に手伝っていただいて斜めになったところを運んでいただいております。運ぶ人も、急で狭い階段を上ったり下ったりして大変です。また、運ばれる人も不安になってあると思います。雨風の強い日は特に普通の人でも大変です。また、観光客の方、里帰りで来られる方も重い荷物やキャリーバッグを持ち、あの狭い階段を上りおりするのを見ると、どうにかすべきだと思っているのは私だけではないと思います。

前回の質問より、何回か振興局に行きました。一般質問をことしの6月会議でしようと思い振興局へ行きましたところ、振興局の担当者の方より前向きに検討してあるとお聞きし、もう少し待ってから一般質問をしようと思い、今回の12月会議になりました。

先月、11月7日に山本県議に声をかけていただき、障がい者の方、老人会、観光連盟、郷ノ浦漁協の代表の方と消防署、市の水産課、議員3名、九州郵船の支店長で要望書を、振興局長を初め、建設課長、担当の方に話を聞いてもらい意見交換を行い、振興局より前向きな回答をいただいております。

また、11月の26日には、老人会、身体障害者福祉協会、観光連盟が要望を市長にされたとお聞きしております。市長も、早期に実現できるよう努力したいと答えられたとお聞きしております。

国境離島新法の新設により、島民は運賃も安くなりました。また、座席指定を取り入れていただき、利用客もふえております。安全・安心のために、振興局も浮き桟橋をやっていただけるような考えを持っておられます。国や県に予算の確保を要望し、早急な実現をと考えますが、市のお考えをお尋ねいたします。

②としまして、郷ノ浦港2階建ての駐車場の横です、滝が流れていた場所なのですが、何か中途半端な感じがして、滝を流すのをなぜやめたのか。盆、正月も流れていないと思いますが、船からおりたら一番目立つところであり、港のPR、郷ノ浦、壱岐市のPR場所にもなるのではないかと考えております。今のままで行くのか、何かお考えがあるのか、お尋ねいたします。

③として、ジェットfoilについてお尋ねいたします。

ジェットfoilは製造より20年以上たっており、27年・33年になるとお聞きしております。耐用年数は35年となっておりますが、もう更新時期が近づいていると思います。更新が

できるのか、九州郵船さんと対馬市とのお話とは思いますが、新造船も20年以上製造を中止しており、エンジンや部品は製造中止とお聞きしております。部品の供給がとまり、長期運休となったら、市民の生活や観光など、はかり知れない影響があると思います。航路、空路は離島にとって、どちらも大変重要です。高速船をなくすわけにはいかないと思います。市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 6番、土谷議員の質問にお答えいたします。

ジェットfoil用浮き棧橋の設置に対する市の考え方は、とのことでございます。

議員がおっしゃいますように、平成28年6月会議におきまして、浮き棧橋設置の質問がございました。その際には港内が狭く、フェリーの接岸や漁船の航行に支障を来すため難しいとの回答を行っておりました。

現在の郷ノ浦港のジェットfoilの乗降場所については、現在ターミナルがあるフェリーと同じ岸壁であり、潮の干満により、1階または2階からのタラップなどで乗降している状況です。

また、利用される方の状況につきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。

本年度に入り、市民の皆様より、ジェットfoil用浮き棧橋の設置について多くの要望が寄せられたため、長崎県振興局で再度協議を進めてまいりました。協議の中では、工法やフェリー利用の議論がなされ、現段階では数案、工法が考えられます。

その後、市から、浮き棧橋設置の具体化に向けて11月13日付で、長崎県知事、壱岐振興局長へ郷ノ浦港港湾整備に関する要望書を提出いたしました。

また、議員が言われましたように、11月26日に市長に対しまして、壱岐市身体障害者福祉協会、壱岐市老人クラブ連合会、一般財団法人壱岐観光連盟より、ジェットfoil用浮き棧橋設置に対する要望書が提出されましたので、翌27日付で壱岐振興局長に対して提出された要望書の写しを添付し、再度要望をいたしております。

あわせて、11月12日の知事要望の折には、港湾整備担当課であります長崎県港湾課の担当職員に対しても直接実情を説明し、浮き棧橋設置の必要性を訴えております。

県においても、ジェットfoil利用者が安全・安心に乗降できる施設が必要と考えられており、要望に対しても前向きな対応をしていただいておりますので、引き続き整備要望を行っていきたいと考えております。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 土谷議員、2点目の、郷ノ浦港駐車場横の滝の整備等についての御質問にお答えをいたします。

まず、滝を流すことをなぜやめたのかにつきましては、郷ノ浦港ターミナル利用者などから「強風時のしぶきがかかる、ぬれる」、また近隣の方から「洗濯物、干し物が乾かないので困る」等の御意見が寄せられたこと、あわせて施設老朽化に伴う修繕費用等の維持管理経費が増加したことにより、現在とめた状態となっております。

次に、船からおりたら一番目立つ場所であり、港のPRの場所になるのではないか、今のままこのまま行くのかにつきましては、先ほど述べましたとおり、不都合な点もございますので、現状のままで滝の再開はできないと考えております。

滝をPRツールとしてではなく、以前、駐車場などほかの用途に活用できないかも検討いたしました。面積が狭く、またカーブなど危険性もあることから、さらには費用対効果の観点から考え、現時点では整備は難しいと判断しております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 土谷議員の質問、3番目のジェットフォイルの更新、建造に関する質問にお答えをいたします。

ジェットフォイルの状況と、これまでの市の取り組みについて御説明を申し上げます。

国内の高速船ジェットフォイルにつきましては、平成7年を最後に建造がなされていない状況でございます。

また、九州郵船が保有するジェットフォイルの状況は、ヴィーナスⅠが平成3年の建造、ヴィーナスⅡは博多・壱岐・対馬航路の運行開始が平成12年でございますが、建造は昭和60年とお聞きをしております。

ジェットフォイルの耐用年数は25年から35年ということでございますが、状態によってはそれ以上の使用は可能とのことでございます。

日本全国で運航している高速船ジェットフォイルは、現在、22隻でございます。その全てが建造から20年以上経過しております。前述のとおり、平成7年以降、長期間建造されていないために国内での製造技術の継承が危ぶまれておりました。

こうした中、昨年5月、東海汽船が2020年6月の就航に向け、代替船の建造が決定したことから、旅客船業界としては、今後の高速船建造の弾みになるのではないかとこのところ期待をおるといってございます。

九州郵船株式会社からは、昨年6月の壱岐市航路対策協議会の場において、ジェットfoil建造についての説明がございました。その内容は、ジェットfoil1隻当たりの建造費用が約50億円かかるということ、さらにガスタービンエンジンという高速航行を行う機械部品の整備費用が別途見込まれるとのことでございます。

いずれにしても、非常に高額な費用を要するものであり、九州郵船としては補助制度等が不透明な段階では、具体的な高速船の更新計画は策定できていない状況にあり、建造の目安として、建造から40年経過後を考えているとの説明でございました。

このような状況においては、全国のジェットfoilはいずれ年次的に更新時期が到来しますので、その更新の必要性は全国共通の認識となっておりまして、今後、全国旅客船協会等におきまして保有船全体の更新計画が示されることにより、国の補助制度の創設や建造費用の削減などの対応が加速化されるという見方がなされておりまして、壱岐市としてもそこに期待をしております。

これまでの壱岐市の取り組みでございますが、一昨年10月に長崎県離島振興協議会で離島補助航路の対策の充実についてとして、ジェットfoil更新に向けた建造促進の補助制度の創設等について、長崎県に対して要望をいたしております。

一昨年、本市で開催されました長崎県離島3市2町——五島市、対馬市、壱岐市、新上五島町、小値賀町の市長、町長、議長の会議におきましても、離島航路における海上高速交通体系の維持についてとして、ジェットfoilの建造に対する国の財源的支援を求めることを協議し、連携して要望等を行っていくことを確認しております。

本年10月31日開催の小値賀町での同会議においても再確認したところでございます。

ほかに長崎県市長会におきましても、昨年度から継続して同様の要望を行っております。

また、本年11月に行いました壱岐市からの知事要望におきましても、離島航路における海上高速交通体系の維持についてと題して、ジェットfoilの新船建造に対する国の財政支援について、要望等、特段の配慮をお願いしたところでございます。

御承知のとおり、壱岐市議会におきましては、長崎県議長会等への要望提出の機会のたびに要望書の提出を行っていただいております、市と市議会が共通認識を持って要望活動を行っているところでございます。

さらに、長崎県におきましても、国に対して31年度に向けた政府施策に関する提案、要望の中で、ジェットfoilの建造に対する補助制度の創設について要望していただいております。

ジェットfoilは、島民生活の足としての役割だけではなく、市民の生命を守る救急搬送、さらに観光振興を図る上でも極めて重要な海上高速交通手段でございます。

今後、あらゆる機会を利用しまして、議会、そして県、関係自治体等と連携を図りながら要

望活動に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 1番目の浮き栈橋の件ですが、まだ検討の段階であって、できるということは決まっていないわけですね。

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） まだ事業化の決定はいたしておりませんが、先ほど申しますように、必要性も県のほうは十分認識されておりますので、前向きに検討するという回答をいただいております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） やはり安全・安心のためにも早急な実現をお願いしたいと思えます。

それと、2番目の滝のところですが、私たちが駐車場が足りないということで駐車場にと思いましたが、もう何台もとめられんし、やはりあそこは港の顔であります。何か企画じゃないですけど、高校生とか中学生の将来を考える人の発想を使って、あそこで壱岐のPRができたらいいます。今ごろはSNSですか、インスタ映えするとか、そういう場所にして観光客でもいいし、帰省客でもいいけん、写真の1枚でも撮れるような場所にしていただきたいと思います。

見ますと、槇の木も何か覆いかぶったごと。ちょっと見た目が余りよくないと思えます。あそこに土を入れて花を植えるだけでも大分違うと思えますので、何か「石によろこそ」か何か書いてもいいと思うとです。噴水だけにこだわらなくていいから、やっぱりそういうPRになるようなことをしていただきたいと思います。

それは後もって3番目のジェットフォイルの件ですが、東海汽船ですか、2017年の5月15日、ジェットフォイルの代替船として、先ほども言われましたが、新建造ジェットを2020年の6月に就航予定とありました。川崎重工に発注され、50億円かかるそうです。それでエンジンもまた、エンジン別で50億円とたしか聞いたですもんね。

それで今、部長も言われましたとおり、耐用年数は35年から40年になりましても、やはり今のうちから——1隻は33年たっておるちゅうことです。40年になってもあと7年しかないので、今のうちからいろいろ要望活動はしてありますが、しつこいぐらいにまた要望活動をしていただきたいと思います。これはやっぱり壱岐市離島の悩みで空路の飛行機もありますが、やはり福岡行きの足でありますジェットフォイル。

先ほども言われましたが、防災の面で全島避難のときに一番役に立つとはジェットフォイルじ

やないだろうかと考えております。それがこのジェットfoilがなくなりますと、本当に島民がもう生活から全て足を奪われるような形になりますので、なお一層、市長におかれましては要望をお願いしたいと思います。

一応、2番目のとを部長、よろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 土谷議員の再質問でございます。

御提案と受けとめたいと考えております。

また、滝部分の整備ではなくて、やっぱり郷ノ浦港ですので、その他を含めて整備とかPRにする場所というのを考えなければいけないと考えております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 市長にお尋ねしたいと思います。ジェットfoilの件で。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 土谷議員の御質問でございますけれども、おっしゃるように今、ジェットfoilが例えばなくなるということを想定した場合、とても住民の方々が不便な目に遭われる。やはりジェットfoilはなくてはならないものと認識をいたしておりますし、強く思っておるところでありまして、今後も県、国に要望していくという決意でございますし、先ほどもありましたように、旅客船組合というのがございます。そういった組織、それと団体あるいは地元選出の国会議員の皆様方等々にも強力にプッシュしていきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） よろしくお尋ねしたいと思います。

①で、浮き桟橋ができて、今度はジェットfoilがなかったら意味ないですから、ぜひ2つとも——早急には無理でしょうが、しつこいぐらいに要望を行っていただいて、離島は飛行機も考えなければいけないし、市長も大変と思いますが、よろしくお尋ねいたしたいと思います。続きまして、大きい2番目でございます。

住宅の補助金について、お尋ねいたします。

住宅リフォーム支援事業補助金、老朽危険家屋除却支援事業補助金、3世代同居・近居促進事業補助金の進捗状況と、31年度も補助事業は継続するのかをお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 土谷議員の2番目の、住宅の補助金についての御質問でございます。

まず、住宅リフォーム支援事業は、住宅の質の向上及び長寿命化を図るとともに、地域経済の活性化及び雇用の安定化に資するため、住宅のリフォームを行う者に対して対象工事費の10分

の1、限度額20万円を補助する事業でございまして、平成25年度から実施をいたしております市単独事業でございます。

昨年度までの実績といたしまして、4年間ではございますが、503件、8,005万4,000円の補助を行っております。

本年度は、11月末時点でございますが、予算額2,000万円に対しまして、103件で1,804万6,000円の執行済みでございます。次年度も継続をして取り組みたいと考えております。

次に、老朽危険家屋除却支援事業は、安全かつ安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し、危険な家屋等の除去を行うものに対して対象工事費の2分の1、限度額50万円を補助する国の支援を受け実施している事業でございまして、昨年度まで5年間で18件、811万8,000円の実績で、本年度の実績につきましては、11月末現在で予算額300万円に対し、2件で84万4,000円でございます。これも次年度も継続して取り組みます。

次に、3世代同居・近居促進事業は、安心して子供を産み育てることができる住まい及び移住環境の形成を促進するため、新たに3世代で同居、近居するために住宅を新築あるいは改修、取得する者に対して対象工事費の5分の1、限度額40万円を補助する事業でございまして、平成28年度から30年度まで国・県の補助を受けて取り組んでいる事業でございます。過去2年間の実績といたしまして、10件、352万3,000円の実績でございます。

本年度につきましては、11月末時点で予算額400万円に対しまして、6件で240万円でございます。

本事業の次年度につきましては、国・県の動向次第となりますので、情報を注視しながら改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 来年度は消費税も上がる観点から、やはり少しでも補助があったらと考えております。件数で行きましても、やはり皆さん利用が多いし、大工さん、工務店あたりから「あるのか、ないのか」と聞かれることが多いものですから。

それで、3世代のほうは国・県の補助次第で。

それとリフォームのほうは、本年度と一緒に2,000万円20万円の予定でありますか、31年度も。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 先ほども申しましたが、リフォームの支援事業につきましては3カ

年の事業で進めておりますので、次年度も対象工事費の10分の1、限度額20万円の補助事業として予定をいたしております。

○議長（小金丸益明君） 土谷議員。

○議員（6番 土谷 勇二君） 来年度もあるということで、本当に先ほども言いますように、消費税等が上がります、その少しでも足しになれば。やはり工務店さんあたりもそれを目当てで……。目当てじゃないですけど、補助金を使いながらやっていこうという、少しでも活性につながると思いますので、ぜひ継続をお願いいたしたいと思います。

少し早いですが、これで私の質問を終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。本12月会議の登壇者は11名であり、市長を初め、職員の皆さん、大変お疲れさんでございます。今回、図らずも年長の私が本年最後の登壇者でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、13番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問事項は3点でございますが、要旨として何点か挙げておりますので、順次質問をさせていただきます。よろしく願います。

それではまず、1項目の離島での欠航延泊費補償制度の導入について、これについては県の制度化でもあり、この質問については一般質問の初日に同僚議員からの質問もあっており、そのとき御答弁もある程度の理解はいたしました。私なりの質問をさせていただきます。

重複をいたしますが、今回、県は離島と本土を結ぶ海の航路に天候不良などで欠航が生じた場合、一定の条件を満たした旅行者には長崎県の離島での延泊費を最大2日分までの実費を補償する制度を県と県観光連盟が11月22日に導入されており、安心して離島への旅を楽しんでもらう仕組みをつくり、誘客につながる狙いであり、本土とのハンディを克服するための取り組みであり、離島も旅行者にとってもありがたい制度であり、鹿児島県の奄美大島群島で同県の旅客船協会が昨年導入されたのに続き、今回、全国で2例目であります。

これは旅行代理店が離島での体験プログラム入りで販売している「長崎しま旅」の商品と、個人・グループの旅行者の離島航路の往復運賃を実質的に値引きする「長崎しま旅わくわく乗船券」の利用者が対象者で、壱岐・対馬・五島列島と本土を結ぶ航路が台風や高波などで欠航が生じた場合、1泊2食の延泊費を1人1泊1万円を上限に2泊まで実費補償するとされておる県の

助成で、県の観光連盟が大手保険会社と保険契約を締結し、旅行者は代理店や宿泊施設に申請すれば、欠航時の保険金が提携旅行店・代理店や旅行者が利用する宿泊施設に支払われることになっておりますが、これについて、次のことをお尋ねいたします。

これは県と県観光連盟の導入であり、安心できる旅行者の離島への対策であります。壱岐市や観光協会、宿泊施設には通達はいつごろあったのか。

そしてまた、この周知の方法について、そしてまたこれをどのように理解されておるか、お尋ねをいたしたいと思っております。

そして、2項目は、欠航延泊費の対象は「長崎しま旅わくわく乗船券」の購入者となっておりますけれども、体験をしない個人への乗船券は今までのように普通の乗船券の購入となるのか。そして、台風時期には保険対象にならず、この恩恵を受けられないのか。また、旅行代理店を通じなければ、この購入はできないのか。どのくらいこの保険を予定して契約をされておるか。個人でも、「わくわく乗船券」を購入できるのか、ということのひとつ1項はお尋ねいたしたいと思っております。

次に、成果と判断でございますが、県と観光連盟はこの制度を来年の2月28日の宿泊までを対象に実施する予定であり、来年度以降この制度を続けるかはその成果を見極めて判断するということをおっしゃられますが、実施からわずか3カ月で状況を見て判断することに県の甘さを私は感じております。

欠航は離島のハンディであり、欠航して困るのは本当は島民であり、人流・物流の影響があるので離島の（……）ではありますけれども、この欠航の判断は成果ではなく、欠航状況の調査は九州郵船の運航状況、運航データを見ればもう一目瞭然ですぐわかることであります。せっかく離島へ旅行者が安心して旅行できる制度を導入しました、そして廃止しましたでは、何のために導入したのか私は判断に苦しむわけでございますけれども。壱岐は立地もよく海路も近いので、そう続いた欠航も少ないと思っておりますが、対馬や五島列島は海路も長く、壱岐よりも欠航は多いようでございますが、この制度を導入された以上は継続すべきと思っております。

それで、これについて御判断をお願いいたしたいと思っておりますが、2項について、まず御答弁を。

○議長（小金丸益明君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 市山繁議員の離島の欠航延泊補償制度の御質問でございます。

まず、1点目、市への通達と周知でございますが、県からは「長崎しま旅わくわく乗船券」に係る会議の折に県事業として、利用者及び各市町からの負担金はない形で、欠航補償制度を本年度実証事業として実施をする方向で国と折衝を行っている旨の説明があつておりましたが、本欠

航補償制度はあくまで県事業であり、正確な内容につきましては、11月15日に本市で開催されました市内宿泊業者に対する制度説明会において把握できたところでございます。

次に、県の事業でございますが、今年度につきましては、200万円の事業費となっております。

また、該当といたしましては、「長崎しま旅わくわく乗船券」につきましては旅行者となっております。ほかににつきましては個人の旅行でも対象となっております。

次に、2点目の欠航補償制度について、わずか3カ月で成果が判断できるかの御質問でございますが、本制度は県事業であり、県に確認したところ、国からの交付決定が10月、その後、保険会社の選定等に時間を要したこと、各離島の宿泊業者への説明も必要であったこと、また試験的な実証事業として、欠航の可能性が高い、また各離島とも誘客を伸ばしたい時期がベストであり、今回の対象期間に決定したところでございます。

また、あくまで試験的な実証事業であり、費用面から判断すれば、期間として十分であると判断したとの御説明でございます。

議員御指摘のとおり、本市の平成29年度の航路の就航率は、博多航路のフェリーが99.7%、ジェットfoilが98.6%となっており、欠航も非常に少ない状況でございます。実際にどれだけの事業効果があるかの疑問点もあるのは事実でございます。

今後、県において、制度の実証結果を踏まえ、制度の必要性、制度設計などが検討されると思いますが、離島を訪れる旅行者にとって安心を与える制度ではないかと考えております。誘客に向けた大変すばらしい制度でございますので、県に対して次年度以降も継続要望を行ってまいりたいと考えております。

また、本年度は制度開始から期間が短く、情報発信が不足していることもございますので、県と連携し、情報発信に力を入れ、制度の最終目的であります誘客効果を上げていくようにしたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今言われましたけれども、この購入方法は旅行会社を通じての購入ですか、それとも旅行者が購入しておられるわけですか、ちょっとそれだけ。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 欠航補償制度の対象範囲でございますが、長崎県「しま旅滞在促進事業」につきましては、旅行会社による旅行商品でございます。

もう一方の「長崎しま旅わくわく乗船券」につきましては、個人手配による往復乗船券と体験クーポンがセットされたものが対象となります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） この判断が私は欠航だけの判断じゃなかと思うとですね。この、わくわくの利用の判断じゃなかろうかと、合わせての判断じゃなかろうかというふうに思っております。

私がこの制度の導入を知ったのは11月16日でした。利用者の対象「長崎しま旅わくわく乗船券」のことが来年以降の継続は不安定なようでございますけれども、先日、私は12月8日の新聞で見ましたが、離島観光「長崎しま旅わくわく乗船券」のPRにお笑いタレントのダンディ坂野さんが起用されて、このCMをやっておられます。

登場してやっておられますが、県と福岡県で今放映されて、この乗船券は通常の往復運賃相当額に離島で体験できるプログラムのクーポン券をつけて、島での宿泊を条件にすることで島民割引運賃に近づけるとなっておりますが、来年2月28日まで長崎、佐世保、博多などの乗船口で販売されております。11月16日時点では、2月28日の宿泊までとされておりましたが、来年は成果で判断するとされておりましたが、12月8日では2月28日まで販売中とされております。宿泊分までと販売中とでは見方が異なっているわけでございますが、販売した乗船券は2月28日以降は利用されないのかどうか。

そして、来年度も販売され、この制度の継続がまたできるのかどうかということ为先ほどから申しましたように、疑問を持っておるわけでございますが、そしてこの判断については、欠航した数の判断が長崎しま旅わくわく乗船券利用の状況判断か、私は判断に苦しみますが、この時期に欠航は少ないと思うが、期間限定のようでございますけれども、どうも島旅の付録のように私は思いますが、導入したなら離島のために継続すべきと私も思っております。これが1つ。

そしてまた、今回クーポン券もつけて、宿泊も条件にすることで、島民割引運賃に近づけるとして、セットのようでありそれにより運賃の値引きと言われておりますが、どのくらい近づくのか。

また、PRまでして販売しておるのに、制度利用が増加すれば地元の負担も考えられるとのことでありました。先日そういうことが言われておりましたが、離島への誘客のための制度に地元負担をするならば、私はやはり国境離島新法による離島航路の島外者の運賃を考えるべきだと私も思っております。この負担がどのくらいきたら、その島民の負担増加になるのか、その点。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） この制度につきましては、実証事業でありまして、先ほど申しましたように、本年度200万円の事業費がついております。今後この事業が対象者が多くなれば、県のほうでいろいろ精査されると思いますが、市といたしましては、現在のように国と県で負担をお願いしていただきたいということで、要望したいと考えております。

○議員（13番 市山 繁君） そうすると、これは恐らくプログラムでクーポン券でこれいろいろやるわけですが、その中で含めて離島運賃の往復運賃に近づくということでございます。

大体どのくらい近づくのかという考えを私持っておりますが、あんまり差額がなくて、そして多くなれば地元が負担ということになると、先ほど申しましたように、国境離島新法のほうに取り組んでいただいたほうが、また有利であるというふうに、誘客に対しては有利であると思っておりますが、その点について。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 長崎しま旅わくわく乗船券につきましては、企画乗船券ということで、体験メニューをセットといたしまして航路の運賃を安くする制度でございます。

今年度も1航路当たり1事業が対象となっております、現在はジェットfoil、壱岐博多間の郷ノ浦ジェットfoilが2,000円の割引、そして唐津航路が1,000円の割引となっております。

現在、これも実証事業でございます、来年度以降どのようにするか、また県と市と協議するようになっております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） その成果の調査が、それがやっぱり主に離島の欠航便よりも、それが方が重点だろうという、これは先ほどから申しておる通りではありますが、それがやっぱりそのわくわく購入のほうが、これまだ宣伝しておるので主体だろうというふうに思っております。それだけの割引があるわけですね。近まったということは、差額がそういう今申された金額でね、差額。

今の往復運賃、普通の往復運賃とこのセットの運賃の差額は、近まったというのは、どのくらい近まったのかというのが、私の質問ですけれども。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 航路運賃につきましては、体験メニューを使えば先ほど言いましたように、ジェットfoilで2,000円、唐津航路で1,000円が安くなるということでございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） そうすると、個人でわくわく乗船券は変わらないわけですから、個人が壱岐に来た場合、欠航した場合には、それはそうした恩恵は保険にかたっていないから、ないということですね。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） しま旅わくわく乗船券につきましては、個人手配の旅行も有効

になりますので、対象となります。欠航制度も対象となります。

○議員（13番 市山 繁君） ああ、そうですか。それでは結構です。大体わかりました。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それでは、大体わかりましたから、次に2項の質疑に入りたいと思いますが、法改正により18歳以上の成人の式の開催についてでございますが、これは今までどおりと考えていらっしゃれば別ですけども、この項は御承知のとおり、今年平成30年6月、国の民法の改正により、来年は平成の年号が変わりますので西暦で申しますが、2022年4月1日から18歳で大人になることが決定をいたしております。

これは、2016年に国の選挙で投票できる年齢を、これまでの20歳以上を18歳以上にしたのを機に、成人年齢を18歳以上にすべきの意見が多く、世界でも18歳以上で大人になる国も多いことなどから、決定をされたそうでございますが、18歳から大人になり、社会人としては少ない年齢で大人になり、権利と義務が与えられ、自己責任も問われることとなりますが、大人として認められても、18歳代は体はまだ未熟で伸び盛りであり、健康上酒・たばこは禁止されており、複雑な気持ちの大人でございますが、新たに大人になられた人の門出を祝福するのは成人式であります。

2020年度だけは、大人になる年齢が20歳から18歳になることで、成人式の様子も今までと変わります。現在は、20歳の成人式が年1回、1月の成人の日に行われているのが、2020年度に限り18歳、19歳、20歳の人が一気に成人者となると思いますが、これが3世代同日の、例えば開催側であれば、1世代500人、600人にいたしますと、1,500から1,800人ぐらいが予想され、一度に収容できる場所も難しく、駐車場もありませんが、このことは時期尚早のようでございますけれども、開催日の3年間はずぐやっまいります。

県と協議はあっておると思いますが、これは各自治体の判断でも決定されるわけでございますが、関係者と協議も必要だと思いますので、早目に検討され、市民にそのような周知の方法をされたいと思いますが、これについて質問いたします。

2項目の成人式の開催の提言ですが、先ほど申しました今までどおりの開催であれば、別に問題はないわけですが、1項に続きまして2022年度の成人式の開催に当たり、私の例としての考えでございますが、成人式は一生に一度の節目の式典であり、人生の第一歩を踏み出す社会人としての自覚を認識する大事な年齢であり、古くから一人前の大人として認められており、家族、親戚が集まって男女に問わずお祝いをしてまいっております。

今までの20歳の成人式では、特に女性が結婚前の一生一度の振り袖衣装の晴れ着姿の人も多く、男性の中でも和服姿やスーツ姿といった、心も姿も喜びにあふれております。

18歳、19歳の方は、ほとんどが学生が多く学生服も多いと思いますし、20歳代の衣装と

は釣り合わないような気がいたしますし、成人式の時期につきましても、18歳、19歳の人は大学入試の大事な時期でもあり、式典の出席も気になります。

今まで20歳の1年1回の式典開催が、2020年だけ3世代を1度にするだけでありますが、18歳、19歳、20歳代を別々に開催されても、年1回成人式を行うのも、経費は変わらないわけですが、時期にしましても、20歳代は正月気分と同級生と会うような楽しみで、1月開催でよいと思いますけれども、18歳、19歳は将来を目指す受験時期でもあり、私は春休みか夏休みの時期が適当じゃないかと思っております。

2022年からは、いよいよ18歳以上が成人者となります。その式典を見込んでの検討することが必要と思われませんが、私は以上のようにいろいろな方法があると思っておりますけれども、認められるようになったとはいえ、18歳までは18歳の成長期であり、先ほど申しましたように、酒・たばこも禁止されており、本当の成人者とは社会的にも認められておらず、大人としては18歳以上があっても、成人式はやはり昔の20歳の成人者としての成人式をするのが、2020年度のことをいろいろ考える必要はないじゃないかというふうに思っております。

そして、教育長と市長のお考えを聞きたいと思っております。今後も家庭によっては、一生一度の記念の写真、20歳の風格としてそれぞれ似合った衣装を着て、私はお祝いが各個人ではあると思いますので、その点について何かございましたら、ひとつ教育長、市長の御意見を聞きたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 13番、市山議員の質問にお答えいたします。

お話のように、民法改正で2022年4月1日から、成人年齢が18歳に引き下げられることになっております。お話のように、若者の健康被害防止のための飲酒、喫煙は、現在のままの20歳以上とされていますし、またギャンブル依存症防止のため、競馬、競輪等も現在のままの20歳以上となっております。

2022年度に成人を迎える方の成人式は、これまでどおりなら2023年1月の実施となります。今から4年後ということになります。18歳、19歳、20歳になる方、つまり3つの年代の方が同じ年に成人式を迎えるという、これまでに例のなかった状況を迎えます。

このめぐり合わせを前向きに捉え、3つの年代の方が一堂に会して壱岐市の成人式を行うことを描いてみると、考え方によっては、生涯記憶に残る記念すべき成人式になるようにも思われます。

壱岐の島ホールの収容力は、1,000席の固定席があります。ここ数年の壱岐市の成人式の出席数は、成人者は約280名程度でございます。2022年度に成人年齢に該当される方は、

現在の高校1年生で約260名、中学3年生が、同じく約260名、中学2年生が約250名で、この3学年を合計しますと、約770名となります。

来賓や一部保護者の方が来場されても、壱岐の島ホールでは対応できる数であると捉えております。

3つの年代の方を一堂に会してする場合、成人者の席は年代別に設けることを考えられます。例えば、1階前のほうに20歳を迎えた方、後ろのほうに19歳を迎えた方、2階席に18歳を迎えた方を各町別に座っていただくことが考えられます。

2023年の1月に迎える成人式は、めったにないめぐり合わせの瞬間だという捉え方もできます。あの壱岐の島が多くの人で埋まった背景は、参加者にとっても壱岐市にとっても、思い出多き感動の成人式になるとも考えます。

壱岐市の未来に期待感が生まれ、その場に居合わせたみんなでそれを共有できる素晴らしい式典にすることもできるかと思えます。

壱岐市から成人の記念にお渡ししている記念写真も、年代別、各町別の計12回に分けて撮影をすることにすれば、これまでどおり同級生のよさが生かされたよい記念品として、続けることもできると考えます。

このように、3つの年代の方を合同で実施することが、同じ日に時間をずらして開催をすることとか、あるいは別の日に年代別に3回に分けて開催する等を考えることよりも、お話ししますように、思い出多い成人式として歓迎されるような気がいたしますが、いかがでございますでしょうか。

もちろん、関係の成人者にも、それらについての意見はしっかり聞かせていただきたいと考えます。

このめぐり合わせの時期が終わった以降は、2024年度以降、その年に成人を迎える方は、当然18歳年齢だと考えております。現在実施している内容や規模になると思われますし、その中では、多くの方が高校3年生として在学をしている状況になります。

生徒さんにとっては、1月は就職や進学で気も落ち着かない時期でもあるし、大学や専門学校等の試験の期日も近く、時間を惜しまれ、対応に必死になっている方もおられることが推測されます。成人の日として祝日を設定し、壱岐市としてそのような式典を開催をしていく意味も含めて、市内の両高校ともこのことについては協議をし、調整を図っていくということが市としても課題と受けとめております。

今、長崎県も壱岐市も、人口減少対策としていろいろな施策を進めております。壱岐市の小中学校では、ふるさと教育と銘打って、郷土を愛し郷土のために尽くす心を育て、将来的にはUターンしてもらえよう、小中学生のころから壱岐市のよさを見つめ直す教育を進めています。

そこには、地域のいろいろな方のお力を借りて、各小中学校では、特色ある教育活動が取り組まれているところです。

法改正によって、成人年齢が18歳になるこの機会に、若者が故郷を大切に思う心を育てるよい学習の場にならねばなりません。壱岐市としても、成人式をこれからどのようにしていくかをしっかり考えていきたいと考えます。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） すばらしい回答をいただきました。私も、この人員がよう把握しておりませんので、収容の問題もひとつあったというふうに考えておりますし、それから、18歳、19歳、20歳、こういうふうになりますと、同席にすると、その入試の問題は一つ当てがあると思っています。

それから、衣装が大体違うと思うんですね、格好。学生はやっぱり制服で来ると思います。そして、二十歳になったら、これはもう本当の成人であって、もうそれは風格から違うて衣装も違うと思いますね。一つは華やかな、一つは18歳になったから、やむなく成人になったから、ここで出席するという事よりも、同じ日でも構いませんけれども、時間をずらすとか、そうした方法が私はよくないかと思って、そういう申し上げたわけでございますが、これは教育長を初め、皆さん方とよく検討されていいわけです。

今までどおりをやるとか、それから18歳を一緒にやるとか、いろんな方法があると思いますが、それは検討していただきたいというふうに思っております。

もう先ほど申しましたように、3年とか4年とか言いますが、すぐ来ますから、そういうことを皆さんに周知をして、その18歳の人は特にその覚悟を持っていただきたいというふうに思っております。

ただ義務と権利だけを与えられた成人になったというだけではなく、皆さんがそろって18歳以上成人になったんだということを祝ってやるのも、一つの方法だと思っておりますから、その点はひとつ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

それじゃ、この件については後でよく検討いただいて、周知をしていただきたいと思っております。

次に、この華やかな成人式の話から、人生最後の話になりますけれども、火葬場建設についてでございますが、今申しましたように、先ほど一生に一度の晴れの成人式の件から、人生最後の送りのことになりますけれども、この事業は平成30年度の事業でありましたが、入札執行によくない情報により、入札執行が延期され、また平成30年8月24日の入札では、電子入札で顔も見ることなく、辞退も応札もできます。今回も2社だけの応札で、入札も不落であり、その上

内容は予定価格より大幅な錯誤があったと聞いておりますが、その相互の積算の確認はされたのかどうか。

そしてまた、工事の分離発注で電気設備工事は既に工事業者も決定しております。入札から3カ月以上たっており、本来ならばもう着工している時期であります。31年度に繰り越しの承認はされておりますが、次の入札予定についてお尋ねいたしたいと思っております。

そして、今回は特殊な工事であるとのことであり、島内業者にはそれに匹敵する業者はいないのか、現在は全国的にも人手不足の時代で、参加は厳しいと思われそうですが、状況把握はされ、31年度の完成でございますので、工期もある程度は余裕を持って、工期におくれたとかじゃなくて、立派な仕事をしてもらうためにも、少しは余裕を持ってやって、年度末なら仕方ございませんけれども、この31年度中の工事でございますので、その点も考えていただきたいというふうに思っております。

それから、次に2項目が、9月会議の趣旨説明についてでございますが、この件は9月会議で火葬場への進入道路に必要な用地購入費を議決いたしました。内容説明では、火葬場建設工事に車の通行、工事の障害防止のため必要であるとの説明であり、年々年間に400から500ぐらいですかね、の出入りがあっております。

私も以前から進入道路の拡張は思っておりました。これは、説明のとおり必要でございますが、私は建設工事前に着工して、道路は埋め土が多いと思っておりますので、地盤固めが必要であり、道路拡張のための擁壁から先に着工し、仕上げのアスファルトについては、本体工事の駐車場の舗装と一緒にすることが、工事の障害と説明の趣旨に合っているというふうに思っておりますが、この件についてちょっと御説明をお願いいたします。

その後、今後の管理運営についてでございますが、火葬場建設に伴い、現在の遺骨の残骨集積場の除去について、残骨の処分などのような方法をされるのか。

また、現在の管理棟も解体されるようでございますが、跡地には埋め上げるのか、今までどおり新築されるのかについて、これもお尋ねいたしたいと思っております。

それから、管理業務を1人では大変なところもあるようでございます。今後の管理業務も、新設を機に見直す必要があると思っております。私は、以前水道事業についても、専門的なこともあり、職務では無理なことがあるということで、民間業務委託をと提言いたしておりましたが、少し見直されたようでございます。

全国的に老朽化のために問題になっておりますが、火葬場の管理も今後指定管理方式か、都会ではメンテナンスの件もあり、建設業者が管理運営をしている市もございます。これは指定管理ということなんです。

人間の最後ですから、売り上げを拡大するようなことはできませんけれども、そうしたことも

多いようでございますし、それに家族、親戚にとっては最後のお別れの場であります。島外では、ホテルマンのような対応で、本当にお別れの気持ちになります。そういうことを含めまして、見直すことも一つの対策じゃなかろうかと思っております。

昔は、これは広域圏組合でやっておりました。合併してから市がやっておるわけでございますが、これが新築のよき時期じゃなかろうかと私も思っておりますので、その点御答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 13番、市山議員の壱岐市葬祭場についての御質問にお答えをいたします。

まず、本葬斎場の建設につきましては、平成28年度に現葬斎場周辺地域の皆様に、現在地での建てかえ計画を説明をし、御理解と御協力をいただき、平成29年度に設計、30年度に本体工事を完成し、31年4月からの供用開始を予定をいたしておりましたが、計画どおりに進めることができず、周辺地域の皆様、そして市民の皆様に御心配をおかけをしておりますことを、おわびを申し上げます。

御質問の本工事につきましては、設計については火葬場という特殊な施設の設計であることから、火葬場の設計業務の実績がある島外の設計事務所と市内の設計事務所の共同企業体により設計を委託をしております。

工事につきましては、平成30年6月22日に開催予定として入札を実施をしておりましたが、談合の情報がもたらされたことから、確認の期間を置き、当初と同様の市内の特定建設業の許可を持った建築業者を対象に、8月24日を開札とする制限付一般競争入札を実施をいたしました。

しかしながら、予定価格超過となり不落となりました。その超過額が大きかったことから、設計業者である共同企業体に歩係り、単価等全てにおいて再確認の指示をし、その設計内容に不備がないことを確認をいたしました。

御質問がありました再入札のための設計変更に当たる設計事業者は島内にいないかということではありますが、変更に当たっては、建物本体の変更は行わず、道路用地の売買契約ができたことから、残土の運搬処理の変更を実施をし、起工設計を終えております。

次に、入札の予定はとの御質問でございますが、今度は壱岐市に指名願いを提出され、入札参加資格者名簿に登録をされている島外の事業者も参加可能となる一般競争入札として、現在11月21日に受け付けを開始をし、12月21日の開札として入札を進めているところでございます。

次に、進入路を拡幅してから建設したほうがよいのではないかと御指摘でございますが、本

工事は当初から合併特例債を活用した事業として進めておりましたことから、完成期限を平成30年度末、平成31年3月31日までに本体の建設を終えるよう進めていたところでございます。

議員御指摘のとおり、火葬業務を行いながら建設工事となることから、安全性の確保と工事への支障の観点からすると、道路の改良を行った上での整備が望ましかったわけですが、道路用地の確保、道路改良工事による本体の建設工事そのものが期限内に完成が見込めないことにより、建物本体工事を優先して進めてきたところでございます。

合併特例債の活用期限が5年延長されたことから、翌年度の継続工事と実施が可能になりましたが、道路改良の用地の確保ができましたことから、葬斎場建築工事による発生する残土をもって、道路の一部拡幅を行い、工事車両と施設利用者の車両の離合スペースを確保するなど、さらに安全確保を図ることといたしております。

最後に、葬斎場の管理棟の建てかえ、そして管理体制、そして残骨灰どうするのかということですが、残骨灰については、現在処理は毎年行っております。

現在の管理棟につきましては、昭和56年に建設され築後37年が経過をいたしていることから、現葬斎場、新葬斎場の完成に合わせて解体を予定をいたしております。

そして、現在の火葬及び施設の管理業務は、合併前に引き続き個人の方に委託をしておりますことから、委託者に支障が出た場合は、緊急的に火葬炉の設置業者に委託をすることとしており、火葬業務について不安定な要素を含んでいることは、否めない状況でございます。

このようなことから、新葬斎場の供用開始にあわせまして、良好な運転管理と施設サービスのためには、常時2人体制が望ましく、葬斎場の運転が基本365日であることから、それ以上の人数が必要であろうと考えております。

新葬斎場の管理運営につきましては、指定管理も考えられますが、議員御指摘のとおり、葬斎場は運営面においても、ほかに収益を求められる業務内容ではないこと、設備、機械等のメンテナンス面を考えると、他の自治体でもありますように、火葬炉の設置業者への業務委託も視野に入れて検討を行っているところでありまして、十分な検討を重ねた上で、管理の方法を決定をしたいと考えております。

火葬業務は、滞ることのできない業務でありますので、早期に建設整備を完了できるよう努めてまいります。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） この事業管理については、やはりよその市でもやっております。そうしたことで、やはり最後の送りですから、やはりホテルマンのような服装で、あそこの火葬場に焼却といいますかね、シャッターがおきるまでは、やはりみんなが丁寧に拝んでいるところ

でございますから、やはり丁寧にネクタイを締めて、そしてやっていただきたいということがありますから、そうした専門的なところに、今の人が悪いじゃないですけども、専門的なことにやったほうがいいというふうに思っております。

それから、道路進入路の埋め土のことですけど、あの火葬場の残骨灰の山がありますね。あれを前もって分離発注でやれんとですかね、別々に道路の工事とは。まずそれを1つ。

それから、工期についてもゆっくりととっていただきたいなというふうに思っています。それらについても、建設工事期間、工期。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 現在、残骨灰があった場所の小高い丘のようなものですが、それは今回の工事で敷地が足りませんので、この入札の中で撤去をするようにしております。

○議員（13番 市山 繁君） 解体も一緒。

○保健環境部長（高下 正和君） 解体のほうは、新施設が完了してから、現火葬場と一緒に解体をいたします。

○議員（13番 市山 繁君） わかりました。そういうことで。

○保健環境部長（高下 正和君） あ、すいません。期間につきましては270日、約9カ月を予定をいたしております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それについてですたいね、これ人材不足でありますから、JVじゃああれでしょうけども、やはり考えてやらなければ期間に延期したとか何とかありますから、その点も考えていただきたいなというふうに申しました。

それで、いろいろ後ありますけども、もう時間も来ましたから、この辺で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。これで終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） これで本日の日程は終了いたします。あす12月13日は各常任委員会を、12月14日は予算特別委員会を、いずれも午前10時から開催いたします。

次の本会議は、12月18日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時21分散会

---

平成30年 壱岐市議会定例会 12月会議会 議 録 (第6日)

議事日程 (第6号)

平成30年12月18日 午前10時00分開議

日程第1	議案第67号	長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第68号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 討論・本会議・可決
日程第3	議案第69号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第70号	壱岐市手数料条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第71号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第72号	壱岐市自治基本条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第73号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第74号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第75号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第76号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第77号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第78号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第79号	損害賠償の額の決定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	同意第2号	壱岐市副市長の選任について	市長 説明 質疑なし 委員会付託省略 同意
日程第15	呼子好議員の議員辞職について		許可

日程第16 議員派遣の件

原案のとおり 決定

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

原案のとおり 決定

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

---

欠席議員 (1名)

8番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	原田憲一郎君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	井戸川由明君

教育次長 …………… 堀江 敬治君 消防本部消防長 …………… 下條 優治君  
総務課長 …………… 中上 良二君 財政課長 …………… 松尾 勝則君  
会計管理者 …………… 平田恵利子君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可いたしておりますので御了承願います。

呼子議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より、追加議案1件を受理しております。

---

#### 日程第1. 議案第67号～日程第13. 議案第79号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更についてから日程第13、議案第79号損害賠償の額の決定についてまで、13件を一括議題とします。本件については、各委員会へ審査を付託しておりますので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

赤木貴尚総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 総務文教厚生常任委員会の委員会報告を行います。

壱岐市議会議長小金丸益明様。平成30年12月18日、総務文教厚生常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について、原案可決。議案第68号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第69号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員

の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第74号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第75号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第77号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

委員会意見。

議案第74号、壱岐市健康づくり推進委員が廃止されることによって、特定健診の受診率が低迷することが懸念される。特定健診の受診、健康づくりが介護予防につながるものと考えられるので、特定健診受診率の向上の働きかけを積極的に行うこと。

議案第75号、壱岐市内に住む65歳以上の規則的な食事づくりが困難な一人暮らし、高齢者夫婦の方々に対して、栄養のバランスが取れた夕食を自宅まで届ける介護予防配食サービス事業において、サービスを受ける方々の声を聞くと改善の余地がある。配食の食材内容や原価率を再検討し、適切なサービスに努めること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し添えておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

中田恭一産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第70号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第71号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第72号壱岐市自治基本条例の制定について、原案可決。議案第76号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第78号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第79号損害賠償の額の決定について、原案可決。

委員会の意見。

議案第72号自治基本条例の制定については、壱岐市が目指す市民自治の姿やその枝葉となる細部についての今後の見通しがまだ見えてきておりません。条例の施行にあたっては地域住民や自治公民館長、議会に対するきめ細かな説明を十分に行い、理解を得て取り組むこととしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。  
土谷勇二予算特別委員長。

〔予算特別委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○予算特別委員長（土谷 勇二君） それでは、報告を行います。

壱岐市議会議長小金丸益明様。平成30年12月18日、予算特別委員会委員長土谷勇二。委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第73号、件名、平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。  
以上です。

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。  
〔予算特別委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町

村公平委員会共同設置規約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更については、可決されました。

次に、議案第68号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。  
牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 反対の意見で討論します。

今回の議案等は過去に2回ほど提出され否決されております。私も反対意見を述べ、議員皆様も市民との格差が問題で否決されたと思っております。前回提案されて1年です。一次産業をはじめ各産業など非常に極めて厳しい状況が続いております。格差は縮まっておりません。心配しております。このような状況の中で人事院勧告に基づくものとか、他市町村と比較してということで提出されておりますが、壱岐市の問題であり、どう検討しても賛成できません。よって反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 私もこの案に対しまして、反対をしたいと思えます。

理由は、牧永議員のおっしゃるとおり格差が大きいという話の一つ。もう一つ、今回お示しされました、執行部からお示しされました中期財政計画によりますと、今年度から平成37年度まで歳入が歳出より少ない、歳出が歳入より多いという、赤字状態になっております。今年度はその入り口になっておりまして、37年まで約31億円の赤字ということでお示しがありました。この状況がわかっておりながら、赤字の状態ですらに歳出を増やす今回の議案につきましては、市民の理解が得られないと私は考えております。国の状況もありますけれども、国よりも地元自治の責任を持つ壱岐市の事情のほうが優先すると考えまして、反対をしたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によ

て行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第68号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第69号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第69号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第70号壱岐市手数料条例の一部改正について及び議案第71号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について、2件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号壱岐市手数料条例の一部改正について及び議案第71号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正についての2件を採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第70号壱岐市手数料条例の一部改正について及び議案第71号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正についての2件は全て可決されました。

次に、議案第72号壱岐市自治基本条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号壱岐市自治基本条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第72号壱岐市自治基本条例の制定については可決されました。

次に、議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）から議案第79号損害賠償の額の決定についてまでの7件について一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）から議案第79号損害賠償の額の決定についてまでの7件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）から議案第79号損害賠償の額の決定についてまでの7件は全て可決されました。ここで、議案配付のため暫時休憩します。

午前10時20分休憩

.....

午前10時21分再開

.....

#### 日程第14. 同意第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第14、同意第2号壱岐市副市長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市副市長の選任について。

次の者を壱岐市副市長に選任する。本日の提出でございます。

住所、壱岐市芦辺町箱崎諸津触2114番地、氏名、眞鍋陽晃、生年月日、昭和31年5月15日。

ただいま提案いたしました同意第2号壱岐市副市長の選任について、御説明申し上げます。

本案は、副市長職について眞鍋陽晃氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意第2号壱岐市副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時35分とします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。

ここで、白川市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど御同意いただきました眞鍋陽晃副市長に対し、ただいま副市長の辞令の公布を行いましたので、ここに御報告申し上げます。

これより眞鍋陽晃副市長の議場への入場について、議長の許可をお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 眞鍋副市長の入場を許可します。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 入場〕

○議長（小金丸益明君） ここで、眞鍋副市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。

眞鍋副市長。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長（眞鍋 陽晃君） 皆様、おはようございます。このたび、議員皆様の御高配を賜り、御同意をいただきまして、ただいま白川市長から壱岐市副市長の職を拝命し、就任をいたしました眞鍋でございます。ここにこうして御挨拶を申し上げる機会を得まして、改めて職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

市制施行15周年の節目の年に、このように新たな使命をいただきました。もとより、微力ではございますが、これまでの行政経験を生かし白川市長を支え、職員とともに壱岐市発展のため、誠心誠意努力する覚悟でございます。本議会では壱岐市自治基本条例について可決をいただきましたが、今後より一層市民皆様との協働が重要となってまいります。このことを常に念頭に置き、また有人離島国境新法の施策や人口減少対策、少子高齢化に対する各種施策の推進に全力で取り組んでまいります。どうぞ今後とも議員皆様の御指導、御鞭撻、そして市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

---

#### 日程第15. 呼子好議員の議員辞職について

○議長（小金丸益明君） 日程第15、呼子好議員の議員辞職についてを議題とします。

まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○事務局長（米村 和久君） それでは、呼子議員の辞職願を朗読をいたします。

平成30年12月18日、壱岐市議会議長小金丸益明様、壱岐市議会議員呼子好。

辞職願。このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） お諮りします。呼子好議員の議員辞職について、許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、呼子好議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

---

### 日程第16. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第16、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり関係委員を派遣したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはタブレットに配信のとおり決定いたしました。

---

### 日程第17. 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

○議長（小金丸益明君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、各委員会の調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、タブレットに配信のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

また、行政視察報告書をタブレットに配信いたしておりますので、御高覧ください。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、白川市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。  
白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 平成30年壱岐市議会定例会12月会議の閉会にあたり、御挨拶申し上げます。

議員皆様には、12月4日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回、市民皆様に御心配をおかけいたしました長崎県警察本部から入札制度のあり方等について研究してほしいと言及された件につきましては、真摯に受けとめ、職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、早いもので、本年も残りわずかとなりました。昨年4月の有人国境離島法の施行から1年以上が経過いたしました。この法律は本市の振興発展の大きな後ろ盾となるものでありまして、市といたしましても最大限活用すべくさまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

本法律の重要な柱の一つである雇用機会拡充事業につきましては、今年度創業5件、事業拡大27件の合計32件を採択し、雇用創出予定数は67人を見込んでおります。本法律の施行以来、本市の有効求人倍率が県下の中でも高い数値を示すなど、これら事業等の取り組みによる着実な成果のあらわれであると考えております。

また、長崎移住サポートセンターと市の移住相談窓口を介した移住者数につきましては、昨年は54名、今年は既に70名を越すなど、年々増加しておりまして、これらにつきましても有人国境離島法やこれまでの移住定住支援策をはじめとしたさまざまな事業効果によって、人口減少対策につながっているものと捉えております。

また、皆様御承知のとおり、本年6月には国の施策として関係17省庁が一体となって強力に押し進めるSDGs・未来都市について、本市は全国29都市のうちの一つとして、また特に先導的な取り組み認められる10都市のうちの一つとして自治体SDGsモデル事業に選定されました。平成27年度から実施している「壱岐な未来づくりプロジェクト」を基盤とした対話環境の構築と、AIやIoTなどの先進技術を日常生活に活用したモデル事業に取り組んでおりまして、今後も持続可能な壱岐市の将来を目指し、地方創生をさらに加速させてまいります。

特に、本12月会議で議決いただきました壱岐市自治基本条例については、行政報告で申し上げますとおおり、本条例は市民皆様、市議会、行政等が互いに理解を深め信頼し合う環境を築くことで、市民皆様を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とした条例であります。今後、市民皆様の御理解をいただきながら、少子高齢化や人口減少によるさまざまな課題等に対し、市民皆様、市議会、行政等が一丸となって、その解決等に取り組んでいける体制づくりを図ること

により、地方創生の基盤となるものと考えております。

結びに、この一年間の市民皆様並びに議員皆様の市政に対する、御理解、御協力に対し、改めて御礼を申し上げますとともに、来る年が皆様にとって輝かしい年となりますよう、心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。一年間、本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 私から閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま御就任いただきました新副市長眞鍋陽晃氏におかれましては、40年以上の行政経験をもとに、壱岐市発展のためにさらなる御活躍を何卒よろしくお願い申し上げます。

市民の皆様におかれましては、今年一年、壱岐市議会に対しまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は、壱岐市がSDGs・未来都市及び自治体SDGsモデル事業に選定されています。各地域のモデルケースとなるべく、描かれたモデル事業の実現に向けて、今後取り組みを推進されることを期待しております。

また、今年一年の世相を漢字一文字であらわす今年の漢字が災いと決まりました。理由といたしましては、本年は各地で地震や台風、豪雨、猛暑等が多く、災害が発生した年でもありました。これらの経験から全国的に防災意識が高まり、多くの人が自助、共助の大切さを再認識いたしました。また、仮想通貨の流通問題、スポーツ界のパワハラ問題、財務省の決裁文書改ざん等が発覚し、これらは人災と捉えられております。来年は、新元号にもなることから、災い転じて福となることを願っております。

さて、本年も残すところあとわずかとなりました。日々寒さが厳しくなる中、皆様方には何かと御多忙のことと存じますが、どうかくれぐれも御自愛の上、御健勝にて輝かしい新年を迎えられますようお祈り申し上げます。終わりに、市民皆様には希望に満ちた新年を迎えられますよう、心からお祈り申し上げまして閉会にあたっての御挨拶といたします。

これを持ちまして、平成30年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りいたします。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成30年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって平成30年壱岐市議会定例会を閉会します。本日は、これで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 市山 繁

署名議員 牧永 護

## 議 員 派 遣 に つ い て

平成30年12月18日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

次のとおり議員を派遣する。

### 1. 長崎県病院企業団議会平成30年第2回定例会

- (1) 目 的 第2回定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 平成30年12月27日～28日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 赤木 貴尚、市山 繁

### 2. 長崎県病院企業団設立10周年記念事業

- (1) 目 的 記念事業出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 平成31年1月18日～19日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 赤木 貴尚、市山 繁

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・ 次期定例会招集日前日まで
総務文教厚生 常任委員会	事件 ・ 総務部、市民部、消防本部、教育委員会、保険課、健康増進課、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・ 企画振興部、農林水産部、建設部、環境衛生課及び農業委員会の所管に関する調査